

**令和 3 年度内外一体の経済成長戦略構築
にかかる国際経済調査事業
（諸外国等における経済の電子化に関する
課税の動向等を踏まえた我が国の国際課税
等の在り方に係る調査研究事業）**

調査報告書

目次

1. はじめに.....	5
1.1. 事業目的.....	5
1.2. 実施内容.....	5
1.3. 本報告書の構成.....	5
2. 諸外国の動向.....	7
2.1. OECD を中心とした国際議論の動向.....	7
2.1.1. ピラー1 に関する国際議論の動向.....	7
2.1.2. ピラー2 に関する国際議論の動向.....	10
2.1.3. ピラー1、ピラー2 の導入に関する今後の見通しについて.....	11
2.1.3.1. ピラー1.....	11
2.1.3.2. ピラー2.....	12
2.1.4. GloBE ルールに関する OECD モデルルールについて.....	12
2.1.4.1. OECD モデルルールの構成.....	12
2.1.4.2. 適用範囲.....	14
2.1.4.3. 所得合算ルール（IIR）.....	14
2.1.4.4. 軽減税支払ルール（UTPR）.....	14
2.1.4.5. 実効税率の計算.....	15
2.1.4.6. GloBE 所得の計算.....	16
2.1.4.7. 調整対象税額の計算.....	18
2.1.4.8. 実体ベース所得控除.....	21
2.1.4.9. トップアップ税額の計算.....	22
2.1.4.10. 組織再編.....	23
2.1.4.11. 損金算入配当制度.....	25
2.1.4.12. 特例が適用される事業体.....	26
2.1.4.13. 経過措置.....	34
2.1.4.14. 手続規定.....	34
2.1.4.15. 今後.....	35
2.2. デジタルサービス税に関する各国の動向.....	36
2.2.1. OECD の 2021 年 10 月声明とデジタルサービス税に関するこれまでの動向.....	36
2.2.2. 各国のデジタル課税制度の導入状況.....	38
2.2.3. 米国.....	57
2.2.3.1. USTR の調査と米国の対抗措置.....	57
2.2.4. EU.....	61
2.2.4.1. 自主財源としてのデジタル賦課金（digital levy）法案およびインパクトアセスメント.....	61
2.2.4.2. デジタル賦課金（digital levy）のインパクトアセスメント.....	62
2.2.4.3. デジタル賦課金のインパクトアセスメントについてのフィードバック.....	63
2.2.4.4. EU のデジタル賦課金計画の延期.....	68
2.2.4.5. 2021 年 10 月声明以降の EU の動向.....	68
2.2.5. 英国.....	69
2.2.5.1. 英国におけるデジタルサービス税の導入と概要.....	69
2.2.5.2. USTR による英国のデジタルサービス税 に関する調査.....	69
2.2.5.3. OECD の合意に向けた動き（英国）.....	70
2.2.5.4. 米国、英国、オーストリア、フランス、イタリア、スペインによるピラー1 に関する共同声明.....	70
2.2.6. フランス.....	70
2.2.6.1. フランスにおけるデジタルサービス税の導入と概要.....	70
2.2.6.2. OECD の合意に向けた動き（フランス）.....	71
2.2.6.3. 米国および英国等 5 カ国によるピラー1 に関する共同声明.....	72
2.2.7. カナダ.....	72
2.2.7.1. 2021 年 4 月 19 日のカナダの予算案.....	72
2.2.7.2. カナダのデジタルサービス税（予算案）の概要.....	73
2.2.7.3. カナダのデジタルサービス税の施行日の延期.....	74
2.2.8. インド.....	74
2.2.8.1. インドのデジタルサービス税（平衡税）の制度概要.....	74
2.2.8.2. USTR によるインドのデジタルサービス税 に関する調査.....	77

2.2.8.3.	平衡税の申告期限を2021年6月末から12月末に延長.....	77
2.2.8.4.	米国およびインドによるピラー1に関する共同声明.....	77
2.2.9.	トルコ.....	78
2.2.9.1.	トルコのデジタルサービス税の制度概要.....	78
2.2.9.2.	USTRによるトルコのデジタルサービス税に関する調査.....	79
2.2.9.3.	2021年8月25日の会談におけるトルコへの働きかけ.....	79
2.2.9.4.	米国およびトルコによるピラー1に関する共同声明.....	79
2.3.	ピラー1に関する各国の動向.....	80
2.3.1.	米国、英国、オーストリア、フランス、イタリア、スペイン（以下、「英国等5カ国」という）によるピラー1に関する共同声明.....	80
2.3.1.1.	米国および英国等5カ国によるピラー1に関する共同声明の背景.....	80
2.3.1.2.	英国等5カ国の対応.....	80
2.3.1.3.	米国の対応.....	81
2.3.2.	米国および英国等5カ国以外の国（トルコおよびインド）によるピラー1に関する共同声明.....	81
2.4.	ピラー2に関する各国法制化に係る動向.....	81
2.4.1.	EUにおける税制改正の動向.....	81
2.4.1.1.	経緯.....	81
2.4.1.2.	既存ルールとの調和.....	82
2.4.1.3.	EU指令案の概要.....	82
2.4.1.4.	OECDモデルルールとの主な相違点.....	83
2.4.1.5.	今後.....	86
2.4.2.	ドイツにおける税制改正の動向.....	88
2.4.3.	フランスにおける税制改正の動向.....	88
2.4.4.	英国における税制改正の動向.....	88
2.4.4.1.	協議文書の概要.....	88
2.4.4.2.	小規模グループへのIIRの適用に係る検討.....	89
2.4.4.3.	対象税額.....	89
2.4.4.4.	IIRの概念.....	90
2.4.4.5.	UTPRによる課税方法.....	90
2.4.4.6.	申告手続.....	91
2.4.4.7.	セーフハーバー.....	91
2.4.4.8.	国内ミニマム税.....	92
2.4.4.9.	既存のBEPS防止措置との関係.....	92
2.4.4.10.	米国GILTI税制との共存.....	93
2.4.4.11.	影響評価.....	93
2.4.4.12.	質問項目一覧.....	94
2.5.	米国における税制改正の動向.....	95
2.5.1.	グリーンブック.....	95
2.5.1.1.	経緯.....	95
2.5.1.2.	GILTI現行法とグリーンブックとの比較.....	95
2.5.1.3.	BEAT現行法とグリーンブックとの比較.....	96
2.5.1.4.	FDII現行法とグリーンブックとの比較.....	97
2.5.2.	上院改正案.....	97
2.5.2.1.	経緯.....	97
2.5.2.2.	GILTI現行法と上院改正案との比較.....	97
2.5.2.3.	BEAT現行法と上院改正案との比較.....	98
2.5.2.4.	FDII現行法と上院改正案との比較.....	98
2.5.3.	下院改正案.....	99
2.5.3.1.	経緯.....	99
2.5.3.2.	GILTI現行法と下院改正案との比較.....	99
2.5.3.3.	BEAT現行法と下院改正案との比較.....	100
2.5.3.4.	FDII現行法と下院改正案との比較.....	100
2.5.4.	下院成立案.....	100
2.5.4.1.	経緯.....	100
2.5.4.2.	GILTI現行法と下院成立案との比較.....	101
2.5.4.3.	BEAT現行法と下院成立案との比較.....	101
2.5.4.4.	FDII現行法と下院成立案との比較.....	101

2.5.5.	上院・下院改正案および下院成立案の比較表	102
3.	企業、有識者および経済団体を交えた勉強会による討議	103
3.1.	実施内容	103
3.2.	検討項目①：日本企業による海外事業活動の円滑化に資する税制の在り方	104
3.2.1.	検討の前提	104
3.2.2.	論点および意見の整理	104
3.2.2.1.	GloBE ルールの国内法制化に向けた留意点	104
3.2.2.2.	GloBE ルールと既存の CFC 税制との関係について	106
3.2.3.	討議内容	108
3.2.3.1.	GloBE ルールの導入によって想定される影響に関する主な意見	108
3.2.3.2.	既存の CFC 税制との関係整理および簡素化に関する主な意見	112
3.3.	検討項目②：国内における無形資産の形成および利用の促進に資する税制の在り方	116
3.3.1.	検討の前提	116
3.3.1.1.	無形資産をめぐる現状	117
3.3.1.2.	諸外国における無形資産関連税制制度	117
3.3.1.3.	既存研究の概要および本勉強会との関連事項	117
3.3.2.	論点および意見の整理	119
3.3.3.	討議内容	120
3.3.3.1.	無形資産の定義、現状に関する主な意見	120
3.3.3.2.	無形資産に関する視座、無形資産の形成および利用の促進に資する税制に関する主な意見	121
4.	企業、有識者へのヒアリング調査	124
4.1.	実施内容	124
4.1.1.	実施手続	124
4.1.2.	質問項目	124
4.1.2.1.	多国籍企業に対する質問事項	124
4.1.2.2.	有識者に対する質問事項	125
4.2.	ヒアリング結果	125
4.2.1.	GloBE ルールの国内法制化における論点に関する主な意見	125
4.2.2.	既存の CFC 税制との関係・簡素化に関する主な意見	128
4.2.3.	諸外国における無形資産に関する税制の効果やその評価について	131
4.2.3.1.	無形資産の定義、現状に関する主な意見	131
4.2.3.2.	無形資産に関する視座、無形資産の形成および利用の促進に資する税制に関する主な意見	133
5.	別紙	
	(別紙 1) 第 1 回勉強会講演資料	
	(別紙 2) 事務局資料	
	1. プラ-2 の概要	
	2. OECD モデルルールの概要	
	3. CFC 税制と IIR 等の比較	
	4. 米国税制改正案の比較	
	5. EU 指令案と OECD モデルルールとの比較	
	6. 英国協議文書の概要 (一部)	
	7. 日本における無形資産をめぐる現状	
	8. 英国・フランス・米国の無形資産関連税制の概要	
	9. 既存研究の概要及び本勉強会との関連事項	

1. はじめに

1.1. 事業目的

経済の電子化（デジタル化）により多国籍企業による国境を越えた経済活動が活発化していることを踏まえ、物理的施設の有無や当該施設における活動や機能によることのない、新たな国際課税の在り方についての議論が国際的に行われている。経済活動やビジネス環境が世界的に大きく変動している中で、我が国企業は欧米・アジア企業との激化する競争に直面しており、我が国企業と海外企業との公平な競争環境を確保することおよび経済活性化に資する我が国税制の在り方を検討していくことは極めて重要な課題である。

上記のような問題意識を踏まえ、本事業では、我が国企業の国際競争力の強化や経済の活性化に資する国際課税について、OECD を中心とした国際的議論や諸外国税制の動向、それらに対する産業界意見等について調査するとともに、それらを踏まえた今後の我が国の国際課税等の在り方について、必要な分析および検討を行う。

1.2. 実施内容

本事業では、(1)国際的議論および諸外国税制に係る動向調査、(2)国際合意を踏まえた国内法制化の在り方および既存の国際課税制度との関係の検討を行っている。

- (1) 国際的議論および諸外国税制に係る動向調査については、文献や報道を通じ、①OECD を中心とした国際的議論の動向、②国際合意に対する諸外国の反応、関連動向、③米国における税制改革（国際課税関係）に係る動向を調査した。
- (2) 国際合意を踏まえた国内法制化の在り方および既存の国際課税制度との関係の検討については、我が国の国際課税等の在り方の方向性等を確認するため、2021 年 12 月から 2022 年 3 月にかけて「最低税率課税制度および無形資産に係る国際課税勉強会」（以下「勉強会」という）を開催し、企業および有識者参加の下、議論が行われた。また、2022 年 2 月から 3 月にかけて、企業および有識者へのヒアリング調査を行った。勉強会の参加企業およびヒアリング対象企業は、デジタル関連企業に限定せず、広くその影響を調査した。

1.3. 本報告書の構成

本報告書では、まず第 2 章で、諸外国、国際機関における経済の電子化を踏まえた課税の在り方に関する議論、およびそれに基づく各国での制度設計等の状況に関する調査結果を記載し、経済の電子化がもたらした課税の在り方を巡る国際社会における動向を示した。特に OECD では、2021 年 7 月および 2021 年 10 月に「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する二つの柱の解決策に関する声明」が公表され、国際課税ルールを抜本的に改革するという、BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework、以下、「BEPS 包摂的枠組み」という）加盟国間での画期的な政治的合意が取りまとめられている。また、2021 年 12 月には「GloBE モデルルール」（以下、「OECD モデルルール」という）が公表され、国際税制に対する画期的な改革の実施を支援するための詳細な規則が公表されている。そのため、OECD における国際合意の内容や OECD モデルルールの内容について調査を行っている。EU、英国、米国、フランス、ドイツの各国についても、OECD における議論の影響を踏まえ、デジタル経済下で検討されている独自の対応策についてそれぞれ調査を行った。また、各国の最新の動向として、各国デジタルサービス税の導入状況、および米国、EU、英国、フランス、カナダ、インド、トルコにおける最新の状況について調査を行った。

続く第 3 章では、国内外市場において日本企業と海外企業との公平な競争環境を構築するとともに日本企業による海外事業活動の円滑化に資する税制の在り方、および国内からの無形資産や関連事業の流出を防止するとともに国内における無形資産の形成および利用の促進に資する税制の在り方に関して、勉強会における議論の結果を記載している。

第 4 章では、2021 年 12 月 20 日に OECD から公表された OECD モデルルールの内容を踏まえて、今後の詳細制度設計や国内法制化に当たっての論点や、既存の外国子会社合算税制（以下、「CFC 税制」という）との関係整理・簡素化について、また、諸外国における無形資産に関する税制（英仏等のパテントボックス税制

や、米国のFDII)の効果やその評価について、学識経験者および産業界有識者にヒアリングを実施し、聴取した意見を記載している。

【執筆者等】

デロイト トーマツ 税理士法人（経済産業省委託調査事業受託者）

山形 創一郎	International Tax and M&A	パートナー
山川 博樹	移転価格サービス	パートナー
山田 真毅	移転価格サービス	パートナー
溝口 史子	間接税サービス	パートナー
竹内 洋人	US Desk	マネージングディレクター
秋田 二郎	International Tax and M&A	シニアマネジャー
角谷 尚謙	International Tax and M&A	マネジャー
浦上 俊	移転価格サービス	マネジャー
石塚 明德	International Tax and M&A	シニアアソシエイト
桑島 健輔	International Tax and M&A	シニアアソシエイト
祖父江 将樹	International Tax and M&A	シニアアソシエイト
新藤 菜美	移転価格サービス	シニアアソシエイト
見付 菜摘	移転価格サービス	シニアアソシエイト
岩元 聡美	間接税サービス	シニアアソシエイト

経済産業省

山同 康太	貿易経済協力局	投資促進課	課長補佐
松島 隆男	貿易経済協力局	投資促進課	課長補佐
吉田 貴弘	貿易経済協力局	投資促進課	課長補佐
沼田 晴菜	貿易経済協力局	投資促進課	係長
吉田 有未	貿易経済協力局	投資促進課	係長

2. 諸外国の動向

2.1. OECD を中心とした国際議論の動向

OECD では、経済のデジタル化の進展に伴う課税上の課題に対応した国際課税ルールの見直しの検討が進められている。2021 年 7 月 1 日には「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する二つの柱の解決策に関する声明」（以下、「2021 年 7 月声明」という）が発表され、約 140 の国・地域からなる BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework、以下、「BEPS 包摂的枠組み」という）加盟国のうち 130 の国・地域がこれに参加した。また、2021 年 10 月 8 日には政治的合意を更新して取りまとめた声明（以下、「2021 年 10 月声明」という）が発表され、136 の国・地域がこれに合意している。2021 年 11 月 4 日にはモリタニアが BEPS 包摂的枠組みへの加盟および声明を支持したことにより、137 の国・地域となった。政治的には、2021 年 7 月 10 日および 2021 年 10 月 13 日に開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議において承認され、2021 年 10 月 30 日から 31 日に開催された G20 首脳会議において支持されている。

2021 年 10 月声明は、2021 年 7 月声明からいくつかの政治的問題に関する進展を示している。最も重要な進展は、2021 年 7 月時点で署名に反対していた EU 加盟国のアイルランド、ハンガリー、エストニアが合意に加わったことであり、これにより、OECD および G20 の全加盟国から支持されることになった。また、OECD の提案を実施するためのピラー 2 に関する EU 指令が全会一致で成立する可能性を高めた。この声明にまだ参加していない国は、2021 年 10 月 8 日時点でケニア、ナイジェリア、パキスタン、スリランカの 4 カ国である。

2021 年 10 月声明には、ピラー 1、ピラー 2 ともに 2023 年の実施という野心的で挑戦的な目標へのコミットメントを反映した実施計画も含まれている。これには、2021 年 11 月末までにピラー 2 に関するモデル法令、2022 年初頭までに利益 A の実施のための多国間条約を作成することが含まれる。ただし、軽減課税支払ルール（UTPR）については、2024 年に施行が開始される。

2.1.1. ピラー 1 に関する国際議論の動向

ピラー 1 の下では、定義された世界の超過利益のシェアが利益 A として市場国に再配分される。2021 年 10 月声明においては、2021 年 7 月声明において不明確であった利益 A に関するいくつかの部分について具体的な合意がなされたほか、今後の作業に関する実施計画について合意されている。2021 年 7 月声明と比較すると、一方的措置（デジタルサービス税または他の関連する類似の措置のこと）の排除に向けた交渉に関して進展があったとみられる。2021 年 10 月声明によれば、ピラー 1 に関して導入される多国間条約（MLC）においては、一方的措置としてのデジタルサービス税と関連するその他の類似の措置を全て排除することが求められることになり、2021 年 10 月 8 日から当該多国間条約が発効する日または 2023 年 12 月 31 日のどちらか早い日までの期間において、企業は今後新たに導入されるデジタルサービス税および類似の措置により課税されることがないことに 2021 年 10 月声明で合意している。また既存のデジタルサービス税および他の関連する類似の措置の撤廃の手順については今後調整を進めることが合意されている¹。これにより、既存のデジタルサービス税および他の関連する類似の措置による課税は条約が発効するか別途合意するまで当面続くものと考えられるが（2.3.1. 米国、英国、オーストリア、フランス、イタリア、スペイン（以下、「英国等 5 カ国」という）によるピラー 1 に関する共同声明、および 2.3.2. 米国および英国等 5 カ国以外の国（トルコおよびインド）によるピラー 1 に関する共同声明において後述）、少なくとも 2023 年末までは今後新たに導入されるデジタルサービス税および類似の措置によって課税されることはなくなることになろう。

2021 年 10 月声明の付属文書においてこの多国間条約についてより詳しい説明がなされている。多国間条約は説明書面（Explanatory Statement）とともに構成され、利益 A の決定と配分や二重課税の排除に必要なルール、簡易化された管理プロセス、情報交換プロセス、拘束性のある紛争抑止・解決プロセスが盛り込まれる予定である。この多国間条約の策定や交渉のために、デジタル経済に関するタスクフォース（TFDE：Task Force

¹ OECD, “Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy”, (<https://www.oecd.org/tax/beps/statement-on-a-two-pillar-solution-to-address-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-october-2021.pdf> 閲覧日 2021 年 10 月 9 日), Pillar One, Unilateral measures.

on the Digital Economy) が設けられ、2022 年初めには条約と説明書面を定めて早期の署名開放を可能にし、2022 年半ばにはハイレベルな署名セレモニーを行うことを目指している。その後多国間条約で定められる必要な数の国の批准を経て、2023 年中の発効を目指すとしている²。

2021 年 10 月声明におけるその他の合意されたポイントであるが、利益 A の対象企業を定める数値基準、具体的には世界売上 200 億ユーロ（少なくとも 2031 年まで³）超、および税引前利益率 10%超については、2021 年 10 月声明で「平均メカニズム」によって算定することが新たに決まった⁴。また 2021 年 7 月声明では、超過利益の再配分シェアは 20～30%の範囲とされていたが、25%になることが合意された⁵。

利益 B（基礎的マーケティングおよび販売活動に関して固定的な利益率によって定められる利益）は、税務執行能力が低い国のニーズに重点を置いて簡素化および合理化を図るものとし、2022 年末までにこの作業は完了させることになった⁶。

2021 年 10 月声明では、利益 A の配分を受ける市場国を決定するためのレベニューソーシングルール、マーケティングおよび販売に関するセーフハーバー、利益 A の負担国、租税の確実性をもたらすための手法などについて、技術的な詳細に関する合意はない。

ピラー 1 について合意に至った主な構成要素が 2021 年 7 月および 10 月声明において示された。新たに合意された内容は以下のとおりである。なお、参考として 2020 年 10 月青写真⁷において該当する記載部分を抜粋した。

※下線箇所は 2021 年 10 月声明によるアップデート箇所

2021 年声明（7 月および 10 月）※		2020 年 10 月青写真
適用範囲	■グローバル売上高 <u>200 億ユーロ超</u>、税引前利益率 <u>10%超</u>の多国籍企業（数値は「平均メカニズム」によって計算する）。売上高基準は、租税の確実性も含めて利益 A が首尾よく導入されることを条件に、合意実施後 7 年後に開始されるレビュー終了後に <u>100 億ユーロ</u>に引き下げられる ■<u>採掘業および規制された金融サービス業</u>は除外される	■物理的活動の有無にかかわらず、市場国における経済活動に活発かつ持続的に関わる 2 つの広範なビジネスのグループである、「自動化されたデジタルサービス（ADS）」および「消費者向けビジネス（CFB）」に属する多国籍企業⁸ ■採掘業、規制された金融サービス業、住宅用不動産の建設・販売・賃貸、および国際航空・海運業は除外される⁹

² Annex. Detailed Implementation Plan, Pillar One, Amount A.

³ Pillar One, Scope.” with the relevant review beginning 7 years after the agreement comes into force, and the review being completed in no more than one year”より、2023 年に条約署名および 2024 年から適用開始となることを想定。

⁴ Pillar One, Scope. 「平均メカニズム」は“An averaging mechanism (unspecified)”と記載されており、それ以上の詳細な記載はない。

⁵ Pillar One, Quantum.

⁶ Pillar One, Amount B.

⁷ OECD, “Tax Challenges Arising from Digitalisation – Report on Pillar Two Blueprint”, (<https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-digitalisation-report-on-pillar-two-blueprint-abb4c3d1-en.htm> 閲覧日 2021 年 7 月 2 日)

⁸ Paragraph 22; Paragraph 23.

⁹ Paragraph 35.

2021 年声明（7 月および 10 月）※		2020 年 10 月青写真
ネクサス （課税根拠）	■利益 A 適用対象の多国籍企業に対して、利益 A の市場国への配分に限り、市場国からの収入が <u>100 万ユーロ以上</u>の場合は当該市場国にネクサスを認定する。GDP が 400 億ユーロを下回る小規模市場国に関しては、ネクサスが <u>25 万ユーロ</u>に設定される	■ADS では収益に関して閾値を設定する。CFB に関しては閾値に加え重要かつ持続的な関与を示す「追加要因」も検討¹⁰ ■大規模な市場国では高い閾値を、小規模な市場国では低い閾値を適用する¹¹
定量化 ¹²	■適用対象となる多国籍企業に関して、収入の <u>10% を超える部分の利益</u>を超過利益と定義し、その <u>25%</u>をネクサスに基づいた配賦キーで配分する	■定量化に係る利益率等のパラメータの具体的な数字の設定はなし（試算のみ）¹³
レベニューソーシングルール	■利益 A に関する収入は<u>財やサービスが使用または消費される最終市場国にソースされるものとする</u> この原則の適用を容易にするために、取引カテゴリーごとに詳細なソースルールを策定する ■この原則の適用に当たって、<u>利益 A 適用対象となる多国籍企業は事実と状況に即して信頼できる手法を用いる必要がある</u>	■市場国から創出される収益を決定するための詳細なルール（ADS および CFB の取引カテゴリー別）により構成される¹⁴ ■レベニューソーシングルールを適用する際に使用する指標の選定については正確さとコンプライアンスコストのバランスが求められる¹⁵
課税ベースの算定	■<u>利益 A 適用対象の多国籍企業の利益または損失は財務会計上の所得を参照し、それに少数の調整を加えることにより決定する</u>	■適格な会計基準による税引前利益に基づいて計算されるが、最低限の調整が適用される¹⁶
セグメンテーション	■財務会計で開示されたセグメントに基づき、<u>あるセグメント単体で課税対象の要件を満たす例外的な状況においてのみ行われる</u>	■グローバルベースでの収益が合意された閾値を超過する大規模グループは必須。小規模グループは任意¹⁷ ■大きな歪みが生じる可能性がある場合は義務化の可能性¹⁸
マーケティングディストリビューションセーフハーバー	■<u>マーケティングディストリビューションセーフハーバーの設計に関してさらなる作業が行われる予定</u>	■超過利益がすでに市場国で課税されている状況では、市場国への利益 A の配分を制限するために、マーケティングおよび販売活動の利益についてセー

¹⁰ Paragraph 191; Paragraph 192.

¹¹ Paragraph 197.

¹² 6.2. The formula to determine the quantum of Amount Aにおける、利益 A の算定（定量化）。

¹³ Paragraph 509, Table 6.1. Estimated Impact of Different Profitability Thresholds; Paragraph 512, Table 6.2. Effect of profitability threshold and allocation percentage on residual profits.

¹⁴ Paragraph 218.

¹⁵ Paragraph 218.

¹⁶ Paragraph 407; Paragraph 409.

¹⁷ Paragraph 413.

¹⁸ Paragraph 413.

2021 年声明（7 月および 10 月）※		2020 年 10 月青写真
		フハーバーを導入する可能性
二重課税の抑止	■ 国外所得免除方式または税額控除方式のいずれかを採用し二重課税を排除する ■ <u>利益 A に関する税金の負担者は超過利益を獲得する会社から選ばれる</u>	■ 国外所得免除方式または税額控除方式のいずれかを採用し二重課税を排除する ■ 利益 A の支払事業体を決めるために 4 つの基準を定めた¹⁹
利益 B	■ 基礎的マーケティングおよび販売活動に対する独立企業原則の適用は、税務執行能力が低い国のニーズに配慮しつつ、<u>簡素化される。2022 年末までに作業は完了する予定</u>	■ 基礎的マーケティング・販売活動に関する固定的利益（固定利益率）を導入する²⁰
コンプライアンス	■ 税務コンプライアンスは提出義務も含めて効率化され、<u>利益 A 適用対象となる多国籍企業は単一の事業体を通じてプロセスを管理できるようになる予定</u>	■ グループにおいてコーディネーションを担当する一社がグループの代表者として、標準化された利益 A 申告書および文書化のパッケージを当該グループの最終親会社の所在地国における税務当局へ一部提出する。そののち、受領した税務当局は他の関連する税務当局と交換²¹
一方的措置	■ <u>多国間条約において、全ての会社に対するデジタルサービス税および類似の措置を撤廃する</u> <u>2021 年 10 月 8 日から多国間条約が発効する日または 2023 年 12 月 31 日のどちらか早い日までの期間において、企業は今後新たに導入されるデジタルサービス税や類似の措置により課税されない</u> ■ <u>既存のデジタルサービス税および類似の措置の撤廃の手順については今後調整を進める</u>	■ デジタルサービス税等を含む各国国内法の動きを撤回、将来における同様の国内法の導入を禁ずる条項の導入を期待²²
導入時期	■ 利益 A の実施のための多国間条約は <u>2022 年に署名開放され、2023 年に効力を生じるものとする。詳細な実施計画を付属文書において定める</u>	未定 ²³

2.1.2. ピラー2 に関する国際議論の動向

ピラー2 について合意に至った構成要素が 2021 年 7 月および 10 月声明において示された。新たに合意された内容は以下のとおりである。なお、参考として 2020 年 10 月青写真において該当する記載部分を抜粋した。

※下線箇所は 2021 年 10 月声明によるアップデート箇所

¹⁹ Paragraph 560.

²⁰ Paragraph 650.

²¹ Paragraph 717; Paragraph 718; Paragraph 724.

²² Paragraph 848.

²³ Paragraph 851.

	2021 年声明（7 月および 10 月）※	2020 年 10 月青写真
適用範囲	■前年度連結売上高 7 億 5,000 万ユーロ以上の閾値を満たしていない多国籍企業であっても、自国に本社を置く企業に各国が IIR を適用することを容認	■前年度の連結売上高が 7 億 5,000 万ユーロ以上の多国籍企業グループ ²⁴
最低税率	■IIR と UTPR の適用における最低税率は、 <u>15%</u>	未定
カーブアウト	■有形資産の簿価および人件費の <u>5%</u> *を課税ベースから控除 * 移行期間の当初は有形資産の簿価の <u>8%</u> および人件費の <u>10%</u> 、その後、移行期間（ <u>10 年</u> ）にわたって段階的に引き下げ ■売上高 <u>1,000 万ユーロ</u> かつ利益 <u>100 万ユーロ未滿</u> の国をデミニマス除外	■給与・償却費に[x]%を乗じて計算したカーブアウト額を課税ベースから控除 ²⁵
その他の除外	■OECD モデル租税条約の定義に基づく <u>国際海運業所得</u> を除外	—
所得合算ルール（IIR）	■持株割合が <u>80%</u> 未滿の場合に、スプリットオーナーシップルールを適用	■持株割合[x]%未滿の中間親会社が存在する場合には、中間親会社に IIR を適用（スプリットオーナーシップルール） ²⁶
軽課税支払ルール（UTPR）	■国際的事業活動の初期段階にある多国籍企業（国外にある有形資産が最大 5,000 万ユーロかつ 5 カ国以内で事業を行っている企業）については、 <u>施行から 5 年間</u> 、UTPR の適用を免除	■軽課税国のグループ会社等への支払に対し、支払会社側の国で最低税率まで課税（損金算入否認等） ²⁷
租税条約の特典否認ルール（STTR）	■STTR は、ピラー 2 について途上国のコンセンサスを達成するために不可欠であり、途上国から要望があれば二国間条約において規定される ■STTR の最低税率は <u>9%</u>	■軽課税国の関連者への利子・使用料等の支払に対し、支払会社側の国で最低税率（未定）まで課税 ²⁸
導入時期	■2022 年に各国国内法導入後、IIR は 2023 年に施行 ■UTPR は <u>2024 年</u> に施行	未定

2.1.3. ピラー 1、ピラー 2 の導入に関する今後の見通しについて

2.1.3.1. ピラー 1

2.1.1. ピラー 1 に関する国際議論の動向で述べたとおり、利益 A に関しては、2023 年中の多国間条約の発効を目指す観点から 2022 年半ばの署名開放を目指しており、これを踏まえて 2022 年初めに利益 A 部分の実施に必要な多国間条約の本文と説明書面について公表するとともに、ピラー 1 実施に必要な国内法制のためのモ

²⁴ Paragraph 113.

²⁵ Paragraph 332.

²⁶ Paragraph 418.

²⁷ Paragraph 457.

²⁸ Paragraph 566.

デル法令を公表する予定としている²⁹。また利益 B に関しては 2022 年末までに必要な関連作業を完了させるとしている³⁰。

2.1.3.2. ピラー2

2021 年 11 月末までに、GloBE ルール（IIR および UTPR）に係る適用範囲、計算の枠組み、ルール運用等の詳細を規定したモデル法令および STTR に係るモデル条約規定が作成され、2022 年半ばまでに、STTR を二国間条約に迅速かつ整合的に導入することを促進するための多国間条約が作成される予定である。なお、GloBE ルールに係るモデル法令および STTR に係るモデル条約規定は 2021 年 12 月 20 日に公表された。

また、遅くとも 2022 年末までに、各国が IIR および UTPR を協調的に実施するための枠組みを策定することが計画されている。当該枠組みには、企業のコンプライアンスおよび税務当局の執行を促進するため、申告手続きや多国間レビュープロセス等の合意された手続きやセーフハーバーが含まれることが想定されている³¹。

2.1.4. GloBE ルールに関する OECD モデルルールについて

OECD は 2021 年 12 月 20 日に OECD モデルルールを公表した³²。OECD モデルルールは、GloBE ルールの範囲を定義し、仕組みを定め、2021 年 10 月に合意された経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する二つの柱の解決策を促進するためのテンプレートを各国政府に提供するものである。このモデルルールを基に各国政府はピラー 2 の国内法化を進めることとなり、多国籍企業は 2023 年から最低税率 15%の対象となる³³。

2.1.4.1. OECD モデルルールの構成

主要なルールとなる IIR とそのバックストップである UTPR は、大規模な多国籍企業グループ（MNE Group）が、事業を展開する各国において 15%の最低税率（Minimum Rate）で法人税を支払うことを確保するように設計されている。これらのルールの導入は各国の義務とはされていないものの、OECD モデルルールは、一貫し、調整された方法でこれらのルールを国内法に導入するためのテンプレートとなるものである。OECD モデルルールは、次の章から構成される。

概要		
第 1 章	適用範囲	1.1 条：GloBE ルールの適用対象 1.2 条：多国籍企業グループ（MNE Group）、グループ（Group）の定義 1.3 条：構成会社（Constituent Entity） 1.4 条：最終親会社（Ultimate Parent Entity） 1.5 条：適用除外会社（Excluded Entity）

²⁹ OECD, “Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy”, (<https://www.oecd.org/tax/beps/statement-on-a-two-pillar-solution-to-address-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-october-2021.pdf> 閲覧日 2021 年 10 月 9 日), Annex. Detailed Implementation Plan, Pillar One, Amount A, Multilateral Convention.

³⁰ Annex. Detailed Implementation Plan, Pillar One, Amount B.

³¹ OECD, “Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy”, (<https://www.oecd.org/tax/beps/statement-on-a-two-pillar-solution-to-address-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-october-2021.pdf> 閲覧日 2021 年 10 月 9 日), Annex. Detailed Implementation Plan, Pillar Two

³² OECD, “Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy Global Anti-Base Erosion Model Rules(Pillar Two)”, (<https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two.pdf> 閲覧日 2021 年 12 月 21 日)

³³ OECD, “OECD releases Pillar Two model rules for domestic implementation of 15% global minimum tax”, (<https://www.oecd.org/newsroom/oecd-releases-pillar-two-model-rules-for-domestic-implementation-of-15-percent-global-minimum-tax.htm> 閲覧日 2021 年 12 月 21 日)

		概要
第2章	課税配分ルール	2.1～2.3 条：IIR に基づくトップアップ税額（Top-Up Tax）の配分 2.4～2.6 条：UTPR に基づくトップアップ税額の配分
第3章	GloBE 所得の計算	3.1 条：当該構成会社の会計上の当期利益または損失（Financial Accounting Net Income or Loss） 3.2～3.5 条：会計上の当期利益または損失から GloBE 所得（GloBE Income or Loss）を算定するための調整
第4章	調整対象税額の計算	4.1 条：調整対象税額（Adjusted Covered Taxes） 4.2 条：対象税額（Covered Taxes）の定義 4.3 条：構成会社間で対象税額の配分 4.4～4.5 条：一定の一時差異に係る調整 4.6 条：一定の申告後調整および税率変更
第5章	実効税率とトップアップ税額の計算	5.1 条：各国の実効税率（Effective Tax Rate）の決定 5.2 条：トップアップ税額の計算 5.3 条：実体ベース所得控除（Substance based Income Exclusion） 5.4 条：追加トップアップ税額 5.5 条：デミニマス除外（De minimis exclusion） 5.6 条：少数被所有構成会社（Minority-owned Constituent Entities）
第6章	組織再編・持株ストラクチャー	6.1 条：前4年間に合併等が行われた場合における連結売上高基準の判定 6.2 条：連結会計年度中に多国籍企業グループに加入または離脱する構成会社に係る特例 6.3 条：組織再編の取扱いに関する特例 6.4 条：特定のジョイントベンチャーに対する GloBE ルールの適用 6.5 条：多数親会社多国籍企業グループ（Multi-Parented MNE Groups）に関する特例
第7章	投資家段階課税、配当ベース課税制度等の取扱い	7.1 条：フロースルー事業体（Flow-through Entity）である最終親会社に係る特例 7.2 条：損金算入配当制度の適用を受ける最終親会社に係る特例 7.3 条：適格配当ベース課税制度（Eligible Distribution Tax Systems） 7.4～7.6 条：一定の投資企業に関する特例
第8章	手続規定	8.1 条：情報申告書の提出義務 8.2 条：セーフハーバールール（GloBE Safe Harbour） 8.3 条：合意された税務行政指針（Agreed Administrative Guidance）
第9章	経過措置（Transition rules）	9.1 条：多国籍企業グループが GloBE ルールの適用対象に該当することとなった場合の経過措置 9.2 条：5.3 条の規定に基づく実体ベース所得控除の計算に係る移行期間における控除割合の修正 9.3 条：国際的事業活動の初期段階にある多国籍企業グループを UTPR から除外 9.4 条：申告義務に係る経過措置
第10章	定義	10.1 条：GloBE ルールで使用される一般的な用語の定義 10.2 条：フロースルー事業体に関する定義 10.3 条：会社等（Entity）の所在地の決定に関する定義規定

2.1.4.2. 適用範囲

OECD モデルルールの対象となるのは、直前の 4 年度のうち少なくとも 2 年度において、連結グループの年間売上高が 7 億 5,000 万ユーロ以上となる大規模な多国籍企業グループである³⁴。多国籍企業グループの会計年度（Fiscal Year）が 12 カ月以外の場合には、会計年度の長さ按比例して当該閾値が調整される³⁵。また、合併、分割等が行われた場合には、特別な規定が適用される（「2.1.4.10. 組織再編」参照）。一定の事業体については適用が除外される（適用除外会社（Excluded Entities））³⁶。

2.1.4.3. 所得合算ルール（IIR）

IIR はトップダウンアプローチで適用されるため、ほとんどの場合、納税額は最終親会社（Ultimate Parent Entity）によって計算され、その国の税務当局に支払われることになる。親会社³⁷（Parent Entity）が納付すべき税額は、トップアップ税額配分額（Allocable Share of the Top-Up Tax）であり、トップアップ税額配分額は構成会社（Constituent Entity）別のトップアップ税額に親会社の合算割合（Parent Entity's Inclusion Ratio）を乗じて計算される。親会社の合算割合は次のとおり計算される³⁸。

$$\frac{\text{軽課税構成会社の GloBE 所得} - \text{他の株主に帰属する GloBE 所得}}{\text{軽課税構成会社の GloBE 所得}}$$

軽課税構成会社の GloBE 所得

最終親会社の所在地国が IIR を導入していない場合、資本関係の連鎖における最終親会社の次の中間持株会社（Intermediate Parent Entity）が、軽課税構成会社（Low-Taxed Constituent Entity）に係るトップアップ税額配分額を支払うことになる。トップダウンアプローチの例外として、軽課税構成会社の少数株主持分を考慮に入れるために、部分被所有親会社（Partially-Owned Parent Entity）がトップアップ税額配分額を支払うことも規定されている⁴⁰。IIR が適用される中間親会社または部分被所有親会社を通じて、間接的に軽課税構成会社の所有持分（Ownership Interest）を所有する上位階層の親会社のトップアップ税額配分額は、適格 IIR（Qualified IIR）の適用により中間親会社または部分被所有親会社に課されたトップアップ税額配分額のうち、その上位階層の親会社の配分額に対応する部分の額だけ減額されることとなる⁴¹。なお、IIR はその親会社の所在する国以外に所在する軽課税構成会社に対して適用される⁴²。

2.1.4.4. 軽課税支払ルール（UTPR）

UTPR は、IIR が適用されない場合のバックストップルールとして位置付けられている。すなわち、UTPR トップアップ税額合計額（Total UTPR Top-up Tax Amount）は、多国籍企業グループ全体の軽課税構成会社に係るトップアップ税額の総額から、適格 IIR の適用による親会社のトップアップ税額配分額を控除した金額となる⁴³。軽課税構成会社に対する最終親会社の所有持分の全てが、適格 IIR の適用義務を負う親会社によって直接また

³⁴ Article 1.1.1.

³⁵ Article 1.1.2.

³⁶ Article 1.1.3.

³⁷ OECD モデルルールにおける親会社（Parent Entity）とは、最終親会社（適用除外会社を除く）、中間親会社（Intermediate Parent Entity）または部分被所有親会社（Partially-Owned Parent Entity）をいう。

³⁸ Article 2.2.1., 2.2.2.

³⁹ 最終親会社の連結財務諸表に適用されている IFRS 及びこれと同等の会計基準（Acceptable Financial Accounting Standard）により、当該他の株主に帰属することとなる当期利益に相当する額をいう（当期利益が GloBE 所得と同額である等の仮定を置いた場合）（2.2.3.）。フロースルー事業体の場合は「2.1.4.12.2. フロースルー事業体」参照。

⁴⁰ Article 2.1.4.

⁴¹ Article 2.3.1., 2.3.2.

⁴² Article 2.1.6.

⁴³ Article 2.5.1., 2.5.3.

は間接に所有されている場合には、その軽課税構成会社に係る UTPR トップアップ税額はゼロに減額される⁴⁴。
UTPR は、最終親会社の軽課税所得に対しても適用される。
UTPR トップアップ税額は、UTPR 割合（UTPR Percentage）に基づいて UTPR 導入国へ配分される。UTPR 割合は次の算式に基づいて計算される⁴⁵。

$$50\% \times \left(\frac{\text{その UTPR 導入国の従業者数}^{46}}{\text{全ての UTPR 導入国の従業者数合計}} \right) \\ + 50\% \times \left(\frac{\text{その UTPR 導入国の有形資産}^{47}\text{帳簿価額合計}}{\text{全ての UTPR 導入国の有形資産帳簿価額合計}} \right)$$

UTPR 導入国の構成会社は、その配分された UTPR トップアップ税額について、支払損金算入の否認または同等の方法によって課税されることになる⁴⁸。ただし、過年度に配分された UTPR トップアップ税額について、追加的な納税額の合計額がその配分された UTPR トップアップ税額に達していない場合には、当期の UTPR 割合はゼロとみなされる⁴⁹。

投資企業（Investment Entity）が保有する従業者数および有形資産帳簿価額（Net Book Value of Tangible Assets）については、UTPR トップアップ税額合計額の配分計算の算式の要素から除外される⁵⁰。
また、フロースルー事業体が保有する従業者数および有形資産帳簿価額で恒久的施設（Permanent Establishment、以下「PE」という）に配分されないものは、フロースルー事業体が設立された国に所在する構成会社に配分される。フロースルー事業体が保有する従業者数および有形資産帳簿価額が、PE または構成会社のいずれにも配分されない場合には、UTPR トップアップ税額合計額の配分計算の算式から除外される⁵¹。
なお、国際的事業活動の初期段階にある企業グループは、最大 5 年間、UTPR トップアップ税額はゼロとされる⁵²。

2.1.4.5. 実効税率の計算

各国の実効税率の計算においては、当該国の構成会社に帰属する対象税額、利益および損失の総額が考慮される。すなわち、多国籍企業グループに係る各構成会社の所在地国における実効税率は、その国の各構成会社の調整対象税額の合計額をその国の GloBE 純所得（Net GloBE Income）で除することにより計算される⁵³。GloBE 純所得は次のとおり計算された金額（正の値）である⁵⁴。

⁴⁴ Article 2.5.2.

⁴⁵ Article 2.6.1.

⁴⁶ 従業者数（Number of Employees）は、その国の税務上の居住者である従業者数（FTE ベース）をいう。構成会社の通常業務に従事する独立請負業者を含む。

⁴⁷ 有形資産の簿価（Net Book Values）は、財務諸表上の期首と期末の簿価（減価償却累計額、減損損失累計額を控除した残額）の平均値をいう。

⁴⁸ Article 2.4.1. 投資企業については「2.1.4.12.3. 投資企業」参照。

⁴⁹ Article 2.6.3.

⁵⁰ Article 2.6.2.(a)

⁵¹ Article 2.6.2.(b)

⁵² 多国籍企業グループが以下の要件をいずれも満たす場合には、国際的事業活動の初期段階にあるものとみなされる（9.3.2.）。

(a) 6 か国以下の国に構成会社を有していること

(b) 全ての構成会社（当該多国籍企業グループが適用初年度において帳簿価額ベースで最も多くの有形資産を有する国に所在する構成会社を除く。）の有形資産に係る帳簿価額が 5,000 万ユーロを超えないこと

⁵³ Article 5.1.1. 無国籍構成会社（Stateless Constituent Entity）は、実効税率及びトップアップ税額の計算上、分離された国に所在する単一の構成会社として取り扱われる。

⁵⁴ Article 5.1.2.

GloBE 純所得 = 全ての構成会社の GloBE 所得 – 全ての構成会社の GloBE 損失

企業グループは、平均 GloBE 売上高（Average GloBE Revenue）が 1,000 万ユーロ未満であり、かつ、平均 GloBE 所得（Average GloBE Income or Loss）⁵⁵が 100 万ユーロ未満である国に所在する構成会社のトップアップ税額をゼロとみなすデミニマス除外（De minimis exclusion）を選択することが可能となる（1 年選択）⁵⁶。

2.1.4.6. GloBE 所得の計算

GloBE 所得（GloBE Income or Loss）の計算は、最終親会社の連結財務諸表（Consolidated Financial Statements）（内部取引消去前）の作成に使用される各構成会社の会計上の当期利益または損失からスタートする⁵⁷。

各構成会社の GloBE 所得を計算するために、以下の項目を含む調整が行われる⁵⁸。

- (a) 税金費用（対象税額含む）
- (b) 一定の配当金
- (c) 一定の株式譲渡損益
- (d) 再評価損益
- (e) GloBE 組織再編（GloBE Reorganisation）の一部として移転する資産・負債の譲渡から生じる損益
- (f) 会計と税務で異なる機能通貨を採用している会社等の為替差損益のうち一定のもの
- (g) 政策的に否認される費用（例：賄賂）
- (h) 過年度の誤謬および会計原則の変更
- (i) 未払年金費用

異なる国の構成会社間の取引について、各社の財務諸表において同じ取引価格で計上されていない場合または独立企業原則に準拠しない取引が行われた場合には、移転価格調整が必要となる⁵⁹。また、グループ内金融取引（Intragroup Financing Arrangement）に係る費用で、当該グループ内金融取引に関与する軽課税構成会社（Low-Tax Entity）に係る GloBE 所得の計算上、その取引期間において費用計上されることが見込まれ、一方、受取側（軽課税国以外）の課税所得が相応に増加しないことが見込まれるものについては、その軽課税会社に係る GloBE 所得計算上の費用から除外される⁶⁰。

GloBE 所得の計算においては、次のような選択が認められる（別紙選択項目一覧を参照）。

- (a) 株式型報酬について、会計上の費用を現地税務上の損金算入額に置換えることができる（5 年選択）。この選択が行われた場合には、選択が行われた年度とそれ以降の連結会計年度において、同一国に所在

⁵⁵ ある国の平均 GloBE 売上高（または平均 GloBE 所得）は、その国の当期および前 2 期の GloBE 売上高（または GloBE 所得）の平均に基づいて計算される。

⁵⁶ Article 5.5.1. ただし、構成会社が無国籍会社（Stateless Constituent Entity）や投資企業である場合には、その構成会社の GloBE 所得はデミニマス除外の計算から除外される（5.5.4.）。

⁵⁷ Article 3.1.1., 3.1.2., 最終親会社の連結財務諸表に適用される会計基準に基づいて各構成会社の会計上の当期利益または損失を決定することが、合理的に実施可能ではない場合、以下の要件を全て満たすときは、異なる会計基準（IFRS 及びこれと同等の会計基準またはその国で公認された会計基準）を適用して各構成会社の会計上の当期利益または損失を決定することができる（3.1.3.）。

- その構成会社の財務諸表が、その会計基準に準拠して作成されていること
- その財務諸表に記載された情報が信頼できること
- 最終親会社の連結財務諸表に適用された会計基準と異なる基準の適用によって生じた永久差異（100 万ユーロを超えるものに限り）が、最終親会社の連結財務諸表に適用される会計基準に従って処理されていること

⁵⁸ Article 3.2.1.

⁵⁹ Article 3.2.3.

⁶⁰ Article 3.2.7.

する全ての構成会社の株式型報酬に一貫して適用されなければならない。選択が取り消された場合、当該選択により控除された額のうち、株式型報酬に係る会計上の未払計上額を超える部分の金額を、その取消年度の GloBE 所得に含めなければならない⁶¹。

- (b) 公正価値測定または減損の対象となる資産および負債の損益を実現主義に基づき算定することができる（5 年選択）。この選択が行われた場合には、申告構成会社（Filing Constituent Entity）が当該構成会社の有形資産または投資企業である構成会社に限定して適用することを選択しない限り、同一国にある全ての構成会社の全ての資産・負債に対して適用される⁶²。選択が取り消された場合、取消年度の期首時点における資産・負債の公正価値と選択に基づく帳簿価額との差異について構成会社の GloBE 所得が調整される⁶³。
- (c) 不動産譲渡利益合計額（Aggregate Asset Gain）を、同一国内の不動産（Local Tangible Asset）から譲渡損失が生じた過去の期間へ繰り戻して相殺することができる（1 年選択）。すなわち、選択年度における不動産譲渡利益合計額は、遡及期間（Look-back Period）のうち最も古い欠損年度（Loss Year）に繰り戻され、当該国に所在する構成会社の不動産譲渡損失（Net Asset Loss）と相殺される⁶⁴。当該欠損年度において相殺し切れなかった譲渡利益（Adjusted Asset Gain）がある場合には、次の欠損年度に繰り越して相殺される⁶⁵。残余の譲渡利益は、遡及期間に含まれる各連結会計年度に均等配分しなければならない。この場合において、各連結会計年度の配分譲渡利益（Allocated Asset Gain）は、次の算式に従って当該国に所在する各構成会社の GloBE 所得に含められる⁶⁶。

$$\text{各連結会計年度の配分譲渡利益} \times \frac{\text{当該構成会社の選択年度における不動産譲渡純利益}}{\text{所在国の全ての構成会社の選択年度における不動産譲渡純利益}}$$

選択年度における不動産譲渡純利益（損失）に係る対象税額については、調整対象税額の計算から除外されることとなる⁶⁷。

- (d) 同一国内の連結納税グループに含まれる構成会社間の内部取引から生じた収益、費用、利益および損失を消去するための連結修正仕訳を考慮することができる（5 年選択）。選択された場合または選択が取り消された場合、選択またはその取消の結果として生ずる GloBE 所得の重複や漏れが生じないように適切な調整が行われる必要がある⁶⁸。

国際海運業所得（International Shipping Income）は、利益に基づかないトン数標準税制が世界的に普及していることから、課税ベースから除外されている⁶⁹。国際海運業所得が GloBE 所得から除外されるためには、構成会社は、全ての関連する船舶の戦略的・商業的管理がその構成会社の所在地国において効果的に行わ

⁶¹ Article 3.2.2.

⁶² 資産・負債の公正価値測定、減損に帰属する全ての利益（損失）は GloBE 所得計算から除外される（3.2.5.(a)）。利益（損失）を決定するための資産・負債の帳簿価額は (i) 選択年度の開始日 (ii) 資産の取得または負債の発生、のいずれか遅い方の帳簿価額とする（3.2.5.(b)）。

⁶³ Article 3.2.5.

⁶⁴ 3.2.6.(b)

⁶⁵ 3.2.6.(c)

⁶⁶ 3.2.6.(d)

⁶⁷ Article 3.2.6.(a)

⁶⁸ Article 3.2.8.

⁶⁹ Article 3.3.1.

れていることを証明しなければならない⁷⁰。また、金融サービス事業については、保険会社が支払う契約者配当に係る調整⁷¹や、銀行資本規制を考慮した一定の調整⁷²が行われる。

2.1.4.7. 調整対象税額の計算

2.1.4.7.1. 調整対象税額

調整対象税額は、連結財務諸表（内部取引消去前）の作成に使用される構成会社の当期利益または損失に含まれる当期税金費用を出発点として、加減算項目、繰延税金調整合計額（Total Deferred Tax Adjustment Amount）および純資産直入・その他の包括利益として会計処理された対象税額を加味して計算される⁷³。加減算項目は以下のとおりである⁷⁴。

【加算項目（Additions to Covered Taxes）】

- (a) 会計上の税引前利益の計算上、費用として計上された対象税額
- (b) GloBE 損失繰延税金資産（GloBE Loss Deferred Tax Asset）の金額
- (c) 不確実な税務ポジションに係る対象税額で、当該連結会計年度において納付されたもの（前連結会計年度において対象税額への減算項目とされていたものに限る）
- (d) 適格還付税額控除（Qualified Refundable Tax Credit）に係る還付金または控除額で、当期税金費用の減額として会計処理されたもの

【減算項目（Reductions to Covered Taxes）】

- (a) GloBE 所得の計算から除外された所得に係る当期税金費用
- (b) 非適格還付税額控除（Non-Qualified Refundable Tax Credit）に係る還付金または控除額で、当期税金費用の減額として会計処理されなかったもの
- (c) 対象税額に係る還付金または控除額（適格還付税額控除を除く）で、当期税金費用の減額として会計処理されなかったもの
- (d) 不確実な税務ポジションに係る当期税金費用
- (e) 連結会計年度終了日以後 3 年以内に支払が見込まれない当期税金費用

GloBE 純所得がない国において、調整対象税額がゼロ未満かつ見込調整対象税額（Expected Adjusted Covered Taxes Amount）未満である場合、その差額に相当するトップアップ税額が当期に生じたものとみなして、その国における構成会社の追加トップアップ税額（Additional Current Top-up Tax）として取り扱われる。見込調整対象税額はその国の GloBE 所得に最低税率を乗じて計算される⁷⁵。

対象税額に含まれないものは以下のとおりである⁷⁶。

- (a) 適格 IIR により親会社において発生したトップアップ税額
- (b) 適格国内ミニマム税により構成会社において発生したトップアップ税額
- (c) 適格 UTPR（Qualified UTPR）に基づき構成会社によって行われた調整に起因する税額

⁷⁰ Article 3.3.6.

⁷¹ Article 3.2.9.

⁷² 構成会社によって発行されたその他 Tier 1 資本（Additional Tier One Capital）に関して支払われたまたは支払われるべき分配金額で、その構成会社の資本の減少として認識されるものは、GloBE 所得の計算上、費用とみなされる。一方、構成会社が保有するその他 Tier 1 資本に関して受領したまたは受領可能な分配金額で、資本の増加と認識されるものは、GloBE 所得に含まれる（Article 3.2.10.）。

⁷³ Article 4.1.1.

⁷⁴ Article 4.1.2., 4.1.3.

⁷⁵ Article 4.1.5.

⁷⁶ Article 4.2.2.

- (d) 非適格還付可能インピュテーション税額（Disqualified Refundable Imputation Tax）
- (e) 保険会社が支払う契約者配当に関して支払われた税金

2.1.4.7.2. 対象税額の配分

対象税額には、構成会社の所得または利得に課される法人税に加えて、他の構成会社の所得または利得のうち構成会社が有する所有持分に応じて計算された金額に対して課される法人税で構成会社の財務諸表に計上される額が含まれる。そのため、対象税額は、次のとおり構成会社間で配分されることになる⁷⁷。

- (a) PE の GloBE 所得について構成会社の財務諸表に計上された対象税額：当該 PE 配分へ配分
- (b) 税務上の透明事業体（Tax Transparent Entity）の財務諸表に計上された対象税額で、その構成会社所有者（Constituent Entity-owner）に配分された GloBE 所得に対するもの：当該構成会社所有者へ配分
- (c) CFC 税制（Controlled Foreign Company Tax Regime）に基づき構成会社の所得のうちその構成会社所有者の持株割合に応じて課された税額で、その構成会社所有者の財務諸表に計上されたもの：外国子会社（CFC）である構成会社に対する持分に応じて、当該構成会社へ配分
- (d) ハイブリッド事業体（Hybrid Entity）である構成会社の場合、その構成会社所有者の財務諸表に計上された対象税額で、そのハイブリッド事業体の所得に対するもの：当該ハイブリッド事業体へ配分
- (e) 直接の構成会社所有者の財務諸表に計上された対象税額で、構成会社から受けた配当に対するもの：当該構成会社へ配分

上記(c)または(d)により構成会社に配分された対象税額のうち、受動的所得（Passive Income）に係るものは、次のいずれか小さい金額が調整対象税額に含まれる⁷⁸。

- (a) 受動的所得に対応する対象税額
- (b) 受動的所得に対応する対象税額を考慮せずに計算された構成会社の所在地国に係るトップアップ税率を CFC 税制等に基づき合算される受動的所得に乗じた金額

OECD モデルルール 3.4.5 条の規定により PE の GloBE 所得が本店の GloBE 所得として取り扱われる場合、PE の所在地国において生じた対象税額でその所得に関連するものは、その所得に本店所在地国における最高税率（ordinary income に対するもの）を乗じた金額を限度として、本店の対象税額として取り扱われる⁷⁹。

2.1.4.7.3. 一時差異に対処するための繰延税金メカニズム

各構成会社の繰延税金調整合計額は、会計上の繰延税金費用を出発点として計算される。繰延税金費用が 15%以上の税率で計算される場合、繰延税金費用は 15%で再計算される必要がある⁸⁰。

また、以下に関連するものを含め、いくつかの除外が必要となる。

- (a) OECD モデルルールの課税ベースの計算から除外された項目に係る繰延税金費用
- (b) 不確実な税務ポジションおよびその構成会社からの分配金に関連して発生した繰延税金費用の変動額
- (c) 繰延税金資産の回収可能性の評価や会計上の認識に係る調整の影響
- (d) 国内税率変更による再測定に伴う繰延税金費用
- (e) 税額控除の発生・使用に係る繰延税金費用

⁷⁷ Article 4.3.2

⁷⁸ Article 4.3.3.

⁷⁹ Article 4.3.4.

⁸⁰ Article 4.4.1.

繰延税金調整合計額の計算に含められた繰延税金負債のうち、5 年以内に支払われないものは、次の例外項目（Recapture Exception Accrual）を除いて、前 5 連結会計年度の実効税率およびトップアップ税額の計算上、その繰延税金負債を取り消すことが必要になる⁸¹。

- (a) 有形資産の加速度償却
- (b) 不動産の使用権・天然資源の採掘権に関する費用
- (c) 研究開発費
- (d) 廃棄・修繕費
- (e) 未実現利益に対する公正価値測定
- (f) 為替差益
- (g) 保険準備金・繰延新契約費
- (h) 同一国内の有形固定資産の買い換えに伴う売却益
- (i) 上記(a)から(h)に関連する会計方針の変更に伴い追加的に計上された金額

2.1.4.7.4. GloBE 損失選択

ある国の連結会計年度に係る GloBE 純損失について、申告構成会社はその国における繰延税金調整合計額の詳細な計算を行う代わりに、簡易的な GloBE 損失繰延税金資産（GloBE Loss Deferred Tax Asset）を設定することを選択することができる（GloBE Loss Election、以下「GloBE 損失選択」という）。

GloBE 損失繰延税金資産は GloBE 純損失に最低税率を乗じて計算される⁸²。GloBE 損失繰延税金資産は、繰り越しが可能であり、その国において GloBE 純所得が生じた年度において GloBE 純所得に最低税率を乗じた金額を限度として使用することができる⁸³。GloBE 損失繰延税金資産の当期使用額は調整対象税額に加算される⁸⁴。この選択が取り消された場合、残存している GloBE 損失繰延税金資産は選択が適用されなくなる連結会計年度の初日からゼロに減額される⁸⁵。

GloBE 損失選択は、その選択が行われる国を含む多国籍企業グループの最初の GloBE 情報申告書（GloBE Information Return）とともに提出されなければならない。後述の適格配当ベース課税制度（「2.1.4.12.7. 適格配当ベース課税制度の適用を受ける構成会社」参照）の適用を受ける国については GloBE 損失選択を行うことができない⁸⁶。多国籍企業グループの最終親会社であるフロースルー事業体は、本条に基づいて GloBE 損失選択を行うことができる⁸⁷。

2.1.4.7.5. 申告後調整および税率変更

過年度の財務諸表に計上された対象税額に係る負債に対する調整は、その調整が行われた連結会計年度に係る対象税額の調整として取り扱われるものとする。ただし、当該調整が対象税額の減額に関するものである場合にはこの限りでない。過年度におけるその構成会社の調整対象税額に含まれていた対象税額が減額された場合には、その過年度に係る実効税率およびトップアップ税額を再計算する必要がある。申告構成会社は、1 年選択により、対象税額の軽微な減額（100 万ユーロ未満）については調整が行われた連結会計年度に係る対象税額の調整として取り扱うことができる⁸⁸。

国内税率の引き下げに起因する繰延税金費用の額について、その引き下げにより適用税率が最低税率を下回ることとなる場合には、過年度の対象税額に係る負債に対する調整として取り扱うこととなる⁸⁹。国内税率の引き

⁸¹ Article 4.4.4., 4.4.5.

⁸² Article 4.5.1.

⁸³ Article 4.5.2.

⁸⁴ Article 4.1.2.(b)

⁸⁵ Article 4.5.4.

⁸⁶ Article 4.5.5.

⁸⁷ Article 4.5.6.

⁸⁸ Article 4.6.1.

⁸⁹ Article 4.6.2.

上げにより支払時に生じた繰延税金費用の額について、その額がもともと最低税率を下回る税率で計上されていた場合には、過年度の対象税額に係る負債に対する調整として取り扱うこととなるが、この調整は、最低税率で再計算した繰延税金費用の額までの増加額に相当する金額に制限される⁹⁰。

構成会社の当期税金費用として計上され、調整対象税額に含まれている金額のうち 100 万ユーロを超える金額がその計上された連結会計年度の末日から 3 年以内に支払われない場合には、その未払額が対象税額に含まれた連結会計年度に係る実効税率およびトップアップ税額については、調整対象税額から当該未払額を除いて再計算する必要がある⁹¹。

2.1.4.8. 実体ベース所得控除

実体ベース所得控除は、実体のある事業活動から生じるルーティン利益をトップアップ税額の計算から控除することを意図している。このいわゆるカーブアウトには 2 つの構成要素がある。

- 給与カーブアウト：その国で活動を行う適格従業者（独立請負業者を含む）（Eligible Employees）に係る適格給与コスト（Eligible Payroll Costs）⁹²の 5%マークアップ相当額⁹³および
- 有形資産カーブアウト：有形固定資産、天然資源および使用権資産を含むその国内に所在する適格有形資産（Eligible Tangible Assets）の帳簿価額⁹⁴の 5%マークアップ相当額⁹⁵

各国における実体ベース所得控除の額は、その国に所在する各構成会社（投資企業を除く）に係る上記のカーブアウトの合計額となる⁹⁶。

なお、移行期間として、最初の 10 年間は経過措置が適用される。適格有形資産の帳簿価額の 8%および適格給与コストの 10%が最初の年度において控除され、移行期間にわたって段階的に控除割合が減少され、2033 年には 5%となる⁹⁷。

また、PE である構成会社の適格給与コストおよび適格有形資産は、その PE の個別財務諸表（2.1.4.12.1 に記載した調整後のもの）に含まれる金額となる（適格従業者および適格有形資産は PE の所在国に所在していることを条件とする）。OECD モデルルール 3.5.3 条および 7.1.4 条により所得の一部または全部が除外された PE に係る適格給与コストおよび適格有形資産は、その除外された所得と同じ割合で実体ベース所得控除の計算から除外される⁹⁸。

フロースルー事業体である構成会社の適格給与コストおよび適格有形資産で、5.3.6 条により配分されなかったものは、次のとおり配分される⁹⁹。

- 3.5.1 条(b)により会計上の当期利益または損失が構成会社所有者に配分される場合、適格給与コストおよび適格有形資産は同じ割合でその構成会社所有者に配分される（その所有者が適格従業者および適格有形資産が所在する国に所在する場合に限る）。
- フロースルー事業体が最終親会社である場合、適格給与コストおよび適格有形資産は最終親会社の所在する国に配分され、7.1.1 条により除外される所得と同じ割合で減額される。
- フロースルー事業体のその他全ての適格給与コストおよび適格有形資産は、実体ベース所得控除の計算から除外される。

⁹⁰ Article 4.6.3.

⁹¹ Article 4.6.4.

⁹² 適格給与コストは、給与、健康保険、年金拠出金、雇用税、社会保険料の会社負担額を含み（10.1.）、適格有形資産の帳簿価額として資産計上された金額及び国際海運業所得等に帰属する所得として GloBE 所得計算から除外される金額を除く（5.3.3.）

⁹³ Article 5.3.3.

⁹⁴ 適格有形資産の帳簿価額は、最終親会社の連結財務諸表において、会計年度期首と期末における減価償却費等控除後の純額の平均額をいう（5.3.5.）

⁹⁵ Article 5.3.4.

⁹⁶ Article 5.3.2.

⁹⁷ Article 9.2.1., 9.2.2.

⁹⁸ Article 5.3.6.

⁹⁹ Article 5.3.7.

2.1.4.9. トップアップ税額の計算

トップアップ税額は、同一国に所在する全ての構成会社の GloBE 所得および調整対象税額をもとに次のとおり計算される¹⁰⁰。

トップアップ税率（Top up Tax Percentage）＝	最低税率－実効税率
超過利益（Excess Profit）＝	GloBE 純所得－実体ベース所得控除
課税国に係るトップアップ税額（Jurisdictional Top up Tax）＝	（トップアップ税率 × 超過利益）＋追加トップアップ税額－国内トップアップ税額
構成会社のトップアップ税額（Top up Tax of a CE）＝	課税国に係るトップアップ税額 × $\left(\frac{\text{構成会社の GloBE 所得}}{\text{全ての構成会社の GloBE 所得合計}} \right)$

GloBE ルールを導入する国は、自国の居住者に対する国内ミニマム課税制度を導入することは義務付けられていないが、導入を選択することができる。OECD モデルルールと同等の方法で計算された適格国内ミニマム課税制度（Qualified Domestic Minimum Top-Up Tax、以下「QDMTT」という。）に基づく国内トップアップ税額は、その軽課税国に係るトップアップ税額からその納税額を減額することができる¹⁰¹。

軽課税国のトップアップ税額から国内トップアップ税額を控除した残額については、OECD モデルルールに基づいて計算された GloBE 所得に比例して、軽課税国の各構成会社に割り当てられる¹⁰²。

OECD モデルルールが規定する ETR 調整条項（ETR Adjustment Article）¹⁰³に従い実効税率およびトップアップ税額の再計算が行われた場合、再計算により生じた増差税額は、追加トップアップ税額として当期のトップアップ税額計算において加算する¹⁰⁴。追加トップアップ税額が生じた場合において、その国で当期の GloBE 純所得が発生していないときは、親会社の合算割合の計算上、構成会社別に配分されたトップアップ税額を最低税率で割り戻した金額が各構成会社の GloBE 所得とみなされる¹⁰⁵。

その国の GloBE 純所得が無い年度において、調整対象税額がゼロ未満かつ見込調整対象税額（その国の GloBE 所得に最低税率を乗じた金額）未満となる場合には、それらの差額が追加トップアップ税額とみなされる¹⁰⁶。この場合、追加トップアップ税額は調整対象税額がゼロ未満かつ見込調整対象税額未満の構成会社に対して配分されるものとされる¹⁰⁷。なお、これらの規定に従い追加トップアップ税額が配分された構成会社は軽課税構成会社とみなされる¹⁰⁸。

なお、上記の計算にかかわらず、1 年選択により、平均 GloBE 売上高が 1,000 万ユーロ未満かつ平均 GloBE 所得が 100 万ユーロ未満（OECD モデルルールに基づいて計算され、当期および前 2 期の平均に基づいて計算される）の国に対してデミニマス除外の適用が可能であり、この場合にはトップアップ税額はゼロとみなされる¹⁰⁹。

¹⁰⁰ Article 5.2.1.-5.2.4.

¹⁰¹ Article 5.2.3.(d)

¹⁰² Article 5.2.4.

¹⁰³ ETR 調整条項とは、不動産譲渡利益合計額の繰戻し（Article 3.2.6.）、繰延税金負債の取消し（Article 4.4.4.）、申告後調整（Article 4.6.1.）、連結会計年度終了日以後 3 年以内に支払われなかった当期税金費用に係る未納税額（1 百万ユーロ超のものに限る）に係る再計算（Article 4.6.4.）、適格配当ベース課税制度（Article 7.3.）である。

¹⁰⁴ Article 5.4.1.

¹⁰⁵ Article 5.4.2.

¹⁰⁶ Article 4.1.5.

¹⁰⁷ Article 5.4.3.

¹⁰⁸ Article 5.4.4.

¹⁰⁹ Article 5.5.1.

2.1.4.10. 組織再編

2.1.4.10.1. 合併

連結売上高の閾値に係る判定上、判定対象年度の前 4 年度のいずれかにおいて、複数のグループが合併して単一のグループを形成する場合、合併前の各年度における各グループの連結財務諸表に含まれる収益を合算した金額が 7 億 5,000 万ユーロ以上であれば、当該年度においては連結売上高の閾値を満たすものとみなされる¹¹⁰。また、企業グループに属しない会社等（ターゲット企業）が、対象の連結会計年度において会社等または企業グループ（取得企業）と合併し、ターゲット企業または取得企業が判定対象年度の前 4 年度のいずれにおいても企業グループに属していなかったためにその年度の連結財務諸表を有していない場合には、そのターゲット企業および取得企業の各財務諸表または連結財務諸表に含まれる売上高の合計が 7 億 5,000 万ユーロ以上であれば、当該年度においては連結売上高の閾値を満たすものとみなされる¹¹¹。

上記における合併とは、次のいずれかの取り決めをいう¹¹²。

- (a) 2 以上の別個の企業グループに属する全てのもしくは実質上全てのグループ会社が共通の支配下に置かれ、統合された企業グループにおけるグループ会社を構成すること
- (b) いずれの企業グループにも属していない会社等が他の会社等または企業グループと共通の支配下に置かれ、統合された企業グループにおけるグループ会社を構成すること

2.1.4.10.2. 分割

連結売上高の閾値に係る判定上、GloBE ルールの適用範囲内の単一の多国籍企業グループが 2 つ以上のグループ（各分割グループ）に分割されたときは、以下の場合には連結売上高の閾値を満たすものとみなされる¹¹³。

- (a) 分割後最初に終了する判定対象年度については、その判定対象年度における分割グループの年間売上が 7 億 5,000 万ユーロ以上である場合
- (b) 分割後 2 年目から 4 年目に終了する判定対象年度については、当該判定対象年度のうち少なくとも 2 年度において分割グループの年間売上が 7 億 5,000 万ユーロ以上である場合

上記における分割とは、単一の企業グループに属するグループ会社が 2 以上の企業グループに分離され、同一の最終親会社によって連結されないこととなるような取り決めをいう¹¹⁴。

2.1.4.10.3. 多国籍企業グループへの加入・離脱

連結会計年度（取得年度）中に会社等（ターゲット企業）の直接または間接の所有持分譲渡により当該会社等が多国籍企業グループの構成会社となり、またはその構成会社でなくなる場合には、次のような規定が適用される¹¹⁵。

- (a) ターゲット企業が企業グループに加入若しくは離脱する場合またはターゲットが新たな企業グループの最終親会社となる場合において、その資産、負債、収益、費用またはキャッシュ・フローが取得年度における最終親会社の連結財務諸表において勘定科目ごとに連結されるときは、当該ターゲット企業は、GloBE ルールの適用上、企業グループの一員として取り扱われる。
- (b) ターゲット企業の会計上の当期利益または損失および調整対象税額のうち、最終親会社の連結財務諸表に含められたものだけが、GloBE ルールの適用上、その多国籍企業グループにおいて考慮される。
- (c) 取得年度およびその後の各年度において、ターゲット企業の GloBE 所得および調整対象税額は、その資産および負債の取得時の帳簿価額（historical carrying value）を使用して決定される。

¹¹⁰ Article 6.1.1.(a)

¹¹¹ Article 6.1.1.(b)

¹¹² Article 6.1.2.

¹¹³ Article 6.1.1.(c)

¹¹⁴ Article 6.1.3.

¹¹⁵ Article 6.2.1.

- (d) 実体ベース所得控除におけるターゲット企業の適格給与コストは、最終親会社の連結財務諸表に反映された人件費のみを考慮して計算される。
- (e) 実体ベース所得控除におけるターゲット企業の適格有形資産の帳簿価額は、ターゲット企業が多国籍企業グループに属していた連結会計年度の期間に応じて、比例的に調整される。
- (f) GloBE 損失繰延税金資産を除き、異なる多国籍企業グループ間で移転された構成会社の繰延税金資産および繰延税金負債については、当該資産および負債が生じた時に取得企業側の多国籍企業グループがその構成会社をあたかも支配していたものと仮定した場合と同様の方法および範囲で、取得企業側の多国籍企業グループにおいて GloBE ルールが適用される。
- (g) ターゲット企業の繰延税金負債で過去に繰延税金調整合計額に含められていたものは、原則として OECD モデルルール 4.4.4 条の適用上¹¹⁶、譲渡側の多国籍企業グループにおいて取り崩され、取得年度において取得企業側の多国籍企業グループにおいて発生したものと取り扱われる。ただし、その後の 4.4.4 条に基づく対象税額の減額は、当該繰延税金負債が取り消された年度においてその効力が生じるものとされる。
- (h) ターゲット企業が親会社である場合で、取得年度において 2 以上の多国籍企業グループに属するときは、それぞれの多国籍企業グループについて決定された軽減課税構成会社に係るトップアップ税額配分額に対して IIR の規定を別々に適用する。

構成会社の支配持分（Controlling Interest）の取得または譲渡は、ターゲット企業である構成会社が所在する国（または税務上の透明事業体の場合にはその資産の所在する国）が、その支配持分の取得または譲渡を資産および負債のみなし取得または譲渡として取り扱う場合で、譲渡側に対して、税務簿価と対価（またはその資産負債の公正価値）との差額について対象税額を課すときは、GloBE ルールの適用上も、資産および負債の取得または譲渡として取り扱う¹¹⁷。

2.1.4.10.4. 資産・負債の移転

資産および負債の譲渡または取得の場合には、譲渡を行う構成会社は、譲渡に係る損益を GloBE 所得の計算に含め、取得を行う構成会社は、取得した資産および負債に係る取得を行う構成会社の帳簿価額（最終親会社の連結財務諸表の作成に使用された会計基準に基づいて決定された簿価をいう）を用いて、その GloBE 所得を決定する¹¹⁸。

資産および負債の譲渡または取得が GloBE 組織再編（GloBE Reorganisation）¹¹⁹の一部である場合には、上記の取扱いが適用されない。この場合には、譲渡を行う構成会社は当該譲渡に係る損益を当該構成会社の GloBE 所得の計算から除外し、取得を行う構成会社は、取得時における取得資産および負債に係る当該譲渡会社の帳簿価額を用いて、取得後における取得を行う当該構成会社の GloBE 所得を決定する¹²⁰。

上記は、資産および負債の譲渡または取得が、譲渡を行う構成会社が非適格損益（Non-qualifying Gain or Loss）を認識する GloBE 組織再編である場合には、適用されない。この場合において、譲渡を行う構成会社は、非適格損益の範囲内で、譲渡損益を GloBE 所得の計算に含め、取得を行う構成会社は、取得した資

¹¹⁶「2.1.4.7.3. 一時差異に対処するための繰延税金メカニズム」参照。

¹¹⁷ Article 6.2.2.

¹¹⁸ Article 6.3.1.

¹¹⁹ GloBE 組織再編（GloBE Reorganization）とは、合併、分割、清算その他の類似の取引における組織の変換または資産および負債の移転であり、以下の条件を満たすものをいう。

- (a) 当該譲渡の対価の全部または重要な部分が、取得を行う構成会社もしくは当該構成会社の関連者の発行する株式であること、または、清算の場合にあってはターゲット企業の株式であること（無対価の場合には、株式の発行が経済的意義を有しないもの）
- (b) 譲渡を行う構成会社の資産に係る損益の全部または一部が課税されないこと、および
- (c) 取得を行う構成会社の所在国の税法において、その資産に係る譲渡を行う構成会社における税務上の簿価（非適格損益（Non-Qualifying Gain or Loss）に係る調整を行った後の金額）を使用して取得後の課税所得を計算することとされていること

¹²⁰ Article 6.3.2.

産負債に係る譲渡会社の簿価（非適格損益について現地税務処理に整合的に調整を行った後の簿価）を引き継いで取得後の GloBE 所得を決定する¹²¹。

申告構成会社の選択により、多国籍企業グループの構成会社であって、その所在地国の税務上で資産および負債の簿価を公正価値に調整する必要がある（または調整することが認められる）ものは、次のことを行わなければならない¹²²。

- (a) 資産および負債に係る損益（次の金額）を GloBE 所得の計算に含める。
 - (i) その税務調整の起因となった事象（triggering event、以下「トリガーイベント」という）の発生直前における資産または負債の会計上の帳簿価額とその発生直後の公正価値との差額
 - (ii) トリガーイベントに関連して発生した非適格損益がある場合には、当該非適格損益を加減算
- (b) トリガーイベント発生後に終了する連結会計年度に係る GloBE 所得を決定するために、トリガーイベント直後の資産または負債の会計上の公正価値を使用する。
- (c) (a) で決定された金額の純額合計を、次のいずれかの方法で構成会社の GloBE 所得に含める。
 - (i) 純額合計を、トリガーイベントが発生した連結会計年度に含める。または
 - (ii) 純額合計を 5 で除した金額に相当する金額を、トリガーイベントが発生した年度およびそれ以降の 4 年度の各連結会計年度に含める。ただし、その期間内に構成会社が多国籍企業グループを離脱した場合には、残額全てがその連結会計年度に含まれることとなる。

2.1.4.11. 損金算入配当制度

GloBE 所得の計算上、損金算入配当制度（Deductible Dividend Regime）の適用を受ける最終親会社は、次のいずれかに該当する場合、当該連結会計年度末から 12 カ月以内に損金算入配当として分配される金額をその GloBE 所得から減額しなければならない（ただし、ゼロ未満にはならない）¹²³。

- (a) 当該配当が、当該連結会計年度終了後 12 カ月以内に終了する課税期間において、当該配当の受取側で課税対象とされ、かつ、
 - (i) 配当受領者が、最低税率以上の表面税率でその配当について課税を受けること、
 - (ii) 最終親会社の調整対象税額および配当受領者におけるその配当に係る課税額の合計額が、当該配当の金額の全額に最低税率を乗じて計算した金額以上となることが合理的に見込まれること、または、
 - (iii) 配当受領者が一の自然人であり、かつ当該配当が協同組合（Cooperative）からの事業分量分配金（patronage dividend）であること。
- (b) 配当受領者が一の自然人であって以下の要件を満たすこと
 - (i) 最終親会社所在国における税務上の居住者であり、かつ、
 - (ii) 合計で最終親会社の利益および資産の 5% 以下の権利を表章する所有持分を保有している。
- (c) 配当受領者が最終親会社所在国における税務上の居住者であり、以下のいずれかに該当すること
 - (i) 政府機関（Governmental Entity）
 - (ii) 国際機関（International Organisation）
 - (iii) 非営利団体（Non-profit Organisation）
 - (iv) 年金業務法人（Pension Services Entity）でない年金基金（Pension Fund）

上記に基づいて GloBE 所得を減額する最終親会社は、その対象税額（損金算入が認められた配当以外の税額）も比例的に減額し、GloBE 所得も同額減額する¹²⁴。

最終親会社が損金算入配当制度の適用を受ける他の構成会社の所有持分を（直接または当該構成会社の連鎖を通じて）有する場合には、当該他の構成会社の GloBE 所得が最終親会社によって配当受領者

¹²¹ Article 6.3.3.

¹²² Article 6.3.4.

¹²³ Article 7.2.1.

¹²⁴ Article 7.2.2.

（OECD モデルルール 7.2.1 条の要件を満たすものに限る）に分配される限り、最終親会社所在地国において損金算入配当制度の適用を受ける他の構成会社に対して 7.2.1 条および 7.2.2 条が適用される¹²⁵。協同組合からの事業分量分配金は、受領者の課税所得の計算上で損金算入費用を減額する範囲で、課税の対象となる¹²⁶。

2.1.4.12. 特例が適用される事業体

特定の事業体について、OECD モデルルールにおいて以下の特例が規定されている。

2.1.4.12.1. 恒久的施設（Permanent Establishment, PE）

OECD モデルルール条文	内容
3.4	本店（Main Entity）と PE の間の損益の配分において、PE である構成会社の会計上の当期利益または損失は、その PE の個別財務諸表に反映された純損益となる。PE が個別財務諸表を有していない場合、その会計上の当期利益または損失は、最終親会社の連結財務諸表の作成に用いられた会計基準に従って単体ベースで計算されたとしたならば個別財務諸表に反映されたであろう金額を用いる¹²⁷。 PE の会計上の当期利益または損失は、必要に応じて下記調整を行う¹²⁸。 (a) OECD モデルルール 10.1 条(a)(b)に規定する PE の場合、その国における損金算入額および課税所得の金額に関係なく、租税条約や所在地の国内法に従って、PE に帰属する金額および損益項目だけを反映する。 (b) OECD モデルルール 10.1 条(c)に規定する PE の場合、OECD モデル租税条約（OECD Model Tax Convention）第 7 条に従って、当該 PE に帰せられるであろう金額および損益項目だけを反映する。 OECD モデルルール 10.1 条(d)に規定する PE である構成会社の場合、会計上の当期利益または損失の計算上の収入は、本店所在地国において免除され、かつ、その国以外で行われた業務に帰属するものとなる。会計上の当期利益または損失の計算上の費用は、本店所在地国において税務上損金算入されず、かつ、その国以外で行われた業務に帰属する費用となる¹²⁹。 PE の GloBE 損失は、本店の GloBE 所得の計算上、費用として取り扱われる（本店の国内課税所得計算上費用として取り扱われ、かつ、本店の所在国および PE の所在国のどちらにおいても課税対象の収入と相殺されない場合に限る）。その後 PE において生じた GloBE 所得は、本店の GloBE 所得計算上で過去に費用として扱われた GloBE 損失の金額を限度として、本店の GloBE 所得として取り扱われるものとする¹³⁰。
4.3	「2.1.4.7.2. 対象税額の配分」参照
5.3.6.	「2.1.4.8. 実体ベース所得控除」参照
7.1.4.	OECD モデルルール 7.1.1 条から 7.1.3 条は、最終親会社であるフロースルー事業体が全体的または部分的に事業を遂行する PE に対して適用される。

¹²⁵ Article 7.2.3.

¹²⁶ Article 7.2.4.

¹²⁷ Article 3.4.1.

¹²⁸ Article 3.4.2.

¹²⁹ Article 3.4.3.

¹³⁰ Article 3.4.5.

OECD モデルルール条文	内容
	また、最終親会社が税務上の透明事業体の所有持分を直接または税務上透明な構造（Tax Transparent Structure）を通じて保有している場合に、その税務上の透明事業体の事業の全部または一部が行われる PE に対しても適用される ¹³¹ 。

2.1.4.12.2. フロースルー事業体

OECD モデルルール条文	内容
2.2.4.	フロースルー事業体の場合、その GloBE 所得にはグループ外の所有者に配分された所得は含まれない ¹³² 。
2.6.2.	「2.1.4.4. 軽課税支払ルール（UTPR）」参照
3.5.	フロースルー事業体の当期利益または損失は、次のとおり配分される¹³³。 (a) その事業体の事業の全部または一部が PE を通じて行われる場合、OECD モデルルール 3.4 条に基づき、当該 PE にその事業体の会計上の当期利益または損失が配分される。 (b) 税務上の透明事業体（最終親会社でないものに限る）である場合、(a)による配分後の残額については、所有持分の割合に応じて構成会社所有者（Constituent Entity-owner）へ配分される。 (c) 最終親会社またはリバースハイブリッド事業体（Reverse Hybrid Entity）である場合、(a)による配分後の残額は、その構成会社へ配分される。 上記による配分の前に、フロースルー事業体（最終親会社であるフロースルー事業体またはそのような最終親会社によって所有されるフロースルー事業体を除く）の会計上の当期利益または損失から、その事業体の所有持分を保有するグループ外の所有者への配分額が減額される¹³⁴。
4.5.6.	「2.1.4.7.4. GloBE 損失選択」参照
5.3.7.	「2.1.4.8. 実体ベース所得控除」参照
7.1	次のいずれかに該当する場合には、最終親会社であるフロースルー事業体の GloBE 所得から次に掲げる各所有持分に対応する GloBE 所得が減額される¹³⁵。 (a) 所有持分の保有者が、その多国籍企業グループの連結会計年度終了後 12 カ月以内に終了する課税期間に係る所得に対して課税を受け、かつ、 (i) 所有持分の保有者が当該所得の全額に対して最低税率以上の表面税率による課税を受けること、または、 (ii) 最終親会社の調整対象税額および所有持分の保有者に対する当該所得への課税額の合計額が、当該所得の全額に最低税率を乗じて計算した金額以上であることが合理的に見込まれること (b) 保有者が一の自然人であって以下の要件を満たすこと。 (i) 最終親会社所在国（UPE Jurisdiction）における税務上の居住者であり、かつ、 (ii) 最終親会社の収益および資産の 5%以下の所有持分を保有している

¹³¹ Article 7.1.4.

¹³² Article 2.2.4.

¹³³ Article 3.5.1.

¹³⁴ Article 3.5.3., 3.5.4.

¹³⁵ Article 7.1.1.

OECD モデルルール条文	内容
	(c) 保有者が政府機関、国際機関、非営利団体、年金基金（Pension Fund）で最終親会社所在国（UPE Jurisdiction）の居住者であり、最終親会社の収益および資産の 5%以下の所有持分を保有している。 GloBE 損失が計上される連結会計年度については、最終親会社であるフロースルー事業体の GloBE 損失から各所有持分（その保有者の課税所得計算上でその損失を使用することが認められていない場合を除く）に対応する GloBE 損失が減額される¹³⁶。 OECD モデルルール 7.1.1 条により GloBE 所得の減額があったときは、対象税額もその割合に応じて減額される¹³⁷。

2.1.4.12.3. 投資企業（Investment Entity）

OECD モデルルール条文	内容
2.4.3.	OECD モデルルール 2.4.1 条（UTPR）は、投資企業である構成会社には適用されない ¹³⁸ 。
2.6.2.	「2.1.4.4. 軽課税支払ルール（UTPR）」参照
3.2.5.	「2.1.4.6. GloBE 所得の計算」参照
5.1.3.	投資企業である構成会社の調整対象税額および GloBE 所得は、実効税率（OECD モデルルール 5.1.1 条）および GloBE 純所得（OECD モデルルール 5.1.2 条）の計算上除外される ¹³⁹ 。
5.3.2.	「2.1.4.8. 実体ベース所得控除」参照
5.5.4.	投資企業である構成会社の収益および GloBE 所得は、デミニマス除外の閾値の計算から除外され、OECD モデルルール 5.5 条に規定する選択の対象からも除外される ¹⁴⁰ 。
5.6.2.	投資企業である少数被所有構成会社には、OECD モデルルール 5.6.2 条の規定（「2.1.4.12.4. 少数被所有構成会社」参照）は適用されない ¹⁴¹ 。
7.4.	OECD モデルルール 7.4 条の規定は、投資企業の定義に該当する構成会社について適用する（税務上の透明事業体である投資企業または OECD モデルルール 7.5 条もしくは 7.6 条の規定による選択が適用される投資企業を除く）¹⁴²。 構成会社である投資企業の実効税率は、その所在する国の実効税率から区分して計算する。投資企業の実効税率は、その調整対象税額を、その「投資企業の GloBE 所得に対する多国籍企業グループ持分」（MNE Group's Allocable Share of the Investment Entity's GloBE Income）で除した金額に相当する。複数の投資企業が 1 つの国に所在する場合、各投資企業の調整対象税額と各投資企業の GloBE 所得に対する多国籍企業グループ持分とを合算して実効税率を計算する¹⁴³。 投資企業の調整対象税額は、投資企業の GloBE 所得に対する多国籍企業グループ持分に帰属する調整対象税額と OECD モデルルール 4.3 条に基づき配分された対象税額の合計額となる。投

¹³⁶ Article 7.1.2.

¹³⁷ Article 7.1.3.

¹³⁸ Article 2.4.3.

¹³⁹ Article 5.1.3.

¹⁴⁰ Article 5.5.4.

¹⁴¹ Article 5.6.2.

¹⁴² Article 7.4.1.

¹⁴³ Article 7.4.2.

OECD モデルルール条文	内容
	資企業の調整対象税額には、投資企業によって計上された対象税額で、投資企業の GloBE 所得に対する多国籍企業グループ持分を構成しない所得に対する対象税額は含まれない¹⁴⁴。 投資企業の GloBE 所得に対する多国籍企業グループ持分は、OECD モデルルール 7.5 条または 7.6 条の選択の対象とならない持分のみを考慮した場合において OECD モデルルール 2.2.2 条に従って決定されるであろう最終親会社の配分額に等しい¹⁴⁵。 投資企業である構成会社のトップアップ税額は、その投資企業の GloBE 所得に対する多国籍企業グループ持分からその投資企業の実体ベース所得控除額を控除した額に、その投資企業に係るトップアップ税率を乗じた金額に相当する額とする。投資企業に係るトップアップ税率は、その投資企業の実効税率が最低税率を下回る場合には、その差額となる。複数の投資企業が 1 つの国に存在する場合、各投資企業の GloBE 所得に対する多国籍企業グループ持分と実体ベース所得控除を合算して、その国における全ての投資企業の実効税率を計算する¹⁴⁶。 投資企業の実体ベース所得控除については、OECD モデルルール 5.3 条および 5.3.2 条の規定にかかわらず多国籍企業グループにおける投資企業の GloBE 所得の配分額に応じて控除される投資企業の適格有形資産および適格従業員に係る適格給与コストのみが考慮される¹⁴⁷。
7.5.	申告構成会社の選択により、投資企業または保険投資企業（Insurance Investment Entity）である構成会社を税務上の透明事業体として取り扱うことができる。この選択は、その構成会社に係る構成会社所有者が、その所在国において時価評価制度または類似の制度（mark-to-market or similar regime）によりその構成会社の所有持分に係る公正価値の年次変動額について最低税率以上の税率で課税される場合に適用できる。他の投資企業または保険投資企業の所有持分の直接保有を通じて投資企業または保険投資企業の所有持分を間接的に保有する構成会社は、直接保有する他の投資企業の所有持分に関して時価評価制度または類似の制度の対象となる場合には、間接保有する投資企業の所有持分に関しても時価評価制度または類似の制度の課税対象とみなされる¹⁴⁸。 この選択は 5 年選択であり、取り消された場合には、その投資企業の資産・負債の譲渡により発生した損益は取消年度の初日における資産・負債の公正価値に基づいて決定される¹⁴⁹。
7.6.	申告構成会社の選択により、構成会社所有者（投資企業を除く）は、投資企業である構成会社の所有持分について、課税配分方法（Taxable Distribution Method）を適用することができる（その投資企業からの分配が最低税率以上の税率でその構成会社所有者の段階で課税されることが合理的に見込まれる場合に限り）¹⁵⁰。 課税配分方法においては¹⁵¹、 (a) 投資企業の GloBE 所得からの配当およびみなし配当は、その配当等を受領した構成会社所有者（投資企業を除く）の GloBE 所得に含まれる。 (b) 現地控除可能グロスアップ税額（Local Creditable Tax Gross-up）は、その配当等を受領した構成会社所有者（投資企業を除く）の GloBE 所得および調整対象税額に含まれる。

¹⁴⁴ Article 7.4.3.

¹⁴⁵ Article 7.4.4.

¹⁴⁶ Article 7.4.5.

¹⁴⁷ Article 7.4.6.

¹⁴⁸ Article 7.5.1.

¹⁴⁹ Article 7.5.2.

¹⁵⁰ Article 7.6.1.

¹⁵¹ Article 7.6.2.

OECD モデルルール条文	内容
	(c) 判定年度（Tested Year）に係る投資企業の未分配 GloBE 純所得（Undistributed Net GloBE Income）のうちその構成会社所有者の持株割合に応じた金額については、投資企業の報告連結会計年度（Reporting Fiscal Year）における GloBE 所得とみなされ、その GloBE 所得に最低税率を乗じた額が OECD モデルルール 2 章における軽課税構成会社のトップアップ税額とみなされる。 (d) ある連結会計年度における投資企業の GloBE 所得および当該所得に起因する調整対象税額は、上記(b)に掲げる場合を除き、OECD モデルルール 5 章および 7.4.2 条から 7.4.5 条に基づく実効税率計算から除外される。 未分配 GloBE 純所得とは、判定年度における投資企業の GloBE 所得から次の金額を控除した金額（ゼロ未満の場合にはゼロ）である¹⁵²。 (a) 投資企業の対象税額 (b) 判定期間（Testing Period）における配当およびみなし配当のうち、投資企業である構成会社以外の株主に対するもの (c) 判定期間において生じた GloBE 損失、および (d) 繰越投資損失（Investment Loss Carry-forward） 配当およびみなし配当が、過去の判定年度に係る未分配 GloBE 純所得の減額として取り扱われていた場合には、その判定年度に係る未分配 GloBE 純所得から減額することはできない。未分配 GloBE 純所得の計算上、GloBE 損失は、未分配 GloBE 純所得と相殺された分だけ減額される。GloBE 損失がある連結会計年度を含む判定期間の終了前にゼロに減額されない場合、残額は繰越投資損失として、その後の連結会計年度において GloBE 損失と同様の方法により減額される¹⁵³。OECD モデルルール 7.6 条において¹⁵⁴、 (a) 判定年度とは、報告連結会計年度の 3 年前の年度をいう。 (b) 判定期間とは、判定年度の初日から報告連結会計年度の末日までの期間をいう。 (c) みなし配当は、投資企業に係る直接または間接の所有持分がグループ外に移転される際に生じ、その金額は移転日におけるその移転された所有持分に帰属する未分配 GloBE 純所得のうちその持株割合に応じた金額に等しい。 (d) 現地控除可能グロスアップ税額とは、投資企業によって負担された対象税額で、その投資企業から受ける配当について生じる構成会社所有者の納税債務から控除することが認められる金額をいう。 この選択は 5 年選択であり、取り消された場合、取消年度直前の判定年度における投資企業の未分配 GloBE 純所得の構成会社所有者への配分額は投資企業の取消年度における GloBE 所得とみなし、それに最低税率を乗じた金額が取消年度における軽課税構成会社のトップアップ税額となる¹⁵⁵。

¹⁵² Article 7.6.3.

¹⁵³ Article 7.6.4.

¹⁵⁴ Article 7.6.5.

¹⁵⁵ Article 7.6.6.

2.1.4.12.4. 少数被所有構成会社（Minority-Owned Constituent Entities）

OECD モデルルール条文	内容
5.6.	少数被所有サブグループ（Minority-Owned Subgroup）については、別個の多国籍企業グループとみなされ、実効税率およびトップアップ税額の計算が行われる。少数被所有サブグループに係る構成会社の調整対象税額および GloBE 所得は、残りの多国籍企業グループにおける実効税率および GloBE 純所得の計算から除外される¹⁵⁶。 また、少数被所有構成会社が少数被所有サブグループに含まれない場合には、実効税率およびトップアップ税額の計算は単体ベースで行い、当該少数被所有構成会社に係る調整対象税額および GloBE 所得は、残りの多国籍企業グループにおける実効税率および GloBE 純所得の計算から除外される¹⁵⁷。

2.1.4.12.5. ジョイントベンチャー（Joint Ventures）

OECD モデルルール条文	内容
6.4.	OECD モデルルール 3 章から 7 章および 8.2 条は、ジョイントベンチャーおよび JV 子会社（JV Subsidiaries）を JV グループ（JV Group）の構成会社とみなし、ジョイントベンチャーをその JV グループの最終親会社とみなして適用される。ジョイントベンチャーおよび JV 子会社の所有持分を直接または間接的に有している親会社は、JV グループメンバーのトップアップ税額配分額に対して IIR を適用する。JV グループトップアップ税額（JV Group Top-up Tax）は、適格 IIR により各親会社のトップアップ税額配分額より課される金額だけ減額され、残余部分については UTPR トップアップ税額合計額に加算される¹⁵⁸。

2.1.4.12.6. 複数親会社多国籍企業グループ（Multi-Parented MNE Groups）

OECD モデルルール条文	内容
6.5.	GloBE ルールの適用上、複数親会社多国籍企業グループに係る各グループの構成会社等は、単一の多国籍企業グループに属するものとして取り扱われる。ある会社等（適用除外会社を除く）が、複数親会社多国籍企業グループに勘定科目ごとに連結されている場合またはその支配持分が当該グループに属する会社等によって保有されている場合には、構成会社として取り扱われる。

¹⁵⁶ Article 5.6.1.

¹⁵⁷ Article 5.6.2. 少数被所有構成会社が投資企業である場合には「2.1.4.12.3. 投資企業」参照。

¹⁵⁸ Article 6.4.1

OECD モデルルール条文	内容
	複数親会社多国籍企業グループの連結財務諸表は、ステープルストラクチャー（Stapled Structure）¹⁵⁹または二重上場契約（Dual-listed Arrangement）¹⁶⁰において作成される連結財務諸表であり、IFRS およびこれと同等の会計基準に基づいて作成されるものである。 複数親会社多国籍企業グループを構成する各企業グループの各最終親会社は、それぞれ複数親会社多国籍企業グループの最終親会社として取り扱われる。 ある国に所在する複数親会社多国籍企業グループの各親会社は、OECD モデルルール 2.1 条から 2.3 条に従って IIR を適用し、その国に所在する複数親会社多国籍企業グループの全ての構成会社は OECD モデルルール 2.4 条から 2.6 条に従って UTPR を適用する。 各最終親会社は、指定申告会社（Designated Filing Entity）を指定する場合を除き、OECD モデルルール 8.1 条に従い GloBE 情報申告書をそれぞれ提出する必要がある。その申告書には複数親会社多国籍企業グループを構成する各企業グループの情報を含めなければならない¹⁶¹。

2.1.4.12.7. 適格配当ベース課税制度の適用を受ける構成会社

OECD モデルルール条文	内容
7.3.1.	申告構成会社の選択により、適格配当ベース課税制度（Eligible Distribution Tax System）の適用を受ける構成会社は、みなし配当税（Deemed Distribution Tax）を調整対象税額に加算することができる（1 年選択）。選択した場合、その国内に所在する全ての構成会社に適用される¹⁶²。
7.3.2.	みなし配当税の金額は、次のいずれか少ない額となる¹⁶³。 (a) 当該国の当該連結会計年度における実効税率を最低税率まで引き上げるために必要となる調整対象税額

¹⁵⁹ ステープルストラクチャーとは、2 以上の異なる企業グループ（Groups）の最終親会社（Ultimate Parent Entities）によって締結された次のような取り決めのいう。

- (a) 異なる企業グループ（Groups）の最終親会社（Ultimate Parent Entities）に係る所有持分の 50%以上が、所有形態、譲渡制限その他の諸条件によって互いに一体となったものであり、独立して譲渡または取引をすることができないものであること。一体となった所有持分（Ownership Interest）が上場されている場合には、単一の株価で取引されること、および
- (b) これらの最終親会社（Ultimate Parent Entities）のうちの 1 社が、単一の経済単位としてこれらの企業グループ（Groups）の全ての構成会社（Constituent Entities）の資産、負債、収益、費用およびキャッシュ・フローを一括して表示され、かつ、規制によって外部監査を受けることが要求される連結財務諸表（Consolidated Financial Statements）を作成すること

¹⁶⁰ 二重上場契約とは、2 以上の異なる企業グループ（Groups）の最終親会社（Ultimate Parent Entities）によって締結された次のような取り決めのいう。

- (a) 各最終親会社は、契約のみにより事業を結合することに同意すること
- (b) 各最終親会社は、契約に基づき、株主に対し、一定の割合で配当および残余財産分配を行うこと
- (c) 各社の法人格を保持しながら、契約上の取り決めの下で単一の経済主体として事業活動が運営されること
- (d) 当該契約を構成する最終親会社の所有持分（Ownership Interest）は、異なる資本市場において独立して、値付け、取引または移転されること、および
- (e) 各最終親会社が、単一の経済単位としてこれらの企業グループ（Groups）の全ての構成会社（Constituent Entities）の資産、負債、収益、費用およびキャッシュ・フローを一括して表示され、かつ、規制によって外部監査を受けることが要求される連結財務諸表（Consolidated Financial Statements）を作成すること

¹⁶¹ Article 6.5.1.

¹⁶² Article 7.3.1.

¹⁶³ Article 7.3.2.

OECD モデルルール条文	内容
	(b) 当該年度において、当該国に所在する構成会社が適格配当ベース課税制度の適用を受ける全ての所得を配当するものとした場合に課されるべき税額
7.3.3.	上記選択が適用される各連結会計年度においては、みなし配当税取戻し勘定（Deemed Distribution Tax Recapture Account）が設定される。みなし配当税取戻し勘定は、その設定の日の属する連結会計年度において、上記みなし配当税の金額だけ増加する。過年度に設定されたみなし配当税取戻し勘定については、次の額が順番にその残高から減額される（ゼロ未満とはならない）¹⁶⁴。 (a) 最初に、実際の配当またはみなし配当に関連して、構成会社によってその連結会計年度中に支払われた税額 (b) 次に、その国における GloBE 純損失の金額に最低税率を乗じた金額 (c) 次に、当期に適用された取戻し勘定繰越損失（Recapture Account Loss Carry-forward）の金額
7.3.4	取戻し勘定繰越損失は、上記 (b) に規定する金額がみなし配当税取戻し勘定の残高を超える場合に設定される。取戻し勘定繰越損失は、当該超過額に相当する金額であり、翌連結会計年度以降において、みなし配当税取戻し勘定の減額として認識される（取戻し勘定繰越損失の額は、その分だけ減額される） ¹⁶⁵ 。
7.3.5	みなし配当税取戻し勘定について、その設定した連結会計年度から 4 年度経過後の末日において残高がある場合、その残高に相当する額を調整対象税額からの減算項目として取り扱い、その勘定が設定された連結会計年度の実効税率およびトップアップ税額を再計算しなければならない ¹⁶⁶ 。
7.3.6.	実際の配当またはみなし配当に関連して当連結会計年度中に支払われた税額は、みなし配当税取戻し勘定の範囲内の減額である限り、調整対象税額には含まれない ¹⁶⁷ 。
7.3.7	離脱構成会社（Departing Constituent Entity）が多国籍企業グループから離脱または実質的に全ての資産を譲渡した場合において、その前年度にみなし配当税取戻し勘定の残高があるときは、その残高に相当する額をその該当年度に係る調整対象税額からの減算項目として取り扱うものとして実効税率およびトップアップ税額が再計算され、その再計算から生じるトップアップ税額の増加分に譲渡割合（Disposition Recapture Ratio）を乗じて追加トップアップ税額が計算される ¹⁶⁸ 。
7.3.8	譲渡割合は次のとおり計算される¹⁶⁹。 $\text{譲渡割合} = \frac{\text{離脱構成会社の GloBE 所得}}{\text{その国の GloBE 純所得}}$ 離脱構成会社の GloBE 所得は、当該国におけるみなし配当税取戻し勘定に対応する各連結会計年度における離脱構成会社の GloBE 所得の合計額である。また、その国の GloBE 純所得

¹⁶⁴ Article 7.3.3.

¹⁶⁵ Article 7.3.4.

¹⁶⁶ Article 7.3.5.

¹⁶⁷ Article 7.3.6.

¹⁶⁸ Article 7.3.7.

¹⁶⁹ Article 7.3.8.

OECD モデルルール条文	内容
	は、当該国におけるみなし配当税取戻し勘定に対応する各連結会計年度における GloBE 純所得の合計額である。

2.1.4.13. 経過措置

GloBE ルールが適用される最初の年度において構成会社の財務諸表に反映・開示された既存の税務属性（欠損金を含む）については、実効税率の計算において考慮することができる¹⁷⁰。その繰延税金資産・負債は、15%または適用される国内税率のいずれか低い税率で計算された金額が上限とされる（最低税率より低い税率で計上された場合、その繰延税金資産のうち、OECD モデルルールに基づいて計算された損失に帰属すると認められる部分については、15%で計算された金額を用いることができる）。ただし、OECD モデルルールの課税ベース計算から除外された項目に係る繰延税金資産のうち、2021 年 11 月 30 日より後の取引により発生したものは、上記の実効税率の分子に含めることができない¹⁷¹。

2021 年 11 月 30 日より後、その企業グループが GloBE ルールの適用対象となるまでの期間において移転された資産（棚卸資産を除く）に係る繰延税金資産・負債は、その譲渡した会社における帳簿価額を基礎として算定される¹⁷²。

2.1.4.14. 手続規定

OECD は、OECD モデルルールの協調的な実施を促進するため、税務行政ルール、ガイダンス、手続きからなる GloBE Implementation Framework（以下、「GloBE 実施枠組み」という）を策定する。会社等は、以下の事項を含む（GloBE Information Return（以下、「GloBE 情報申告書」という）を準備する必要がある¹⁷³。

- (a) Tax ID 番号を含む構成会社の情報
- (b) 企業グループの資本構成に関する情報
- (c) 各国の実効税率、各構成会社のトップアップ税額およびトップアップ税額の各国への配分額を計算するために必要な情報
- (d) OECD モデルルールに基づいて行われた選択に関する記録
- (e) その他 GloBE 実施枠組みにおいて合意された、GloBE ルール執行の上で必要となる情報

GloBE 情報申告書は、最終親会社または指定申告会社によって所轄税務当局へ提出され、税務当局間で自動的に交換される。OECD モデルルールを導入しているが必要な情報交換規定がない国に所在する構成会社は、所轄税務当局へ GloBE 情報申告書を提出する必要がある。構成会社は同一国に所在する他の構成会社を指名して申告や届出をさせることができる¹⁷⁴。OECD モデルルール導入国に所在する各構成会社は、所轄税務当局に対し、申告を行う最終親会社（または指定申告会社）の名称およびその所在国等を通知する必要がある¹⁷⁵。

GloBE 情報申告書については、標準テンプレートが作成される予定である。当該申告は、報告連結会計年度の末日から 15 カ月以内（初年度の申告については 18 カ月以内）に提出しなければならない¹⁷⁶。

罰則や情報の機密性については国内法が適用される¹⁷⁷。

¹⁷⁰ Article 9.1.1.

¹⁷¹ Article 9.1.2.

¹⁷² Article 9.1.3.

¹⁷³ Article 8.1.4.

¹⁷⁴ Article 8.1.1.

¹⁷⁵ Article 8.1.3.

¹⁷⁶ Article 8.1.6.

¹⁷⁷ Article 8.1.8.

申告構成会社の選択により、ある国（セーフハーバー該当国）に所在する構成会社が GloBE セーフハーバー（GloBE Safe Harbour）について適格とされる場合には、その国のトップアップ税額はその連結会計年度においてゼロとみなされる。GloBE セーフハーバーに係る要件は、GloBE 実施枠組みにおいて定められることになる¹⁷⁸。

GloBE セーフハーバーの選択は、次の場合には適用されない¹⁷⁹。

- (a) ある国が、セーフハーバー該当国の実効税率が最低税率を下回るならば、GloBE ルールに基づき、トップアップ税額を割り当てられる可能性がある場合、および
- (b) その国の税務当局が、セーフハーバー該当国に所在する構成会社の適格性に重大な影響を及ぼすおそれのある具体的な事実および状況を、GloBE 情報申告書の提出後 36 カ月以内に、責任構成会社（Liable Constituent Entity）¹⁸⁰に通知し、かつ、当該事実および状況が当該構成会社のセーフハーバーの適格性に及ぼす影響を 6 カ月以内に明らかにするよう責任構成会社に求める場合、および
- (c) 当該事実および状況が関連するセーフハーバーに係る当該構成会社の適格性に重大な影響を及ぼさないことを、責任構成会社が期限内に証明できなかった場合

2.1.4.15. 今後

2022 年初頭に、OECD モデルルールに係るコメントリー公表がされ、2022 年 2 月に GloBE 実施枠組みに関するパブリックコンサルテーションが開催される予定であったが、報告書本パート作成時点（2022 年 3 月 10 日）においてコメントリーの公表およびパブリックコンサルテーションの開催はなかった。OECD は、米国 GILTI 税制との共存の在り方についても 2022 年初頭に取り組むことを予定している。2021 年 10 月声明によれば、IIR は 2023 年に施行され、UTPR は 1 年遅れて 2024 年に施行される予定である。

租税条約の特典否認ルール（STTR）に係るモデル租税条約規定については、その実施を促進するための多国間協定と併せて、2022 年 3 月に公表が予定されている。¹⁸¹

¹⁷⁸ Article 8.2.1.

¹⁷⁹ Article 8.2.2.

¹⁸⁰ 責任構成会社とは、OECD モデルルール第 8.2.1 条に掲げる GloBE セーフハーバーの適用がなければトップアップ税額の納税義務を負いうる一または二以上の構成会社をいう。

¹⁸¹ OECD, “OECD releases Pillar Two model rules for domestic implementation of 15% global minimum tax”, (<https://www.oecd.org/newsroom/oecd-releases-pillar-two-model-rules-for-domestic-implementation-of-15-percent-global-minimum-tax.htm> 閲覧日 2021 年 12 月 21 日)

2.2. デジタルサービス税に関する各国の動向

2.2.1. OECD の 2021 年 10 月声明とデジタルサービス税に関するこれまでの動向

経済の電子化を踏まえた新しい課税の在り方が OECD を中心に議論される一方で、IT 大手企業への批判の高まりや COVID-19 経済救済策への財源不足等を理由として、各国では独自のデジタル課税制度の導入を試みる動きが広がっている。英国、フランスなどの一部の国は、ピラー 1 に関する国際合意が実現するまでの暫定的措置として、デジタル・プラットフォームが提供するオンライン広告等のサービスに限って、または広範なデジタル取引について、既に独自のデジタルサービス税を導入している（「2.2.2. 各国のデジタル課税制度の導入状況」参照）。このような独自の一方的措置を導入する動きは途上国を含め世界各地で見られ、例えば、インドは、2016 年にデジタルサービス税にあたる平衡税（Equalization levy）を導入し、2020 年にその範囲を拡大した（「2.2.8. インド」参照）。またトルコでは、2020 年に 7.5%という高い税率のデジタルサービス税を導入した（「2.2.9. トルコ」参照）。

これら諸外国の動きと並行して、EU は、2020 年にデジタル賦課金（Digital levy）なる新たな枠組みを提示した。また、関連する動きとして、国際連合では、デジタルサービスに係る源泉徴収を規定する国連モデル租税条約の改訂¹⁸²が提案された。一方で、米国は前トランプ政権の下で、こうした各国による独自の一方的措置に対して、通商法第 301 条に基づく調査を実施し、制裁関税による対抗措置を表明するなど、デジタルサービス税を導入した国との間での貿易摩擦が高まっていた（「2.2.3.1. USTR の調査と米国の対抗措置」参照）。

2021 年に入るとバイデン大統領への米政権交代の影響¹⁸³や COVID-19 危機からの出口に向けて財政の役割が大きくなり、税財源の確保が各国・地域共通の課題になったこともあり¹⁸⁴OECD での議論は進展し、2021 年 7 月 1 日に大枠の合意となる 2021 年 7 月声明、10 月 8 日に 2021 年 7 月声明を更新して取りまとめた 2021 年 10 月声明が発表され、136 の国・地域がこれに合意した（「2.1. OECD を中心とした国際議論の動向」参照）。歴史的合意となったこの 2021 年 10 月声明により、ピラー 1 に関して導入される多国間条約において、一方的措置としてのデジタルサービス税と関連するその他の類似の措置を全て排除することが求められることになり、2021 年 10 月 8 日から当該多国間条約が発効する日または 2023 年 12 月 31 日のどちらか早い日までの期間において、企業は今後新たに導入されるデジタルサービス税および類似の措置により課税されることがないことについて合意がなされた¹⁸⁵。また既存のデジタルサービス税および他の関連する類似の措置の撤廃の手順については今後調整を進めることが合意された。

¹⁸² 国際連合では、2020 年 8 月国連モデル租税条約に新たに第 12 条 B が提案され、2021 年 4 月、国連専門家委員会は、第 12 条 B およびその注釈の追加を承認した。第 12 条 B は一方の締約国において生じ、他の締約国の居住者に支払われる自動デジタルサービス（automated digital services）から生じる所得については、顧客が所在する他の締約国に課税権を与えるものである。

United Nations, TAX TREATY PROVISION ON PAYMENTS FOR DIGITAL SERVICES (un.org) 閲覧日 2021 年 12 月 26 日

¹⁸³ 2021 年 1 月 20 日に米大統領に就任したバイデン氏は国際協調を重視する方針への転換を掲げた。バイデン大統領の 15%の最低法人税率の提案について、OECD のマティアス・コマン事務総長は 2021 年 6 月、「バイデン政権がとったアプローチは、状況を一変させた。昨年末に比べてはるかに良い状態になっており、国際課税についての世界的な合意が楽観視できると述べている。

The Mainichi, OECD head: Biden's global tax proposal 'a game changer', OECD head: Biden's global tax proposal 'a game changer' - The Mainichi 閲覧日 2022 年 2 月 8 日

¹⁸⁴ 日本経済新聞、最低税率 15%、デジタル課税も導入 富の偏在是正へ協調: 日本経済新聞 (nikkei.com) 閲覧日 2022 年 3 月 2 日

¹⁸⁵ OECD, Pillar One, Unilateral measures, "Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy", Pillar One, Unilateral measures, Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – 8 October 2021 (oecd.org) 閲覧日 2022 年 2 月 10 日

ピラー1 実施の鍵となる多国間条約は、2021 年 10 月声明の付属文書¹⁸⁶において「迅速かつ一貫性のある実施を促進し、参加する全ての国・地域の間に現在租税条約が存在するか否かにかかわらず、多国間の枠組みを導入するために策定される」ものと位置付けられている¹⁸⁷。多国間条約とその説明書面（Explanatory Statement）には、利益 A の決定と配分や二重課税の排除に必要なルール、簡易化された管理プロセス、情報交換プロセス、拘束性のある紛争抑止・解決プロセスが盛り込まれる予定である。そして今後の計画として、多国間条約の策定や交渉のために設けられたデジタル経済に関するタスクフォース（TFDE：Task Force on the Digital Economy）は 2022 年初めには条約と説明書面の文言を定めて迅速に署名のために公開し、2022 年半ばには政府高官による署名を目指すとしている。その後各国はできる限り迅速に批准することが期待され、多国間条約で定められる必要な数の国の批准を経て、2023 年中の発効を目標とするとしている¹⁸⁸。

この 2021 年 10 月声明を受け、EU はデジタル賦課金を導入しない意向を示し（「2.2.4.5. 2021 年 10 月声明以降の EU の動向」参照）、チェコ共和国では提案されていたデジタルサービス税法案が下院において承認されず振出に戻るなど、デジタルサービス税の導入に消極的となる動きがみられ、多国間条約の発効により一方的措置の撤廃が合意された意義は大きい。少なくとも 2023 年末までは、今後新たに導入されるデジタルサービス税および類似の措置によって課税されることはない。

しかしながら、多国間条約は、全ての参加国にデジタルサービス税と類似の措置の撤廃を求めるものの、他方で 2021 年 10 月 8 日以前に一方的措置としてのデジタルサービス税およびその他の類似の措置を制定した全ての国は、多国間条約の発効まで既存の一方的措置を撤回することを要求されないこととなった。そのため、企業は引き続き一方的措置に対する対応を迫られるだけでなく、2021 年 12 月には米国がデジタルサービス税について外国税額控除を認めない趣旨の規則を発表（「2.2.3.1.5 2021 年 10 月声明以降の米国の動向」参照）するなど、既存の一方的措置についての二重課税の状況も当面継続することが見込まれる。

2021 年 10 月声明を受け、米国は制裁関税を発動するとしていた国々（英国、オーストリア、フランス、イタリア、スペイン、トルコおよびインド）とともに、一定の条件¹⁸⁹の下、多国間条約が発効されるまでの暫定期間、これらの国々がデジタルサービス税を継続し、米国は貿易措置を取らないものとする共同声明を発表した¹⁹⁰。高まって

¹⁸⁶ OECD, Annex. Detailed Implementation Plan, Pillar One, Amount A, Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – 8 October 2021 (oecd.org) 閲覧日 2022 年 2 月 10 日

¹⁸⁷ 多国間条約の導入は 2020 年のブループリントにおいて「ピラー1 の実施にあたっては租税条約上の弊害を取り除き、利益 A の適用と運用における一貫性と確実性を確保する方法として、新たな多国間条約を策定することが最適である」として提案された。

Tax Notes, OECD Draft Blueprint Mulls New Pillar 1 Multilateral Convention (taxnotes.com) 閲覧日 2022 年 2 月 10 日

¹⁸⁸ 2022 年 2 月現在、ピラー1 の利益 A に関する最初のパブリックコンサルテーションが開始されており、2022 年前半での多国間条約の起案に向けて準備が進められている。欧州委員会の税制・関税同盟総局（Directorate General for Taxation and Customs Union）で直接課税の責任者を務めるベンジャミン・エンジェル氏は、2022 年 2 月 1 日に欧州議会で開かれた第三国との課税に関する公聴会で、「欧州委員会は OECD での作業が整い次第、ピラー1 を実施する指令を提案する可能性がある。そして、新しい多国間条約が 6 月に整うとすれば、おそらく提案は 7 月のどこかになるであろう」と述べた。

Tax Notes, European Commission Hopes to Have a Pillar 1 Proposal in July (taxnotes.com) 閲覧日 2022 年 2 月 10 日

¹⁸⁹ 暫定期間のデジタルサービス税額が、ピラー1 導入初年度の利益 A による税額を上回る場合、超過額を後から控除することを条件に、ピラー1 が導入されるまでこれらの国々はデジタルサービス税を継続し、米国は貿易措置を取らないことが合意された。

¹⁹⁰ 米国は 2021 年 10 月 21 日に英国、オーストリア、フランス、イタリア、スペインとの共同声明を発表し、政治的妥協に達した（「2.3.1.2. 英国等 5 カ国の対応」参照）。また 2021 年 11 月 22 日にはトルコと、2021 年 11 月 24 日にはインドと同内容の政治的妥協に達した（「2.3.2. 米国および英国等 5 カ国以外の国によるピラー1 に関する共同声明」参照）。これ

いた貿易摩擦は緩和へ向かったものの、その具体的な内容には不明な点もあり、また 2023 年 12 月 31 日まで
に多国間条約が発効されなければ、デジタルサービス税は引き続き有効となるとともに、それ以降米国は再び制
裁関税を課することが可能となる点には留意する必要がある。

インドは OECD での議論に進捗が見られたために、導入当初 2021 年 6 月末とされていた非居住者に対するデ
ジタルサービス税（平衡税）の申告期限を 2021 年 12 月末まで延長していた（「2.2.8.3. 平衡税の申告期限
を 2021 年 6 月末から 12 月末に延長」参照）が、米国との共同声明で示されたように今後は多国間条約が
発効されるまでは平衡税を継続するものと思われる¹⁹¹。2021 年 4 月にデジタルサービス税を提案したカナダは、
施行日を当初予定していた 2022 年 1 月 1 日から 2024 年 1 月 1 日まで見送ることを発表した（「2.2.7. カナ
ダ」参照）。ただし、施行された場合、2022 年 1 月 1 日からの収入に遡って課税される予定であり、ピラー-1 が
実施されない場合デジタルサービス税を導入する姿勢を崩していないように思われる。

このように、現在既存の一方的措置は廃止になったわけではなく、むしろ多国間条約の合意を待っている状態
であると思われ、また今後の一方的措置の撤廃のプロセスは各国の国内制度の整備に委ねられている。一方的措
置の撤廃の実行について多くの懸念の声¹⁹²もあり、今後の各国の動向を引き続き注意深く見守る必要がある。

2.2.2. 各国のデジタル課税制度の導入状況

経済のグローバル化とデジタル化に伴い、企業は各国に物理的な拠点を置かずとも国境を越えて事業を展開す
ることが可能となり、現地に支店や工場などの PE（恒久的施設）がなければその国は課税できないという従来
の国際課税原則のもとでの適正な課税は今や困難である。OECD では、新たな国際課税ルールの策定に向け
検討を進め、2015 年 10 月に公表された BEPS プロジェクト（行動 1）の最終報告書¹⁹³では具体的対応策の
勧告には至らなかったものの、デジタル経済はすでに経済そのものになりつつあり、デジタル経済のみを囲い込んで
（ring-fence the digital economy）課税することは非常に難しいとした上で、①重要な経済拠点
（significant economic presence）、②デジタル取引に対する源泉徴収税、③平衡税（equalisation
levy）という 3 つの直接課税上の課題に対する選択肢について検討がなされた¹⁹⁴。

近年各国で導入ないし導入が検討されているデジタル課税の手法も、①非居住企業に重要な経済拠点を認
定し従来の PE と同様にそれに帰属する所得に課税する手法、②非居住企業から国内顧客へオンラインで提供
される資産やサービスの対価について源泉徴収を行う手法、③デジタルサービス税や平衡税といった独自の税を導入
する手法がみられており、一国で複数の制度の導入に踏み切っているケースもある。

により米国は通商法第 301 条に基づく制裁関税を発表していた全ての国に対して、制裁関税を取り下げることに同意した
（「2.3.1.3. 米国の対応」参照）。

¹⁹¹ Government of India, Ministry of Finance, November 24, 2021, “India and USA agree on a transitional approach on Equalisation Levy 2020”, Press Information Bureau (pib.gov.in) 閲覧日 2022 年 2 月 25 日

¹⁹² 報道によれば、米国共和党上級税務顧問コートニー・コネル氏は「10 月 21 日の英国等 5 カ国との政治的妥協で、ピラー-1 が実施された際はデジタルサービス税が将来の法人所得税債務から控除されることが認められたが、その詳細は不明である。また、世界的な租税協定が 2024 年までに発効しない場合に遡及的に 3%のデジタルサービス税を課すとするカナダと、欧州連合のデジタル賦課金の計画に警戒している。現在のアグレッシブな実施計画のもと、一方的措置の撤廃の実行について引き続き多くの懸念がある」と述べている。

Tax Notes, Saint-Amans Rules Out ‘Fantasies’ on Digital Tax Rollback’s Scope (taxnotes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 4 日

¹⁹³ OECD (2015), OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, “Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy”, 9789264241046-en.pdf (oecd-ilibrary.org) 閲覧日 2022 年 2 月 8 日

¹⁹⁴ OECD (2015), Section 7.6. OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, “Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy”, 9789264241046-en.pdf (oecd-ilibrary.org) 閲覧日 2022 年 2 月 8 日

なお 2021 年 10 月声明により独自の一方的措置としてデジタルサービス税とともに排除される「その他の類似の措置」に含まれる制度の詳細な定義は多国間条約とその説明文書において明らかになるとされている¹⁹⁵が、報告書本パート作成時点（2022 年 1 月 31 日）ではデジタル取引に対する源泉徴収税は含まれないと考えられている¹⁹⁶。

【各国のデジタル課税制度の導入状況】

本調査報告書においては、各国のデジタルサービス税もしくはデジタル取引に関連する主な課税制度を「デジタル課税制度」として、以下のマップおよび表にまとめている。2022 年 1 月 31 日現在では、以下のとおり約 40 カ国が独自措置としてデジタル課税制度を導入ないし導入を検討している。

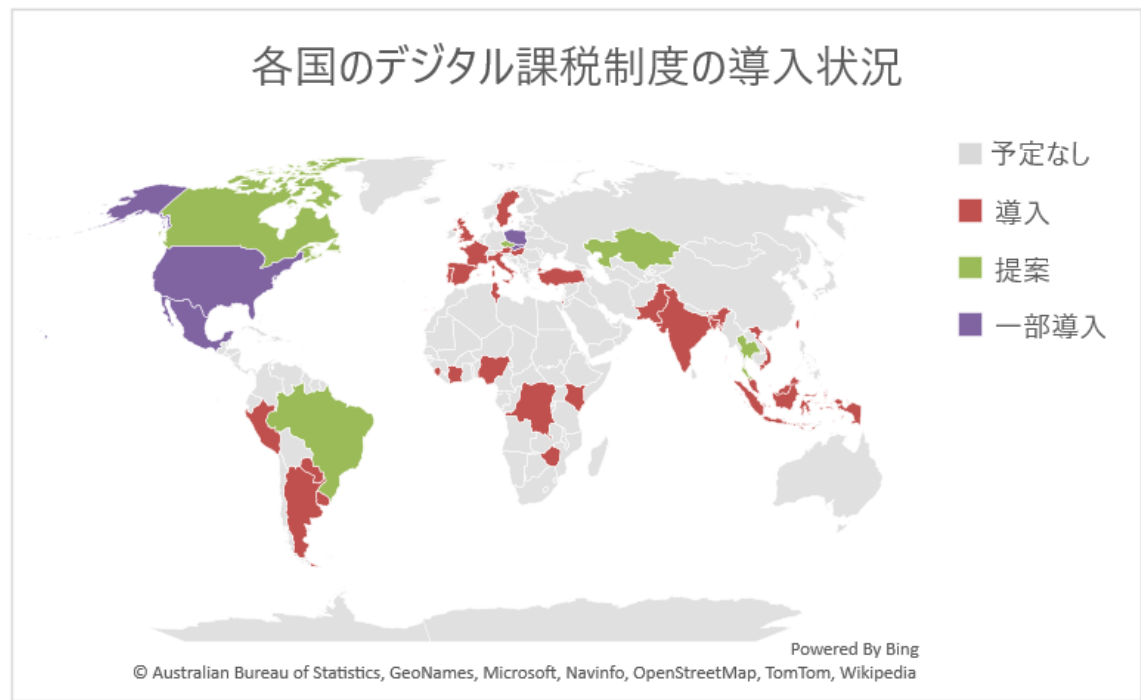
ここではデジタルサービス税などの独自の一方的措置に限らず、従来の PE の範囲を拡大し、重要な経済拠点（Significant economic presence）や重要なデジタル拠点（Significant digital presence）を認定することによりその国でデジタル取引に課税を行う手法や、デジタル取引に対して源泉徴収を行う手法についても、新たなデジタル課税の手法の一つとして幅広く取り上げた。

¹⁹⁵ OECD, Annex. Detailed Implementation Plan, Pillar One, Amount A, Removal and Standstill of All Digital Services Taxes and Other Relevant Similar Measures, Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – 8 October 2021 (oecd.org) 閲覧日 2022 年 2 月 10 日

¹⁹⁶ 10 月 8 日の世界的な合意で、排除が求められた新たなデジタル課税およびその他の類似の措置の対象に、源泉徴収税などの他の課税まで含まれるのではないかと懸念に対し、OECD 租税政策・税務行政センター局長のパスカル・サンタマンス氏はブルームバーグのフォーラムで、「「その他の類似の措置」という文言は、デジタルサービス税が名称を変えて生き残らないための一種の法的免責と読むことができる。この文言はデジタル課税と同等の新しい一方的措置を名称を変えて導入する国があるかもしれない場合に備えて設けられたが、例えばラテンアメリカで導入されている特定の源泉徴収税は対象から除かれることは明らかだ」と述べている。

Bloomberg Tax, Withholding Taxes Excluded From Digital Levy Ban: OECD Tax Head (bloomberglaw.com) 閲覧日 2022 年 2 月 9 日

(出典) 下記をもとにデロイト作成



- Bloomberg Tax, “Digital Service Taxes and Other Unilateral Measures Roadmap”¹⁹⁷（2022 年 1 月 31 日更新版）
- Deloitte, Tax Atlas – DST¹⁹⁸

国	状 況	税・制度	税 率	課税対象	閾値		効力発 生日
					全世界	国内	
アルゼンチン	導入	源泉徴収税	8%	・VAT の対象となるデジタルサービスの外貨建取引	なし	なし	2019 年 12 月 23 日
イスラエル	導入	重要なデジタル拠点 (Significant digital)	－	以下の特徴に基づいて、外国法人はイスラエルに重要なデジタル拠点を有しているものとみなされる ・企業がイスラエルで主にインターネットを介して事業を行っている ・イスラエルの顧客と契約している ・イスラエルの言語、通貨、スタイルをインターネットサービスに取り入れているなど	なし	なし	2016 年 4 月 1 日

¹⁹⁷ Bloomberg Tax, “Digital Service Taxes and Other Unilateral Measures Roadmap”, Digital Service Taxes and Other Unilateral Measures Roadmap (bloomberglaw.com) 閲覧日 2022 年 1 月 31 日

¹⁹⁸ Deloitte, Tax Atlas – DST, Home Page (deloitte.com) 閲覧日 2022 年 1 月 31 日

国	状況	税・制度	税率	課税対象	閾値		効力発生日
					全世界	国内	
		presence) ¹⁹⁹					
イタリア	導入	デジタルサービス税	3%	・オンライン広告 ・多国間デジタルインターフェースの提供 ・ユーザデータの送信 法令により課税所得の具体的な計算方法が定められている。	7.5 億ユーロ超	550 万ユーロ超	2020 年 1 月 1 日 ²⁰⁰
インド	導入	平衡税	2%	・オンラインの資産の譲渡またはサービスの提供 ・オンラインの資産の譲渡またはサービスの提供の促進	なし	・対象取引につき非居住者の e コマースオペレーターが受領したまたは受領する対価が 2000 万インドルピー超	2020 年 4 月 1 日 ²⁰¹
	導入	平衡税	6%	・オンライン広告および関連サービス	なし	・非居住者の受領する対価の総額 10 万インドルピー超	2016 年 6 月 1 日
	導入	重要な経済拠点 (Significant economic	—	・インド国内の者への販売による対価 (2,000 万インドルピー)、または、インドのユーザ数 (30 万ユーザ) のいずれかを超過した非居住者は重要な経済拠点を有しているものとみなされる	なし	・非居住者による資産、サービスまたは財産に対する対価の総額 (インドにおけるデータまたはソフトウェア	2022 年 4 月 1 日

¹⁹⁹ イスラエル居住者とのオンライン取引により所得を得る外国法人は、イスラエルに重要なデジタル拠点 (Significant digital presence) を有する場合 PE が認定されイスラエルにおいて課税される (通達 ITA Circular No. 4/2016, 2016 April 11)。Bloomberg Tax, BEPS Tracker, Israel - Action 1: Digital Economy (bloomberglaw.com) 閲覧日 2022 年 1 月 18 日

²⁰⁰ 米国およびイタリアを含む英国等 5 カ国は、2021 年 10 月 21 日にピラー 1 に関して既存の一方的措置の撤廃の手順に係る共同声明を発表した (「2.3.1. 米国および英国等 5 カ国によるピラー 1 に関する共同声明」参照)。

²⁰¹ 2021 年 11 月 23 日、米国およびインドは、米国および英国等 5 カ国が発表した、既存の一方的措置の撤廃の手順に係る共同声明と同様の声明を発表した (「2.2.8.4. 米国およびインドによるピラー 1 に関する共同声明」参照)。

国	状況	税・制度	税率	課税対象	閾値		効力発生日
					全世界	国内	
		presence) ²⁰²				のダウンロードを含む) が 2000 万インドルピー超・少なくとも 30 万人のインドのユーザへの組織的かつ継続的な事業活動の勧誘または関わり	
	導入	源泉徴収税	1%	・デジタルプラットフォームを介して促進される資産の譲渡またはサービスの提供からの総収入	なし	免除規定あり ²⁰³	2020 年 10 月 1 日
インドネシア	導入	重要な経済拠点 (Significant economic presence) ²⁰⁴	—	・一定の場合に重要な経済拠点を有しているものとみなされる (閾値の詳細は未定)。	・事業グループの連結総売上高 (未定)	・インドネシアでの売上高 (未定) ・インドネシアにおけるデジタルメディアのアクティブユー	2020 年 3 月 31 日 ²⁰⁵

²⁰² デジタル課税の手段の一つとして 2021 年 5 月 3 日、インド税務当局は、2018 年にインド租税法で導入された非居住者を対象とする「重要な経済拠点 (significant economic presence)」に基づく新たなネクサスルールについて、その適用における収益額およびユーザ数の基準値 (閾値) を定めた通達 (2021 年 5 月 3 日付通達第 41 号 (Notification No. 41)) を公表した。閾値のいずれかを超過した非居住者には SEP ルールが適用され、インドにおける課税が生じる。EY, Japan tax alert 2021 年 5 月 20 日号, インド、非居住者の「重要な経済的存在」の認定基準を公表 | EY Japan 閲覧日 2022 年 1 月 18 日

Bloomberg Tax, Taxing the Digital Economy Through Significant Economic Presence: India (bloombergtax.com) 閲覧日 2022 年 1 月 18 日

²⁰³ 前年の資産の譲渡またはサービスの提供による総収入が 50 万インドルピーを超えず、e コマース参加者が e コマース事業者
に常設口座番号を提供した場合には、一定の免除規定が適用される。

²⁰⁴ 2019 年 11 月 25 日に即時発効で公布された規則 (GR 80/2019) により、非居住者である事業者が、電子システムを介してインドネシアの顧客に対して一定の商品やサービスを提案または提供している場合、インドネシアに物理的拠点 (physical presence) があるものとみなされ、インドネシアにおいて課税されることが定められた。

Bloomberg Tax, Country Guides, Indonesia, 2. Corporate Tax Computation and Administration, E-commerce business activities, Country Guides, Indonesia, 2. Corporate Tax Computation and Administration (bloomberglaw.com) 閲覧日 2022 年 2 月 3 日

²⁰⁵ 施行規則が発行されるまで運用されない。

Bloomberg Tax, BEPS Tracker, Indonesia - Action 1: Digital Economy, BEPS Tracker, Indonesia - Action 1: Digital Economy (bloomberglaw.com) 閲覧日 2022 年 3 月 2 日

国	状況	税・制度	税率	課税対象	閾値		効力発生日
					全世界	国内	
						ザ数（未定）	
	導入	電子取引税	未定	・インドネシア国内の買手またはサービス受領者に対する電子システムを介した資産の譲渡またはサービスの提供による収入	なし	・関連する条約規定が存在するために重要な経済拠点に基づいて法人税を課することができない場合課される	2020年3月31日 ²⁰⁶
ウルグアイ	導入	法人所得税	標準税率	・サービス提供者またはサービス利用者のいずれかがウルグアイに居住する場合にコンピュータを利用して行うあっせんおよび仲介サービスによる収入 ・サービス提供者とサービス利用者の双方がウルグアイに居住する場合、対象所得の全てが課税対象となる ・サービス提供者またはサービス利用者のいずれかがウルグアイに居住している場合、所得の50%が課税対象とみなされる ²⁰⁷	なし	なし	2018年1月1日
	導入	源泉徴収税	12%	・インターネット、技術プラットフォーム、コンピュータアプリケーションなどを介して直接提供されるウルグアイの視聴覚サービス	なし	なし	2018年7月1日

²⁰⁶ 施行規則が発行されるまで運用されない。

Bloomberg Tax, BEPS Tracker, Indonesia - Action 1: Digital Economy, BEPS Tracker, Indonesia - Action 1: Digital Economy (bloomberglaw.com) 閲覧日 2022 年 3 月 2 日

²⁰⁷ Bloomberg Tax, BEPS Tracker, Uruguay - Action 1: Digital Economy (bloomberglaw.com) 閲覧日 2022 年 1 月 20 日

国	状況	税・制度	税率	課税対象	閾値		効力発生日
					全世界	国内	
英国	導入	デジタルサービス税	2%	・インターネット検索エンジン ・ソーシャルメディアプラットフォーム ・オンラインマーケットプレイス	5 億ポンド超	2500 万ポンド超	2020 年 4 月 1 日 ²⁰⁸
オーストリア	導入	デジタルサービス税	5%	・オンライン広告	7.5 億ユーロ以上	2500 万ユーロ以上	2020 年 1 月 1 日 ²⁰⁹
ケニア	導入	デジタルサービス税	1.5 %	以下による総取引額: ・デジタルコンテンツのストリーミングおよびダウンロードサービス ・ユーザデータの送信 ・買手と売手を結び付けるデジタルマーケットプレイス、ウェブサイトまたは他のオンラインアプリケーションの提供 ・購読ベースのメディア ・電子データ管理 ・検索エンジンと自動化されたヘルプデスクサービスの提供 ・オンラインで購入されたライブイベント、劇場、レストランなどのチケット ・事前に録画されたメディアまたはEラーニングによるオンライン遠隔教育 ・オンラインのデジタルまたは電子プラットフォームを介して提供されるその他のサービス	なし	なし	2021 年 1 月 1 日
コートジボワール	導入	デジタルストリーミング税	3%	・コートジボワールで電子的に提供されるオンデマンドビデオ放送による総収入	なし	なし	2020 年 1 月 2 日
コンゴ民主共和国	導入	源泉徴収税	10 %	・非居住者の提供者に支払われる、テレビネットワーク、テレビ・ラジオ番組、デジタルコンテンツを伴う	なし	なし	2021 年 1 月 1 日

²⁰⁸ 米国および英国等 5 カ国は、2021 年 10 月 21 日にピラー 1 に関して既存の一方的措置の撤廃の手順に係る共同声明を発表した（「2.3.1. 米国および英国等 5 カ国によるピラー 1 に関する共同声明」参照）。

²⁰⁹ 米国およびオーストリアを含む英国等 5 カ国は、2021 年 10 月 21 日にピラー 1 に関して既存の一方的措置の撤廃の手順に係る共同声明を発表した（「2.3.1. 米国および英国等 5 カ国によるピラー 1 に関する共同声明」参照）。

国	状況	税・制度	税率	課税対象	閾値		効力発生日
					全世界	国内	
				視聴覚サービスへのアクセスの使用または権利に対する使用料			
シエラレオネ	導入	デジタルサービス税	1.5 %	・居住者である課税事業者の全てのデジタル・電子取引による売上に最低税率が適用される	なし	なし	2021 年 1 月 1 日
ジンバブエ	導入	デジタルサービス税	5%	・ジンバブエ居住者に対する国外衛星放送事業者および電子商取引事業者のサービスの提供により生ずる総所得	なし	50 万米ドル以上	2019 年 1 月 1 日
スウェーデン	導入	デジタル PE (Digital permanent establishment) ²¹⁰	—	外国法人がスウェーデンに 1 つ以上のサーバを保有し、そのサーバ上のスペースとデータ容量を顧客に提供する事業を行っている場合にデジタル PE を有しているものとみなされる	なし	なし	—
スペイン	導入	デジタルサービス税	3%	・オンライン広告サービス ・オンライン仲介サービス ・ユーザから提供された情報から生成されたデータの販売	7.5 億ユーロ超	300 万ユーロ超	2021 年 1 月 16 日 ²¹¹

²¹⁰ デジタル PE を認定された場合スウェーデンにおける PE 帰属所得 (income from a PE in Sweden) がスウェーデンにおいて課税されることとなる。Bloomberg Tax, Country Guides, Sweden, 2. Corporate Tax Computation and Administration (bloomberglaw.com) 閲覧日 2022 年 1 月 19 日

²¹¹ 米国およびスペインを含む英国等 5 カ国は、2021 年 10 月 21 日にピラー 1 に関して既存の一方的措置の撤廃の順に係る共同声明を発表した (「2.3.1. 米国および英国等 5 カ国によるピラー 1 に関する共同声明」参照)。

国	状況	税・制度	税率	課税対象	閾値		効力発生日
					全世界	国内	
台湾	導入	源泉徴収税 ²¹²	算出 ²¹³	以下を含む電子サービス： ・インターネットまたは他の電子的手段を介してダウンロードされるサービス ・オンラインまたはその他の電子的手段を介して使用されるサービス（例えば、オンラインゲーム、広告） ・インターネットまたは他の電子的手段（例えば、オンラインプラットフォーム）を介して提供される他のサービス	なし	なし	2017年1月1日 ²¹⁴
チュニジア	導入	デジタルサービス税	3%	・非居住者によるチュニジアの居住者顧客（個人および法人）に対するコンピュータソフトウェアの販売およびデジタルサービスの提供による収入	なし	なし	2020年1月1日
トルコ	導入	源泉徴収税	15%	・オンライン広告サービス	なし	なし	2019年1月1日
	導入	デジタルサービス税	7.5%	・オンライン広告サービス ・デジタルコンテンツの提供 ・上記サービスのためのデジタルプラットフォームおよび仲介サービスの運営	7.5 億ユーロ以上	2000 万トルコリラ以上	2020年3月1日 ²¹⁵
ナイジェリア	導入	重要な経済拠点 (Significant)	—	以下の場合、外国法人はナイジェリアに重要な経済拠点を有しているものとみなされる	なし	ナイジェリア国内の特定のサービスにつき	2020年2月3日

²¹² サービス受領者が個人の場合、国外サービス提供者は税務当局に申告書を提出しなければならない。

²¹³ 適用金利および国内利益寄与度に基づき算出。税務当局と事前に合意することができる。

²¹⁴ 台湾に事業所を有さない外国法人によるデジタルサービスの提供に関連する台湾源泉所得の認識に関する規則（規則 No.10604704390）が 2018 年 1 月 2 日に公表され、この規則により、遡及的に 2017 年 1 月 1 日より台湾国内の顧客（個人、法人を含む）に対して国外からデジタルサービスの提供を行う外国営利事業者（foreign profit-seeking enterprises）に対する営利事業所得課税が定められた。

中華民国財政部, Announcements, Three Steps to Master Income Tax on Cross-Border Electronic Services Transactions-Ministry of Finance, R.O.C (mof.gov.tw) 閲覧日 2022 年 1 月 20 日

²¹⁵ 2021 年 11 月 22 日、米国及トルコは、米国および英国等 5 カ国が発表した、既存の一方的措置の撤廃の手順に係る共同声明と同様の声明を発表した（「2.2.9.4. 米国およびトルコによるピラー 1 に関する共同声明」参照）。

国	状況	税・制度	税率	課税対象	閾値		効力発生日
					全世界	国内	
		economic presence) ²¹⁶		・以下のいずれかの活動による総売上高が 2500 万ナイラを超える －ナイジェリアの個人に対するデジタルコンテンツのストリーミングまたはダウンロードサービス －デジタルインターフェース（ウェブサイトおよびモバイルアプリケーションを含む）上でのユーザの活動から生成された、ナイジェリアのユーザに関して収集されたデータの送信 －デジタルプラットフォームを通じたナイジェリアへの直接的または間接的な資産の譲渡またはサービスの提供 －ナイジェリアの売手と買手を結ぶデジタルプラットフォームを介した仲介サービスの提供 ・ナイジェリアのドメイン名の使用、またはナイジェリアのウェブサイトアドレスの登録 ・ナイラでの商品価格設定やナイラでの請求または支払いオプションの提供などにより、ナイジェリア人をターゲットにカスタマイズされたデジタルページやプラットフォームを介して、ナイジェリア人と意図的持続的な関わりを持っている		2500 万ナイラ超	

²¹⁶ 外国法人がナイジェリアに重要な経済拠点を有しているものとみなされた場合、そのナイジェリア事業帰属所得はナイジェリアにおいて課税される（2020 年法人所得（重要な経済拠点）法令（The Companies Income Tax (Significant Economic Presence) Order, 2020））。

Bloomberg Tax, Country Guides, Nigeria, 2. Corporate Tax Computation and Administration, 2.2.2. Nonresident Corporations, Country Guides, Nigeria, 2. Corporate Tax Computation and Administration (bloomberglaw.com) 閲覧日 2022 年 2 月 3 日

国	状況	税・制度	税率	課税対象	閾値		効力発生日
					全世界	国内	
パキスタン	導入	源泉徴収税	5% ²¹⁷	以下を含む国外デジタルサービス ・オンライン広告 ・ウェブサイトの設計、作成、ホスティング、メンテナンス ・デジタルコンテンツのアップロード、保存、配信のための設備またはサービスの提供 ・デジタルオーディオまたはデジタルビデオ ・パキスタンのユーザに関するデータのオンライン収集または処理 ・オンラインの資産の譲渡またはサービスの提供のための設備またはその他のオンライン設備	なし	なし	2018年7月1日
パラグアイ	導入	源泉徴収税	15% ²¹⁸	・マルチメディアコンテンツのデジタル配信 ・データ処理および保存 ・ケーブルテレビと衛星テレビ ・マーケティングと広告 ・運、賭けのゲーム (Game of luck, chance, bets) ・技術プラットフォームを介した教育サービス 税務当局は上記のリストの更新が可能	なし	なし	2022年1月1日
ハンガリー	導入	広告税	7.5% ²¹⁹	・オンライン広告を含むハンガリーで有償で提供される広告 ²²⁰	なし	1億ハンガリーフォリント超	2017年7月1日
	導入	小売税	0.1%-2.5%	・非居住者によるオンラインの資産の譲渡を含む、事業として行わ	なし	5億ハンガリーフォリント超	2020年5月1日

²¹⁷ アクティブな課税事業者のリストに含まれない個人の場合 10%

²¹⁸ 法的に推定される純利益に対して 30%が適用され、実効税率は 4.5%となる。

²¹⁹ 2019 年 7 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで 0%

²²⁰ Bloomberg Tax, Country Guides, Hungary, 9. Other Taxes, Advertising Tax, Country Guides, Hungary, 9. Other Taxes (bloomberglaw.com) 閲覧日 2022 年 1 月 31 日

国	状況	税・制度	税率	課税対象	閾値		効力発生日
					全世界	国内	
				れるハンガリー顧客への小売活動から生じる純売上高 ²²¹			
バングラデシュ	導入	源泉徴収税	7.5%-30%	・バングラデシュ国内の顧客に対する電子的手段による資産の譲渡またはサービスの提供	なし	なし	2018年7月1日
フランス	導入	デジタルサービス税	3%	・ターゲット広告（広告目的でのユーザデータの販売を含む） ・デジタル仲介サービス	7.5 億ユーロ超	2500 万ユーロ超	2019年1月1日 ²²²
ベトナム	導入	源泉徴収税	各種	・ベトナムに PE を有しない国外事業者が行うベトナムの法人や個人との e コマースやデジタルベースのビジネス ・事業者がベトナムで登録、申告、納税していない場合、商業銀行および支払い仲介サービス提供者は源泉徴収しなければならない	なし	なし	2020年12月5日
ペルー	導入	源泉徴収税	30%	国内でサービスが経済的に利用または消費されているデジタルサービスから得られる収入（以下のものが含まれる） ・ソフトウェア保守 ・テクニカルサポート ・情報ストレージ ・アプリケーションホスティング ・アプリケーションサービスの提供 ・ウェブサイトのホスティング ・コンサルティングサービスへの電子アクセス ・オンライン広告 ・オンラインオークション ・情報の共有 ・インタラクティブウェブサイトへのアクセス	なし	なし	2007年1月1日

²²¹ Bloomberg Tax, Country Guides, Hungary, 9. Other Taxes, Retail Tax, Country Guides, Hungary, 9. Other Taxes (bloomberglaw.com) 閲覧日 2022 年 1 月 31 日

²²² 米国およびフランスを含む英国等 5 カ国は、2021 年 10 月 21 日にピラー 1 に関して既存の一方的措置の撤廃の手順に係る共同声明を発表した（「2.3.1. 米国および英国等 5 カ国によるピラー 1 に関する共同声明」参照）。

国	状況	税・制度	税率	課税対象	閾値		効力発生日
					全世界	国内	
				・インタラクティブトレーニング ・オンラインポータル			
マレーシア	導入	所得税/ 源泉徴収税	各種	・マレーシアで生じたとみなされる e コマース取引に関連する収入（すなわち、マレーシアで所得を得ているか否かにかかわらず、マレーシアでの活動に関連するもの）	なし	なし	ガイドラインを 2019 年 5 月 発行
	導入	源泉徴収税	10 %	・マレーシアに PE またはビジネス拠点を有していない非居住者が提供するデジタル広告からの一定の所得	なし	なし	Practice Note No.1/2018 を 2018 年 3 月 16 日に 発行
スロバキア	導入	デジタル PE (Digital permanent establishment) ²²³	—	・国外事業者がデジタルプラットフォームを介してスロバキアの交通・宿泊サービスを仲介する場合、デジタル PE を有しているものとみなされる	なし	なし	2018 年 1 月 1 日
	提案	デジタルサービス税	未定	・広告 ・オンラインプラットフォーム ・ユーザデータの販売	未定	未定	未定

²²³ 2018 年 1 月 1 日より PE の定義が改正され（Income Tax Act §16(2)）スロバキアの交通・宿泊サービスを仲介するデジタルプラットフォームについて PE が認定されることとなった。なお、国外事業者が PE として登録せず、PE 所得に対してスロバキアの税を支払わない場合、これらのデジタルマーケットプレイスを利用するスロバキアの課税事業者は、当該国外事業者への支払いから税金を源泉徴収しなければならない。

国	状況	税・制度	税率	課税対象	閾値		効力発生日
					全世界	国内	
米国-メリーランド州	導入	デジタル広告税	2.5%-10%	・バナー広告、検索エンジン広告、インタースティシャル広告、およびその他の同等の広告サービスを含む、デジタルインターフェース上の広告サービス	1 億米ドル超	これらの活動によるメリーランド州での収入が 100 万米ドル超	2022 年 1 月 1 日
米国-コネチカット州	提案	デジタル広告税	未定	・コネチカット州のソーシャルメディア広告サービスによる年間総収入分配額に対するソーシャルメディア提供企業への課税	未定	未定	未定
	提案	デジタル広告税	10%	・コネチカット州のデジタル広告サービスから得られる年間総収入	100 億米ドル超	なし	未定
米国-インディアナ州	提案	ソーシャルメディアサーチャージ	7%	・インディアナ州のソーシャルメディア広告サービスから得られる年間総収入に、暦年における同ソーシャルメディアのアクティブなインディアナ州のアカウント保有者総数に対する課金を加えた額	なし	・インディアナ州のユーザからのこれらの活動による収入が 100 万米ドル超 ・インディアナ州のアクティブなアカウント保有者数が 100 万超	2022 年 1 月 1 日
米国-マサチューセッツ州	提案	デジタル広告税	5%-15%	・マサチューセッツ州におけるデジタル広告サービスによる総収入	なし	これらの活動によるマサチューセッツ州からの収入が 5000 万米ドル超	2022 年 1 月 1 日
米国-モンタナ州	提案	デジタル広告税	10%	・モンタナ州に配分されたデジタル広告サービスによる総収入	なし	これらの活動によるモンタナ州からの収入が 2500 万米ドル超	2022 年 1 月 1 日
米国-ニューヨーク州	提案	デジタル広告税	2.5%-10%	・ニューヨーク州に配分されたデジタル広告サービスによる総収入	1 億米ドル超	なし	2022 年 1 月 1 日

国	状況	税・制度	税率	課税対象	閾値		効力発生日
					全世界	国内	
	提案	データ税	5%	・ニューヨーク州の個人が法人と共有するデータにより得られる法人の総所得	未定	未定	未定
米国-オレゴン州	提案	データ税	5%	・オレゴン州の小売店での課税対象個人情報の販売から生じた総収入	未定	未定	2022年1月1日
米国-テキサス州	提案	デジタル広告税	2.5%-10%	・バナー広告、検索エンジン広告、ビデオ内またはビデオ間の広告、およびその他の同等の広告サービスを含むデジタルインターフェース上の広告サービス	1億米ドル超	これらの活動によるテキサス州からの収入が100万米ドル超	2022年1月1日
米国-ワシントン州	提案	データ税	1.8%	・ワシントン州に帰属する個人情報の販売による総収入	未定	未定	2022年1月1日
米国-ウェストバージニア州	提案	デジタル広告税	2.5%-10%	・バナー広告、検索エンジン広告、ビデオ内またはビデオ間の広告、およびその他の同等の広告サービスを含むデジタルインターフェース上の広告サービス	1億米ドル超	これらの活動によるウェストバージニア州からの収入が100万米ドル超	未定
ポーランド	導入	サーチャージ（ポーランド映画協会に支払う）	1.5%	オンデマンドビデオ（ストリーミング）プラットフォームの国内売上： ・オンデマンド視聴覚メディアサービスへのアクセス料金 ・コマーシャルコミュニケーション放送による収入	なし	小規模なストリーミング企業の免除規定あり	2020年7月1日
	提案	デジタル広告税	5%	・オンライン広告収入（課税標準はポーランドのユーザ数に連動）： 放送事業者および出版事業者の特定の非デジタル広告収入も対象（税率は2%-15%） ²²⁴	7.5億ユーロ超	500万ユーロ超	未定

²²⁴ デジタル広告については税率5%だが、従来型の広告（Conventional advertising）についても広告の方法および対象製品により2%～15%の税率が提案されている。（Orbitax, Poland Announces Draft Law for Advertising Tax for Digital and Conventional Advertising — Orbitax News）

国	状況	税・制度	税率	課税対象	閾値		効力発生日
					全世界	国内	
	提案	デジタルサービス税	7%	以下を含むポーランドにおけるデジタルサービスの提供 ・オンライン広告 ・オンラインマーケットプレイスの提供 ・ユーザデータの送信 ・デジタルインターフェイスを介した資産の譲渡またはサービスの提供 ・デジタルコンテンツやオンラインの通信サービスの提供 ・オンライン決済サービス	7.5 億ユーロ超	400 万ユーロ超	未定
ポルトガル	導入	デジタルサービスにかかるサーチャージ ²²⁵	1%	年次課金（Annual levy） ・オンデマンドビデオの購読サービスの提供による収入	なし	・年次課金は、関連収入からの年間売上が 20 万ユーロ未満またはアクティブ購読者の 0.5%未満のサービス提供者には適用されない	2021 年 2 月 17 日
			4%	展示課金（Exhibition levy） ・動画共有プラットフォームに含まれる視聴覚コマーシャルコミュニケーションのために支払われた金額	なし	なし	
メキシコ	導入	源泉徴収税	1% - 4% ²²⁶	・資産の譲渡またはサービスの提供のためにデジタルプラットフォームを使用するメキシコの個人居住者の所得 デジタルプラットフォームまたはオンライン仲介サービス提供者が源泉徴収を行う	なし	なし	2020 年 6 月 1 日

²²⁵ 法令（Law No. 74/2020）により 2021 年 2 月 17 日を施行日としてオンデマンドビデオおよび視聴覚サービスについての 2 つの課徴金制度が設けられた。Bloomberg Tax, Country Guides, Portugal, 9. Other Taxes, Digital Supplies, Country Guides, Portugal, 9. Other Taxes (bloomberglaw.com) 閲覧日 2022 年 2 月 3 日

²²⁶ 金額・収入形態による。

国	状況	税・制度	税率	課税対象	閾値		効力発生日
					全世界	国内	
	提案	デジタルサービス税	2%	メキシコシティ内で商品（食品を含む）の配達および配達に使用されるアプリケーションまたはプラットフォームを運用、使用、および管理する事業者	なし	なし	未定
カザフスタン	提案	オンライン支払税	未定	・資産の譲渡とサービスの提供のために起業家が受領するオンライン送金	未定	未定	未定
カナダ	提案	デジタルサービス税	3%	以下の特定のデジタル活動からの総収入 ・オンラインマーケットプレイス ・ソーシャルメディア ・オンライン広告 ・ユーザデータ	7.5 億ユーロ超	2000 万カナダドル超	2024 年 1 月 1 日予定 ²²⁷
タイ	提案	源泉徴収税	5%	・タイにおける e コマースによる資産の譲渡およびサービスの提供 ・金融機関は税金の源泉徴収と計上が義務付けられる	なし	なし	未定
チェコ共和国	提案	デジタルサービス税	5% ²²⁸	・ターゲット広告 ・ユーザデータの送信 ・多国間デジタルインタフェースサービス 特定のサービスに対する課税のための追加の閾値を設けている	7.5 億ユーロ超	1 億チェココ罗纳超 ²²⁹	未定 ²³⁰
ブラジル ²³¹	提案	デジタルサービス税（CIDE-	1%-5%	・オンラインターゲット広告 ・ユーザデータの送信 ・ユーザ間の対話を可能にするオンラインプラットフォームの提供	30 億リアル超	1 億リアル超	未定

²²⁷ OECD の合意が 2023 年 12 月 31 日までに実施されない場合のみ施行予定。なお施行された場合、2022 年 1 月 1 日からの収入に遡って課税される予定である。「2.2.7.3. カナダのデジタルサービス税の施行日の延期」参照。

²²⁸ 当初提案 7%

²²⁹ 特定のサービスについて追加的な閾値が設けられている。なお、チェコ共和国の対象サービスから欧州の総収益の 10%以上を創出していない企業は免税。

²³⁰ 2021 年 11 月の報道によれば、チェコ下院においてデジタルサービス税法案が承認されず、法案プロセスは振出に戻ったが、2021 年 10 月声明を受け、現在新たなデジタルサービス税法案の可能性は低い。KPMG, Tax and Legal Update, 2 November 2021, Deputies do not approve digital tax | KPMG Czech Republic (danovsky.cz) 閲覧日 2022 年 1 月 18 日

²³¹ ブラジルではデジタル課税に関する 5 つの草案（CIDE-Digital、COFINS-Digital、CSSD、CSES D および CIDE-Internet）が提案されている。KPMG, CIDE-Digital (PLP #2,358/2020), Brazil: Review of digital services tax proposals - KPMG United States (home.kpmg) 閲覧日 2022 年 1 月 14 日

国	状況	税・制度	税率	課税対象	閾値		効力発生日
					全世界	国内	
		Digital) 232					
	提案	デジタル分野における社会保険融資負担金 (COFINS-Digital) 233	10.6 %	以下のデジタルサービスに関連する月次の総収入: ・資産の譲渡またはサービスの提供を行うユーザ間の対話を可能にする電子通信およびデジタルインターフェース ・ユーザデータに基づいてデジタルインターフェース上にターゲット広告メッセージを配置するための広告主またはエージェントへのマーケティング	2.4 億米ドル超	7800 万リアル超	未定
	提案	デジタルサービス社会負担金 (CSSD) 234	3%	以下による総収入: ・デジタルプラットフォーム上でのブラジルのユーザ向けの広告の表示 ・ブラジルに所在するユーザからのデジタルプラットフォームから生成されたデータの送信 ・ユーザの 1 人がブラジルに所在する場合に、資産の譲渡またはサービスの提供のためのユーザ間の対話を可能にするデジタルプラットフォーム	45 億リアル以上	なし	未定

²³² 提案中の草案において経済分野への介入への貢献(Contribution for Intervention in the Economic Domain (CIDE-Digital))と呼ばれている。Deloitte tax@hand, Deloitte | tax@hand (taxathand.com) 閲覧日 2022 年 1 月 14 日

KPMG, CIDE-Digital (PLP #2,358/2020), Brazil: Review of digital services tax proposals - KPMG United States (home.kpmg) 閲覧日 2022 年 1 月 14 日

²³³ COFINS-Digital と呼ばれている。COFINS (Contribution for the Financing of Social Security) は社会保険融資負担金と呼ばれる制度。KPMG, COFINS-Digital (PL #131/2020), Brazil: Review of digital services tax proposals - KPMG United States (home.kpmg) 閲覧日 2022 年 1 月 14 日

²³⁴ CSSD(Contribuição Social sobre Serviços Digitais、デジタルサービス社会負担金)と呼ばれている。KPMG, CSSD (PLP #218/2020), Brazil: Review of digital services tax proposals - KPMG United States (home.kpmg) 閲覧日 2022 年 1 月 14 日

国	状況	税・制度	税率	課税対象	閾値		効力発生日
					全世界	国内	
	提案	デジタルサービスに関する特別社会負担金 (CSESD) ²³⁵	3% ²³⁶	以下による総収入: ・書籍、ビデオ、音楽、画像などのデジタルコンテンツのストリーミングまたはダウンロード ・オンラインゲーム、アプリケーション、ソフトウェア、およびそれらのアップデート ・ユーザ間での経済的な取引やデジタルコンテンツの譲渡を可能にする電子アプリケーション ・電子チャネルを介して販売される賭け	なし	1 億レアル超	未定
	提案	デジタルサービス負担金 (CIDE-Internet) ²³⁷	3%	以下による総収入: ・広告、スポンサーシップ、マーチャンダイジング ・コンテンツのターゲット設定 ・ユーザに関するデータの収集、配布または処理 ・サービスを利用させるインセンティブや指示 ・支払いのプラットフォーム ・個人または法人に関連する画像、テキスト、ビデオまたは音声の探査または普及	なし	なし	未定

(出典) 上記の表は下記をもとにデロイトにて作成

・Bloomberg Tax, “Digital Service Taxes and Other Unilateral Measures Roadmap”²³⁸ (2022 年 1 月 31 日更新版)

・Deloitte, Tax Atlas – DST²³⁹

²³⁵ Special social contribution on digital services (CSESD)、デジタルサービスに関する特別社会負担金と呼ばれている。KPMG, CSESD (PLP #241/2020), Brazil: Review of digital services tax proposals - KPMG United States (home.kpmg) 閲覧日 2022 年 1 月 14 日

²³⁶ オンライン賭博は 10%

²³⁷ Contribution on digital services (Cide-Internet)、デジタルサービス負担金と呼ばれている。KPMG, CIDE-Internet (640/2021), Brazil: Review of digital services tax proposals - KPMG United States (home.kpmg) 閲覧日 2022 年 1 月 14 日

²³⁸ Bloomberg Tax, “Digital Service Taxes and Other Unilateral Measures Roadmap”, Digital Service Taxes and Other Unilateral Measures Roadmap (bloomberglaw.com) 閲覧日 2022 年 1 月 31 日

²³⁹ Deloitte, Tax Atlas – DST, Home Page (deloitte.com) 閲覧日 2022 年 1 月 31 日

2.2.3. 米国

2.2.3.1. USTR の調査と米国の対抗措置

米国では複数の州でデジタル課税が提案され（「2.2.2. 各国のデジタル課税制度の導入状況」参照）、メリーランド州は導入を決めているが、これまで連邦税ベースでの積極的な議論は活発には行われず、一方的措置として導入されたデジタルサービス税については通商法第 301 条に基づく調査を実施し、不合理で差別的な負担を米国企業に負わせる制度であると結論付けるなどして対抗する姿勢を見せてきた。

2.2.3.1.1. USTR によるフランスのデジタルサービス税に関する調査

2019 年 7 月 10 日、米国通商代表部（United States Trade Representative、以下「USTR」という）は、通商法第 301 条に基づきフランスのデジタルサービス税 に関して調査を開始した²⁴⁰。なお、フランスのデジタルサービス税 は、調査開始時点においてフランスの議会で審議中であったが、2019 年 7 月 24 日に可決された。

2019 年 12 月 2 日、USTR は、通商法第 301 条に基づく調査結果の報告²⁴¹において、フランスのデジタルサービス税 は、不合理で差別的な負担を米国企業に負わせる制度であると結論付け、約 24 億米ドルのフランス産製品に対し、最大 100%の関税を課すことを提案した。フランスが 2020 年 2 月 10 日に 2020 年 4 月および 11 月に納税期限を迎える 2020 年分のデジタルサービス税 の徴収を 2020 年 12 月まで延期する決定を下したことを受け、米国は当該関税の実施を保留することを決め、OECD における協議の進展を待つこととしたが、その後 2020 年 7 月 10 日、USTR は、フランスのデジタルサービス税に対する更なる対抗措置として、先に実施を保留した関税とは別に、特定のフランス産製品に対し追加で 25%の従価税の課税措置を発動すると発表²⁴²した。フランス産製品に対する 25%の従価税に関しては、措置決定日から 180 日後の 2021 年 1 月 6 日に施行される予定であったが、USTR は、2021 年 1 月 12 日に当該関税の適用を無期限に延長することを決定した旨の通知を発表²⁴³した。

2.2.3.1.2. USTR によるフランス以外の国のデジタルサービス税に関する調査

2020 年 6 月 2 日、USTR は、通商法第 301 条に基づき、フランス以外の国のデジタルサービス税に関しても調査を行うと発表した²⁴⁴。当該調査では、デジタルサービス税を導入した国・地域または導入を検討している国を調査対象とし、具体的には、オーストリア、ブラジル、チェコ共和国、EU、インド、インドネシア、イタリア、スペイン、トルコおよび英国が調査対象国とされた。

2021 年 1 月 6 日、USTR は、インド²⁴⁵、イタリア²⁴⁶およびトルコ²⁴⁷のデジタルサービス税に関する調査報告書を、2021 年 1 月 14 日にオーストリア²⁴⁸、スペイン²⁴⁹および英国²⁵⁰のデジタルサービス税に関する調査報告書を発表

²⁴⁰ USTR, Federal Register / Vol. 84, No. 136 / Tuesday, July 16, 2019 / Notices, Initiation_of_Section_301_Investigation.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 14 日

²⁴¹ USTR, Report_On_France's_Digital_Services_Tax.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 14 日

²⁴² USTR, Federal Register / Vol. 85, No. 137 / Thursday, July 16, 2020 / Notices , France_Digital_Services_Tax_Notice_July_2020.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 14 日

²⁴³ USTR, Federal Register / Vol. 86, No. 7 / Tuesday, January 12, 2021 / Notices, Notice_of_Modification_France_DST_January_2021.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 14 日

²⁴⁴ Initiation of Section 301 Investigations of Digital Services Taxes, I. Digital Service Tax, DST_Initiation_Notice_June_2020.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁴⁵ Report on India's Digital Services Tax.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁴⁶ Report on Italy's Digital Services Tax.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁴⁷ Report on Turkey's Digital Services Tax.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁴⁸ AustriaDSTSection301Report.pdf 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁴⁹ SpainDSTSection301Report.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁵⁰ UKDSTSection301Report.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

した。調査報告書において、USTR はこれらのデジタルサービス税は一般に認められている国際税務の原則から逸脱しており、米国の通商活動を制限するものであると結論付けた。

2021 年 3 月 26 日の発表²⁵¹で、USTR は通商法第 301 条による調査に基づきデジタルサービス税が差別的であると結論付けたオーストリア²⁵²、インド²⁵³、イタリア²⁵⁴、スペイン²⁵⁵、トルコ²⁵⁶、および英国²⁵⁷の 6 カ国に対する次の措置（Next Step）として特定の品目につき 25%の制裁関税を課すと発表し、パブリックコメントを求めるプロセスを開始した²⁵⁸。一方、ブラジル、チェコ共和国、EU、インドネシアに対する調査は、各国の提案がまだ法案として可決されていなかったため、終了した。

2.2.3.1.3. USTR の対抗措置と 180 日間の発動停止

パブリックコメントとオンライン公聴会のプロセスのちに、2021 年 6 月 2 日、USTR はオーストリア²⁵⁹、インド²⁶⁰、イタリア²⁶¹、スペイン²⁶²、トルコ²⁶³および英国²⁶⁴に対する最終的な対抗措置を発表²⁶⁵した。内容としてはこれらの国からの特定の品目に対する 25%の追加の関税である従価税（ad valorem duties of 25 percent）の賦課を提案するものであったが、BEPS 包摂的枠組みで行われている多国間の交渉を完了する時間を確保するために、6 カ国に対する制裁関税の発動については 2021 年 11 月 29 日まで 180 日間見送られることとなった。制裁関税の対象となる対象品目のリストは各国ごとに発表されており、以下の表はその一例である。

国	2019 暦年の 推定貿易額	従価税	対象品目 数	品目の例
オーストリア ²⁶⁶	6500 万ドル	25%	23	・飲用グラス ・眼鏡 ・投影スクリーン 等

²⁵¹ USTR Announces Next Steps of Section 301 Digital Services Taxes Investigations | United States Trade Representative 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁵² Proposed_Action_Austria_FRN_March.pdf 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁵³ Proposed_Action_India_FRN_March.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁵⁴ Proposed_Action_Italy_FRN_March.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁵⁵ Proposed_Action_Spain_FRN_March.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁵⁶ Proposed_Action_Turkey_FRN_March.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁵⁷ Proposed_Action_UK_FRN_March.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁵⁸ USTR Announces Next Steps of Section 301 Digital Services Taxes Investigations | United States Trade Representative 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁵⁹ USTR, Federal Register / Vol. 86, No. 107 / Monday, June 7, 2021 / Notices, Austria_DST_Action.pdf 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁶⁰ USTR, Federal Register / Vol. 86, No. 107 / Monday, June 7, 2021 / Notices, India_DST_Action.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁶¹ USTR, Federal Register / Vol. 86, No. 107 / Monday, June 7, 2021 / Notices, Italy_DST_Action.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁶² USTR, Federal Register / Vol. 86, No. 107 / Monday, June 7, 2021 / Notices, Spain_DST_Action.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁶³ USTR, Federal Register / Vol. 86, No. 107 / Monday, June 7, 2021 / Notices, Turkey_DST_Action.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 15 日

²⁶⁴ USTR, Federal Register / Vol. 86, No. 107 / Monday, June 7, 2021 / Notices, UK_DST_Action.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁶⁵ USTR Announces, and Immediately Suspends, Tariffs in Section 301 Digital Services Taxes Investigations | United States Trade Representative 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

²⁶⁶ USTR, Federal Register / Vol. 86, No. 107 / Monday, June 7, 2021 / Notices, Austria_DST_Action.pdf 閲覧日 2021 年 12 月 13 日

国	2019 暦年の 推定貿易額	従価税	対象品目 数	品目の例
インド ²⁶⁷	1 億 1900 万ドル	25%	26	・エビ ・紙巻たばこ ・養殖真珠 ・貴石または半貴石の宝飾品 ・木製の寝室用家具 等
イタリア ²⁶⁸	3 億 8600 万ドル	25%	44	・ハンドバッグ ・男性用および女性用のスーツ ・靴・眼鏡 等
スペイン ²⁶⁹	3 億 2400 万ドル	25%	27	・ハンドバッグ ・靴 ・帽子 ・ガラス製品 等
トルコ ²⁷⁰	3 億 1000 万ドル	25%	32	・カーペット ・ベッドリネン ・タイル 等
英国 ²⁷¹	8 億 8700 万ドル	25%	67	・香水 ・男性用および女性用オーバーコート ・靴 ・貴金属製品 ・木製家具 等

2.2.3.1.4. 2021 年 8 月 26 日の ITI の政策提言「2021 Policy Agenda for the Americas」

2021 年 8 月 26 日の米国の Amazon、Google、Microsoft などが所属²⁷²する民間団体である情報技術産業協議会（Information Technology Industry Council（ITI））のニュースリリース²⁷³により、政策提言としての「2021 Policy Agenda for the Americas²⁷⁴」が公表された。この提言は中南米やカナダを含むアメリカ大陸諸国が直面している課題について、現在のデジタル変革を促進し、その恩恵を社会の全てのメンバーで共有するための一連の政策原則と提言をまとめたものであり、提言の 9 つの焦点となる分野のうち、税に関して、「一方的な租税措置を回避し、OECD/G 20 の包括的枠組みを通じてコンセンサスに達することにより、自由で、公正で、非差別的で、透明性があり、予測可能で、安定した貿易および投資環境を実現すること」を掲げている。

²⁶⁷ USTR, Federal Register / Vol. 86, No. 107 / Monday, June 7, 2021 / Notices, India_DST_Action.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 13 日

²⁶⁸ USTR, Federal Register / Vol. 86, No. 107 / Monday, June 7, 2021 / Notices, Italy_DST_Action.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 13 日

²⁶⁹ USTR, Federal Register / Vol. 86, No. 107 / Monday, June 7, 2021 / Notices, Spain_DST_Action.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 13 日

²⁷⁰ Federal Register / Vol. 86, No. 107 / Monday, June 7, 2021 / Notices , Turkey_DST_Action.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 13 日

²⁷¹ Federal Register / Vol. 86, No. 107 / Monday, June 7, 2021 / Notices , UK_DST_Action.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 13 日

²⁷² ITI Members - Information Technology Industry Council (itic.org) 閲覧日 2021 年 12 月 4 日

²⁷³ ITI Publishes Digital Policy Agenda for Latin America and Canada - Information Technology Industry Council (itic.org) 閲覧日 2021 年 12 月 4 日

²⁷⁴ ITI, Microsoft Word - 2021 Policy Agenda for the Americas Final Formatted.docx (itic.org) 閲覧日 2021 年 12 月 26 日

提言²⁷⁵によれば、デジタルサービス税は、事業運営のコストを考慮せずに企業の総収入に適用されるため、その実質的な影響は企業の収益性によって大きく異なり、小規模企業、新興企業、利益率の低い企業、もしくは赤字の企業に特に影響を与えることになる。さらに支払われたデジタルサービス税は、一般的に、他の税金から控除できないため、市場に参入する輸出品に対する関税と同様に、1つの取引に対する二重課税または多重課税の機会となり、より多くの国・地域が、市場への参加コストを増大させる可能性がある。この影響は、各国が導入する措置に企業側が対応する目的で、その国固有のコンプライアンスのためにシステム開発を必要とする場合には、さらに悪化する。

また提言では、ブラジル議会でデジタルサービス税の法案が提出されたことや、カナダ政府が2022年1月1日から3% デジタルサービス税を導入する計画があることを指摘し、「一方的措置の導入は、カナダが多国間プロジェクトへのコミットメント、特に国際的な税・貿易システムを不安定化させる一方的な租税措置を撤廃することに真剣ではないというシグナルである。このような動きは、カナダで商取引を行う米国企業のコンプライアンスコストを増加させ、米国・メキシコ・カナダ協定²⁷⁶に違反する」と付け加えた。

ITI はまた、パナマの国会が、デジタルサービスを提供する非居住者企業を対象とした所得税と付加価値税からなる税制を創設する法案を検討していると指摘した。そして、各国は、一般的に、BEPS 包摂的枠組みを通じて合意された世界的な税制改革の合意の最終化に取り組むだけでなく、断片的な政策アプローチの採用も避けるべきであり、「公平で、予測可能で、安定した投資環境を約束しなければならない」と主張した。

2.2.3.1.5. 2021 年 10 月声明以降の米国の動向

2021 年 10 月声明に参加した米国は、その後英国等 5 カ国（「2.3.1.2. 英国等 5 カ国の対応」参照）、トルコ、インドと政治的妥協に達し（「2.3.2. 米国および英国等 5 カ国以外の国（トルコおよびインド）によるピラー 1 に関する共同声明」参照）、通商法第 301 条に基づく制裁関税を発表していた全ての国に対して、制裁関税を取り下げることに同意した。

ただし、2021 年 10 月声明同様、期限（英国等 5 カ国およびトルコについては 2023 年 12 月 31 日、インドについては 2024 年 3 月 31 日）までにピラー 1 が導入されることが前提となっており、期限までに多国間条約が実施されなければ、デジタルサービス税は引き続き有効となるとともに、それ以降米国は再び制裁関税を課すことが可能となる点に留意する必要がある。

なお、2021 年 12 月 28 日に IRS および財務省の発表した規則（RIN 1545-BP 70²⁷⁷）において、2020 年に発表された規則案にあった「jurisdictional nexus（管轄の関連性）」要件が維持されたことにより、企業がその国の管轄に「ネクサス」またはある種の関連性²⁷⁸を有していることにその国の税法が基づくものでない限り、企

²⁷⁵ ITI, P23, "Tax", Microsoft Word - 2021 Policy Agenda for the Americas Final Formatted.docx (itic.org) 閲覧日 2021 年 12 月 26 日

²⁷⁶ 米国・メキシコ・カナダ協定（the Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada, USMCA）は 2020 年 7 月 1 日に発効したアメリカ合衆国・メキシコ及びカナダの自由貿易協定である。USTR, Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada 7/1/20 Text | United States Trade Representative (ustr.gov) 閲覧日 2022 年 3 月 13 日

²⁷⁷ Internal Revenue Service, RIN 1545-BP70, 03n (abouttax.com) 閲覧日 2022 年 1 月 13 日

²⁷⁸ 2020 年 11 月 12 日に公表された外国税額控除に関する規則案により、米国で外国税額として控除できる所得税の要件として「jurisdictional nexus（管轄の関連性）」要件が追加された。2021 年 12 月 28 日に発表された規則（RIN 1545-BP 70）において管轄の関連性要件は、ソーシングルールが米国の基準と「合理的に類似」しているか等により判断することされ、顧客やサービス受領者の所在地などあらゆる仕向地主義に基づく関連性が明示的に除外された。

Bloomberg, Foreign Tax Credit Proposed Jurisdictional Nexus Requirement: An International Tax Perspective (bloomberglaw.com) 閲覧日 2022 年 3 月 16 日

業がその国で支払った税金の外国税額控除をとることはできないとされた²⁷⁹。これにより基本的に他国のデジタルサービス税について米国での外国税額控除が認められないこととなったため、ピラー1の実施までの間の各国のデジタルサービス税に関して企業は二重課税の状況が継続することとなる。

2.2.4. EU

2.2.4.1. 自主財源としてのデジタル賦課金（digital levy）法案およびインパクトアセスメント

EUにおけるデジタル経済への課税の問題は、2013年から欧州委員会内により創設された専門家グループ（Expert Group on Taxation of the Digital Economy²⁸⁰）内に議論が開始され、EU加盟国で、デジタル企業による課税逃れの事案が相次ぎ、対応策が必要視されていたことから、欧州委員会では2018年3月21日に欧州指令案²⁸¹を発表した。当該指令案に対する合意は2019年3月を目標としていたが、デジタル企業への課税に対する米国からの報復を警戒したアイルランドなどの慎重派と、フランスをはじめとする推進派の間で溝が深まり、議論は難航し合意に至らなかった²⁸²。

COVID-19の経済的影響が深刻となる中、2020年5月27日、欧州委員会は、Europe's moment: Repair and Prepare for the Next Generation（ヨーロッパの行動の時：回復と次世代への準備）²⁸³というCOVID-19に関連する経済対策を発表した。この経済対策において、欧州委員会は、New Generation EU（EU新世代）と題した7,500億ユーロの経済回復施策を長期のEU予算の一部として提案し、また、本予算の財源についてその全額を金融市場から調達することとした。当該調達した資金について、欧州委員会は、2028年から2058年のEU予算の中で償還することとし、公正かつ公平に償還を実施する観点から、自主財源の創設を提案する予定としている。自主財源の案としては、排出ガス取引スキーム、炭素国境調整メカニズム、大企業の活動に関連するものおよび経済のデジタル化に対応した適切な課税システムに係るOECDでの議論も踏まえた上での新しいデジタル税の導入があげられた。

2020年10月19日、欧州委員会は、Commission Work Programme 2021: A Union of vitality in a world of fragility（2021年委員会作業計画：壊れやすい世界における活力のある欧州連合）と題した2021年の作業計画を発表した²⁸⁴。その中で、デジタル世界における公正性の確保の見地から、EUは長期的に持続可能な歳入をもたらす公正な税システムのための国際的合意に向けて作業を続けるとしつつも、もしこの国際的合意が得られなかった場合、欧州委員会は、2021年前半にデジタル賦課金（digital levy）の提案を行うとした。また、当該作業計画の添付文書（Annexes）における各活動の工程表において、自主財源としてのデジタル賦課金の法案およびインパクトアセスメントに係る作業を2021年第二四半期までに行うとした²⁸⁵。

Bloomberg, Companies Get More Flexibility as IRS Tweaks Foreign Tax Credits (bloomberglaw.com) 閲覧日 2022年3月16日

²⁷⁹ Bloomberg, Companies Get More Flexibility as IRS Tweaks Foreign Tax Credits (bloomberglaw.com) 閲覧日 2022年1月13日

²⁸⁰ European Commission, Taxation and Customs Union, Expert Group on Taxation of the Digital Economy, Expert Group on Taxation of the Digital Economy (europa.eu) 閲覧日 2022年1月6日

²⁸¹ European Commission, "Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE laying down rules relating to the corporate taxation of a significant digital presence", EUR-Lex - 52018PC0147 - EN - EUR-Lex (europa.eu) 閲覧日 2021年12月20日

²⁸² 日本経済新聞, EU、デジタル課税合意見送りへ 主導役の仏は単独導入へ: 日本経済新聞 (nikkei.com) 閲覧日 2022年1月6日

²⁸³ European Commission, Europe's moment: Repair and Prepare for the Next Generation, EUR-Lex - 52020DC0456 - EN - EUR-Lex (europa.eu) 閲覧日 2021年12月20日

²⁸⁴ European Commission, "Commission Work Programme 2021: A Union of vitality in a world of fragility COM(2020)690 final", EUR-Lex - 52020DC0690 - EN - EUR-Lex (europa.eu) 閲覧日 2021年12月12日

²⁸⁵ European Commission, 7. Digital levy, Annex I: New initiatives, "Commission Work Programme 2021: A Union of vitality in a world of fragility COM(2020)690 final", EUR-Lex - 52020DC0690 - EN - EUR-Lex (europa.eu) 閲覧日 2021年12月16日

2.2.4.2. デジタル賦課金（digital levy）のインパクトアセスメント

2021 年 1 月 14 日に、欧州委員会はデジタル賦課金の Inception Impact Assessment（導入インパクトアセスメント）と題したデジタル賦課金へのロードマップを発表した²⁸⁶。当該ロードマップでは、経済の電子化に伴う税制上の課題への対応についての EU の認識を示すとともに、デジタル賦課金に係る作業において検討する 3 つの政策オプションを示した。

デジタルビジネスは無形資産に多くを依存し、ユーザデータとユーザによって作られたコンテンツを活用することによって多くの収益を挙げている。しかし、ユーザによって生み出された価値の多くは現在の課税システムでは補足されておらず、価値が創造された場所と課税の場所が一致していない。結果、デジタルビジネスに包含される企業への現在の課税制度の不適合およびデジタル産業の急速な発展は、デジタルビジネスとそれ以外のビジネスとの間の公平な競争の土壌を損なうとしている²⁸⁷。

OECD の BEPS の枠組みにおいて議論されている経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に係る作業との関係については、現在進行中の OECD における議論を阻害するべきではなく、また、国際的な貿易紛争を悪化させないためにも、OECD における議論を十分考慮したうえで、デジタル賦課金のあるべき姿の検討要素として取り込まれるべきとしている。そしてデジタル賦課金に係る施策は、OECD において議論されている国際的な合意にも合致するような形でデザインされるべきとしている。

そのうえで、OECD において国際的に検討されている施策に加え、欧州委員会は例えば以下のような政策オプションを検討する予定としている²⁸⁸：

- ① EU 内で一定のデジタル活動を行っている企業に適用される追加法人所得税
- ② EU 内での一定のデジタル活動が生み出す収入に対する税
- ③ EU 内での事業者間（business to business）で行われるデジタル取引に対する税

また、政策オプションを検討した上で中心となるシナリオを作成するにあたっては、以下のような観点を検討要素にするとしている²⁸⁹：

- ① デジタル賦課金の対象となるデジタル活動/取引または企業の範囲および定義： デジタル経済で活動する企業のビジネスモデルが様々であるため重要である
- ② 国際的な義務： 二重課税排除のための租税条約との整合性等
- ③ 公正さ： 企業の規模、種類および活動に普遍的なインパクトを検討する
- ④ デジタル賦課金に対する企業の潜在的な反応： 新しく導入される税を回避する動機を軽減するような形で施策をデザインすることが重要である
- ⑤ 将来を見通したデザイン： デジタル経済の将来の発展を見通し、企業に税に係る予見可能性を提供するものでなければならない

当該ロードマップに関するフィードバックが 2021 年 2 月 11 日まで受け付けられ、パブリックコンサルテーションが 12 週間（2021 年 4 月 12 日まで）実施された。

²⁸⁶ European Commission, “Inception Impact Assessment, Ares(2021)312667”, EUR-Lex - Ares(2021)312667 - EN - EUR-Lex (europa.eu) 閲覧日 2021 年 12 月 16 日

²⁸⁷ Problem the initiative aims to tackle, “Inception Impact Assessment, Ares(2021)312667” EUR-Lex - Ares(2021)312667 - EN - EUR-Lex (europa.eu) 閲覧日 2021 年 12 月 16 日

²⁸⁸ B. Objectives and Policy options, “Inception Impact Assessment, Ares(2021)312667” EUR-Lex - Ares(2021)312667 - EN - EUR-Lex (europa.eu) 閲覧日 2021 年 12 月 16 日

²⁸⁹ B. Objectives and Policy options, “Inception Impact Assessment, Ares(2021)312667” EUR-Lex - Ares(2021)312667 - EN - EUR-Lex (europa.eu) 閲覧日 2021 年 12 月 16 日

2.2.4.3. デジタル賦課金のインパクトアセスメントについてのフィードバック

2021 年 2 月 11 日までの期間において、デジタル賦課金の Inception Impact Assessment に対して 59 のフィードバック²⁹⁰が寄せられた。なおフィードバックの内訳は事業者団体（Business Association）27、EU 市民 14、会社・事業組織 10、その他 8、国別ではベルギー20、ドイツ 10、チェコ 6、スペイン 4、オランダ 4、その他 9 であった。フィードバックでは以下のように、デジタル賦課金に賛同する声もみられたが、二重課税への懸念や、OECD での議論を優先すべきとする反対の声も多く寄せられた。

デジタル賦課金に賛成する立場のコメント（例）

論点	見解
デジタル企業の税負担について	デジタル企業の低い税負担を問題視する声 - デジタル経済の進展および課題に適切に対処するため、現代的で安定した規制および税制の枠組みを設計する欧州委員会を完全に支持する。 - ある種のデジタル事業は、規模が大きなくても利益を得ることができ、ある程度経済的に重要な位置を占めている地域において必ずしも法人税を支払っていない。また、伝統的な事業と比較して、より容易に利益を移転することができ、したがってより少ない税金を支払っている。大規模なデジタル企業がネットワーク効果を利用して支配的地位を獲得し、市場の非効率性を悪化させていることも事実である。 (ベルギー：Federation of European Publishers) - 大手テクノロジー企業は EU においても発展途上国においても、明らかに相応の税金を支払っていない。デジタル経済への公平な課税を確保するという欧州委員会のコミットメントを歓迎する。 (ベルギー：ActionAid International)
中小企業への影響への配慮について	欧州委員会を支持するも中小企業への影響の配慮を求める声 - オンラインサービスの法的枠組みの見直しと、競争問題に対応する欧州委員会の時宜を得た計画を歓迎し EU の税規則が公正で競争的なデジタル経済の鍵であることに完全に同意する。オンライン企業は、EU 諸国では、ほとんど税金を払わないことが多く、一方で個人や中小企業は、公平な負担分以上の税金を支払っている。 - 中小企業が過度に影響を受けることを防止するために特別な注意が払われるべきであり、より強力な執行ルールと組み合わせられるべきである。 (ベルギー：Independent Music Companies Association)

デジタル賦課金に反対する立場のコメント（例）

論点	見解
デジタル事業について	デジタル事業を特別視するという概念が不適切であるとする声

²⁹⁰ European Commission, A fair & competitive digital economy – digital levy (europa.eu) 閲覧日 2021 年 12 月 16 日

	- デジタル化は、全てではないにしても、多くのセクターで行われており、デジタル事業として特定の事業を選択するという考え方自体が不適切である。 (オランダ：Booking.com) - サービスプロバイダーの所在地以外の場所に消費者がいるという事実は、従来のビジネスと変わらず、仮に別の市場に輸出するだけで課税するという新しい原則を採用するならば、EU は自動車、家電、化学などの業界の企業にも同様の税を課すべきである。 (米国：Information Technology & Innovation Foundation) デジタル企業は高い税金を払っているとする声 - デジタルプラットフォームは他の全ての産業と同様に、実際の利益に基づいて税金を支払っている。欧州委員会は国内のデジタル化企業が支払った実効税率を、「伝統的な国際ビジネスモデル」の 23.2%に対してわずか 8.5%と見積もったが、欧州委員会の規制調査委員会 (Regulatory Scrutiny Board) から、「OECD/G 20 レベルで世界的な進展が達成される前に EU が行動する緊急性は示されていない」と指摘される²⁹¹など、欧州委員会の報告には「重大な欠陥」がある。 (米国：Information Technology & Innovation Foundation) - 事実関係を明らかにする必要性を標ぼうしつつも、欧州委員会は「デジタル企業が支払う税金が少ない、あるいは全く払わない」ことがあたかも普遍的な真理であるかのように言及している。しかし、デジタル化された企業が支払う税率は平均して、「伝統的なビジネス」が支払う税率とほぼ一致しているという調査もある。 (オランダ：KPMG member firms in the EU)
総収入への課税について	利益ではなく総収入への課税を問題視する声 - 総収入への課税は、利益率の低い事業に対して非常に高い実効税率をもたらし、不均衡な課税となり、経済成長に悪影響を与え、国境を越えた貿易、投資に悪影響を与える可能性がある。 (ベルギー：American Chamber of Commerce to the European Union) - 総収入への課税は、利益に課税すべきという国際原則から外れている。さらに居住国の利益ベースから市場国の総収入ベースへのこのような国際原則からの離脱は、二重（または三重以上）の課税をもたらす。 (オランダ：Booking.com)
二重課税への批判	デジタル賦課金は法人所得税として控除されるべきとする声 新たな規則により、事業を行っている国ですでに適正な税金を支払っている企業に二重課税を課すべきではない。課税所得が加盟国において既に法人所得税の対象となっている場合には、当該課税所得は、追加的にデジタル賦課金の対象とされるべきではなく、少なくともそのようなデジタル賦課金は、法人所得税として控除されるべきである。

²⁹¹ European Commission, Regulatory Scrutiny Board, Opinion: Impact Assessment/Fair Taxation of Digital Economy, Brussels, SEC(2018), January 24, 2018, (B) Main considerations, Register of Commission Documents - SEC(2018)162 (europa.eu) 閲覧日 2022 年 1 月 7 日

	(ポーランド：Allegro) 伝統的企業への二重課税を排除すべきとする声 - 多くのデジタルサービスが民間放送局によっても提供されているために、民間放送局のような伝統的な納税企業が意図せずに二重課税されるという深刻なリスクがある。ヨーロッパの主要な 29 の民間放送局を代表する組織として、将来のデジタル賦課金の立案には慎重になることを求める。 - たとえばオーストリアのデジタル広告税は、オンライン広告に焦点を当て、閾値は世界全体で 7.5 億ユーロ、オーストリア国内のオンライン広告サービスについて 2500 万ユーロに設定されているため、従来のメディア企業への二重課税はない。しかしながら、たとえばスペインのデジタル税は、大規模な国際的事業者のデジタル所得に課税することを目的としているだけでなく、世界全体で 7.5 億ユーロ以上の売上高（デジタルだけでなく全ての収入を含む）とスペイン国内の 300 万ユーロ以上のデジタル収益を得る全ての企業に適用されるため、複数の放送局に全面的に適用され、二重課税となっている。欧州委員会がどのようにして税の予見可能性を保証し、二重課税を回避しようとしているかについて、より明確にすることを求める。 (ベルギー：Association of Commercial Television) 法人税の上乗せを懸念する声 - 当社は各国に子会社を設立しており、これは EU の各市場で法人税を課せられていることを意味する。ある種のデジタルビジネスにおいては、生み出される「価値」は無形であったり、金銭化されていないことが多いが、法人所得税の増税がこの問題を解決するとは考えられず、既存の移転価格法制的枠組みを改善することに焦点を当てるべきである。 (英国：Deliveroo) 独自の一方的措置を懸念する声 - 当協会は、一方的な国境を越えた課税措置が、二重課税、事業上の不確実性、企業や政府にとって長期にわたるコストのかかる議論につながることを懸念している。現在有効であるか保留中であるかを問わず、一方的な措置を直ちに撤廃することが必要である。 (英国：Chartered Institute of Management Accountants)
消費者への価格転嫁について	消費者への価格転嫁を懸念する声 - 市場支配力のある企業は追加コストを消費者に転嫁できるが、激しい競争に直面している企業は転嫁できない。例えば、英国、オーストリア、トルコのデジタルサービス税に関しては、Amazon や Google がすでにそのコストを顧客に転嫁すると発表している。 (ドイツ：Federation of German Industries e.V.) - コストの一部または全部が欧州の消費者に転嫁される可能性を排除できない。 (オランダ：Booking.com) - 消費者/顧客は、価格転嫁を通じて、デジタルサービス税措置によって課される追加コストを直接負担することとなる可能性があり、経済成長と投資への悪影響となる。

	(ベルギー：American Chamber of Commerce to the European Union)
デジタル賦課金の制度の詳細について	デジタル賦課金の詳細が不明であるとする声 欧州委員会により提案された 3 つのアプローチは、実際にどのように機能するかの詳細が不明であり評価することは不可能である。 (ポーランド：Allegro)
コンプライアンスコストの増加について	独自のデジタル課税が課税の複雑化をもたらすという声 多数の独自のデジタル課税措置は、不必要に複雑さ、不確実性、不可避的な多層課税をもたらし、EU 全体のビジネス環境に非常に有害なものとなり、投資の減少、雇用の喪失、および経済成長の制限につながる。国境を越えた貿易を拡大し、世界経済の回復を支援するために、EU および各国は、より複雑で一方向的な措置を追加するよりも、税制の簡素化に焦点を当てるべきである。 (スペイン：AMETIC)
業界の特殊性について	業界の特殊性を考慮すべきという声 - 一般的に、デジタル企業は COVID-19 の危機から脱し、より利益を上げ、強力な市場シェアを確立しているという理解は、旅行業界には当てはまらない。2020 年の大部分で業界が休止し、旅行制限がまだ続いているために COVID-19 の世界的なパンデミックは、オンライン旅行会社の収益に深刻な影響を与えている。デジタル賦課金措置を策定する際には、様々なセクターの特殊性を考慮すべきである。 (オランダ：Booking.com) 「全てのデジタルビジネスにおいてそれぞれの追加の消費者が非競争的な方法でサービスを利用できるため限界コストが存在しない」という考えはデリバリーのような食品配送プラットフォームには当てはまらない。一般的に食品デリバリーサービスでは、配送された注文ごとに高い限界コストがかかる。将来のデジタル税は、真のデジタル活動からの収入源に焦点を当て、高いコストを伴う物理的サービスに課税しないことが重要である。異なるビジネスモデルの多様性を考慮せずに、税収に課税することは、不均衡な競争の場を生み出すリスクがある。 (英国：Deliveroo)
OECD での議論について	OECD での多国間交渉の結論を待つべきとする声 - 欧州委員会のデジタル賦課金は、世界的な合意を得るために一方的な措置を排除するという OECD の目標に反している。OECD のプロセスへの関与の十分な時間を与え、欧州委員会はデジタル賦課金に関する検討を停止するべきである。 (ベルギー：American Chamber of Commerce to the European Union) - OECD が提案する法人税の改革は、全ての企業が税の公平な配分に貢献することを確実にするための持続可能で、歪みのない唯一の方法であると我々は信じている。我々は、EU および全ての政府に対し、OECD の努力を支援するよう要請する。 (英国：Deliveroo) - 経済のデジタル変革はデジタル企業だけでなく、経済全体に影響を及ぼし、経済のデジタル化から生じる税の課題は、国際的に調整された

	コンセンサスに基づく解決策によってのみ対処できる。一方的措置は、法的な不確実性、長期化する国際的な租税紛争、さらには貿易紛争を伴うことから、非常に大きな懸念を抱いている。 (ドイツ：Federation of German Industries e.V.) - デジタル経済に関する現行の税制度上の問題は全世界共通の課題と考える必要があり、協調してこの問題に取り組む必要がある。OECD レベルの交渉の結果を待つことを強く勧告する。 (チェコ：Ministry of Finance of the Czech Republic) 他国との貿易摩擦を懸念する声 - 欧州のデジタル課税に対する提案は、まさに OECD の交渉で排除すべきとされた類の税金である。この種の提案は、OECD の合意の達成をより困難にし、他の国々との貿易上の緊張につながる可能性があることを懸念している。米国はすでに EU と多くの EU 加盟国を対象に通商法第 301 条に基づく貿易調査を実施しており、米国の新政権は、加盟国が一方的なデジタル課税を継続する場合には対応を検討すると述べている。 (スペイン：AMETIC) - Inception Impact Assessment ではデジタル賦課金の提案が 2021 年第二四半期を目標としていることから、タイミングも問題である。デジタル賦課金は OECD で最終合意される前に採用される可能性が高く、欧州委員会が一方的措置を進めた場合、米国政府との関係および、世界的な合意に深刻な脅威をもたらす可能性がある。 (米国：Uber)
OECD での議論がまとまらない場合について	OECD の交渉が破綻した場合のみデジタル賦課金を検討すべきという声 - EU は、OECD プロセスが破綻した場合にのみデジタル賦課金を検討すべきである。この場合、新たな税制措置が利益ベースであり、歪みを減らすために全ての企業に広く適用されることを確保すべきである。総収入ベースの一方的なデジタル税は、差別的であり、損失を出し、利益率の低い事業に著しく不利であるため、追求すべきではない。 (スペイン：AMETIC) OECD の合意が達成されない場合も世界的なコンセンサスの達成を追求するべきとする声 - 欧州委員会は、2020 年末までに OECD レベルでの合意が達成されなければ単独で行動する用意があると繰り返し表明しているが、我々は、これらの考慮が無視されるべきであることを強調したい。EU レベルでの一方的な措置ではなく、OECD/G20 レベルでの世界的なコンセンサスが必要であり、その目標を達成するためにあらゆる努力がなされるべきである。 (ドイツ：Federation of German Industries e.V.)

2.2.4.4. EU のデジタル賦課金計画の延期

欧州委員会は 2021 年 7 月 20 日にデジタル賦課金の提案を予定していたが、OECD の 2021 年 7 月声明²⁹²が発表されたことや、イエレン米財務長官から G20 の場で「OECD において米国が差別的とみなしてきたデジタルサービス税と関連するその他の類似の措置を全て排除することが合意されている」と伝えられたこと等もあり、2021 年 7 月 12 日、パオロ・ジェンティーローニ税務担当委員は、デジタル賦課金の提案を保留²⁹³にし、2021 年秋に状況を再検討すると記者団に述べた²⁹⁴。

欧州委員会がデジタル賦課金の延期を決定したことは、OECD によって歓迎された²⁹⁵が、2021 年 6 月までにデジタル賦課金を提案するという欧州委員会のコミットメントに反するとして欧州議会は反発した²⁹⁶。

しかし 2021 年 8 月 3 日には、パオロ・ジェンティーローニ税務担当委員が社会民主進歩同盟（Progressive Alliance of Socialists and Democrats）の欧州議会議員、カルメン・アヴラム氏の質問に答えた書簡²⁹⁷の中で、「OECD/G20 プロセスの成功には、全ての締約国による最終的な努力が必要であり、委員会はその努力に焦点を当てることにコミットしている。このため、欧州委員会は、この期間中に EU 独自の新たな資源としてデジタル賦課金の提案を保留することを決定した」と述べ、デジタル賦課金の提案の延期を確認した。

その後 2021 年 8 月 31 日欧州議会予算委員会で演説したヨハネス・ハーン予算委員は、「OECD の合意があるかどうかにかかわらず」、BEPS 包摂的枠組みの 10 月の会合後に、デジタル賦課金の提案を行う予定だと述べた²⁹⁸。

2.2.4.5. 2021 年 10 月声明以降の EU の動向

2021 年 10 月声明において、多国間条約が発効する日または 2023 年 12 月 31 日のどちらか早い日までの期間において、新たなデジタルサービス税および類似の措置を導入しないことが合意された（「2.1.OECD を中心とした国際議論の動向」参照）。

2021 年 10 月 28 日の欧州議会のプレスリリース²⁹⁹によれば、2021 年 10 月 27 日、欧州議会の租税小委員会（FISC）が開かれ、OECD/G 20 の合意の実施と EU のデジタル賦課金の導入の可能性という 2 つの主要

²⁹² 2021 年 7 月 1 日、BEPS 包摂的枠組みの 130 の国・地域が、二つの柱の解決策に関する声明に署名（「2.1. OECD を中心とした国際議論の動向」参照）し、その後 2 つの国・地域（パルーとセントビンセントおよびグレナディーン諸島）が署名に加わり、2021 年 7 月 9 日に G 20 財務大臣によって承認された。Tax Notes, Pillar 1 of Global Tax Deal on a Slower U.S. Track, Yellen Says (taxnotes.com) 閲覧日 2022 年 1 月 7 日

²⁹³ デジタル賦課金延期の決定は EU が最優先事項であると考えている 2 本柱のグローバルの税制改革計画の「歴史的合意の最後のマイル」（最終段階の調整）における OECD との協力に集中することを可能にする、とパオロ・ジェンティーローニ税務担当委員は述べた、と報じられている。Tax Notes, European Commission Postpones Digital Levy Plans (taxnotes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 19 日

²⁹⁴ Tax Notes, European Commission Postpones Digital Levy Plans (taxnotes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 19 日

²⁹⁵ Tax Notes, EU Digital Levy Delay Is Welcome News, OECD Deputy Chief Says (taxnotes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 19 日

²⁹⁶ Tax Notes, European Parliament Members Push Back Against Digital Levy Delay (taxnotes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 19 日

²⁹⁷ “INTERINSTITUTIONAL AGREEMENT of 16 December 2020 between the European Parliament, the Council of the European Union and the European Commission on budgetary discipline, on cooperation in budgetary matters and on sound financial management, as well as on new own resources, including a roadmap towards the introduction of new own resources”, EUR-Lex - 32020Q1222(01) - EN - EUR-Lex (europa.eu) 閲覧日 2021 年 12 月 19 日

²⁹⁸ Tax Notes, EU Will Propose Digital Levy Regardless of OECD Tax Deal (taxnotes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 19 日

²⁹⁹ Global minimum tax rate deal tops agenda of meeting with Slovenian MPs | News | European Parliament (europa.eu) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

なテーマについて議論がなされた。そしてポール・タン委員長は、「OECD 協定の一部として、デジタル賦課金は導入できない、あるいは廃止する必要があることは明らかである。」「デジタル賦課金はもはや OECD 協定の一部としての選択肢ではないので、我々は欧州議会で代替的な独自の資源を探している。」と述べ³⁰⁰、デジタル賦課金を導入しない意向を示した。

2.2.5. 英国

2.2.5.1. 英国におけるデジタルサービス税の導入と概要

英国は、2012 年の BEPS プロジェクト発足以来、OECD におけるデジタル経済の課税上の問題に関する議論に対し、事業活動から生じた利益はその価値を生み出した国が課税権を有するべきであるという意見を支持し続け、OECD を通じ、国際課税の枠組みの改革を実現するための多国間協議を主導してきた³⁰¹。しかしデジタル企業への課税に対する米国からの報復を警戒した慎重派と、フランスをはじめとする推進派の間で溝が深まり、OECD での議論が難航すると、この問題への英国内での早期対処と英国がこの問題を重要視する姿勢を諸外国に示すべきとの理由から、英ハモンド財相は、2018 年 10 月 29 日の秋季予算演説において、新しく国内法としてデジタルサービス税を導入すると表明した³⁰²。法案はその後、公開協議を経て翌 2019 年 11 月の財政法案で可決され、2020 年 4 月 1 日から導入されることが決定した。

英国のデジタルサービス税は、ユーザ参加型の一定のデジタルビジネス（①ソーシャルメディアプラットフォーム、②検索エンジンサービス、③オンラインマーケット）から生じた英国での売上に対して税率 2% で課税を行うものである。会計年度ごとに、その会計年度において当該ビジネスによる 5 億ポンド超の全世界売上が生じていること、かつ英国ユーザに紐づく当該ビジネスにより 25 百万ポンド超の売上が生じていることの 2 つの要件を満たす企業グループに適用される³⁰³。会計年度におけるデジタルサービス税の納付期限は、会計年度の終了の次の日から 9 カ月以内である³⁰⁴。

なお、Amazon は、フランスと同様に、英国ベンダーへの手数料を 2020 年 9 月より 2% 値上げすることを発表した³⁰⁵。

2.2.5.2. USTR による英国のデジタルサービス税に関する調査

2020 年 4 月にデジタルサービス税を導入した英国と対立を深めた米国は、2020 年 6 月 2 日、通商法第 301 条に基づき、英国を含む 10 カ国・地域³⁰⁶のデジタルサービス税に関して調査を行うと発表した（「2.2.3.1.2. USTR によるフランス以外の国のデジタルサービス税に関する調査」参照）。

³⁰⁰ EU Digital Tax Must Be Scrapped After Global Deal, Lawmaker Says (bloomberglaw.com) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

³⁰¹ HM Treasury(2017), para 1.2., "Corporate tax and the digital economy: position paper", Corporate tax and the digital economy: position paper (publishing.service.gov.uk) 閲覧日 2022 年 1 月 7 日

³⁰² HM Revenue & Customs, "Overview of Tax Legislation and Rates", Budget 2018: overview of tax legislation and rates (OOTLAR) (publishing.service.gov.uk) 閲覧日 2021 年 12 月 20 日

³⁰³ GOV. UK, Digital Services Tax: detailed information, Check if you need to register for Digital Services Tax - GOV.UK (www.gov.uk) 閲覧日 2021 年 12 月 20 日

³⁰⁴ GOV. UK, Digital Services Tax: detailed information, Pay your Digital Services Tax - GOV.UK (www.gov.uk) 閲覧日 2021 年 12 月 20 日

³⁰⁵ Tax Foundation, Who will Pay the UK Digital Services Tax? Amazon Passes Cost Along (taxfoundation.org) 閲覧日 2022 年 1 月 7 日

³⁰⁶ 具体的には、オーストリア、ブラジル、チェコ共和国、EU、インド、インドネシア、イタリア、スペイン、トルコおよび英国が調査対象国とされた。

2021 年 1 月 14 日、USTR はオーストリア、スペインとともに英国のデジタルサービス税の調査結果を発表し、英国のデジタルサービス税に関する調査報告書³⁰⁷において、英国のデジタルサービス税は、不合理で差別的な負担を米国企業に負わせる制度であると結論付けた。

2021 年 6 月 2 日、USTR は英国を含む 6 カ国に対する最終的な対抗措置として 25% の追加の関税を発表したが、OECD/G20 で行われている多国間の交渉の時間を確保するため、発動は 2021 年 11 月 29 日まで 180 日間延期された（「2.2.3.1.3. USTR の対抗措置と 180 日間の発動停止」参照）。

2.2.5.3. OECD の合意に向けた動き（英国）

OECD で 2021 年 10 月声明に向けて合意がまとまりつつある中（「2.1. OECD を中心とした国際議論の動向」参照）、2021 年 9 月 22 日、イエレン米財務長官³⁰⁸は、英国のリシ・スナク財務相と電話会談³⁰⁹し、国際税制を改善するための継続的な努力として、デジタルサービス税の廃止について妥協することの重要性を強調した³¹⁰。一方英国内では労働党から 2022 年にデジタルサービス税を 12% に引き上げるべきである、といった声も上がっていた³¹¹。

2.2.5.4. 米国、英国、オーストリア、フランス、イタリア、スペインによるピラー 1 に関する共同声明

2021 年 10 月声明により既存のデジタルサービス税および類似の措置を導入しないことが合意され（「2.1. OECD を中心とした国際議論の動向」参照）米国および英国等 5 カ国は、2021 年 10 月 21 日にピラー 1 に関して既存の一方的措置の撤廃の手順に係る共同声明を発表した（「2.3.1. 米国、英国、オーストリア、フランス、イタリア、スペイン（以下、「英国等 5 カ国」という）によるピラー 1 に関する共同声明」参照）。

これにより、暫定期間の英国のデジタルサービス税額が、ピラー 1 導入初年度の利益 A による税額を上回る場合、超過額を後から控除することを条件に、ピラー 1 が導入されるまで英国はデジタルサービス税を継続し、米国は貿易措置を取らないことが合意された。

2.2.6. フランス

2.2.6.1. フランスにおけるデジタルサービス税の導入と概要

フランスは、当初よりヨーロッパで稼得される売上はその売上が稼得された各国において課税されるべきであり、GAFA においてもヨーロッパで公平に法人税を支払うべきであるとして、EU のデジタル経済への課税の議論に対して積極的な姿勢を取っていた³¹²。そして、2018 年 3 月 21 日に欧州委員会から提案されたデジタル分野におけ

³⁰⁷ USTR, UKDSTSection301Report.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

³⁰⁸ イエレン米財務長官は 2021 年 9 月 21 日にイタリアのダニエレ・フランコ蔵相、9 月 24 日にフランスのブルノ・ル・メール財務相と電話会談を行い、デジタルサービス税の廃止について話し合った。（Tax Notes, Yellen Presses France on Digital Tax Withdrawal Compromise (taxnotes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 20 日）

³⁰⁹ U.S. Department of the Treasury, READOUT: Secretary of the Treasury Janet L. Yellen's Call with United Kingdom Chancellor of the Exchequer Rishi Sunak | U.S. Department of the Treasury 閲覧日 2021 年 12 月 19 日

³¹⁰ Tax Notes, Labour Party Proposes U.K. Business Taxation Overhaul (taxnotes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 19 日

³¹¹ 2021 年 9 月 27 日にブライトンで開かれた労働党の年次総会での演説で、レイチェル・リーブス氏は「英国政府は 2022 年にデジタルサービス税を 12% に引き上げるべきであり、労働党が選ばれば、企業の税率をより公平なシステムに置き換えることになる」、と述べた。（Tax Notes, Labour Party Proposes U.K. Business Taxation Overhaul (taxnotes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 19 日）

³¹² French government (2017), Four European countries are backing joint proposal on taxing tech giants, Four European countries are backing joint proposal on taxing tech giants | Gouvernement.fr 閲覧日 2022 年 1 月 7 日

る課税に関する指令案³¹³が期間内に合意に至らず検討が見送られたことや、国民の不満感情の高まりを背景に、2018 年 12 月 17 日にデジタルサービス税を導入することを発表した³¹⁴。その後、2019 年 7 月 11 日に「デジタルサービスへの課税創設」法案が議会で承認³¹⁵され、同年 1 月 1 日から遡及適用されることとなった。2019 年 8 月 1 日、Amazon は、フランスのデジタルサービス税への対応として Amazon.fr で販売するフランスベンダーへの手数料を 3%値上げすることを発表した³¹⁶。

これに対し、自国の IT 大手企業を狙い撃ちしていると批判する米国は、2019 年 7 月に通商法 301 条に基づく調査を開始し、フランスのデジタルサービス税は国際的な税制の原則に反し、米国企業を不当に標的とする措置であると結論づけ、制裁関税を発表した（「2.2.3.1.1. USTR によるフランスのデジタルサービス税に関する調査」参照）。

2020 年 1 月 22 日、フランスのブリュノ・ル・メール経済・財務・復興大臣とムニューシン米財務長官が世界経済フォーラム（WEF）の年次総会（ダボス会議）で会談し³¹⁷、フランスがデジタルサービス税の徴収を 2020 年 12 月まで延期する決定を下したことを受け、米国は当該関税の実施を保留することを決め、2020 年 10 月に予定されていた OECD における協議の進展を待つこととした。しかし、OECD が期限までに合意に至らなかったため、フランスは 2020 年 11 月にデジタルサービス税の徴収を再開した³¹⁸。

フランスのデジタルサービス税は、全世界売上高が 7.5 億ユーロ超かつフランス国内での年間売上高が 25 百万ユーロ超の企業を対象に、2019 年 1 月からのフランスで提供されたデジタルサービス（①デジタルインターフェースの提供サービス、②ユーザデータに基づく広告サービス）によって稼得された売上高に対し税率 3%で課税される³¹⁹。

課税期間は、1 月 1 日から 12 月 31 日の 1 年間で、年間の納付税額は課税期間の翌年 4 月および 10 月に分割納付する必要がある。

2.2.6.2. OECD の合意に向けた動き（フランス）

2021 年 10 月声明に向けて合意がまとまりつつある中（「2.1. OECD を中心とした国際議論の動向」参照）、2021 年 9 月 22 日の英国のリシ・スナク財務大臣との電話会談に続き（「2.2.5.3. OECD の合意に向けた動き（英国）」参照）³²⁰、2021 年 9 月 24 日、イエレン米財務長官は、フランスのブリュノ・ル・メール経済・財務・復興大臣と電話会談を行い、国際課税について話し合った。米国財務省³²¹の発表によると、イエレン米財務長官は世界の GDP の 90%以上を代表する 134 カ国によって支持された今夏（2021 年 7 月）の G7 による歴史的な合意に続く、世界の税制を改善するための継続的な努力への支持を表明し、デジタルサービス税の

³¹³ European Commission, “Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE laying down rules relating to the corporate taxation of a significant digital presence”, EUR-Lex - 52018PC0147 - EN - EUR-Lex (europa.eu) 閲覧日 2021 年 12 月 20 日

³¹⁴ 日経新聞, 欧州にデジタル課税の波、仏は 19 年 1 月から: 日本経済新聞 (nikkei.com) 閲覧日 2021 年 12 月 20 日

³¹⁵ Tax Notes, French Senate Passes DST Despite U.S. Tariff Threats (taxnotes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 20 日

³¹⁶ Tax Notes, Amazon Hikes Seller Fees in Wake of French Digital Tax (taxnotes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 20 日

³¹⁷ 日経新聞, 仏デジタル課税、徴収年内見送り 米報復関税発動せず: 日本経済新聞 (nikkei.com) 閲覧日 2021 年 12 月 20 日

³¹⁸ Tax Notes, France Moves to Resume Collection of Controversial Digital Tax (taxnotes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 20 日

³¹⁹ France Government, France’s Digital Tax Bill, digital-tax.pdf (gouvernement.fr) 閲覧日 2021 年 12 月 20 日

³²⁰ イエレン米財務長官は 2021 年 9 月 21 日にイタリアのダニエレ・フランコ蔵相とも電話会談を行っている。（Tax Notes, Yellen Presses France on Digital Tax Withdrawal Compromise (taxnotes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 20 日）

³²¹ U.S.Department of the Treasury, 2021 年 12READOUT: Secretary of the Treasury Janet L. Yellen’s Call with French Minister of Finance, the Economy, and the Recovery Bruno Le Maire | U.S. Department of the Treasury 閲覧日 2021 年 12 月 20 日

廃止について妥協することの重要性を強調した。一方フランス財務省は 2021 年 9 月 22 日に発表した予算案³²²で、2022 年にデジタルサービス税が 5 億 1800 万ユーロの収益を上げると予測していた。

2.2.6.3. 米国および英国等 5 カ国によるピラー 1 に関する共同声明

2021 年 10 月声明により既存のデジタルサービス税および類似の措置を導入しないことが合意され（「2.1. OECD を中心とした国際議論の動向」参照）と、フランスのブリュノ・ル・メール経済・財務・復興大臣は 10 月 14 日、ブルームバーグテレビのインタビューで、2 つの柱からなる世界的な税制改革計画が実施されれば、フランスや他の EU 諸国はデジタルサービス税を引き下げると述べ、「もし我々が自国の課税を撤回することを約束するならば、フランスおよび全ての欧州諸国に対する関税を撤回するという米国政府の約束がなければならない。」と、米国の制裁関税の撤回を求めた³²³。

その後米国およびフランスを含む英国等 5 カ国は、2021 年 10 月 21 日にピラー 1 に関して既存の一方的措置の撤廃の手順に係る共同声明を発表した（「2.3.1. 米国、英国、オーストリア、フランス、イタリア、スペイン（以下、「英国等 5 カ国」という）によるピラー 1 に関する共同声明」参照）。

これにより、暫定期間のフランスのデジタルサービス税額が、ピラー 1 導入初年度の利益 A による税額を上回る場合、超過額を後から控除することを条件に、ピラー 1 が導入されるまでフランスはデジタルサービス税を継続し、米国は貿易措置を取らないことが合意された。

2.2.7. カナダ

2.2.7.1. 2021 年 4 月 19 日のカナダの予算案³²⁴

2021 年 4 月 19 日、カナダのクリスティア・フリーランド副首相兼財務相は、デジタルサービス税を含む税制措置を提案する予算案³²⁵を発表した。予算発表演説³²⁶においてフリーランド氏は、冒頭で、この予算案は COVID-19 との戦いを終わらせるためのものであり、COVID-19 不況から回復し、カナダ国居住者に今後、より多くの雇用と繁栄を創出するためのものであると述べ、以下の点をこの予算の 3 つの根本的な課題とした。

- （1）COVID-19 を克服すること、すなわち、ワクチン購入、州や地域の医療体制支援、国境および国内の検疫規制強化、カナダ人とカナダ企業に必要な支援を提供すること
- （2）COVID-19 不況からの回復、すなわち失われた雇用をできるだけ早く取り戻し、特に女性、若者、低賃金労働者、ホスピタリティと観光業界における中小企業等、最も打撃を受けた人々を速やかに回復させること
- （3）より強じんなカナダを建設すること、すなわちカナダの環境保護とそれに伴う環境関連の雇用に投資し、カナダのデジタル変革とインフラを構築すること、カナダ人に社会的インフラを提供し、中流階級が繁栄し、より多くのカナダ人の参加を可能にすること

また、フリーランド氏は予算演説の中で、カナダ政府が OECD の枠組みに参加する姿勢を示し、2021 年の夏に多国間での合意が成立すること期待していると述べたうえで、カナダのデジタルサービス税は、多国間アプローチが

³²² Taxe sur les services numériques（デジタルサービス税）の税収を 518,363,909 ユーロと見積もっている。P153, “PROJET DE LOI DE FINANCES POUR 2022”, PLF_2022.PDF (economie.gouv.fr) 閲覧日 2021 年 12 月 20 日

³²³ Bloomberg Tax, France Says U.S. Must Drop Tariffs Threat Over Digital Taxes (1) (bloomberglaw.com) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

³²⁴ Government of Canada, Budget 2021, Table of contents | Budget 2021 閲覧日 2021 年 12 月 12 日

³²⁵ Government of Canada, Budget 2021, Annex 7 - Consultations on Other Tax Measures: Supplementary Information, Notice of Ways and Means Motion to introduce an Act to implement a Digital Services Tax, Annex 7 - Consultations on Other Tax Measures: Supplementary Information - Canada.ca (budget.gc.ca) 閲覧日 2021 年 12 月 5 日

³²⁶ Tax Notes, Canada Proposes 3 Percent Digital Services Tax in 2021 Budget (taxnotes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 5 日

実施されるまでの暫定の措置であると伝えている。予算案においてもその冒頭で「カナダは多国間アプローチを強く希望している」ことが記載されており、デジタルサービス税が暫定的な措置を意図したもので、2022 年 1 月 1 日から容認可能な多国間アプローチが実施されるまでを適用期間としている。

2.2.7.2. カナダのデジタルサービス税（予算案）の概要

同予算案では、「カナダは多国間アプローチを強く希望しており、国際的なパートナーとともにこの目標に積極的に取り組み続けている。しかし、合意への到達が遅れており、最終的に合意されたアプローチがいつ発効するかは不確実である。そのため、政府は暫定措置の実施を提案する。」として、国際的な合意を 2021 年半ばまでに達成しようとする取り組みを認めつつも、2013 年から多国間交渉が続いていることを指摘し、以下のデジタルサービス税の導入を提案した³²⁷。

同予算案によればカナダにおけるユーザの参加、データ、コンテンツ提供に依存する特定のデジタルサービスからの収入に対して 3%のデジタルサービス税が課される（収入には、適用された付加価値税、セールスタックスの金額は含まれない）³²⁸。

デジタルサービス税の対象となる収入はデータおよびコンテンツの提供を含め、ユーザの参加が重要な価値要因となるオンライン・ビジネス・モデルからの収入であり、具体的には①オンラインマーケットプレイス（オンラインマーケットプレイスを通じて提供されるサービス）、②ソーシャルメディア（ユーザ間のコミュニケーション、あるいはユーザが他のユーザが行った投稿したコンテンツを閲覧し参加することを容易にするために、オンラインインターフェースを通じて提供されるサービス）、③オンライン広告（オンラインインターフェースの利用者から収集したデータに基づくオンライン広告の掲載を目的としたサービス）、④ユーザデータ（匿名化されたデータや集計されたデータなど、オンラインインターフェースのユーザから収集されたデータの販売またはライセンス供与）からの収入が対象となる³²⁹。

納税義務者（国外事業者および国内事業者）は、①対象事業の前年の全世界売上が年 7.5 億ユーロ以上、かつ②対象事業年度のカナダ国内売上が年 2000 万ドル以上とされている³³⁰。

当初の予算案では 2022 年 1 月 1 日に導入に向けて、2021 年 4 月 19 日から 2021 年 6 月 18 日までコンサルテーションの期間を設定³³¹、そこに寄せられた意見を考慮して、デジタルサービス税を実施する新しい法律の草案を 2021 年夏にパブリックコメントに向けて公表し、その後、議会に提出するという目論見であった³³²。

³²⁷ Government of Canada, Context, Digital Services Tax, Budget 2021, Annex 7 - Consultations on Other Tax Measures: Supplementary Information, Annex 7 - Consultations on Other Tax Measures: Supplementary Information - Canada.ca (budget.gc.ca) 閲覧日 2021 年 12 月 14 日

³²⁸ Government of Canada, Rate and Base, Proposed Measure, Digital Services Tax, Budget 2021, Annex 7 - Consultations on Other Tax Measures: Supplementary Information, Annex 7 - Consultations on Other Tax Measures: Supplementary Information - Canada.ca (budget.gc.ca) 閲覧日 2021 年 12 月 12 日

³²⁹ Government of Canada, Rate and Base, Proposed Measure, Digital Service Tax, Budget 2021, Annex 7 - Consultations on Other Tax Measures: Supplementary Information, Annex 7 - Consultations on Other Tax Measures: Supplementary Information - Canada.ca (budget.gc.ca) 閲覧日 2021 年 12 月 12 日

³³⁰ Government of Canada, Taxpayers, Proposed Measure, Digital Service Tax, Budget 2021, Annex 7 - Consultations on Other Tax Measures: Supplementary Information, Annex 7 - Consultations on Other Tax Measures: Supplementary Information - Canada.ca (budget.gc.ca) 閲覧日 2021 年 12 月 12 日

³³¹ Government of Canada, Digital Services Tax Consultation, Digital Services Tax Consultation - Canada.ca 閲覧日 2021 年 12 月 12 日

³³² Government of Canada, Consultation, Proposed Measure, Digital Service Tax, Budget 2021, Annex 7 - Consultations on Other Tax Measures: Supplementary Information, Annex 7 - Consultations on Other Tax Measures: Supplementary Information - Canada.ca (budget.gc.ca) 閲覧日 2021 年 12 月 12 日

しかしながら次に述べるように、2021 年 10 月 8 日「新しい国際税制改革の合意に関する副首相声明」³³³において、デジタルサービス税の施行日を 2024 年 1 月 1 日まで見送ることが発表された（「2.2.7.3. カナダのデジタルサービス税の施行日の延期」参照）。なお施行された場合、2022 年 1 月 1 日からの収入に遡って課税される予定である。

2.2.7.3. カナダのデジタルサービス税の施行日の延期

2021 年 10 月 8 日、136 の国・地域が参加した OECD の 2021 年 10 月声明（「2.1. OECD を中心とした国際議論の動向」参照）を受け、クリスティア・フリーランド副首相兼財務相は以下の「新しい国際税制改革の合意に関する副首相声明（Statement by the Deputy Prime Minister on new international tax reform agreement）」³³⁴を発表した。

声明では、「カナダは、底辺までの企業競争を終わらせ、世界最大の企業を含む全ての企業が公平な負担を担うことを確保するための国際的な取り組みを強く支持している。本日の合意は、世界経済におけるカナダ人労働者とカナダ企業のための公平な競争条件を確保するものである。」と合意を歓迎し、カナダが、国際的なパートナーと協力して、新しい税の枠組みを法制化し、実施すること、カナダにおいて多国間協定が常に優先事項であると述べたうえで、「カナダ国民の利益がいかなる状況においても保護されることを確保するため、我々は、2021 年度予算に沿って、デジタルサービス税の制定を 2022 年 1 月 1 日までに最終化するための法律制定を進める意図を有する。」と、2022 年 1 月 1 日までにデジタルサービス税を課す法案を通過させる意向を示した。ただし、当初の予算案では 2022 年 1 月 1 日となっていた施行日について、「デジタルサービス税は世界的な協定に基づく税制を実施する条約が発効していない場合にのみ、2024 年 1 月 1 日から施行される。」と延期し、OECD の世界的な合意の実施までに十分な時間が与えられることになった。なお 2024 年に施行された場合、2022 年 1 月 1 日以降の収入は 2024 年に課税される予定である。

国際協調の姿勢を見せつつも、2022 年 1 月に遡ってデジタルサービス税を実施する余地を残しているカナダの動向は今後も見守る必要があろう。

2.2.8. インド

2.2.8.1. インドのデジタルサービス税（平衡税）の制度概要

インドでは平衡税（equalization levy）が 2016 年 6 月 1 日から導入されている。2016 年の平衡税の導入当初、その適用は、特定のサービス³³⁵を提供する非居住企業に限定されていた³³⁶。特定のサービスとは、オンライン広告、デジタル広告スペース等その他の施設の提供、またはオンライン広告を目的としたその他のサービスの提供である。しかし 2020 年の財政法³³⁷により、新たに平衡税の適用範囲が拡大され、2%の税率区分が設定され、オンラインプラットフォーム上で行われる資産の譲渡または役務の提供に課税されることとなった。

2.2.8.1.1. 2016 年財政法によって導入された平衡税の内容

平衡税は、当初、2016 年財政法により導入された。インド財政法の 165 条は以下のように定めている。

³³³ Government of Canada, Statement by the Deputy Prime Minister on new international tax reform agreement, Statement by the Deputy Prime Minister on new international tax reform agreement - Canada.ca 閲覧日 2021 年 12 月 12 日

³³⁴ Government of Canada, Statement by the Deputy Prime Minister on new international tax reform agreement, Statement by the Deputy Prime Minister on new international tax reform agreement - Canada.ca 閲覧日 2021 年 12 月 12 日

³³⁵ 特定のサービスは 2016 年財政法 164 条 1 項により定義されている。

³³⁶ 月間国際税務・会員限定解説、インド平衡税と GST 上の電子経済課税 (deloitte.com), 閲覧日 2021 年 12 月 14 日

³³⁷ Equalisation Levy (incometaxindia.gov.in) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

(1) 当該 Chapter の適用開始日以降、非居住者が以下に定める者から受領または受領できる特定のサービスに対する対価の 6% の割合で平衡税を課税する。

(i) インドに居住し、事業または職業を営む者

(ii) インドに恒久的施設を持つ非居住者

(2) (1) 項に定める平衡税は以下のいずれかの場合においては課税されない。

(a) 特定のサービスを提供する非居住者がインドに恒久的施設を有しており、当該サービスが当該恒久的施設に帰属する場合

(b) 非居住者がインドに居住し、事業または職業を営む者から、またはインドに恒久的施設を有する非居住者から、前年度に受領または受領可能な特定のサービスに対する対価の総額が、1 ラークルピー³³⁸ (10 万ルピー) を超えない場合

(c) インドの居住者またはインドの恒久的施設が支払う特定のサービスの対価が、事業または職業の遂行を目的としていない場合。

特定のサービスは 2016 年財政法 164 条 1 項により定義されている。これは、オンライン広告 (online advertisement)、デジタル広告スペースまたは設備の提供 (any provision for digital advertising space or any other facility)、または、オンライン広告を目的としたその他サービスの提供を意味し、中央政府が別途定めるその他のサービスを含むと規定している。

したがって、従来の 6% の平衡税は、オンライン広告、デジタル広告スペース、設備の提供、その他のオンライン広告を目的としたサービス等の提供に対する 10 万ルピーの閾値を超える対価を、非居住者のサービスプロバイダーがインド居住者である事業者または非居住者のインド恒久的施設から受け取った場合に課税される。非居住者サービスプロバイダーがインドの恒久的施設から当該役務を提供している場合は、当該恒久的施設の所得として法人税が課税されることから、平衡税の課税対象外となっている。

2.2.8.1.2. 2020 年財政法による 2% 税率区分の平衡税の新設

2020 年財政法により 2016 年財政法の 163 条³³⁹、164 条³⁴⁰、165A 条³⁴¹が改正され、163 条に「2020 年 4 月 1 日以降に実施、提供または促進される e コマースによる資産の譲渡またはサービス (e-commerce supply or service)」から受領または受領されるべき対価が適用対象として追加され、164 条 (ca) は e コマース運営者 (e-commerce operator) の定義を新たに追加し、165A 条により、平衡税の適用対象に e コマース運営者が提供する資産の譲渡とサービスを含むように拡張された。e コマース運営者とは、「オンラインによる資産の譲渡または役務の提供またはその両方のためのデジタルまたは電子的設備またはプラットフォームを所有、運営または管理する非居住者」と定義されている。165A 条は以下のように定めている。

(1) e コマース運営者 (e-commerce operator) が、以下に掲げるいずれかの者に対して e コマースによる資産の譲渡またはサービスを実施 (made)、供給 (provided) または促進 (facilitate) することにより受け取るまたは受け取ることができる対価の額に対して 2020 年 4 月 1 日から、2% の割合で平衡税を課税する。

(i) インド居住者

(ii) (3) 項に掲げる特定の状況 (specified circumstances) を充たす非居住者

(iii) インドにある IP アドレスを使用して、当該資産またはサービス、あるいはその両方を購入する者

(2) (1) 項に定める平衡税は以下のいずれかの場合においては課税されない。

(i) e コマースによる資産の譲渡またはサービスを実施、供給または促進する e コマース運営者が、インドに恒久的施設を有しており、当該 e コマースによる資産の譲渡またはサービスが当該恒久的施設に帰属する場合

(ii) 平衡税が 165 条に基づいて課税される場合

³³⁸ 「Lakh」はインドにおいて「10 万」を意味する。

³³⁹ Section 163 of Finance Act 2020, Equalisation Levy (incometaxindia.gov.in) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

³⁴⁰ Section 164 of Finance Act 2020, Equalisation Levy (incometaxindia.gov.in) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

³⁴¹ Section 165A of Finance Act 2020, Equalisation Levy (incometaxindia.gov.in) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

(iii) (1) 項で掲げられた e コマースによる資産の譲渡またはサービスを実施、供給または促進することにより、e コマース運営者が得る前年の売上高 (sales, turnover) または総収入が 2 クロールルピー³⁴² (2,000 万ルピー) 未満である場合。

(3) この条文の適用における「特定の状況 (specified circumstances)」とは、以下の場合を意味する。

(i) インドに居住する顧客またはインドにある IP アドレスを介して広告にアクセスする顧客を対象とする広告の販売

(ii) インドに居住する者またはインドにある IP アドレスを使用する者から収集されたデータの販売

164 条 (cb) ³⁴³において e コマースによる資産の譲渡またはサービスの定義を行っており、これによると e コマース運営者自身が所有する資産のオンライン販売、e コマース運営者自身が行うオンラインによる役務の提供、e コマース運営者が促進するオンライン販売、オンラインによる役務の提供の対価の全てが平衡税の対象となる。欧州型のデジタルサービス税では、自社ウェブサイトにおける自社商品の販売やデジタルサービスの提供等は課税対象外とするのが一般的であるが、インド平衡税はこのような例外を置いておらず、むしろ課税対象となることを明記している。

以上をまとめると、2020 年 4 月から平衡税の範囲は、非居住者である e コマース運営者がインドに恒久的施設を持たずに行う、①インドに居住する個人に対する商品のオンライン販売またはサービスの提供、あるいはその両方の実施、供給または促進、②インド市場をターゲットとした広告の販売、③インド市場から収集されたデータの販売から得られる売上高または総収入に拡張されている。

2.2.8.1.3. 平衡税の納税手続き

2016 年財政法に規定されている 6% の平衡税は 2016 年財政法 166 条 1 項により源泉徴収の対象となる。これに対して、2020 年財政法の 166A 条³⁴⁴に従い、全ての非居住者である e コマース運営者は、四半期ごとに中央政府に平衡税を納付しなければならないとする申告納付制度が新設された。翌年 6 月 30 日までに全ての e コマース運営者は確定申告を提出しなければならない。

2020 年 7 月 7 日が 2020 年 4 月～7 月期の最初の四半期申告の申告期限であったが、2020 年 10 月 8 日付現地新聞報道³⁴⁵では、Google、Netflix、Adobe が 2% の平衡税を支払ったと報じている。これに対して、Facebook³⁴⁶、Linked In、eBay、Uber は制度に不透明な部分があるとして、納税をしていなかった。Netflix は、デジタルサービス税を顧客に転嫁せずコストとして負担することを表明³⁴⁷、これに対してアップルは価格に転嫁することを表明³⁴⁸し、各社によってこの税に対する対応は二分化していた。

³⁴² 「Crore」はインドにおいて「1000 万」を意味する。

³⁴³ Section 164 of Finance Act 2020, Equalisation Levy (incometaxindia.gov.in) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

³⁴⁴ Section 166A of Finance Act 2020, Equalisation Levy (incometaxindia.gov.in) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

³⁴⁵ The Economic Times, 08 October 2020 "Google, Netflix, Adobe pay up 2 per cent additional Equalisation Levy", Netflix: Google, Netflix, Adobe pay up 2 per cent additional Equalisation Levy - The Economic Times (indiatimes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 26 日

³⁴⁶ 2021 年 10 月 28 日メタに社名変更 (日経新聞, Facebook、社名を「メタ」に変更 仮想空間に注力: 日本経済新聞 (nikkei.com)) 閲覧日 2022 年 1 月 13 日

³⁴⁷ The Economic Times, Last Updated Aug 06 2021 "Netflix won't pass on impact of 2% equalisation levy to India users", Netflix won't pass on impact of 2% equalisation levy to India users (indiatimes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 26 日

³⁴⁸ The Economic Times, Last Updated Oct 31 2020 "Apple passes on 2 per cent equalisation levy to Indian consumers", Apple passes on 2 per cent equalisation levy to Indian consumers - The Economic Times (indiatimes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 26 日

2.2.8.2. USTR によるインドのデジタルサービス税に関する調査

2020 年 6 月 2 日、USTR は、通商法第 301 条に基づき、インドを含む 10 カ国・地域³⁴⁹のデジタルサービス税に関して調査を行うと発表した（「2.2.3.1.2. USTR によるフランス以外の国のデジタルサービス税に関する調査」参照）。

2021 年 1 月 6 日、USTR は、インド、イタリアおよびトルコのデジタルサービス税の調査結果を発表し、インドのデジタルサービス税に関する調査報告書³⁵⁰において、インドの平衡税 は、不合理で差別的な負担を米国企業に負わせる制度であると結論付けた。

2021 年 6 月 2 日、USTR はインド³⁵¹を含む 6 カ国に対する最終的な対抗措置として 25%の追加の関税を発表したが、OECD/G20 で行われている多国間の交渉の時間を確保するため、発動は 2021 年 11 月 29 日まで 180 日間延期された（「2.2.3.1.3. USTR の対抗措置と 180 日間の発動停止」参照）。

2.2.8.3. 平衡税の申告期限を 2021 年 6 月末から 12 月末に延長

2020 年 4 月に導入されたデジタルサービス税への事業者の対応が上記のように各社で異なる中、OECD の多国間交渉による合意が 2021 年に入り進捗を見せたことを受けて、インドでは 2021 年 6 月 25 日付の通達（Circular No.12 of 2021³⁵²）により 2021 年 6 月 30 日とされていた 2020-21 の課税年度（Financial Year 2020-21）についての平衡税の申告書（Equalization Levy Statement in Form No.1）の提出期限が 2021 年 7 月 31 日に延長された。

さらに OECD の 2021 年 7 月声明（「2.1. OECD を中心とした国際議論の動向」参照）を受けて、2021 年 8 月 3 日付の通達（Circular No.15/2021³⁵³）により、2021 年 6 月末から、2021 年 7 月 31 日に延長されていた平衡税の申告期限が 2021 年 8 月 31 日に延長された。その後、2021 年 10 月の OECD の最終合意への期待が高まる中で、2021 年 8 月 29 日付の通達（Circular No.16/2021³⁵⁴）により、2021 年 6 月末から 8 月末に延長されていた申告期限は 2021 年 12 月 31 日まで延長された。

2.2.8.4. 米国およびインドによるピラー 1 に関する共同声明

2021 年 10 月 8 日の OECD の声明後の米国と英国等 5 カ国（「2.3.1.2. 英国等 5 カ国の対応」参照）の政治的妥協を受け、米国とインドも 11 月 23 日のインド政府広報³⁵⁵で、10 月 21 日の英国等 5 カ国の共同声明と同一の条件が米国とインドの間でも適用されることを発表した（「2.3.2. 米国および英国等 5 カ国以外の国（トルコおよびインド）によるピラー 1 に関する共同声明」参照）。これにより、暫定期間のインドの平衡税額が、ピラー 1 導入初年度の利益 A による税額を上回る場合、超過額を後から控除することを条件に、ピラー 1 が導入されるまでインドは平衡税を継続し、米国は貿易措置を取らないことが合意された。

³⁴⁹ 具体的には、オーストリア、ブラジル、チェコ共和国、EU、インド、インドネシア、イタリア、スペイン、トルコおよび英国が調査対象国とされた。

³⁵⁰ P5, Executive Summary, Report on India's Digital Services Tax.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

³⁵¹ Office of the United States Trade Representative, Federal Register / Vol. 86, No. 107 / Monday, June 7, 2021 / Notices India_DST_Action.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 14 日

³⁵² F.No.225/49/2021-ITA-II, Government of India, Ministry of Finance, Department of Revenue, Central Board of Direct Taxes, Circular No.12 of 2021, Circular_No_12_2021.pdf (incometaxindia.gov.in) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

³⁵³ F.No.225/49/2021-ITA-II, Government of India, Ministry of Finance, Department of Revenue, Central Board of Direct Taxes, Circular No.15/2021, Circular_No_15_2021.pdf (incometaxindia.gov.in) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

³⁵⁴ F.No.225/49/2021-ITA-II, Government of India, Ministry of Finance, Department of Revenue, Central Board of Direct Taxes, Circular No.16/2021, circular-no-16-of-2021.pdf (incometaxindia.gov.in) 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

³⁵⁵ Government of India, Ministry of Finance, November 24, 2021, "India and USA agree on a transitional approach on Equalisation Levy 2020", Press Information Bureau (pib.gov.in) 閲覧日 2022 年 2 月 25 日

2.2.9. トルコ

2.2.9.1. トルコのデジタルサービス税の制度概要

2019 年 11 月 21 日、トルコ議会は、デジタルサービス税および特定の法律ならびに政令第 375 号（the Digital Service Tax and Certain Laws and Decree Law No. 375）による様々な税制改正案を可決し、7.5%のデジタルサービス税を承認した³⁵⁶。その後 2019 年 12 月 5 日、トルコ議会は法令第 7194 号（Law No.7194）を可決し、新しい 3 つの税の一つとしてデジタルサービス税を導入した³⁵⁷。

デジタルサービス税は、トルコで提供されるサービスから生じる総売上を課税対象としている。なお、トルコで提供されるサービスとは、トルコにおけるサービスの提供、トルコにおけるサービスの利用、トルコ居住者に対するサービスの提供の指示およびトルコにおけるサービスの評価（支払）と定義されている（Law No. 7194, art. 2(1)(ç)）。対象となる活動は以下である。

（1）デジタル媒体による広告サービスの提供（広告管理・パフォーマンス監視サービス、個人データ送信・管理サービス、広告に関する技術サービスを含む）（第 1 条(1)(a)）。

（2）デジタル媒体による全ての音声、映像およびデジタルコンテンツの販売（コンピュータプログラム、アプリケーション、音楽、ビデオ、ゲーム、ゲーム内アプリケーションなどを含む。）並びに電子機器における視聴、再生または保存若しくは利用を目的としたサービスの提供（第 1 条(1)(b)）。

（3）利用者が交流することができるデジタル媒体の提供および管理（利用者間で商品およびサービスの販売を可能にし、または容易にするサービスを含む。）（第 1 条(1)(c)）。

また、上記サービスの提供を媒介することによりデジタルサービス提供者が得た収益もデジタルサービス税の対象となる。（第 1 条(2)）。トルコ国外向けの広告の提供は除外される（第 2 条(1)(ç)）。

上記の列挙された活動による売上に対して 7.5%の税率によりデジタルサービス税が課される。さらに、個別にまたは一括して、列挙されたサービスに対する税率を 1%から 15%の範囲内で変更する権限が共和国大統領に与えられる（第 5 条(3)、(5)）。

なお、トルコの総売上が 2000 万トルコリラ未満、または全世界売上が 7.5 億ユーロ未満の企業は、デジタルサービス税が免除される（第 4 条(1)）。

同法はまた、財務省（the Ministry of the Treasury and Finance）に対し、税金が支払われない場合には、当該デジタルサービスへのアクセスを遮断するよう命令できる権限も与えている（第 7 条(2)）

課税期間は暦月に基づき、①両方の閾値に達した最初の事業年度の翌事業年度の開始日、または②その事業年度における日までの総売上が閾値に達した四半期末から 4 カ月後、のいずれか早い方から開始される³⁵⁸。デジタルサービス税の納税義務が生じた場合当局への登録が必要となり、納付期限は翌月末日で、同日までにトルコリラ建てのデジタルサービス税の申告書の提出が必要である。

デジタルサービスの種類と金額に基づきトルコ財務省は課税期間を月次から四半期ごとに変更する権限を有する³⁵⁹。

デジタルサービス税は 2020 年 3 月 1 日から施行された（第 52 条(1)(a)）。

³⁵⁶ Tax Notes, Turkish Parliament Approves DST, New Tax Bracket (taxnotes.com) 閲覧日 2021 年 12 月 5 日

³⁵⁷ Library of Congress, Turkey: Digital Services, Accommodations, and Valuable Real Estate Taxes Introduced, Turkey: Digital Services, Accommodations, and Valuable Real Estate Taxes Introduced | Library of Congress (loc.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 5 日

³⁵⁸ Deloitte, DST Atlas, Home Page (deloitte.com) 閲覧日 2021 年 12 月 17 日

³⁵⁹ Deloitte, Turkey tax alert, Turkey tax alert: Draft digital services tax bill submitted to parliament (deloitte.com) 閲覧日 2021 年 12 月 5 日

2.2.9.2. USTR によるトルコのデジタルサービス税に関する調査

2020 年 6 月 2 日、USTR は、通商法第 301 条に基づき、トルコを含む 10 カ国・地域³⁶⁰のデジタルサービス税に関して調査を行うと発表した（「2.2.3.1.2. USTR によるフランス以外の国のデジタルサービス税に関する調査」参照）。

2021 年 1 月 6 日、USTR は、インド、イタリアおよびトルコのデジタルサービス税の調査結果を発表し、トルコのデジタルサービス税に関する調査報告書³⁶¹において、トルコのデジタルサービス税 は、不合理で差別的な負担を米国企業に負わせる制度であると結論付けた。

2021 年 3 月 26 日の発表³⁶²で、USTR は通商法第 301 条による調査に基づきデジタルサービス税が差別的であると結論付けたトルコを含む 6 カ国に対する次の措置（Next Step）³⁶³として 25%の制裁関税を発表し、パブリックコメントを求めるプロセスを開始した³⁶⁴。

パブリックコメントとオンライン公聴会のプロセスののちに、2021 年 6 月 2 日、USTR はトルコを含む 6 カ国に対する最終的な対抗措置³⁶⁵を発表した³⁶⁶。それはこれらの国からの特定の対象品目³⁶⁷に対する 25%の追加の関税である従価税（ad valorem duties of 25 percent）であったが、OECD/G20 で行われている多国間の交渉を完了するための時間を確保するため、6 カ国に対する制裁関税の発動は 180 日間延期された。

2.2.9.3. 2021 年 8 月 25 日の会談におけるトルコへの働きかけ

USTR が 2021 年 8 月 26 日に発表した資料³⁶⁸によると、2021 年 8 月 25 日に USTR 代表キャサリン・タイ氏とトルコのメフメト・ムシュ貿易大臣のオンライン会談において、タイ氏は多国間での交渉がデジタルサービス税に関して解決する最良の機会であるとの見解を表明した。さらにタイ氏は、「米国は、OECD および G20 のプロセスに関連して、独自のデジタルサービス税の撤廃を重要視している」と述べ、世界最高である 7.5%のデジタルサービス税を導入したトルコに対して、デジタルサービス税の撤廃を呼びかけた。

2.2.9.4. 米国およびトルコによるピラー 1 に関する共同声明

2021 年 10 月 8 日の OECD の声明後の米国と英国等 5 カ国（「2.3.1.2. 英国等 5 カ国の対応」参照）の政治的妥協を受け、米国とトルコも 11 月 22 日、英国等 5 カ国と同様の声明を発表した（2.3.2 米国および英国等 5 カ国以外の国（トルコおよびインド）によるピラー 1 に関する共同声明」参照）。これにより、暫定期間のトルコのデジタルサービス税額が、ピラー 1 導入初年度の利益 A による税額を上回る場合、超過額を後から控除することを条件に、ピラー 1 が導入されるまでトルコはデジタルサービス税を継続し、米国は貿易措置を取らないことが合意された。

³⁶⁰ 具体的には、オーストリア、ブラジル、チェコ共和国、EU、インド、インドネシア、イタリア、スペイン、トルコおよび英国が調査対象国とされた。

³⁶¹ P5, Executive Summary, Report on Turkey's Digital Services Tax.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 13 日

³⁶² Office of the United States Trade Representative, USTR Announces Next Steps of Section 301 Digital Services Taxes Investigations | United States Trade Representative 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

³⁶³ Federal Register / Vol. 86, No. 60 / Wednesday, March 31, 2021 / Notices , Proposed Action_Turkey_FRN_March.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 13 日

³⁶⁴ Office of the United States Trade Representative, USTR Announces Next Steps of Section 301 Digital Services Taxes Investigations | United States Trade Representative 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

³⁶⁵ Federal Register / Vol. 86, No. 107 / Monday, June 7, 2021 / Notices, Turkey_DST_Action.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 13 日

³⁶⁶ Office of the United States Trade Representative, USTR Announces, and Immediately Suspends, Tariffs in Section 301 Digital Services Taxes Investigations | United States Trade Representative 閲覧日 2021 年 12 月 11 日

³⁶⁷ 特定の品目として、カーペット、ベッドリネン、タイル等 32 品目があげられている。Annex B, Federal Register / Vol. 86, No. 107 / Monday, June 7, 2021 / Notices, Turkey_DST_Action.pdf (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 13 日

³⁶⁸ Readout of Ambassador Katherine Tai's Virtual Meeting with Turkey's Minister of Trade Mehmet Muş | United States Trade Representative (ustr.gov) 閲覧日 2021 年 12 月 5 日

2.3. ピラー 1 に関する各国の動向

2.3.1. 米国、英国、オーストリア、フランス、イタリア、スペイン（以下、「英国等 5 カ国」という）によるピラー 1 に関する共同声明

2.3.1.1. 米国および英国等 5 カ国によるピラー 1 に関する共同声明の背景

2021 年 10 月声明に合意している米国および英国等 5 カ国から、2021 年 10 月 21 日にピラー 1 に関して既存の一方的措置（デジタルサービス税または類似の措置のこと）の撤廃の手順に係る共同声明が発表された³⁶⁹。英国等 5 カ国は、ピラー 1 が導入された段階で既存の一方的措置を撤回することを希望していた一方で、米国はピラー 1 の政治的な合意がなされた 2021 年 10 月声明が発表された時点で直ちに既存の一方的措置を撤回することを希望していた³⁷⁰。米国および英国等 5 カ国によるピラー 1 に関する共同声明では、ピラー 1 の導入期間における暫定的なアプローチに係る政治的妥協案について、米国および英国等 5 カ国が合意した³⁷¹。英国等 5 カ国は、定められた期間に既存の一方的措置で徴収した税額が、ピラー 1 導入初年度の利益 A による税額を上回る場合、超過額を後から控除することを条件に、ピラー 1 が導入されるまで既存の一方的措置を撤回する必要がなくなり、既存の一方的措置に係る米国の貿易措置が取り下げられる。また、米国および英国等 5 カ国は、ピラー 1 の実施の進捗状況等について、定期的に会合を開き議論する。ただし、2021 年 10 月声明同様、2023 年 12 月 31 日までにピラー 1 が導入されることが前提となっており、それ以降米国は再び制裁関税を課すことが可能となる点に留意する必要がある。また、控除が可能となるのはあくまで利益 A の対象となる場合のみであり、利益 A の対象とならないが既存の一方的措置を課されている場合は対象外であることにも留意が必要である³⁷²。

2.3.1.2. 英国等 5 カ国の対応

英国等 5 カ国および 2021 年 10 月 8 日以前に一方的措置としてのデジタルサービス税とその他の類似の措置を制定した全ての国は、ピラー 1 が効力を生ずるまで、一方的措置を撤回することを要求されない³⁷³。ただし、英国等 5 カ国は、2022 年 1 月 1 日から、ピラー 1 が効力を生ずる日または 2023 年 12 月 31 日のどちらか早い日までの暫定期間（Interim Period）において、既存の一方的措置によって発生した税額が、該当国で利益 A の最初の課税年度に通年で支払われるべき税額に相当する額（暫定期間の長さで比例する形で計算される額）（Interim Pillar 1 Amount）を超える場合には、その超過額（Credit Amount）は、それぞれの国においてピラー 1 の下で計算された利益 A に関連する税額から控除することができる、中間税額控除（Interim Credit）を提供することに同意する。中間税額控除は、暫定期間後に利益 A の納税義務を負う最初の課税年度において、ピラー 1 に係る納税義務に対してのみ適用される。最初の課税年度において利益 A の対象となっていない場合でも、次年度以降に対象となった場合はその時点で中間税額控除が利用可能となるが、ピラー 1 が当該国において効力を生じた後 4 年超を経過してからピラー 1 の適用を受けることとなる場合は、中間税額控除の対象とならない。中間税額控除がピラー 1 の課税年度において生ずる納税額を上回る場合には、その超過した中間税額控除額は、全控除額がなくなるまでその後の各課税年度に繰り越されて利用される³⁷⁴。

³⁶⁹ U.S. Department of the Treasury, “Joint Statement from the United States, Austria, France, Italy, Spain, and the United Kingdom, Regarding a Compromise on a Transitional Approach to Existing Unilateral Measures During the Interim Period Before Pillar 1 is in Effect”, (<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0419> 閲覧日 2021 年 10 月 21 日) 米国以外の共同声明参加各国においても同内容の声明文を公表している。

³⁷⁰ A. Background, 3.

³⁷¹ A. Background, 1.

³⁷² A. Background, 4.

³⁷³ A. Background, 4.

³⁷⁴ B. Definitions; C. Framework for Unilateral Measures Compromise, 1.

2.3.1.3. 米国の対応

米国は、通商法 301 条に基づき発動を予定していた貿易措置である制裁関税を取り下げることと同意し、暫定期間の終了まで、英国等 5 カ国の現行のデジタルサービス税に関して、更なる貿易措置を課さないことにコミットする³⁷⁵。

2.3.2. 米国および英国等 5 カ国以外の国（トルコおよびインド）によるピラー 1 に関する共同声明

2021 年 10 月声明に合意している米国およびトルコは、トルコのデジタルサービス税および当該デジタルサービス税に係る米国の貿易措置について、米国および英国等 5 カ国によるピラー 1 に関する共同声明と同内容が適用されることに、2021 年 11 月 22 日に合意した³⁷⁶。

また、2021 年 10 月声明に合意している米国およびインドは、インドの平衡税および平衡税に係る米国の貿易措置について、米国および英国等 5 カ国によるピラー 1 に関する共同声明と同内容が適用されることに、2021 年 11 月 24 日に合意した。ただし、2022 年 4 月 1 日から、ピラー 1 が効力を生ずる日または 2024 年 3 月 31 日のどちらか早い日までを暫定期間とする³⁷⁷。

2.4. ピラー 2 に関する各国法制化に係る動向

2.4.1. EU における税制改正の動向

2.4.1.1. 経緯

2021 年 12 月 22 日、欧州委員会は、EU 域内の多国籍企業グループ等に対する課税のグローバルな最低水準の確保に関する議会指令の草案³⁷⁸（以下「EU 指令案」という）を発表した。EU 指令案は、OECD モデルルールに基づいており、EU 加盟国において今後導入されることが予定されている。

EU 指令案の冒頭では、BEPS 包摂的枠組みにおけるピラー 1・ピラー 2 の手法はそれぞれ異なるものの、経済のグローバル化・デジタル化から生じる税務上の問題に対処するものであるという点では共通しており、両者はいずれも残された BEPS 課題への対処および過度な税率引下げ競争に対して一定の歯止めをかけることを目的としていると述べられている。

また、EU は単一市場を指向しているが、EU 加盟国がそれぞれ独自に最低税率課税を法制化する場合には EU 単一市場が損なわれるリスクがあるため、欧州連合の機能に関する条約³⁷⁹に規定する手続に従い、EU 指令によって、BEPS 包摂的枠組みの合意内容を加盟国間で一貫した形での導入を目指すとしている³⁸⁰。

さらに、EU 指令案では、多国籍企業グループ等が軽課税国において十分な実体を伴う経済活動を行っている場合等、BEPS リスクが低いと考えられる場面を考慮して、人件費と有形資産に基づく実体ベース所得控除を規定している³⁸¹。

³⁷⁵ C. Framework for Unilateral Measures Compromise, 2.

³⁷⁶ U.S. Department of the Treasury, “Joint Statement from the United States and Turkey Regarding a Compromise on a Transitional Approach to Existing Unilateral Measures During the Interim Period Before Pillar 1 Is in Effect”, (<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0500> 閲覧日 2021 年 11 月 22 日)。

³⁷⁷ Government of India, “India and USA agree on a transitional approach on Equalisation Levy 2020”, (<https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1774692> 閲覧日 2021 年 11 月 24 日)。なお、合意内容についてはまだ最終化されていない。

³⁷⁸ European Commission “Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE on ensuring a global minimum level of taxation for multinational groups in the Union” (https://ec.europa.eu/taxation_customs/system/files/2021-12/COM_2021_823_1_EN_ACT_part1_v11.pdf 閲覧日 1 月 11 日)

³⁷⁹ EU では、欧州連合の機能に関する条約（the Treaty on the Functioning of the European Union、以下「TFEU」という。）第 115 条が、税領域の法制化における法的根拠となっている。TFEU 第 115 条は、域内市場のルール設定に関連する法令等の近似化を行う指令を採択する場合に、欧州連合理事会での全会一致の賛成が要求される特別立法手続に従うべき旨を規定している（<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A12016E115> 閲覧日 2 月 15 日）。

³⁸⁰ 同上、p14

³⁸¹ 同上、p16

なお、欧州委員会は、既に OECD において同様の作業を実施しており、導入までの期限がタイトであることを理由として、EU 独自のパブリックコンサルテーションや影響分析を実施しないことを決めている³⁸²。

2.4.1.2. 既存ルールとの調和

OECD モデルルールを EU において導入するに当たり、租税回避防止指令（Anti-tax Avoidance Directive、以下「ATAD」という。）³⁸³の規定、特に CFC 税制と IIR との重複が懸念される。欧州委員会は、CFC 税制と IIR をどのように相互作用させるべきかを模索した結果、ATAD の修正は不要と結論付けた。すなわち、CFC 税制と GloBE ルールは並存して適用されることが OECD モデルルールにおいて予定されており、実務的には、まず CFC 税制の規定が適用され、GloBE ルールにおける国別実効税率の計算上、その CFC 税制の下で親会社に課された追加税額を軽減税子会社に帰属させる形で GloBE ルールが適用されることになる。

また、EU における GloBE ルールの導入が、2011 年以降欧州連合理事会で保留扱いとなっている利子・ロイヤリティ指令（Interest and Royalties Directive）改正の合意に向けた布石になるとも考えられている。具体的には、一定のグループ企業間での国境を越えた利子・ロイヤリティの支払に係る源泉税の免除要件に、支払先国において最低限の課税が行われることを追加するべきという意見がいくつかの加盟国から出ている³⁸⁴。

2.4.1.3. EU 指令案の概要

EU 指令案では、EU 法の遵守を担保するため、OECD モデルルールにいくつかの修正が加えられている。EU 指令案は、次の構成となっている（括弧内の数字は、EU 指令案に概ね対応する OECD モデルルールの条文番号を示しており、対応する条文が無い場合は「該当なし」と記載している。）。

		概要
第 1 章	適用範囲等	・ 1 条：IIR、UTPR をミニマム課税の手法として規定（該当なし） ・ 2 条：多国籍企業グループ（MNE Group）、大規模国内グループ（Large-scale Domestic Group）の判定基準および適用除外会社（excluded entities）（1.1,1.2,1.5） ・ 3 条：EU 指令案において使用される用語の定義（1.3,1.4,10.1,10.2） ・ 4 条：構成会社（Constituent Entity）の所在地（10.3）
第 2 章	IIR、UTPR	・ 5～9 条：IIR に基づくトップアップ税額の配分（2.1-2.3） ・ 10 条：適格国内トップアップ課税（qualified domestic top-up tax）（該当なし） ・ 11 条：多国籍企業に対する UTPR の適用（2.4） ・ 12 条：最終親会社所在国への UTPR の適用（該当なし） ・ 13 条：UTPR に基づくトップアップ税額の配分（2.5,2.6）
第 3 章	適格所得の計算	・ 14 条：適格所得の定義（3.1） ・ 15～18 条：会計上の当期利益または損失から適格所得を算定するための調整（3.2-3.5）
第 4 章	調整対象税額の計算	・ 19 条：対象税額の定義（4.2） ・ 20 条：調整対象税額の定義（4.1） ・ 21～22 条：一定の一時差異に係る調整（4.4,4.5）

³⁸² 同上、p4

³⁸³ ATAD は、BEPS の勧告を EU へ導入することを目的として 2016 年に成立した。5 つの租税回避防止規定（利息の損金算入制限、出国税、一般濫用防止規定、CFC 税制、ハイブリッド・ミスマッチに関する規定）から構成される。（<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32016L1164> 閲覧日 2 月 22 日）。

³⁸⁴ 同上、p2

		概要
		・23 条：一定の構成会社に対する対象税額の配分（4.3） ・24 条：一定の申告後調整および税率変更（4.6）
第 5 章	実効税率と トップアップ税 額の計算	・25 条：各国の実効税率の決定（5.1） ・26 条：トップアップ税額の計算（5.2） ・27 条：実体ベース所得控除（Substance based Income Exclusion）（5.3） ・28 条：追加トップアップ税額（5.4） ・29 条：デミニマス除外（De minimis exclusion）（5.5） ・30 条：少数被所有構成会社（Minority-owned Constituent Entities）（5.6）
第 6 章	組織再編・ 持株ストラク チャー	・31 条：前 4 年間に合併等が行われた場合における連結売上高基準の判定（6.1） ・32 条：MNE グループに加入または離脱する構成会社の取扱い（6.2） ・33 条：構成会社間の資産・負債の移転（6.3） ・34 条：ジョイントベンチャーに関する特例（6.4） ・35 条：多数親会社 MNE グループ（Multi-Parented MNE Groups）に関する特例（6.5）
第 7 章	投資家段階 課税、配当 ベース課税制 度等の取扱 い	・36 条：パススルー事業体である最終親会社に係る特例（7.1） ・37 条：損金算入配当制度の適用を受ける最終親会社に係る特例（7.2） ・38 条：適格配当ベース課税制度の適用を受ける最終親会社に係る特例（7.3） ・39～41 条：一定の投資企業に関する特例（7.4-7.6）
第 8 章	手続規定	・42 条：情報申告書の提出義務（8.1） ・43 条：選択（Election）の届出・継続適用等（該当なし） ・44 条：罰則規定（該当なし）
第 9 章	経過措置 （Transition rules）	・45 条：繰延税金資産等に係る経過措置（9.1） ・46 条：27 条の規定に基づく実体ベース所得控除の計算に係る移行期間における控除割合の修正（9.2） ・47 条：国際的事業活動の初期段階にある MNE グループに対する IIR、UTPR の適用除外（9.3） ・48 条：申告義務に係る経過措置（9.4）
第 10 章	大規模国内 グループに関 する取扱い	・49 条：大規模国内グループに対する IIR の適用（該当なし） ・50 条：大規模国内グループに係る経過措置（該当なし）
第 11 章	その他の規 定	・51 条：EU 域外の第三国の IIR の適格性に関する評価基準（該当なし） ・52～57 条：権限移譲、欧州議会への通知、申告手続の簡素化および適用時期等（該当なし）

EU 指令案における IIR・UTPR の適用フローは、図表 1 のとおりである。

2.4.1.4. OECD モデルルールとの主な相違点

2.4.1.4.1. 大規模国内グループ

EU 指令案では、EU 加盟国に所在する大規模国内グループ（全ての事業体が同一の EU 加盟国に所在するグループのうち、直前の 4 年度のうち少なくとも 2 年度において、年間連結売上高が 7 億 5,000 万ユーロ以上とな

るもの³⁸⁵)の最終親会社に対して IIR が適用され、同じ国の軽課税構成会社に関するトップアップ税額が課されることとされている³⁸⁶。当該規定は、加盟国において、国境を越えて経済活動を行う企業グループに属する構成会社と、国内でのみ経済活動を行う企業グループに属する構成会社との間での取扱いが差別的なものとなるリスクを避けることを意図して設けられた³⁸⁷。

一方、OECD モデルルールでは、適用範囲を多国籍企業グループ（2 以上の国に事業体または恒久的施設を有する企業）に限定しており³⁸⁸、大規模国内グループを対象としていない。

なお、大規模国内グループについては、適用初年度から 5 年間（EU 指令発効時点で適用対象となる大規模国内グループについては 2023 年 1 月 1 日から起算して 5 年間）トップアップ税額をゼロとする旨が規定されている³⁸⁹。

2.4.1.4.2. 適格国内トップアップ税額

EU 指令案では、EU 加盟国の主権を保障するために、各 EU 加盟国が自国内の構成会社に対するトップアップ課税の適用を選択することが出来る³⁹⁰。一方、OECD モデルルールでは、適格国内ミニマム税額の定義³⁹¹について記載はあるが、選択適用についての記載は無い。

2.4.1.4.3. 最終親会社所在国への UTPR の適用

EU 指令案では、最終親会社所在国が EU 域外の軽課税国である場合、当該最終親会社所在国が適格 IIR を適用しているか否かにかかわらず、当該最終親会社所在国と同一国に所在する軽課税構成会社（当該最終親会社を含む）に関して、EU 加盟国に UTPR トップアップ税額が配分され、その EU 加盟国に所在する各構成会社に対して、その配分された UTPR トップアップ税額が課されることが第 12 条において明記されている³⁹²（この場合の GloBE 情報申告の取扱いは「2.4.1.4.5. 申告義務等」参照）。一方、OECD モデルルールにおいては、当該条文に相当する規定は置かれていない。

2.4.1.4.4. ピラー 2 および米国 GILTI 税制との共存

EU 指令案では、EU 域外の国の国内法を EU 指令案が規定する適格 IIR と同等のルールとして評価する際の基準が定められており、以下のものが含まれる³⁹³。

- MNE グループの親会社が軽課税構成会社に係るトップアップ税額の配分額を計算・納税するための規則が施行されていること
- 最低実効税率が少なくとも 15%に設定されること
- ETR が国別に計算されること
- IIR の適用に際して、EU 加盟国で支払われたトップアップ税額が免除（relief）されること

自国の国内法が上記基準を満たし、適格 IIR に該当するものであると認められた EU 域外の国は、EU 指令附則にリスト化されることとなる³⁹⁴。当該リストは、欧州委員会による事後的な評価によって、修正される可能性がある³⁹⁵。

なお BEPS 包摂的枠組みにおいては、公平な競争環境（レベルプレイングフィールド）を確保するために、米国 GILTI 税制が GloBE ルールと共存するための要件が設けられることが予定されており、EU 指令案においてもこの

³⁸⁵ Article 2.1

³⁸⁶ Article 1(a), 49

³⁸⁷ EU 指令案、p11

³⁸⁸ モデルルール、Article 1.1, 1.2

³⁸⁹ Article 50

³⁹⁰ Article 10.1

³⁹¹ モデルルール、Article 10.1

³⁹² Article 12

³⁹³ Article 51.1e

³⁹⁴ Article 51.2

³⁹⁵ Article 51.3

考え方が踏襲されることが想定される³⁹⁶。これは、現時点で改正プロセスにある米国の法制度が、国際合意されたルール、とりわけ IIR と同等であることを認めるように米国が要望してくる可能性を考慮したものである³⁹⁶。

2.4.1.4.5. 申告義務等

EU 指令案では、情報申告の記載事項に関する特例として、構成会社が EU 加盟国に所在し、かつ、最終親会社が EU 域外の第三国に所在する場合において、当該国の国内法が EU 指令案で規定された適格 IIR と同等と評価されたときは、以下の情報を記載することが求められている³⁹⁷。

(a)EU 加盟国に所在する部分被所有親会社に係る情報

(b)最終親会社所在国への UTPR の適用に必要な全ての情報

なお、最終親会社所在国において EU 指令案と同等の適格 IIR が導入されていない場合の取扱い EU 指令案では明らかではない。

また、EU 指令案では、選択規定は取消をしない限り自動更新される³⁹⁸が、OECD モデルルールではその点は明らかでない。

2.4.1.4.6. 罰則

EU 指令案に基づき法制化された国内法への違反に対しては、効果的かつ抑止的なペナルティを適用するために必要な手段を講じることとされている³⁹⁹。申告期限から 6 カ月以内にトップアップ税額に関する情報申告を実施せず、督促にも従わない場合、構成会社には当該事業年度の売上高の 5% のペナルティが課せられる⁴⁰⁰。一方、OECD モデルルールにおいては、国内法において規定された罰則等が GloBE 情報申告にも適用されることが規定されているのみである⁴⁰¹。

2.4.1.4.7. 繰延税金に係る経過措置

OECD モデルルールと同様、適用初年度に構成会社の財務諸表において反映または開示された繰越欠損金等は、適用初年度の実効税率計算の際に考慮される。また、課税ベース（適格所得（損失））計算から除外される項目に係る繰延税金資産のうち、2021 年 12 月 15 日より後の取引について発生するものは、実効税率計算から除外される⁴⁰²（OECD モデルルールにおいては 2021 年 11 月 30 日より後の取引を除外）。2021 年 12 月 15 日より後、かつ、当該グループが EU 指令案の適用対象となる前に構成会社間で移転される資産に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、譲渡法人における帳簿価額に基づいて計算される⁴⁰³（OECD モデルルールでは 2021 年 11 月 30 日より後に行われた移転に適用）。

2.4.1.4.8. セーフハーバー

OECD モデルルールでは、一定の適用要件を満たす国において、当該国におけるトップアップ税額をゼロとみなすことが出来るものとされており、このような GloBE セーフハーバーの具体的な要件は GloBE 実施枠組みで定めるものとされている⁴⁰⁴。また、課税当局による GloBE ルールの適用は、合意された税務執行ガイダンスに従って行うものとされる⁴⁰⁵。他方、EU 指令案では、これらに関連する規定は無い。

³⁹⁶ EU 指令案、p11

³⁹⁷ Article 42.6

³⁹⁸ Article 43

³⁹⁹ Article 44.1

⁴⁰⁰ Article 44.2

⁴⁰¹ OECD モデルルール、Article 8.1.8

⁴⁰² Article 45.4

⁴⁰³ Article 45.5

⁴⁰⁴ OECD モデルルール、Article 8.2

⁴⁰⁵ OECD モデルルール、Article 8.3

2.4.1.4.9. その他の規定

上記のほか、EU 指令案の法制化に関連する独自の手続が規定されている。EU は、EU 指令案に規定される適格 IIR と同等の国内法を適用する国として EU 指令附則のリストに掲載された EU 域外の第三国との間で、情報申告に係る手続の簡素化枠組みについて合意することが認められる⁴⁰⁶。EU 加盟国は、本指令に従い法制化を進めるに際して欧州委員会とのコミュニケーションを図ることが求められ、国内法や関連する公表物においては本指令を参照している旨を記載しなければならない⁴⁰⁷。本指令案は、欧州連合官報への掲載日をもって公布日とされる⁴⁰⁸。

2.4.1.5. 今後

EU における課税措置については、加盟国による全会一致の合意が必要とされる（全 27 の加盟国は、以前 BEPS 包摂的枠組みの手法に合意する旨を表明している。）⁴⁰⁹。加盟国の財務大臣は、経済財政問題審議会（ECOFIN）で EU 指令案を検討したのち、欧州議会から正式な意見を受けた上で、2022 年前半に EU 指令案を正式に採択する計画である。

その後、EU 加盟国は、2022 年 12 月 31 日までに国内税法を EU 指令案に則って改正することとなる。BEPS 包摂的枠組みのタイムテーブルに従い、IIR については 2023 年 1 月 1 日から、UTPR については 2024 年 1 月 1 日から施行される予定である⁴⁰⁷。また、BEPS 包摂的枠組みにおいては、OECD モデルルールに従い法制化された各国の国内法のピアレビューを行い、「適格」の扱いとすることが可能かどうかを決めていくことになる⁴⁰⁹。

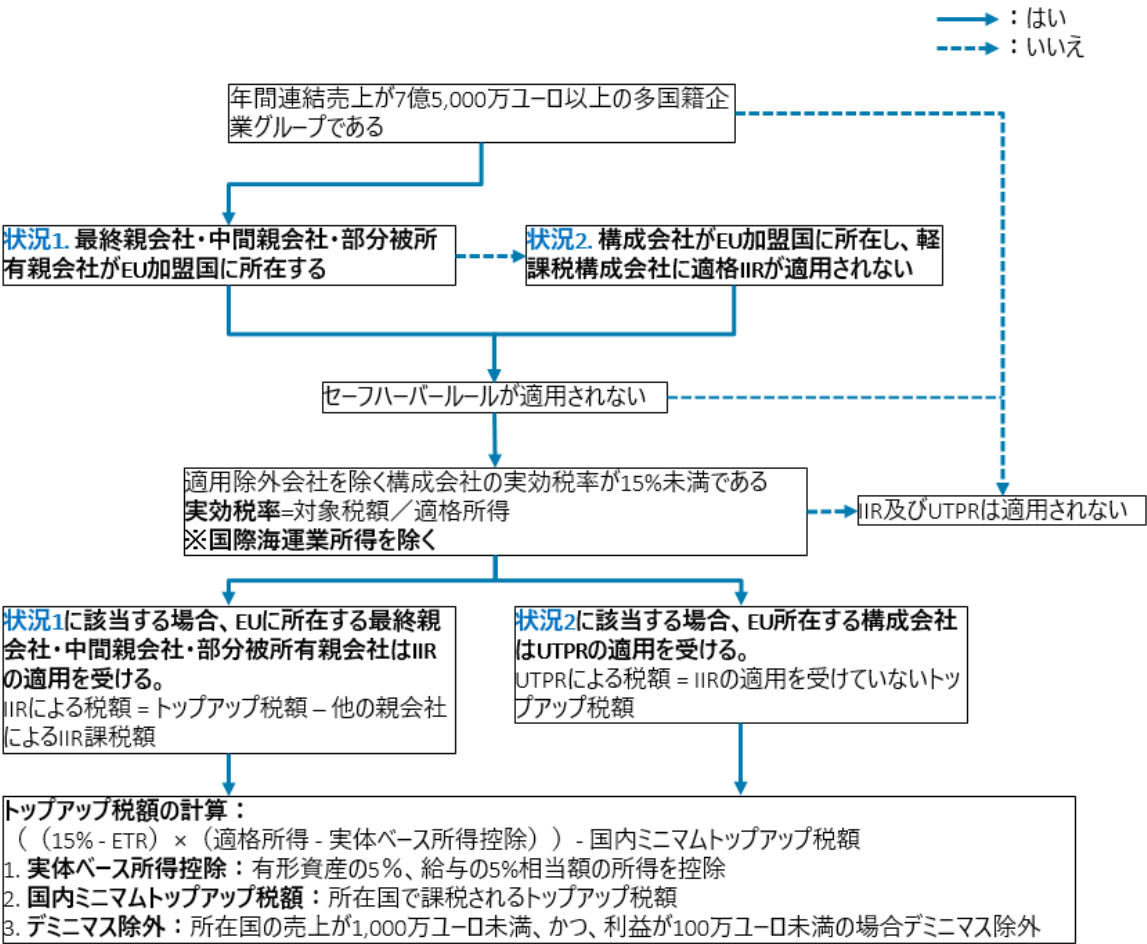
⁴⁰⁶ Article 54

⁴⁰⁷ Article 55

⁴⁰⁸ Article 56

⁴⁰⁹ EU 指令案、p11

(図表 1) EU 指令案における IIR および UTPR の適用フロー⁴¹⁰



⁴¹⁰ EU 指令案、p12 より一部加工

2.4.2. ドイツにおける税制改正の動向

報告書本パート作成時点（3月3日）において、ドイツとしての動きは下記以外なく、EUにおける税制改正の動向「2.4.1. EUにおける税制改正の動向」を参照のこと。

2022年1月14日、ドイツ政府は最低税率課税に関するFAQ（Fragen und Antworten zur globalen Mindestbesteuerung、以下「FAQ」という）を公表した⁴¹¹。

このFAQはピラー1、ピラー2の大枠に関する質問および回答が記載されており、ドイツにおける国内法制化の動向については示されていないものの、現状の試算に基づけば、最低税率課税制度の導入により税収が増えることでドイツは経済的に利益を受けると考えられている。ドイツ政府はこのFAQにおいて以下の点に言及している。

(1) 目的

全ての企業が公平に地域の財政に貢献することを確立するために、2018年10月に当時のシュルツ財務相とそのカウンターパートであるフランスのマレー財務相が提唱した最低税率課税がピラー2の改革であり、究極的には、最低税率課税を導入することで全世界が税収を底上げするとともに行き過ぎた租税回避策を終わらせることを目的としている。

(2) 問題意識

巨大な多国籍企業が所得をタックスヘイブンに移転することで租税の負担を回避するのであれば、それは一方で公共の良質な教育、介護、医療、年金や、鉄道・道路網の整備に対する資金の不足をもたらし、他方で収益性の高い多国籍企業が抜け道を通じて何十億という税金から逃れる中で街角の小規模な製造者や書店が税金を誠実に負担することとなり、著しく公平性を欠くことになる。

(3) 課税方法

最低税率課税制度は売上高が750百万ユーロ以上の多国籍企業を対象としており、将来においては多国籍企業によって生み出される所得の全部が、その生じた場所にかかわらず、15%の税率で課税されることになる。具体的にはタックスヘイブンに所在する子法人が5%の実効税率で納税をしている場合、親法人の所在地国はタックスヘイブンにおいて生じた所得に対して10%の課税を行う権利を得ることで、その所得は結果的に15%の実効税率で課税を受けることになる。加えて新たなルールはロイヤルティの支払いを通じた利益移転の抜け道を塞ぐものとされており、例えばブランド名、特許権、その他の権利の使用料の支払いを通じて行うタックスヘイブンへの利益移転は、将来において、その支払いの全額を損金に算入することは認められなくなり、不可能になるとしている。

2.4.3. フランスにおける税制改正の動向

報告書本パート作成時点（3月3日）において、フランス国内における税制改正に関する政府公表の情報は確認されなかったため、EUにおける税制改正の動向「2.4.1. EUにおける税制改正の動向」を参照のこと。

2.4.4. 英国における税制改正の動向

2.4.4.1. 協議文書の概要

2022年1月11日、英国政府は、英国におけるピラー2 最低税率課税の実施に関する新たな協議文書（OECD Pillar 2 Consultation on Implementation、以下「協議文書」という）を公表した⁴¹²。

この協議文書は、2021年12月20日に公表されたOECDモデルルールに沿ったものである。協議文書の冒頭において、ピラー2は、国・地域間の租税競争に歯止めをかけ、各国における主要な歳入源としての法人税の持続可能性を確保するとともに、各国が法人税を政策手段として活用し、事業投資やイノベーションを支援するた

⁴¹¹ Bundesministerium der Finanzen, "Fragen und Antworten zur globalen Mindestbesteuerung", (<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/FAQ/faq-globale-mindestbesteuerung.html>, 閲覧日 1月17日)

⁴¹² HM Treasury, "OECD Pillar 2 Consultation on implementation" (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1045663/11Jan_2022_Pillar_2_Consultation_.pdf 閲覧日 1月12日)

めの適切な柔軟性を確保することを可能にするものであるとされている⁴¹³。また、OECD モデルルールに関する公開協議は、英国における法制化を円滑に進めるために不可欠であり、英国においてピラー2を実施するに当たり、公開協議の回答者の見解が効果的に考慮されることが重要であると述べられている⁴¹⁴。

また、協議文書では、OECD モデルルールを調整する必要がある分野は英国法の影響を反映する必要がある場合などに限られ、変更が必要な場合であっても、OECD で合意された成果を尊重し、英国政府がその合意された政策デザインに対して重要な変更を行うことはできないとされている⁴¹⁵。

さらに、協議文書では、今後の OECD における追加作業についても触れられている⁴¹⁶。具体的には、ピラー1の結果をピラー2にどのように反映させるか、米国 GILTI 税制とどのように共存すべきか、実施枠組みにおいて検討されるべき問題、各国に導入された制度が適格 IIR や適格 UTPR に該当するかどうかに関する多国間レビュープロセス、GloBE 情報申告に関する標準化された申告書や情報交換フレームワークの開発、紛争解決の枠組みの必要性といった追加的作業についてもコメントを募集している。

パブリックコメントの期限は 2022 年 4 月 4 日としており、英国政府は 2022 年夏に法案の公表を予定している⁴¹⁷。施行時期については、OECD のタイムテーブルに沿って、IIR は 2023 年 4 月 1 日から、UTPR および国内ミニマム税については 2024 年 4 月 1 日から施行が予定されている⁴¹⁸。

2.4.4.2. 小規模グループへの IIR の適用に係る検討

OECD モデルルールにおいては、連結売上高閾値（7 億 5,000 万ユーロ）以上の企業グループを対象とするが、2021 年 10 月声明⁴¹⁹では、各国は閾値未満であっても自国に本社を置く小規模企業グループ（以下、「小規模グループ」という）について IIR を適用することも許容されている⁴²⁰。しかし、英国政府は、小規模グループに IIR を適用することは提案していない⁴²¹。理由としては、小規模グループが大規模な海外事業を行っているとは考えられない点、小規模グループは他国において IIR や UTPR の対象とならないにもかかわらず英国で IIR を適用する場合には英国に親会社を設置する魅力が損なわれる可能性がある点、小規模グループが GloBE ルールに準拠するために多大な実務負担が発生する可能性がある点、が挙げられている⁴²²。

2.4.4.3. 対象税額

OECD モデルルール 4.3 条には、各国間で一定の対象税額を配分する規定が含まれている。これは一般的に、所得が認識される国に税金を配分し、所得に対して支払われる全ての税金が反映されることを目指していると協議文書では述べられている⁴²³。すなわち、源泉税は、通常、所得を認識する構成会社（つまり源泉徴収する方ではなく当該税を負担する方の構成会社）に配分されるが、配当源泉税については例外的に、配当を支払った会社に対して配分される。この取扱い、受取配当に対する所得税額（法人税額）についても同様に適用される。これは、配当源泉税等について、配当を支払った会社の利益に対する追加課税として捉える論理が背景にあると述べられている⁴²⁴。

⁴¹³ 1.6

⁴¹⁴ 1.21

⁴¹⁵ 3.9, 3.10

⁴¹⁶ Chapter 11

⁴¹⁷ 1.29

⁴¹⁸ 1.15, 1.17

⁴¹⁹ OECD, “Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy”, (<https://www.oecd.org/tax/beps/statement-on-a-two-pillar-solution-to-address-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-october-2021.pdf> 閲覧日 2021 年 1 月 13 日)
各国は、閾値を満たしていない場合でも、自国に本社を置く多国籍企業に対して自由に IIR を適用する事ができる。（Pillar 2, Scope）

⁴²⁰ 4.8

⁴²¹ 4.10, 4.11

⁴²² 4.12-4.14

⁴²³ 5.33

⁴²⁴ 5.36

OECD モデルルール 3.2.4 条では、税額控除について、還付可能かどうかによって取り扱いが異なっている。すなわち、納税者が控除を受ける権利を得た年から 4 年以内に還付される税額控除（適格還付税額控除）は、補助金と同等の性質を有するものとみなされ、GloBE ルールでは所得として取り扱われる。これは、適格還付税額控除に該当する場合には、その額が分子の調整対象税額を減額するのではなく、構成会社の GloBE 所得に含まれることを意味する⁴²⁵。これにより、英国の研究開発税額控除（Research and Development Expenditure Credit）は、実効税率の計算において対象税額の減算ではなく所得の加算として扱われることとなり、英国における研究開発活動を促進するための効果的な手段であり続けることが保証されると述べられている⁴²⁶。

2.4.4.4. IIR の概念

IIR では、軽課税構成会社について計算されたトップアップ税額が親会社で課税されることとなり、この点では、子会社の軽課税所得について親会社で合算課税される CFC 税制と概念的に類似するものであると英国政府は考えている⁴²⁷。

2.4.4.5. UTPR による課税方法

OECD モデルルール 2.4 条では、各国に配分された UTPR トップアップ税額について、具体的な課税方法が規定されておらず、各国の国内法に委ねられているが、当該国に配分されたトップアップ税額に相当する追加納税額が創出される結果になることが必要とされる⁴²⁸。英国政府は、次の 2 つの課税方法を検討しており、これらについての見解を求めている⁴²⁹。第一の方法は、OECD モデルルール 2.4.1 条に示されているように、構成会社による支払の損金算入を否認する方法である⁴³⁰。この方法では、英国に配分されたトップアップ税額を英国の法人税率で割り戻した額が損金否認支払額として取り扱われることになるため、英国に配分されたトップアップ税額と英国の構成会社による支払額のうち小さい方に課税額が制限されることになる⁴³¹。トップアップ税額に達するまで課税することが企図されているため、英国政府は損金否認の対象となる支払の種類を限定することを考えていない⁴³²。したがって、損金算入の否認の対象は、関連者による軽課税国への支払に限定されず、また、損金算入が否認された費用と軽課税所得との関連性も問われない⁴³³。また、UTPR トップアップ税額は国単位で配分されるため、英国内に構成会社が複数ある場合には、どの構成会社に損金否認を適用するかを決定するためのルールが必要となる⁴³⁴。この点については、最も収益性の高い構成会社から順に、英国に配分されたトップアップ税額が全て課税されるまで税務調整を行う方法が考えられている⁴³⁵。

第二の方法は、英国に配分されたトップアップ税額に基づいて、英国の構成会社に対して新たに課税を行うというものである。この方法による場合でも、OECD モデルルール 2.4.1 条において規定されている同等の方法

（equivalent adjustment）の要件を充足するため、英国の構成会社の支払をベースとした課税額が限度とされることになる⁴³⁶。英国政府は、この方法により事務がより簡素なものとなり、第一の方法により生じる可能性のあるいくつかの課題を回避することも可能になると考えている⁴³⁷。なお、いくつかの課題としては、例えば、最も収益性の高い構成会社をどのように識別するのかという問題や、適用順序をどうするかという（例：所得により異なる

⁴²⁵ 5.38

⁴²⁶ 5.41

⁴²⁷ 7.4,7.5

⁴²⁸ 7.47

⁴²⁹ 7.48,7.60

⁴³⁰ 7.49

⁴³¹ 7.50

⁴³² 7.51

⁴³³ 7.52,7.53

⁴³⁴ 7.54

⁴³⁵ 7.55

⁴³⁶ 7.57

⁴³⁷ 7.58

税率が適用されている場合や、既に他の規定により損金算入制限が課されている場合、グループに損失が生じている場合）ことが想定されている⁴³⁸。

2.4.4.6. 申告手続

英国における申告手続については、IIR または UTPR に基づく納税額に関する情報を既存の法人税申告書に記載して申告する方法と、GloBE 情報申告書に直接記載して申告する方法のいずれが望ましいかなどの見解が求められている⁴³⁹。申告の方法については、GloBE 情報申告書に含まれる情報のレベルに依拠することになるためまだ決定事項ではないが、英国歳入庁（HMRC）は、GloBE 情報申告書から直接関連するデータを取得する方が、ピラー2に関連する全ての情報を企業グループの申告会社が提供できるようになり簡素化が図られるため、好ましいと考えている⁴⁴⁰。また、GloBE ルールにおける税額算定には膨大な量の情報が必要となるため、四半期ごとの法人税の予定納税制度において求められる年間納税額の予測は難しいと考えられることから、コンプライアンス負担を考慮して、事業年度末の後に年間ベースで納付される方が適切であると英国政府は認識しており、IIR または UTPR に基づく納期限を法人税の通常の納期限（事業年度末から 9 カ月）に合わせることを提案している⁴⁴¹。これは、IIR が法人税申告書の埒外で適用されることによって可能となる⁴⁴²。また、期限内納付を奨励するため、英国歳入庁は、納期限前に法人税を納付した納税者に対して利息を支払っている⁴⁴³。しかし、ピラー2に基づく租税債務に対しても利息支払いを行う場合には、関連する IT システムに複雑性をもたらす多大なコストが生じること、また年間ベースでの納付が適切であるという英国政府の認識を踏まえると利息の支払いが企業に大きな利益をもたらすかどうか不透明であることから、利息の支払を行わないことを検討しており、この点についての見解が求められている⁴⁴⁴。このほか、英国政府は、IIR および UTPR により英国の構成会社に生じた租税債務について、連帯債務にすることを検討しているが、これは多国籍企業グループ全体の軽課税所得に対してこれらの債務が生じるという点を考慮したものである⁴⁴⁵。

2.4.4.7. セーフハーバー

セーフハーバーについては、事務負担を軽減するため、国別報告書のデータに基づくセーフハーバー（以下「CBCR セーフハーバー」という）をどのように設計するかについての見解が求められている⁴⁴⁶。CBCR セーフハーバーは、国別報告書に記載された利益と発生税額に基づいて実効税率（以下「CBCR 実効税率」という）を計算するものであり、その CBCR 実効税率 ETR が CBCR セーフハーバー目的の最低税率を上回る場合には、セーフハーバーが適用されることになる。CBCR 実効税率が GloBE ルールに基づき厳密に計算された実効税率から乖離するリスクを考慮して、CBCR セーフハーバー目的の最低税率は 15%より高く設定されることが想定される⁴⁴⁷。また、このリスクを考慮するために、CBCR 実効税率の計算上、国別報告書の数値に一定の調整を加えるという考え方も示されているが、調整項目を増やせば計算が複雑になり、セーフハーバーの制度趣旨が損なわれることも懸念される。そのため、CBCR セーフハーバーの設計において、簡素化の程度（simplicity）と正確性（accuracy）との均衡をどのように図るべきかについて見解が求められている⁴⁴⁸。

⁴³⁸ 7.59

⁴³⁹ 9.10

⁴⁴⁰ 9.11

⁴⁴¹ 9.14, 9.15

⁴⁴² 9.17

⁴⁴³ 9.18

⁴⁴⁴ 9.19-9.21

⁴⁴⁵ 9.23,9.24

⁴⁴⁶ 10.19

⁴⁴⁷ 10.7,10.8

⁴⁴⁸ 10.9 - 10.12

2.4.4.8. 国内ミニマム税

英国政府はまた、2024 年 4 月 1 日から適用される国内ミニマム税の導入の可能性を検討している⁴⁴⁹。英国で導入されれば、英国グループ会社の軽課税利益に対して（他国ではなく）英国においてトップアップ課税されることになる⁴⁵⁰。国内ミニマム税の導入は、財源確保と簡素化の 2 つの観点から合理性を有するとされている⁴⁵¹。前者については、国内ミニマム税が無い場合、英国で生じた軽課税利益が GloBE ルールにより国外において課税される可能性が高いことから、国内ミニマム税を導入すれば、英国で事業を行う企業の税負担を増やすことなく、英国の追加的な財源を確保できるとしている⁴⁵²。後者については、国内ミニマム税の導入により、企業のコンプライアンスや管理上の負担が軽減され、納税者において確実性が高まると考えられている⁴⁵³。これは、とりわけ、英国に本社を置く多国籍企業で、英国で生じた利益が UTPR の対象となるような場合に当てはまる。この場合、多国籍企業は複数の国・地域において納税義務を負うことになるため、紛争のリスクが本質的に増大し、また複数の税務当局による税務調査に対応しなければならないことからコンプライアンスの負担が増大する可能性がある⁴⁵⁴。

2.4.4.9. 既存の BEPS 防止措置との関係

協議文書において、英国政府は、ピラー 2 と他の BEPS 防止措置や租税回避防止規定との相互作用について、企業が疑問を持っていることを認識していると述べている⁴⁵⁵。英国政府は、より広範な BEPS 防止措置としての大規模な改正は提案しておらず、そのかわり、ピラー 2 により租税回避リスクが適切に抑えられ、かつ、事務負担の軽減や紛争回避の観点で明確な利益がある場合には、限定的な改正を検討するとしている⁴⁵⁶。

また、ピラー 2 の導入によって他の BEPS 防止措置の必要性について疑問視する向きもあるが⁴⁵⁷、これに対し、英国政府は、以下の理由により他の BEPS 防止措置を廃止する必要は無いと考えている⁴⁵⁸。

- (1) 大部分の BEPS 防止措置は、特定の所得を英国の課税ベースの範囲外に移転する取決めなどの特定の租税回避リスクに対応するように設計されているのに対して、ピラー 2 は、軽課税国へ利益を移転するインセンティブを低減させる効果は見込まれるものの、国別に最低税率を課すものであり、特定のタックスプランニングを直接的に防止するものではないことから、ピラー 2 と他の BEPS 防止措置との間には大きな重複はみられないと考えられること⁴⁵⁹
- (2) 英国の法人税率の 25% への引き上げが計画されている一方、最低税率は 15% であり、依然として重要な差異があることから、潜在的にタックスプランニングを行うインセンティブがあると考えられること⁴⁶⁰
- (3) ピラー 2 は連結売上高 7 億 5,000 万ユーロ以上の多国籍企業にのみ適用されるのに対して、他の BEPS 防止措置は対象範囲がより広範であることから、引き続き英国の課税ベースを保護する上で重要な役割を果たすと考えられること⁴⁶¹

⁴⁴⁹ 1.17

⁴⁵⁰ 12.2

⁴⁵¹ 12.6

⁴⁵² 12.7

⁴⁵³ 12.8

⁴⁵⁴ 12.9

⁴⁵⁵ 13.2

⁴⁵⁶ 13.4

⁴⁵⁷ 13.9

⁴⁵⁸ 13.10

⁴⁵⁹ 13.11, 13.12

⁴⁶⁰ 13.13

⁴⁶¹ 13.14

2.4.4.10. 米国 GILTI 税制との共存

米国 GILTI 税制と GloBE ルールとの共存の在り方については、BEPS 包摂的枠組みによって更なる作業が行われることが見込まれている⁴⁶²。これには米国における GILTI 税制の改正提案を含む進行中の法改正の過程が影響している⁴⁶³。英国政府は、米国の立法プロセスの結果が明確になった時点で、GILTI 税制が GloBE ルールとどのように共存するかを決定するための追加作業が BEPS 包摂的枠組みによって行われると予想しており、その作業過程で、以下の論点について解決される必要があるとしている⁴⁶⁴。

- (1) 米国企業グループに属する会社に対して、IIR および UTPR をどのように適用すべきか
- (2) 米国外の企業グループに属する米国子会社について、その米国外の親会社に適格 IIR が適用される場合に、米国 GILTI 税制がどのように適用されるか
- (3) 部分被所有親会社についてピラー 2 の枠組みにおいて予定されている適用順序ルールを変更すべきか
- (4) 米国 BEAT 税制に基づき支払われた税額について、ピラー 2 の枠組みや国別実効税率計算においてどのように考慮すべきか

協議文書では、これらの論点を解決するための適切なアプローチは米国の立法プロセスの結果に依拠するであろうと述べられている⁴⁶⁵。また、国ごとの利益は最低税率レベルで課税されつつも、トップアップ税額が重複したルールによって過度とならないことを保証するため、公正で一貫性のある包括的なアプローチが必要であるとの英国政府の概観が示されている⁴⁶⁶。これらの問題を可能な限り早く解決するため、英国政府は国際的なパートナーと協働することを期待している⁴⁶⁷。

2.4.4.11. 影響評価

協議文書には、影響評価が記載されている。概要は以下のとおりである⁴⁶⁸。

	概要
財政	財政への影響は、英国予算責任局（OBR）の通常の方法による予測プロセスを通じて正式に評価されることとなる。
経済	ピラー-2 は、国際租税の枠組みを大きく変えるであろうが、マクロ経済に大きな影響を及ぼすことは想定されない。
個人、世帯や家族	ピラー-2 は、個人、世帯や家族に対して直接的な影響を及ぼすことは想定されない。
平等性	ピラー-2 は、保護特性（protected characteristics）を持つどの団体にも直接的な影響を及ぼすことは想定されない。
企業や市民社会組織	ピラー-2 は、年間売上高が 7 億 5,000 万ユーロを超える大規模な多国籍企業にのみ影響を及ぼす。これは、年間売上高が 7 億 5,000 万ユーロ未満の企業は新しいルールの影響を受けないことを意味する。ピラー-2 の影響を受ける企業については、コンプライアンスおよび管理コストが増加する可能性がある。この影響については今後評価するとしている。
英国歳入庁（HMRC）やその他の公共部門	政府は、ピラー-2 の執行に関連して、一過性のコストと継続的なコストの両方が発生することを予測している。

⁴⁶² 11.7

⁴⁶³ 11.8

⁴⁶⁴ 11.9, 11.10

⁴⁶⁵ 11.11

⁴⁶⁶ 11.12

⁴⁶⁷ 11.13

⁴⁶⁸ Chapter 14

	概要
その他	他の影響も検討されているが、現段階では特定されていない。この影響の初期評価に関する見解を歓迎するとしている。

2.4.4.12. 質問項目一覧

協議文書に記載されている質問項目は、以下のとおりである⁴⁶⁹。

		質問 番号	概要
第 3 章	コモンアプローチ	1	英国の国内法が、一貫性を確保するために柔軟性が限定された OECD モデルルールに従うべきではないという強い理由はあるか
		2	コモンアプローチを国際的により効果的に達成する方法について見解を有しているか
第 4 章	適用範囲	3	連結売上高 7 億 5,000 万ユーロの閾値の計算について意見はあるか
		4	IIR がこの閾値を満たすグループにのみ適用されるべきであることに同意するか
		5	グループや構成会社の定義について意見はあるか
		6	適用除外会社の規定や定義について意見はあるか
		7	国際海運業所得の定義について見解を有しているか
第 5 章	実効税率の計算	8	構成会社の会計上の利益を計算する実用性について意見はあるか
		9	会計上の利益への調整項目について意見はあるか。不明確であり OECD モデルルールの意図する成果を損なわない範囲で英国の国内法において明確化すべきものはあるか
		10	国・地域間での利益配分ルールについて見解を有しているか
		11	支店規則（税額控除方式の下で課税される支店を含む）の影響について見解を有しているか
		12	対象税額やその配分に関する規定について見解を有しているか
		13	一時差異のルールがどのように機能するか、国内法でさらに明確化すべき不確定要素があるかどうかを含め、見解を有しているか
第 6 章	トップアップ税額の計算	14	投資企業、ジョイントベンチャー、少数被所有構成会社の実効税率およびトップアップ税額計算の特別規定について意見はあるか
		15	トップアップ税額の計算プロセスについて見解を有しているか
第 7 章	課税のメカニズム	16	OECD モデルルールで合意された成果を損なわない範囲で英国の国内法に IIR をどのように反映すべきかについて意見はあるか
		17	スプリットオーナーシップルールに関する執行上の課題が実施枠組みでどのように対処されるかについて見解を有しているか
		18	UTPR が英国でどのように適用されるべきかについて見解を有しているか
		19	OECD モデルルールにおける UTPR の条項について他に意見はあるか
第 8 章	経過措置	20	国内法でさらに明確化すべき不確定要素を含め、経過措置の規定に関して見解を有しているか
第 9 章	申告・納税	21	情報申告に関する提案されているアプローチについて見解を有しているか
		22	IIR または UTPR による納税方法について見解を有しているか
		23	そのグループが GloBE の適用範囲内にあることを通知する期限について見解を有しているか

		質問 番号	概要
		24	ピラー2に係る納税時期について、四半期ごとまたは年度ごとのどちらが望ましいか
		25	GloBE 納税額に関する適切な納期限について見解を有しているか
		26	早期の納税のために利息を付与することの重要性について見解を有しているか
		27	英国の構成会社に（英国の）GloBE 納税額の連帯納付義務を課すことについて見解を有しているか
第10章	簡素化	28	CbCR セーフハーバーおよびその設計について見解を有しているか
		29	CbCR セーフハーバーの設計において一時差異をどのように対処すべきか、またその必要はあるか
		30	企業に適用される規定が、セーフハーバーからピラー2の原則規定に移行した場合に、どのような対処がされるべきかについて見解を有しているか
第11章	OECD における追加作業	31	追加的な実施作業について意見はあるか
第12章	国内ミニマム税	32	国内ミニマム税が企業のコンプライアンスコストの削減に有用であることに同意するか
		33	国内ミニマム税を英国を本拠地とするグループおよび外国を本拠地とするグループの両方に適用することに同意するか
		34	国内ミニマム税をピラー2の適用範囲に合わせて7億5,000万ユーロ以上の売上を有するグループにのみ適用することに同意するか
		35	国内ミニマム税の政策設計について意見はあるか
第13章	既存の BEPS 防止措置との関係	36	英国の課税ベースを重大なリスクにさらすことなく、コンプライアンス負担を軽減する上で大きな利益をもたらす改正の仕方があると考えているか
第14章	影響評価	37	影響評価のサマリーについて意見はあるか

2.5. 米国における税制改正の動向

2.5.1. グリーンブック

2.5.1.1. 経緯

2021年5月28日、米国財務省は予算教書（以下、「グリーンブック」という）を公表した⁴⁷⁰。グリーンブックは2021年3月31日にバイデン大統領より発表された米国雇用計画⁴⁷¹において大枠が提示されていた税制改正案に関して、より詳細な内容が示されている。

2.5.1.2. GILTI 現行法⁴⁷²とグリーンブックとの比較

米国外軽課税無形資産所得（以下「GILTI」という）の現行法とグリーンブックの主な相違点は下記項目のとおりである。現行法においては後述の QBAI による所得からの一定割合の控除等、海外投資が米国内投資に

⁴⁷⁰ Department of Treasury, “General Explanations of the Administration’s Fiscal Year 2022 Revenue Proposals”, (<https://home.treasury.gov/system/files/131/General-Explanations-FY2022.pdf> 閲覧日 8 月 27 日)

⁴⁷¹ The White House, “FACT SHEET: The American Jobs Plan”, (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/03/31/fact-sheet-the-american-jobs-plan/> 閲覧日 8 月 27 日)

⁴⁷² 2018 年 1 月 1 日以降開始する特定外国子会社等（CFC）の事業年度の課税所得のうち、CFC が保有する適格事業資産投資額（QBAI）の 10%を超える額について課税される。QBAI とは、CFC が事業目的で保有する有形減価償却資産の合計額で、その税務簿価を四半期末ごとに平均した金額である。株主である米国法人が保有する全ての CFC 持分

比ベ一定のインセンティブ（2.4.1.2.3QBAI 控除項目にて記載）があると懸念されており、その排除を目的とした改正案である⁴⁷³。

2.5.1.2.1. 実効税率

グリーンブックにおける GILTI 実効税率は、連邦法人税率の引き上げ（21%から 28%）および GILTI 所得控除割合の減額（50%から 25%）に伴い 21%（連邦法人税率 28%×（1-GILTI 所得控除割合 25%））となることが示されている⁴⁷⁴。

2.5.1.2.2. 計算単位

GILTI 所得計算に用いられる課税所得の計算単位を、現行法における全世界合算ベースによる単位ではなく、特定外国子会社等の所在する国ごとに合算された単位を用いることが示されている⁴⁷⁵。

2.5.1.2.3. QBAI 控除

適格事業資産投資額（以下「QBAI」という）は、現行法においてはその 10%を課税対象所得から控除できるが、当該控除が海外投資を促すことに繋がっていると懸念されるため、グリーンブックにおいてはその 10%控除制度が廃止されることが示されている⁴⁷⁶。

2.5.1.2.4. 損失の繰越

損失があった場合の繰越可否については特段の記載は無い。

2.5.1.2.5. GILTI 外国税額控除の制限割合

GILTI 外国税額控除の利用制限割合については現行法においては 20%であるが、グリーンブックにおいては利用制限割合についての特段の記載は無いものの、所得の計算単位と同じく GILTI 外国税額控除を国別に計算することとしている⁴⁷⁷。

2.5.1.2.6. IIR との関係

米国外最終親会社に IIR が適用される場合、外国税額控除に IIR 税額を加味することとなる⁴⁷⁸。

2.5.1.3. BEAT 現行法⁴⁷⁹とグリーンブックとの比較

現行法における税源浸食・濫用防止税（以下「BEAT」という）が米国企業の税源浸食の懸念に適切に対処していないとバイデン政権は判断し⁴⁸⁰、有害な海外への利益移転の阻止と税率引き下げ競争の終了（以下

について合計の上で算出する。現行法上の GILTI 実効税率は 10.5%（連邦法人税率 21%×GILTI 所得控除割合 50%）となる。

⁴⁷³ Department of Treasury, "General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2022 Revenue Proposals", (<https://home.treasury.gov/system/files/131/General-Explanations-FY2022.pdf> 閲覧日 8 月 27 日), REVISE THE GLOBAL MINIMUM TAX REGIME, DISALLOW DEDUCTIONS ATTRIBUTABLE TO EXEMPT INCOME, AND LIMIT INVERSIONS, Reasons for Change, Global minimum tax regime pp5-6

⁴⁷⁴ 同上、pp7

⁴⁷⁵ 同上、pp7

⁴⁷⁶ 同上、pp7

⁴⁷⁷ 同上、pp7

⁴⁷⁸ 同上、pp8

⁴⁷⁹ 2018 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度について、国外関連者への特定支払額に対し一定の計算に基づく追加課税が発生する。適用税率は 10%（2026 年 1 月 1 日以降 12.5%）。

⁴⁸⁰ Department of Treasury, "General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2022 Revenue Proposals", (<https://home.treasury.gov/system/files/131/General-Explanations-FY2022.pdf> 閲覧日 8 月 27 日), REPLACE THE BASE EROSION ANTI-ABUSE TAX (BEAT) WITH THE STOPPING HARMFUL INVERSIONS AND ENDING LOW-TAX DEVELOPMENTS (SHIELD) RULE, Reasons for Change pp12

「SHIELD」という)の導入を検討している。SHIELDは、低税率国に所在する同一の財務報告グループに属する米国外事業体への支払の損金算入を否認(低税率国外に所在する事業体への支払いは一部否認)する税制案である⁴⁸¹。

2.5.1.4. FDII 現行法⁴⁸²とグリーンブックとの比較

現行法における外国派生無形資産所得(以下「FDII」という)の廃止を提案している。現行法は新たな国内投資や研究開発を奨励するのではなく、過去のイノベーションによる恩恵を享受している企業に大幅な減税を提供すること、主に国内製造業者ではなく輸出販売が多い大企業が優遇措置の恩恵を受ける傾向にあることから、米国内における研究開発を奨励する有効な手段ではなく、税の公平性を損なっているとバイデン政権は判断している⁴⁸³。

2.5.2. 上院改正案

2.5.2.1. 経緯

2021年8月25日、上院財政委員会のワイデン委員長、ブラウン上院議員、ワーナー上院議員により上院改正案が公表された⁴⁸⁴。これは、2017年12月22日に成立した減税・雇用法(以下「TCJA」という)において導入された国際課税の論点であるGILTI、FDII、およびBEATの見直しを図るものである。これにより、米国外へ事業移転するインセンティブを排除し、米国内における投資を奨励する⁴⁸⁵。

2.5.2.2. GILTI 現行法と上院改正案との比較

GILTIの現行法と上院改正案の主な相違点は下記項目のとおりである。

2.5.2.2.1. 実効税率

GILTIの改正後の実効税率について上院改正案には明記されていないものの、GILTI所得控除割合およびGILTI外国税額控除割合を減額することによって実効税率の引き上げを行うことが示されている⁴⁸⁶。

2.5.2.2.2. 計算単位

高課税国で生じる損失を軽課税国の所得と相殺する等の対策を取る納税者がいるため、GILTI所得計算に用いられる課税所得の計算単位を、現行法における全世界合算ベースによる単位ではなく、特定外国子会社等の所在する国ごとに合算された単位を用いることが示されている⁴⁸⁷。

⁴⁸¹ 同上、pp13

⁴⁸² 国内法人が所有する無形資産から、海外で獲得したとみなされる所得に控除を与える制度である。実効税率は13.125%(連邦法人税率21%×(1-FDII控除割合37.5%))である。

⁴⁸³ Department of Treasury, "General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2022 Revenue Proposals", (<https://home.treasury.gov/system/files/131/General-Explanations-FY2022.pdf> 閲覧日 8月27日), REPEAL THE DEDUCTION FOR FOREIGN-DERIVED INTANGIBLE INCOME (FDII), Reasons for Change pp11

⁴⁸⁴ United States Senate Committee On Finance, "Modifications Of Rules Relating To The Taxation Of Global Income", (<https://www.finance.senate.gov/imo/media/doc/WBW%20Framework%20discussion%20draft%20leg%20text%20FINAL%208.24.21.pdf> 閲覧日 2021年8月27日)

⁴⁸⁵ United States Senate Committee On Finance, "Wyden, Brown, Warner Unveil International Taxation Overhaul Discussion Draft", (<https://www.finance.senate.gov/chairemans-news/wyden-brown-warner-unveil-international-taxation-overhaul-discussion-draft> 閲覧日 2021年10月18日)

⁴⁸⁶ United States Senate Committee On Finance, "International Tax Reform Framework Discussion Draft Section-by-section description", (<https://www.finance.senate.gov/imo/media/doc/section%20by%20section%20-%20WBW%20Framework%20discussion%20draft%208.20.21%20FINAL.pdf> 閲覧日 2021年8月27日), Sec. 5 Modifications to deductions for foreign-derived innovation income and net CFC tested income. Increase of GILTI and FDII rates. pp5

⁴⁸⁷ 同上、pp1

2.5.2.2.3. QBAI 控除

上院改正案においては 10% 控除制度が廃止されることが示されている⁴⁸⁸。

2.5.2.2.4. 損失の繰越

損失の繰越可否等については、1 年間の損失が翌年の所得に対する税金にどのように影響するかなど、ある国で発生した損失と別の国での収入を相殺することを防ぎ、国ごとに所得計算される目的を維持する必要があるとして、検討中としている⁴⁸⁹。

2.5.2.2.5. GILTI 外国税額控除の制限割合

GILTI 外国税額控除の利用制限割合については現行法においては 20% であるが、改正案においては引き続き検討中であり、0 から 20% の範囲の中で決定される可能性がある⁴⁹⁰。

2.5.2.2.6. IIR との関係

米国外における IIR と調整を行うため、米国外の最終親会社の所在国において IIR が適用される場合は、その所在国の IIR の優先適用が認められることが示されている⁴⁹¹。

2.5.2.3. BEAT 現行法と上院改正案との比較

2.5.2.3.1. 税率

BEAT の税源浸食課税額を決定する際により高い税率が適用される所得区分が追加されることとなる⁴⁹²。ただし、外国税額控除以外の税額控除が適用可能となることが示されている⁴⁹³。

2.5.2.3.2. SHIELD との関係

バイデン大統領が導入を計画する SHIELD を、BEAT 税制に取り入れる最良の方法を検討していることが示されている⁴⁹⁴。

2.5.2.4. FDII 現行法と上院改正案との比較

現行法における外国派生無形資産所得（Foreign Derived Intangible Income）から、外国派生イノベーション所得（Foreign Derived Innovation Income）へ置き換えられ、米国内における研究開発費等を基に控除が行われることが示されている。国内イノベーション所得は今後定められる適格研究開発費の一定割合と適格研修費の一定割合の合計額となり、国内活動から生じる費用が適格費用とみなされる⁴⁹⁵。

適格研究開発費は IRC 第 174 条に基づいて控除対象となる支出であって、米国内で行われる活動に伴い生じるものをいう。適格研修費とは一定の認定を受けた資格等の取得に要する支出であって、現在は高額報酬を受けていない従業員を研修するための支出である。これは、最先端の研究開発、国内生産、そして将来の質の良い仕事を行う米国人労働者を訓練するために、米国に投資させるように企業に動機づけるシステムとされている。

⁴⁸⁸ 同上、pp1

⁴⁸⁹ 同上、pp3

⁴⁹⁰ 同上、pp3

⁴⁹¹ 同上、pp3

⁴⁹² 同上、pp6

⁴⁹³ 同上、pp6

⁴⁹⁴ 同上、pp6

⁴⁹⁵ 同上、pp5

2.5.3. 下院改正案

2.5.3.1. 経緯

2021 年 9 月 13 日、下院歳入委員会のニール委員長より下院改正案が公表された⁴⁹⁶。GILTI 税率については OECD で討議されている IIR の最低税率以上に引き上げ、BEAT については低税率国への税源浸食支払を行う企業にのみ適用されるように合理化し、TCJA において納税者を混乱させていた側面（繰越や損失の取り扱い等）を一掃することを提案している⁴⁹⁷。

2.5.3.2. GILTI 現行法と下院改正案との比較

GILTI の現行法と下院改正案の主な相違点は下記項目のとおりである。

2.5.3.2.1. 実効税率

下院改正案における GILTI 実効税率は、連邦法人税率の引き上げ（21%から 26.5%）および GILTI 所得控除割合の減額（50%から 37.5%）に伴い最高 16.5625%（連邦法人最高税率 26.5% × （1-GILTI 所得控除割合 37.5%））となることが示されている⁴⁹⁸。

2.5.3.2.2. 計算単位

GILTI 所得計算に用いられる課税所得の計算単位を、現行法における全世界合算ベースによる単位ではなく、特定外国子会社等の所在する国ごとに合算された単位を用いることが示されている。⁴⁹⁹

2.5.3.2.3. QBAI 控除

控除割合が 10%から 5%へ引き下げられることが示されている⁵⁰⁰。

2.5.3.2.4. 損失の繰越

GILTI 損失は国ごとに翌事業年度への繰越が認められることとなる⁵⁰¹。

2.5.3.2.5. GILTI 外国税額控除の制限割合

GILTI 外国税額控除の利用制限割合は 20%から 5%へ引き下げられる⁵⁰²。

2.5.3.2.6. IIR との関係

IIR との関係について特段の記載はない。

⁴⁹⁶ House Ways and Means, "Amendment In The Nature Of A Substitute To The Committee Print Offered By Mr. Neal Of Massachusetts", (https://waysandmeans.house.gov/sites/democrats.waysandmeans.house.gov/files/documents/NEAL_032_xml.pdf 閲覧日 2021 年 9 月 17 日)

⁴⁹⁷ House Ways and Means, "Chairman Neal Opening Statement For The Committee Print Relating To Infrastructure Financing, Green Energy, Social Safety Net, Funding Our Priorities, And Prescription Drug Pricing", (<https://waysandmeans.house.gov/media-center/press-releases/chairman-neal-opening-statement-committee-print-relating-infrastructure> 閲覧日 2021 年 9 月 17 日)

⁴⁹⁸ House Ways and Means, "Subtitle I – Responsibly Funding Our Priorities Section-by-Section", (<https://waysandmeans.house.gov/sites/democrats.waysandmeans.house.gov/files/documents/SubtitleISxS.pdf> 閲覧日 2021 年 9 月 17 日), Part 1 – Corporate and International Tax Reforms, Subpart C – Outbound International Provisions, Sec. 138121. Modifications to Deduction for Foreign-Derived Intangible Income and Global Intangible Low-Taxed Income. pp2

⁴⁹⁹ 同上、pp3

⁵⁰⁰ 同上、pp3

⁵⁰¹ 同上、pp3

⁵⁰² 同上、pp4

2.5.3.3. BEAT 現行法と下院改正案との比較

2.5.3.3.1. 税率

2022 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までに開始する課税年度については 10%、2024 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までに開始する課税年度については 12.5%、2026 年 1 月 1 日以降は 15%となることが示されている⁵⁰³。

ただし、外国税額控除を含む全ての税額控除が適用可能である⁵⁰⁴。

2.5.3.3.2. SHIELD との関係

SHIELD との関係については特段の記載はない。

2.5.3.4. FDII 現行法と下院改正案との比較

下院改正案においては、連邦法人税率の引き上げおよび FDII 所得控除割合の引き下げ（37.5%から 21.875%）により、実効税率は 20.7%（連邦法人税率 26.5%×（1-FDII 所得控除割合 21.875%））へ引き上げられることが示されている⁵⁰⁵。

2.5.4. 下院成立案

2.5.4.1. 経緯

2021 年 11 月 3 日、バイデン政権が提案した当初の「ビルド・バック・ベター」計画に有給休暇取得支援や連邦政府による薬価交渉などの処方薬改革、連邦税から州・地方税の納税額を控除できる限度額の引き上げなどが追加された⁵⁰⁶、ビルド・バック・ベター法案（Build Back Better Act, 以下「本法案」という）の最新版が下院予算委員会より公表された⁵⁰⁷。本法案により、国際課税の観点からは大規模で収益性の高い企業による雇用や利益の海外移転にインセンティブを与えず、公正な税金が支払われることになるとバイデン政権は考えており、本法案の下院通過を強く支持するとしている⁵⁰⁸。本法案は同年 11 月 19 日に下院において賛成 220、反対 213 で成立した。上院においては与野党の議席数が拮抗⁵⁰⁹しているところ、民主党のマンチン上院議員がインフレ上昇や財政への悪影響等の理由から本法案の反対を表明したために本法案の成立が難航している⁵¹⁰。また、共和党上院議員からも GILTI が OECD モデルルール上の適格 IIR として認められない可能性やピラー 1・2 が米国の歳入にもたらす影響についてイエレン米財務長官へ書簡による指摘等⁵¹¹もあり、報告書本パート作成時点（2022 年 3 月 1 日）においてまだ上院を通過していない状況である。

⁵⁰³ 同上、pp5

⁵⁰⁴ 同上、pp5

⁵⁰⁵ 同上、pp2

⁵⁰⁶ JETRO, “米下院で「ビルド・バック・ベター」法案可決、議会予算局は今後 10 年で 3,670 億ドル赤字と試算”

(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/11/bad07cc9c34bfe66.html>, 閲覧日 2021 年 11 月 23 日)

*ただし、イエレン米財務長官は財務省の試算では増収分を 4,000 億ドル程度と見込んでいるなどとし、同法案のコストは十分に支払われると主張した。”

⁵⁰⁷ The 117th United States Congress, “Build Back Better Act”,

(<https://rules.house.gov/sites/democrats.rules.house.gov/files/BILLS-117HR5376RH-RCP117-18.pdf> 閲覧日 2021 年 11 月 25 日)

⁵⁰⁸ Executive Office of The President, “Statement of Administration Policy H.R. 5376-Build Back Better Act”, (<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2021/11/SAP-H.R.-5376-Build-Back-Better-Act.pdf>, 閲覧日 2021 年 11 月 25 日)

⁵⁰⁹ 上院の議席数は、民主党 48、無所属（民主党と同一会派）2、共和党 50 の状況である（2022 年 3 月 1 日時点）。可否同数の場合のみ、副大統領も投票を行う。

⁵¹⁰ Joe Manchin, “MANCHIN STATEMENT ON BUILD BACK BETTER ACT”,

(<https://www.manchin.senate.gov/newsroom/press-releases/manchin-statement-on-build-back-better-act> 閲覧日 12 月 21 日)

⁵¹¹ Taxnotes, “Senate Republicans Attack Treasury for Pillar 2 Surrender”,

(<https://www.taxnotes.com/tax-notes-today-federal/tax-reform/senate-republicans-attack-treasury-pillar-2-surrender/2022/02/18/7d6lh> 閲覧日 2022 年 2 月 22 日)

2.5.4.2. GILTI 現行法と下院成立案との比較

GILTI 現行法と本法案の下院成立案（以下、「下院成立案」という）との主な相違点は下記項目のとおりである。

2.5.4.2.1. 実効税率

下院成立案における GILTI 実効税率は、GILTI 所得控除割合の減額（50%から 28.5%）に伴い最高 15.015%（連邦法人税率 21% × （1-GILTI 所得控除割合 28.5%））となることが示されている。

2.5.4.2.2. 計算単位

GILTI 所得計算に用いられる課税所得の計算単位を、現行法における全世界合算ベースによる単位ではなく、特定外国子会社等の所在する国ごとに合算された単位を用いることが示されている。

2.5.4.2.3. QBAI 控除

控除割合が 10%から 5%へ引き下げられることが示されている⁵¹²。

2.5.4.2.4. 損失の繰越

GILTI 損失は国ごとに翌事業年度への繰越が認められることとなる⁵¹³。

2.5.4.2.5. GILTI 外国税額控除の制限割合

GILTI 外国税額控除の利用制限割合は 20%から 5%へ引き下げられる⁵¹⁴。

2.5.4.2.6. IIR との関係

IIR との関係について特段の記載はない。

2.5.4.3. BEAT 現行法と下院成立案との比較

2.5.4.3.1. 税率

2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までに開始する課税年度については 10%（金融機関は 11%）、2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までに開始する課税年度については 12.5%（金融機関は 13.5%）、2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までに開始する課税年度は 15%（金融機関は 16%）、2025 年 1 月 1 日以降は 18%となることが示されている⁵¹⁵。ただし、外国税額控除を含む全ての税額控除が適用可能である⁵¹⁶。

2.5.4.3.2. SHIELD との関係

SHIELD との関係については特段の記載はない。

2.5.4.4. FDII 現行法と下院成立案との比較

下院成立案においては、FDII 所得控除割合の引き下げ（37.5%から 24.8%）により、実効税率は約 15.792%（連邦法人税率 21% × （1-FDII 所得控除割合 24.8%））へ引き上げられることが示されている。

⁵¹² 同上

⁵¹³ 同上

⁵¹⁴ Sec. 138127.

⁵¹⁵ Sec. 138131.

⁵¹⁶ 同上

また、課税対象所得のうち受動的所得等（配当、利息、能動的事業活動以外で稼得する使用料、賃料等）については課税対象所得に含まれないこととなることが示されている⁵¹⁷。

2.5.5. 上院・下院改正案および下院成立案の比較表

TCJA によって制定された GILTI、FDII、BEAT に関する各改正案および改正については以下のとおりである。

主な項目		グリーンブック	上院改正案	下院改正案	下院成立案
GILTI	税率	・ 21%	・ 税率自体の記載はないが、引き上げられる方向	・ 16.5625%	・ 15.015%
	計算単位	・ 国別	・ 国別	・ 国別	・ 国別
	QBAI 控除	・ 撤廃	・ 撤廃	・ 控除割合を 10% から 5% へ引き下げ	・ 控除割合を 10% から 5% へ引き下げ
	損失の繰越し	・ 未定	・ 未定	・ 国ごとに翌事業年度へ繰越し	・ 国ごとに翌事業年度へ繰越し
	外国税額控除の制限割合	・ 未定	・ 0 から 20% の範囲の中で検討中	・ 20% から 5% へ引き下げ	・ 20% から 5% へ引き下げ
FDII		・ 撤廃	・ 外国派生イノベーション所得に修正	・ 控除割合を引き下げて継続（37.5% から 21.875%）	・ 控除割合を引き下げて継続（37.5% から 24.8%） ・ 受動的所得等（配当、利息、能動的事業活動以外で稼得する使用料、賃料等）は課税対象所得に含まれない
BEAT		・ BEAT に代わり、SHIELD を導入	・ 高税率が適用される所得区分が追加。通常所得区分の BEAT 税率は 10%	・ BEAT 税率を段階的に引き上げ（10% から 15%）	・ BEAT 税率を段階的に引き上げ（10% から 18%）

⁵¹⁷ Sec. 138121.

3. 企業、有識者および経済団体を交えた勉強会による討議

3.1. 実施内容

2021 年 12 月から 2022 年 3 月にかけて、以下の要領で勉強会を開催した。

【名称】最低税率課税制度および無形資産に係る国際課税勉強会

【開催趣旨】

経済のデジタル化が進む中、多くの業種において、知的財産や販売データといった無形資産が付加価値を創出する源泉として重要性を増している。一方で、無形資産は、物理的な性質として、有形資産と比べて、国外への移転が容易であり、立地の判断について一般的に税制等の影響を受けやすい。このような無形資産について、それを活用した R&D 活動やマーケティングといった事業活動を国内で行うか、進出先現地で行うかのビジネス上の判断にあたっては、市場の成長見込みや必要な人材確保の難易といった課題もあるが、税負担についても重要な判断要素となっている。

OECD を中心として、無形資産関連所得の軽減税率国への利益移転を防止し、法人税の底辺への競争に対抗するため、最低税率課税（ピラー 2）について国際的に合意。今後は、詳細なモデルルール等の策定を経て、各国国内法の検討が見込まれている。

また、諸外国では、無形資産関連事業の国内外立地に関して税制の中立化を実現した米国 FDII や、欧州諸国等によるパテントボックス等のいわゆる IP レジームといった制度整備がされている。

こうした無形資産に係る国際課税制度について、日本国内からの無形資産や関連事業の国外流出を防止し、こうした高付加価値な機能を維持・向上するという観点も踏まえて、ピラー 2 の詳細設計および日本企業への影響の把握、および、諸外国の無形資産関連税制の効果・評価を把握するため、勉強会を開催する。

【検討項目】

- ① 国内外市場において日本企業と海外企業との公平な競争環境を構築するとともに、日本企業による海外事業活動の円滑化に資する税制の在り方（OECD モデルルールの内容精査および企業への影響把握（CFC 税制含む）、国内法制化における論点整理等）
- ② 国内からの無形資産や関連事業の流出を防止するとともに、国内における無形資産の形成および利用の促進に資する税制の在り方（諸外国における無形資産関連税制の効果（国内の拠点や人材への寄与等）の把握、それに対する評価等）

【メンバー構成】

勉強会の参加者は以下のとおりである（敬称略）。

<参加者> ◎座長

- ・青山 慶二 千葉商科大学大学院客員教授、21 世紀政策研究所 国際租税研究主幹
- ・今泉 成利 武田薬品工業株式会社 ジャパンタックス 税務担当部長（渉外）
- ・岡村 忠生 京都大学大学院法学研究科教授
- ・栗原 正明 東レ株式会社 理事（税務）税務室長
- ・鈴木 浩之 トヨタ自動車株式会社 経理部部長
- ・竹中 英道 ソニーグループ株式会社 グローバル経理センター 税務政策専任部長
- ◎田近 栄治 一橋大学名誉教授
- ・鶴巻 一雄 テルモ株式会社 税務部長
- ・吉田 安宏 住友商事株式会社 執行役員 主計部長
- ・吉村 政穂 一橋大学大学院法学研究科教授

※第 1 回～第 4 回勉強会において、トヨタ自動車株式会社 経理部部長 鈴木 浩之氏の代理として、トヨタ自動車株式会社 経理部主計室税務グループグループ長 若宮 雄一朗氏にご参加いただいた。

第4回勉強会において、住友商事株式会社 執行役員 主計部長 吉田 安宏氏の代理として、住友商事株式会社 主計部 グローバル税務チーム 田邊 憲一氏にご参加いただいた。

<オブザーバー>

○経済団体

・小畑 良晴 一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部長

・藤井 正之 一般社団法人日本貿易会 政策業務第一グループ長

※第1回勉強会において、一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部長 小畑 良晴氏の代理として、一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部 主幹 幕内 浩氏にご参加いただいた。

【開催日および議題】

開催日	議題
令和3年12月23日	・日本の対外直接投資：近年の動向と今後の課題 (慶應義塾大学・経済産業研究所・大学院経済学研究科 清田耕造氏ご講演) ・本勉強会で検討すべき論点案
令和4年1月21日	・ピラー2のモデルルールについて ・既存のCFC税制との関係整理および簡素化について
令和4年2月8日	・日本として促進すべき無形資産等 ・国内における無形資産の形成および利用を促進する税制、諸外国の無形資産関連税制の評価
令和4年3月2日	・ピラー2およびCFC税制との関係整理・簡素化について ・CFC税制の簡素化について ・無形資産関連税制について

3.2. 検討項目①：日本企業による海外事業活動の円滑化に資する税制の在り方

3.2.1. 検討の前提

本勉強会においては、2021年12月20日にOECDから公表されたモデルルール（“Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two)”）の内容を踏まえて、次の点について議論が行われた。モデルルールの具体的な内容については、2.1.4を参照されたい。なお、モデルルールに関するコメントリーについては、本勉強会の実施期間では公表されていないため、本勉強会の論点および意見はモデルルールで示された内容および範囲に基づくものである点に留意されたい。

- (1) GloBE ルールの導入によって想定される課税上・実務上の影響に関する懸念点および国内法制化に向けて明確化されるべき点
- (2) GloBE ルールと既存のCFC税制との関係整理および簡素化

3.2.2. 論点および意見の整理

3.2.2.1. GloBE ルールの国内法制化に向けた留意点

(1) 基本的な考え方に関する意見

GloBE ルールの導入によって想定される課税上・実務上の影響について、3.2.3.1.の表に記載した論点があがったが、基本的に、GloBE ルールは国際的に合意されたグローバルスタンダードであり、国内法制化に当たって独自に設計できる部分は限定的と考えられるとの意見があった。国内法制化に関する論点については、今後公表が予定されているコメントリーや実施枠組みに係る国際議論を踏まえて、検討をさらに深めていく必要があると考えられる。

(2) 国内法制化に関係する主な論点例に関する意見

OECD によるモデルルールの公表後、欧州委員会による EU 域内の多国籍企業グループ等に対する課税のグローバルな最低水準の確保に関する議会指令の草案（EU 指令案）や、英国におけるピラー2 最低税率課税の実施に関する新たな協議文書（協議文書）の公表といった各国等の検討が進められている。こうした議論において、今後、各国における国内法制化に関係する主な論点例として、以下を議論した。

① 納税申告時期

<モデルルールにおける規定>

モデルルールでは、GloBE 情報申告書の提出期限（適用初年度は対象事業年度終了日の翌日から 18 カ月以内、次年度以降は 15 カ月以内）に関する規定がある一方、GloBE ルールに基づく税額の納税申告時期は不明確と考えられる。

<EU および英国における案>

EU 指令案では、GloBE ルールに基づく税額の納税申告時期は不明確と考えられる。

英国の協議文書では、IIR または UTPR に基づく納税額に関する情報を既存の法人税申告書に記載して申告する方法と、GloBE 情報申告書に直接記載して申告する方法のいずれが望ましいかなどの見解が求められている。詳細は 2.4.4.6.申告手続を参照されたい。

<勉強会での意見>

GloBE ルールに基づく税額の納税申告時期について、モデルルール上、不明確と考えられるなかで、英国の協議文書によれば、既存の法人税申告書に記載して申告する方法と、GloBE 情報申告書に記載して申告する方法が考えられるが、日本の法人税申告のタイミングは諸外国に比べても早い点などを踏まえれば、最終親会社の事業年度に対応した法人税申告期限で対応するのは現実的ではなく、GloBE 情報申告書の提出以降で対応する方法が実務対応としては考えられるとの意見があった。

② 適格国内ミニマム課税（QDMTT）

<モデルルールにおける規定>

GloBE ルールを導入する国は、自国の居住者に対する国内ミニマム課税制度を導入することは義務付けられていないが、導入を選択することができる。詳細は 2.1.4.9.トップアップ税額の計算を参照されたい。

<EU および英国における案>

EU 指令案では、EU 加盟国の主権を保障するために、各 EU 加盟国が自国内の構成会社に対するトップアップ課税の適用を選択することが出来る。詳細は 2.4.1.4.2.適格国内トップアップ税額を参照されたい。

英国の協議文書では、国内ミニマム税の導入は、財源確保と簡素化の 2 つの観点から合理性を有するとされている。詳細は 2.4.4.8.国内ミニマム税を参照されたい。

<勉強会での意見>

QDMTT が各国で導入される場合、日本で導入しないと、他国の税収になるため、日本でも導入を検討すべきではないかとの意見があった。日本の実効税率が 15% 下回ることは極めて稀だと考えられるが、日本子会社数も多いことから、日本子会社で実効税率を計算する場合、実務負担が大きくなるため、計算方法を考える必要があるとの意見があった。

また、各国で導入される QDMTT を理解することが必要となり、また、各国 QDMTT に基づく納税額を親会社における GloBE ルール上のトップアップ税額の計算に反映する必要があるため、親会社としての調整の負担は増大すると考えられるとの意見があった。

③ その他

<勉強会での意見>

各国が QDMTT を導入すると、各国の QDMTT の全貌がつかめないなかで、企業は対応を進めることになるため、2023 年から施行することは野心的であるとの意見があった。2023 年度から導入する場合、事前の相談窓口設置、実務エラー起因のペナルティ減免等の宥恕措置が一定期間考慮されるべきと考えられるとの意見もあった。

3.2.2.2. GloBE ルールと既存の CFC 税制との関係について

(1) 基本的な考え方に関する意見

GloBE ルールと CFC 税制はそれぞれ制度趣旨が異なるが、両制度の手段や効果には共通する部分があり、GloBE ルールの導入に伴って租税回避リスクは一定程度減少するとも考え得ることから、国際的に合意されたモデルルールに沿って GloBE ルールが導入される場合には、既存の CFC 税制との関係を整理し、簡素化を検討すべきとの意見があった。

GloBE ルールの導入により、海外子会社に対して、事業実体の有無に関わらず最低税率 15%まで課税が確保されるため、CFC 税制において税負担が 15%を超える部分への課税については、実質的な経済活動を伴わないで単純に税負担の軽減だけを目的としているようなものだけに対象を限定することで、両制度を整理できるのではないかという意見があった。

GloBE ルールと CFC 税制とで同様の数値や書類等を使用した類似の計算でありながら、それぞれ異なる作業を二重に行うことによって、実務負担が増大することが懸念される。GloBE ルールは国際的に合意されたモデルルールに沿って導入されることが想定されるため、基本的には、CFC 税制における実務を GloBE ルールにおいて対応が必要となる実務を踏まえて見直しを検討していくことが事務負担の軽減の観点から重要ではないかという意見があった。

(2) CFC 税制の簡素化に関する意見

具体的な CFC 税制の簡素化案として、以下のような意見があった。

- 対象子会社の絞り込み

CFC 税制は、適用の判定が必要な外国関係会社が非常に多く、合算課税がないことの確認に多大な実務負担を要していることから、判定を要する外国関係会社を絞り込むべきとの意見があった。具体的な簡素化案として以下のような意見があった。

- 適用免除基準について、現行制度において特定外国関係会社について租税負担率 30%以上とされている仕組みを見直して、(対象外国関係会社とあわせて) 20%以上または (GloBE ルールの最低税率にあわせて) 15%以上に一本化する。
- 一定の利益率または利益額を超える外国関係会社に対象を限定する。
- 部分合算課税だけでなく、全部合算課税についても少額基準 (デミニマス) を導入する。
- 合算課税の対象となる内国法人等を判定する基準である持株割合について、現行 10%以上の部分を見直して、例えば GloBE ルールにあわせて 50%超とする。

- 計算基準や収集する情報の共通化

GloBE ルールと CFC 税制における異なる実務 (ダブルスタンダード) による過度な事務負担を回避する観点から、CFC 税制の実務について、GloBE ルールの実務に合わせ、計算方法や必要となる情報等を可能な限り共通化すべきとの意見があった。例えば、CFC 税制の適用免除基準として設けられている

租税負担割合や所得計算について、GloBE ルールの計算（会計ベース）に寄せることや、CbCR に基づいて両制度の実務対応を行うことができるようにする等の意見があった。

- 合算時期の見直し

CFC 税制の合算時期について、GloBE ルールの申告フローが円滑なものとなることも見据えて見直すべきとの意見があった。例えば、CFC 税制においては、親会社が 3 月決算かつ外国関係会社が 12 月決算の場合には、外国関係会社の現地税務申告が完了していない状況で合算せざるを得ない状況となっているため、CFC 税制に係る合算時期（現状は外国関係会社の「各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度」）を遅らせることが考えられるとの意見があった。

- 経済活動基準の見直し

CFC 税制における経済活動基準は、判定に係る実務負担が重いことや時代に即していないことから、廃止を含めた見直しを検討すべきとの意見があった。例えば、特に事業基準および所在地国基準/非関連者基準について、硬直的な取扱いとなっていることや判定に係る事務負担が多いことから、これらの基準を廃止して、実体基準および管理支配基準で判定することで簡素化すべきという意見があった。

- 全部合算課税と部分合算課税の在り方

CFC 税制は、外国関係会社の租税回避リスクに応じて、外国関係会社の全所得を合算課税する全部合算課税と、外国関係会社の一定の受動的所得を合算課税する部分合算課税が併存する仕組みを採用している。全部合算課税と部分合算課税の在り方に関して、以下のような意見があった。

- 全部合算課税は、コンプライアンスコスト削減の観点から、一定の役割を果たしてきたのではないかと考えられるとの意見があった。
- 全部合算課税は、実体ある事業が合算課税されるようなオーバーインクルージョンが生じてしまうため、部分合算課税が制度的には合理的と考えられるとの意見があった。
- 事務負担が減ることを前提に、経済活動基準をなくすることができるのであれば、受動的所得に絞るという部分合算課税の仕組みを基本とすることは検討に値するとの意見があった。
- CFC 税制の独自性は所得移転の防止であり、日本からでも海外からでもどちらでも事業を行えるような所得をあえて日本ではなく海外に移転しているものについて CFC 税制で捕捉していくというところがあるべき姿だとするならば、部分合算課税で所得を捕捉していくのが制度的にはよいとの意見があった。
- ピラー2 の導入により低税率国を利用した租税回避行為に一定の制限がかかる中で、CFC 税制については、日本で課税しなければいけない真の租税回避行為とは何かを類型化した上で、シンプルな形で部分合算課税を考えるのがよいとの意見があった。
- 合算対象の所得について、租税回避の対策という部分に特化をして、受動的所得だけを対象にして、全部合算課税は廃止するのがよいとの意見があった。
- 全部合算課税を基本として、一部、部分合算課税を取り入れている現行のハイブリッドをベースとしながら、合算判定において GloBE との整合性を確保し、共通化を図るべく制度変更を進めていくべきではないか。何より CFC 税制における外国関係会社の判定では入口の時点で制度の対象となる会社を絞り込むことが重要という意見があった。
- BEPS 行動 3 では、所得を類型に分類する「カテゴリーカルアプローチ」と、取引ごとに経済実体を判定する「実質分析」を組み合わせる議論があったことから、単純に全部合算課税をなくして良いのか、よく議論していく必要があるとの意見があった。

（３）CFC 税制の簡素化に関する勉強会での意見

CFC 税制は、適用の判定が必要な外国関係会社が非常に多く、合算課税がないことの確認に多大な実務負担を要しているため、事務負担を軽減する観点から、判定を要する外国関係会社を絞り込むことが重要との意見があった。

また、GloBE ルールと CFC 税制における異なる実務（ダブルスタンダード）による過度な事務負担を回避する観点から、CFC 税制の実務について、GloBE ルールの実務に合わせて、計算方法や必要となる情報等を可能な限り共通化すべきとの意見があった。

あわせて、CFC 税制の合算時期について、現状では外国関係会社の現地税務申告が完了していない状況で合算せざるを得ない状況となっている場合があるため、GloBE ルールの申告フローが円滑なものとなることも見据えて、CFC 税制に係る合算時期を見直すべきとの意見があった。

さらに、経済活動基準について、判定に係る実務負担が重いことや時代に即していないため、簡素化等の観点から見直しを検討すべきとの意見があった。

なお、全部合算課税と部分合算課税の在り方について、事務負担が減ることを前提に、経済活動基準をなくすることができるのであれば、受動的所得に絞るという部分合算課税の仕組みを基本とすることは検討に値するとの意見があった一方、BEPS 行動 3 では、所得を類型に分類する「カテゴリカルアプローチ」と、取引ごとに経済実体を判定する「実質分析」を組み合わせる議論があったことから、単純に全部合算課税をなくして良いのか、よく議論していく必要があるとの意見もあった。

3.2.3. 討議内容

3.2.3.1. GloBE ルールの導入によって想定される影響に関する主な意見

モデルルールを踏まえて、今後の詳細制度設計や国内法制化に向けて論点になりうると考えられる以下の項目について議論を行い、GloBE ルールの導入によって想定される課税上・実務上の影響に関する懸念点および今後コメントリーや実施枠組みにおいて明確化されるべき点について、以下のような意見があった。

論点	意見
導入時期	✓ 2023 年度から導入されるのであれば、事前の相談窓口設置、実務エラー起因のペナルティ減免等の宥恕措置が一定期間考慮されるべき。 ✓ 各国が適格国内ミニマムトップアップ税（QDMTT）を導入すると、各国の QDMTT の全貌がつかめないうなかで、企業は対応を進めることになるため、2023 年から施行することは難しいと考えられる。
現地に実体ある経済活動を有する事業への配慮	✓ 高率な実体ベースの所得控除（Substance-based Income Exclusion）が入ったので安心はしているが、あくまでできると書いてあるので、（国内法制化に際しては）モデルルール通りの実体ベースの所得控除を導入していただきたい。
企業による手続コスト	（手続コストに関する意見） ✓ サブ連結を分解して国別に再集計するという会計とは別の組み方をするという実務負担がある。 ✓ 分母の GloBE 所得の計算に際しても、同一法域内の連結グループ内の取引の相殺消去が必要になりかねないことを懸念。 ✓ 連結パッケージで勘定科目別に情報収集していても、実体ベースの所得控除の計算では人件費が製造原価に含まれているケースがあるため分解が必要。 ✓ 簡素化措置（セーフハーバー）が GloBE の実施枠組み（Implementation Framework）での取り扱いになったのでルールの本当の最終化が後ろにずれており、システム化を考えようにもどこまでテクノロジーでカバーするかの範囲も見え辛い。 ✓ 申告自体にかかる実務負担の増大で、最終親会社だけでなく情報提供する子会社、中間親会社も、実効税率計算や申告手続等の追加の負担が継続的に生じ

論点	意見
	る。また、申告そのものに向けての導入の検討負担がある。CbCR も連結決算のパッケージで収集しているが、どういう情報を追加で収集するかの特定が必要。 ✓ GloBE 所得を計算する上で選択項目が用意されており、選択できるのはありがたいが、営利企業である以上、単に楽な方を選ぶというものではなく、初回は計算して合理的に選択する必要があり全社的に大変と想像。 ✓ 重要性によって除外した清算中の会社や休眠会社などの連結子会社を一つ一つ評価していく必要があることは非常に問題。 (手続コストの軽減に関する意見) ✓ モデルルールは決まっている話なので、コメントリーや実施枠組みの公表時に議論できるものを整理する必要がある。そのうえで、国内法への反映時にどこまで調整出来るかを見極めが必要である。 ✓ 国内法制化にあたって、適格の所得合算ルール (Qualified IIR) と認められるにはどのような規律を設ければよいか見極めが必要である。 ✓ 導入時の事務負担軽減をお願いしたい。事務負担軽減は対象会社を絞るのが効果的。ブループリント (OECD “Tax Challenges Arising from Digitalisation of the Economy – Report on Pillar Two Blueprint” (2020)) の 4 つの簡素化案のうち、Country by Country Report (CbCR) の活用他、ホワイトリスト国の指定を検討いただきたい。 ✓ 対象子会社が多くなるため、実効税率計算の対象となる子会社の数を出来るだけ絞り込む必要があり、セーフハーバーの確保が最重要課題。CbCR を活用したセーフハーバー、また、ホワイトリストを出して頂くのが重要。 ✓ 国内法制化をする際に、可能であれば日本の子会社は対象外にして頂きたい。日本では連結納税を適用している関係で、モデルルールで想定されている報告時期よりも前に連結納税グループとしての所得計算を行い申告しており、その時点ですでに租税負担割合は明らかであるし、小規模法人に精緻な税効果会計を求めるとしても難しい。 ✓ 企業買収時は新たに GloBE ルール適用対象会社が増えることから、GloBE ルール対応が大変になることが想定される。経過措置が認められている UTPR のように、企業買収時においても経過措置を設けてもらいたい。
実効税率・GloBE 所得の計算方法	✓ 決算数値を使って実効税率計算するが、決算数値は見積り計算が入るため、申告数値とずれる場合、どこまで追いかけるかが事務負担に影響する。 ✓ GloBE 所得計算は会計ベースだが、移転価格調整等、限りなく税務に近い調整も必要で結果的に複雑な計算になり、配当源泉税の配分も相手ごとの把握は事務負担が増える。 ✓ 適格の財務会計基準をベースとして、最低限の Book to Tax の調整を加えるという基本原則から大きく外れない制度設計を期待。 ✓ 会計上の税効果ではなく、15% で計算し直すと、繰延税金負債については 5 年で解消しなかったら取り戻し課税になるとか、非常に実務上は負荷がかかるのではないか。 ✓ 税効果について、現地の会計でも税務でもない GloBE のための帳簿を新たに作る必要があることを懸念している。

論点	意見
	✓ 繰延税金調整合計額（Total Deferred Tax Adjustment Amount）の 15% で再計算する趣旨がわからず、結果的に実効税率が歪まないのかという疑問がある。 ✓ CFC 税額の配分について、受動的所得の 15% が限度となっており、二重課税を懸念している。 ✓ CFC 税額の外国子会社の所在地国に係る対象税額への配分へ制限がかかるようになってしまったということで、結局 IIR と CFC のダブルカウント調整が完全には機能しないことは懸念している。 ✓ モデルルール上、いつの CFC 税額を外国子会社の所在地国に係る対象税額へ配分するか明示的でない。国内法制化の中で最適な時期を探っていけるのかどうかを見極める必要がある。 ✓ 連結財務諸表の利益に依拠することについて税務当局がどこまで信頼するか。日本の法人課税の流れを見ると、会計から分離する流れが強かった。今後国内ルールが設けられる際に連結財務諸表をどこまで信頼出来るかという心証のところで問題が生じる可能性がある。 ✓ Refundable tax credit（還付税額控除）について、イギリスの GloBE ルールに関するコンサルテーションでは、イギリスの R & D Expenditure credit は所得加算という見解が示されたが、同じ R&D の tax credit でも国によって取り扱いが違うかもしれない。
スプリットオーナーシップルール	✓ カントリーリスク等軽減のため、子会社でローカルのパートナーを招聘するケースが多く、集計パターンが複雑化する。 ✓ スプリットオーナーシップルールの対象となる中間親会社に理解してもらい、本社としてどの程度サポート出来るのかを懸念している。
適格国内ミニマム税（QDMTT）	✓ モデルルールで QDMTT が入り、具体的にどの範囲までカバーされるかは分からないが、結局、これまで税率を低く設定した国はこの QDMTT を導入すれば自分の取り分は確保できることになったと考えられる。 ✓ QDMTT が世界的に導入される場合、日本においても導入しないと、他国の税収になるため、日本においても導入を検討すべき。 ✓ 各国の QDMTT を理解するため、最終親会社側で情報収集が必要で事務コストがかかる。 ✓ 納税者目線では各国の QDMTT に基づく納税額を親会社における GloBE 計算に反映する必要があるため、親会社としての調整の負荷は増大する。 ✓ QDMTT の導入によって、日本の最終親会社に対する日本の税収が他国に移ると考えられるが、この減少分を他の税収で補填するというのは日本企業の国際競争力を弱めるため避けるべき。 ✓ 国内法制で QDMTT を導入すると、GloBE ルールの対象会社の最低税率は 15% となる。税額控除は法人税額の 20% を上限とする等の規定があるが、QDMTT が存在するならば控除上限という概念は除外してもよいと考える。日本では地方税の負担が大きい、住民税、事業税も加味して実効税率計算するは重要な問題であるため、地方税も実効税率計算に含まれるべきである。 ✓ 日本国内で実効税率計算する場合、日本子会社の数が多く、実効税率計算するのも実務負担が大きい、計算方法を考える必要がある。日本の今の状況で

論点	意見
	実効税率が 15%を下回することは極めて稀だが、実務負担をよく考える必要がある。 ✓ 100%子会社について選択適用できるグループ通算制度との関連も考える必要がある（トップアップ税額をどう配分するか等）。
JV グループ	✓ 少数被所有親会社や JV については、非常に複雑な制度設計が予定されている。モデルルールを見ただけではなかなか理解が難しいが、二重計算の調整が当然かかってくるので、親子間で情報を相当やり取りさせるといえることが必要となってくる。 ✓ JV は支配していないのかかわらず、最終親会社で GloBE 計算が必要になり、情報収集に関して、JV に負担をかけるため、JV パートナーとも協議が必要になる。
軽課税支払ルール (UTPR)	✓ IIR があれば UTPR は発動されないと理解していたが、モデルルールでは必ずしもそうではない。UTPR は IIR が安定するのを待ってから施行にして頂きたい。 ✓ 日本の親会社が計算した UTPR に基づき、海外子会社が課税対応することが現実的に可能か疑問である。親会社でまとめて納付して、当局間で配分してもらう方が簡便的。
申告手続	✓ GloBE 情報申告（GloBE Information Return）の提出期限（初年度 18 カ月、その後 15 カ月）が、CFC 税制の合算タイミングと重なるので、この時期の負担が増えることを危惧している。 ✓ GloBE 情報申告書の提出は、CbCR のデータも活用して、ピラー1 の結果、CFC の合算結果の外国子会社の所在地国に係る対象税額への配分も反映して申告するが、お互いのデータが連動するのでスケジュールの見直しが必要。既存の延長特例を前提として考えると、法人税申告期限は 7 月末であり、経過措置を除くと対象事業年度終了の 15 カ月後となるので、実務的には厳しい。 ✓ 申告納税時期が不明で、国内法で整備ということかもしれないが、特に CFC を反映させる場合にはその申告時期との関係がどうなるか疑問。 ✓ 現行の法人税の申告のタイミングで IIR の計算を終わらせるのは難しいので GloBE 情報申告期限を意識しての申告期限になる。 ✓ 情報申告期限を含む事業年度の法人税で申告するなら実務でまわしやすくなる。 ✓ GloBE 税額の申告について、既存の法人税の申告とは、中身も時期も別物なので、GloBE 情報申告という形がよいと思う。 ✓ 実施枠組みは申告に関する制度設計が中心になるため、最終親会社所在地国の税務当局に申告すればワンストップで済むのかが関心事。 ✓ 会計レベルあるいは実定法レベルのいろいろ複雑な調整があり得るので、この制度については、更正の請求を緩やかに認める方にしたほうがよいかもしれない。
その他	✓ （世界全体で、）ピラー2 ではピラー1 に比べて大きな税収があがる見込みで提案されているが、低税率国が税を上げてくることで、将来的には収斂していくことになると思う。牽制効果、Race to the bottom の終焉を目指した制度だと考えると、シンボリックに、中心部分をきちとカバーしたような制度であればいいのであって、税収をあげるための制度設計にしないでよいのではないか。将来の税収も見据えて、ビジネスのインプットに対してオープンマインドであるべき。 ✓ （世界全体で、ピラー2 では）ピラー1 より税収が多く入るということだが、これまでの OECD の考えでは所得が創出された国が課税権を持つということであり、軽課税国で創出された所得に対して、なぜ最終親会社所在国が課税出来るのかとい

論点	意見
	う問題がある。テンポラリーな要素があるからこそ、連結財務諸表利益を使うという議論があるのかもしれない。日本にとって、恒久的な財源ではないと思う。 ✓ ルールの複雑性から申告ミス等が発生する可能性があることから、GloBE ルールの実務が安定するまでペナルティを課さない方がよい。 ✓ 初年度は確定申告の相談窓口のように、計算等を相談させてもらうような緩和措置、宥恕措置を検討いただきたい。

3.2.3.2. 既存の CFC 税制との関係整理および簡素化に関する主な意見

GloBE ルールの導入を見据えて、既存の CFC 税制の位置付けをどのように考え、両制度の関係をどのように整理すべきかについて、また、GloBE ルールを導入するに当たって見直しを検討していくべき CFC 税制の課題として、以下のような意見があった。

論点	意見
CFC 税制の位置付け・ピラー2 との関係	✓ CFC 税制は最初の網が広く、それを色々な形で除外しているが、租税回避を防止するための規定なので、そのような規定の作り方にした方がよい。CFC は日本に課税権がある所得で、GloBE ルールはそこがはっきりしない。規範論としてはまた違うものだと思う。 ✓ BEPS 行動 3 で検討した超過利潤アプローチは、(CFC 所得を定義するアプローチの) 3 つの中で支持が得られなかったが中に入り込んだ。BEPS 行動 3 の超過利潤アプローチに近いとも考え得る GloBE ルールが導入されたことから、BEPS 最終報告書を見直す必要があると考えられる。今回の GloBE ルールもそうだが、アメリカは GILTI で適格事業資産投資額 (QBAI) という超過利潤を算定するベースラインを設定している。2 つの税制のハーモニゼーションを図る中で、ベースで折り合えるのは超過利潤アプローチと思う。日本は行動 3 の最終報告書でカテゴリカルアプローチといわれたが、エンティティベースも留保しているのが特徴。日本はプラクティカルに考えていて、何が中心なのかはっきりしない制度ではあるが、だからこそ主流として出てきた超過利潤アプローチ的な制度改正にも持って行けるのではないかと考えており、ハーモニゼーションに期待している。GloBE ルールは、エンティティベースで財務会計に基づきマクロ的に対象所得を出すという考え方であり、1 つの新しい国際的な流れを提示した。CFC 税制もすぐ超過利潤アプローチに行けるとは思わないが、新しい可能性も出てきているのではないか。 ✓ もともと CFC 税制は国外への所得移転への対抗という目的があり、GloBE ルールの趣旨とは完全に一致はしていないが重複する部分があるため、今後日本が投資立国になる前提であれば日本からの投資がデメリットにならないように変更する機会と考えている。海外の所得移転に対抗するという立場からは多額の所得移転を防ぐ点にフォーカスすべき。 ✓ CFC 税制のスコップを絞り込んで、実質的な経済活動を伴わないで単純に純粋に税負担の軽減だけを目的としているようなものだけに対象を限定すべき。 ✓ GloBE ルールは事業実体の有無に関わらず 15%まで課税するため、CFC 税制では、15%を超える部分についてオントップで実体のない会社の所得や逃げ足の速い所得を捉えることで、両制度を整理できると考えられる。 ✓ 超過利潤アプローチで考えると CFC 税制が租税回避をバックストップで防止したいという目的が GloBE ルール導入により、かなりの部分達成できると考えられる。その

論点	意見
	場合、CFC 税制で規制するのは、各国が看過しがたい租税回避行為になると考えられる。 ✓ GloBE ルールと CFC 税制は制度趣旨は違うが、GloBE ルールが導入されると租税回避リスクは減少するため、GloBE ルールを導入する以上、CFC 税制は縮小することが大きな方向性ではないか。 ✓ ピラー1、2 の導入が企業活動のグローバル化に対応するものと考えられるため、CFC 税制も企業がグローバル展開することを踏まえて、現代化する必要がある。 ✓ GloBE ルールと CFC 税制は、類似した計算でありながら違う結果を出すことになるので、どちらかに寄せていくことが事務負担の軽減という意味では重要。 ✓ QDMTT が導入されると、結局多国籍企業だけを対象として税率を上げるといった形に対応するということが可能な方向で議論は進んでいるようにも見受けられるので、GloBE ルールが入ったからといってタックスハイブンの問題が消えてしまうということではない。その意味では、個人あるいは中小規模の企業も含めて、タックスハイブンを利用する取引が残るし、それに対応した CFC 税制の役割は大して変わらないと思われる。一方、GloBE ルールの方は国際的な枠組みとして決まっているため、それを前提として CFC 税制の範囲を議論せざるをえないことから、GloBE ルール対象企業については CFC 税制のこの部分は不要というような整理を意識したほうがいい。
CFC 税制の現状の課題	✓ 外国関係会社数が多いところが問題であり、租税負担割合が 30%を超える会社の方が圧倒的に少ない。 ✓ 合算所得が生じないケースが多いと考えられ、合算所得が無いことを確認することに膨大な作業が必要になっているのが実態ではないか。 ✓ 現行 CFC 税制は網を広げ過ぎであり、ターゲットを絞り込むことが事務の簡素化にもつながると思われる。 ✓ 債務免除益の合算など、実体ある事業が合算課税されるようなケースが生じている。 ✓ デジタル化が加速して企業としても成長戦略を模索する中で、事業の進出のスピード感に対して、現行の CFC 税制では必要以上に税務的なチェック、コンプライアンス対応が必要で、事業の実態にマッチしていないという印象を持っている。 ✓ 日本人にとっても複雑なルールを海外子会社の人に説明しなければいけないのが、隠れた工数となっている。 ✓ CFC 税制自体が相当複雑で、海外企業が日本に地域統括会社を設立するときに障害にならないかという懸念がある。
CFC 税制の簡素化案	(計算基準や収集する情報の共通化) ✓ CFC 税制の所得計算について、GloBE ルールの計算（会計ベース）に寄せて事務負担を減らすことも考えられる。 ✓ 全面的に GloBE ルールの計算を CFC 税制に利用できないとしても、判定など、直接税金に関わる箇所以外で利用できるとよい。 ✓ GloBE ルールと CFC 税制で情報収集が重複すると事務負担が増えるだけでなく、ミスも誘発する恐れがあるので、情報収集はできる限り GloBE ルールに統一した方がよい。 ✓ 両ルールともに極めて複雑。両制度が併存する前提で、計算基準、対象会社、取り扱うデータの内容、取得の方法は共通化すべきと思う。GloBE ルールはグローバル

論点	意見
	スタンダードなので、国内法で調整可能な方で調整するしかない。CFC も財務会計に最低限の税務調整をする GloBE 方式と同じで制度の対象となる会社も統一。両ルールデータの回収も追加情報を入れた CbCR で双方のコンプライアンス対応できるようにするなど。 (対象所得) ✓ 特定外国関係会社について CFC 税制の適用の有無を判定する租税負担率 30%の基準を廃止、あるいは、確認対象を一定の利益率に基づき超過利潤を得ている子会社に限定するような形で、まず入り口のところで合算対象子会社を絞り込んだうえで、最後に税金以外の事業理由の有無について判定し、最終的な合算対象額を確定するといったステップを踏むべきという考え方もある。最初から租税回避か否かで判定しようとする、全取引を対象として取引ごとに確認しなければいけないということになって現実的ではない。いきなり主観的な要素が入ると、当然、税務当局と論争にもなる部分も多々出てくるので、あくまでも最初にいろんな簡素化されたルールで対象の会社・所得を絞り込んだうえで、最終的なプロセスとして租税回避性の有無で確定するのがよいと思う。 ✓ 基本的な考え方として、エンティティベースを基本として、一部トランザクションベースを取り入れる現行のハイブリッド方式をベースとしながら、合算判定において GloBE との整合性を確保し、共通化を図るべく制度変更を進めていくべきではないか。何より CFC 税制の合算可否の検証では入口の時点で制度の対象となる会社を絞り込むということが重要。 ✓ エンティティアプローチは事務的によいところは否定しないが、実体ある事業が合算課税されるようなケースが生じてしまう。GloBE ルールは目的は違うが、最低税率で世界中課税しようというものであり、軽税率国を利用した租税回避行為を塞ぐものであると考えられる。真の租税回避行為を定義してインカムアプローチにするのは意義がある。 ✓ エンティティアプローチで問題になるのは、主たる事業とは何なのかという点。著作権の提供が主たる事業だとそれでもアウトになるが、それが正しいのか。 ✓ エンティティアプローチは長年使い慣れた制度で、有効に機能している等、支持する声も多く見受けられるが、税制改正等により、実態はエンティティアプローチのままではなく、かなり事務量の多い制度に変わってきている。事務量を減らすために対象範囲を見直すことが重要。必ずしもエンティティアプローチに固執する必要はなく、受動的所得に絞るインカムアプローチは経済活動基準を廃止するならば、検討に値する。 ✓ 日本からでも海外からでも事業を行える所得を、事業上の理由なく、あえて海外に移転しているものを捉えるのが CFC 税制のあるべき姿と考えられるため、インカムアプローチで CFC の所得を捕捉するのが制度的には合理的と考えられる。但し、インカムアプローチにおいて、全ての対象所得を精査するのは実務上難しいため、現行のハイブリッドアプローチが実務の面からはよいと考えている。インカムアプローチが採用される場合も、制度の対象となる会社の範囲を狭める必要があると考えている。 ✓ 受動的所得だけを対象として、会社単位の合算は廃止してはどうか。 ✓ 実務の簡素化という観点からは、配当・利子・使用料といった合算対象の所得を外形的に定めるような単純なカテゴリカルアプローチが分かりやすいが、BEPS 行動 3 では、カテゴリアプローチと実質アプローチを組み合わせるような議論があったこと

論点	意見
	からすると、単純にエンティティアプローチを捨てていいものか、よく議論していく必要がある。 ✓ 理論上の合理性と、執行にあたっての受容可能性を考える必要がある。理論的にはエンティティアプローチよりインカムアプローチが合理的という意見も多数になりつつあるように見受けられるが、インカムアプローチを導入する場合、アメリカの Subpart F のように対象所得に関する様々な規制を設けることになると考えられるため、インカムアプローチが簡素化のための解決策になるかは検討が必要。 ✓ 超過利潤アプローチについて、海外で事業する理由、その国でないとできない事業活動もあるため、超過利潤を CFC 税制で課税するのは疑問がある。 ✓ 超過利潤アプローチについて、投資を促進する意味で悪影響がないか疑問がある。 (対象会社) ✓ CFC 税制の対象法人を CbCR や GloBE ルールの対象法人に絞ってはどうか。 ✓ 持株割合 10% の会社について、政策的な理由等で株式を保有しており、支配していないにもかかわらず、CFC 税制の対象会社となっていることにより事務負担が生じているため、GloBE ルールに合わせて、CFC 税制による課税も 50% 超の会社を対象にした方がよい。 (適用免除基準) ✓ 税負担割合 30% という閾値は見直して 20% に収束すべき。IIR の 15% という最低税率が出てきている中で、20% 自体そのままでもいいのかも含めて考えていく必要がある。 ✓ 税負担割合 30% 未満のペーパーカンパニー等を特定外国関係会社として類型化する制度は、もう廃止してもいいのではないか。 ✓ GloBE ルールにおける実効税率の計算上、受動的所得は 15% しか外国子会社の所在地国に係る対象税額として配分できないなか、二重課税のリスクを避ける意味でも、適用免除となる租税負担割合は 15% を目安に検討すべきではないか。 ✓ 部分合算だけでなく、全部合算についても少額基準を導入すべき。 (経済活動基準) ✓ 経済活動基準を簡素化し、例えば 30% 未満のペーパーカンパニー基準並みとするのはどうか。とくに非関連者基準とか所在地国基準は、事務量として多く、廃止してもいいのでは。 ✓ 入口で制度の対象となる会社を絞り込む際、20% から 30% の範囲は相対的に簡易な簡素化されたルールが適用されているので、そこも参照してより重要と考えられる実体基準、管理支配基準にフォーカスする等、シンプル化された経済活動基準を適用する。 ✓ 事業基準について、株式保有業や著作権事業などを租税回避に結びつけるのは、時代に即しておらず、非常に硬直的な取り扱いになっている。 ✓ 非関連者基準については廃止の方向でよいのではないか。 ✓ 管理支配基準については、バーチャルな子会社管理も進んでおり、そのまま当てはめると適用が難しいこともあるため、現状に合わせて改正されることを望む。

論点	意見
	(合算時期) ✓ GloBE 情報申告の提出期限は事業年度終了後 15 カ月となっている一方、CFC 税制における所得の合算時期は外国関係会社の事業年度終了後 2 カ月を経過する日となっており、ここをどう考えるか。特に親会社と子会社の決算期がずれている場合、非常にタイトな日程がさらにタイトになりかねないので、申告期限も含めてよく議論する必要がある。その前提として、CFC 税制における合算時期について、親子間で決算期が異なる場合にはそれを揃えていく見直しが必要不可欠。例えば、12 月決算期法人の合算時期を 1 年遅らせることが考えられる。 ✓ 12 月決算の子会社を合算する場合、現地子会社は申告が完了していないなかで合算することも多いため、12 月決算子会社の合算時期は遅らせるべき。申告期限が到来していないという状況があって、CFC 申告後に現地納税額に修正が生じるケースが多いため、GloBE ルールと同様に修正額について、進行期で直す方がよい。 (申告手続) ✓ 書類の添付要件を保存要件に見直していくことが、事務負担軽減の観点から必要ではないか。 (その他) ✓ 海外子会社に対して親会社が過半数を直接出資して、あと子会社にも一部出資させているケースがあり、子会社経由では孫会社になるわけだが、この孫会社に対する出資割合が 25% 以上かどうかは、グループ全体で判定する方がよい。 ✓ PMI 特例の 2 年以内の期限は廃止してはどうか。海外の事業会社を買収後、事業の安定化を最優先としてペーパーカンパニーなどの処分を先送りすることがあり、最近ではコロナとか気候変動とか、事業環境が想定外に変化している中で、2 年以内で整理ができず放置せざるを得ないというのが現状。 ✓ CFC 税制について、グローバルなスタンダードから乖離するコンセプトがある。例えば、法人の所在地の考え方は外国では実質的な管理支配地（effective place of control）の概念が採用されているところがあるが、日本では本店または主たる事務所の所在地で判定することになっている。グローバルスタンダードから乖離していると考えられる部分についても是正を図るべき。 ✓ CFC 課税額のプッシュダウンによる構成会社への配分について、IIR で 15% のキャップがかかるので、二重課税が生じないように、CFC 税制の受動的所得の合算課税税率を 15% に揃える方がよい。 ✓ 現行の CFC 税制においては法人の所得がでない場合にも受動的所得が合算課税されるとか、期末のワンタイムの状況で異常所得の判定をしてピックアップするような過剰合算の最たるところなので見直しされたい。 ✓ モデルルールの受動的所得の定義と比べ、日本の受動的所得の方が範囲が広いと考えられるため、範囲を絞った方がよい。

3.3. 検討項目②：国内における無形資産の形成および利用の促進に資する税制の在り方

3.3.1. 検討の前提

我が国の経済構造は、人口や国内市場が縮小する中で、国内での生産活動と輸出を基軸とする「貿易立国」から、海外企業への直接投資活動と投資収益を基軸とする「投資立国」へと急速に変化している。ま

た、経済のデジタル化が進む中、知的財産や販売データといった無形資産が付加価値を創出する源泉として重要性を増している。一方で、我が国の無形資産をめぐる現状について、諸外国との比較において日本の無形資産への投資の水準が低いこと等が課題であった。（詳細は以下、「3.1.1.1 無形資産をめぐる現状」を参照）

無形資産は、有形資産と比べて可動性が高く、立地の判断について一般的に税制等の影響を受けやすいことから、こうした経済のグローバル化・デジタル化等の変化を踏まえて、日本企業の国際競争力の維持・向上を図るための国際課税制度の在り方を検討していくことが必要と考え、本勉強会において検討の議題とすることとした。

3.3.1.1. 無形資産をめぐる現状

無形資産をめぐる現状として、事務局から勉強会において下記の通り報告した。

- 無形資産投資の対 GDP 比について、日本は研究開発投資が含まれる革新的資産投資の割合が諸外国の中でも高い一方で、それ以外の無形資産投資については低水準で推移している⁵¹⁸。
- 有形・無形資産投資の対 GDP 比の推移について、無形資産投資により企業価値を高めている米国においては、無形資産投資が有形資産投資を 2014 年に逆転しているのに対し、日本では、現在でも有形資産投資が大きい状況⁵¹⁹。
- 企業価値に占める無形資産の割合について、欧米では過半を超え、企業価値を支えているのに対し、日本企業はいまだ有形資産価値の占める割合が大きい⁵²⁰。
- 知的財産権等使用料の推移について、海外からの収入という意味でもインパクトがある。2003 年に収支が逆転してから、特に受取額は 2010 年代に伸びており⁵²¹、サービス収支の中でも一定の収益源となっている。
- 技術輸出（外国への特許、ノウハウ等の技術提供）における産業別割合について、自動車製造業（53%）、医薬品製造業（20%）が高い割合を占める。うち親子間取引の割合が高い産業が多く見受けられる⁵²²。
- 企業による知財・無形資産の投資・活用を促すため、知財・無形資産ガバナンスガイドラインの検討作業が進められており⁵²³、知財・無形資産の見える化に向けた検討が進められている。

3.3.1.2. 諸外国における無形資産関連税制制度

国内外における無形資産の投資や配置の選択をする際に税制がどのように影響するか、また国内の無形資産投資を支援するためにどのような措置があるか検討するに当たって、本勉強会においては、英仏等のパテントボックス税制や、米国の FDII 税制といった、無形資産由来の収益に対して通常の税率よりも低い税率を適用するなどの優遇を与える税制を議論の対象とした。

3.3.1.3. 既存研究の概要および本勉強会との関連事項

諸外国における無形資産関連税制に係る効果に関する既存研究（下記（１））を調査し、事務局から勉強会において報告した（下記（２））。

(1) 事務局による論文選択理由

⁵¹⁸ 財務省、「第 6 回 税制調査会」（2021 年 11 月 19 日）、p12

⁵¹⁹ 経済産業省、「通商白書 2020」

⁵²⁰ Ocean Tomo Intellectual Capital Equity, “Intangible Asset Market Value Study”, (WWW.OCEANTOMO.COM/INTANGIBLE-ASSET-MARKET-VALUE-STUDY 閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

⁵²¹ 日本銀行、「国際収支統計」

⁵²² 総務省、「2021 年（令和 3 年）科学技術研究調査」

⁵²³ 内閣府知的財産戦略推進事務局、「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（略称：知財・無形資産ガバナンスガイドライン Ver.1.0（概要）」（2022 年 1 月）

- 論文 1-3：発表年が比較的最近（2018 年以降）で、GILTI/FDII 税制またはパテントボックス税制による投資先選択への影響について実証的な定量分析、もしくはそれに準ずるアプローチに基づき分析している
- 論文 4：諸外国政府公表物（英国）
- 論文 5：修正ネクサスアプローチへの言及がある

番号	論文タイトル (一部参照の場合、参照項目)	著者	発表年	雑誌名、巻数、所在ページ
1	The Impact of GILTI and FDII on the Investment Location Choice of U.S. Multinationals	Kartikeya Singh (PwC) Aparna Mathur (American Enterprise Institute)	2019 年	Columbia Journal of Tax Law Vol. 10:2 2019 p.200-224
2	Is it just Luring Reported Profit? The Case of European Patent Boxes	Marko Koethenbuerger, Federica Liberini and Michael Stimmelmayer (スイス連邦工科大学)	2018 年	CESifo Working Papers No. 7061, Category 1: Public Finance p.1-45
3	Corporate Taxes, Patent Shifting, and Anti-avoidance Rules: Empirical Evidence	Martina Baumann (ドイツ労働市場・職業研究所 (IAB)) Tobias Boehm (ヴェストファーレン・ヴィルヘルム大学) Bodo Knoll (ルール大学ボーフム) Nadine Riedel (ヴェストファーレン・ヴィルヘルム大学)	2020 年	Public Finance Review 2020, Vol. 48(4) p.467-504
4	Patent Box Evaluation (3. Literature Review)	HM Revenue & Customs	2020 年	-
5	IP Box Regimes and Multinational Enterprises: Does Nexus Pay Off? (1. Introduction, 6. Conclusion)	Jessica M. Müller, Christoph Spengel and Daniela Steinbrenner	2022 年	World Tax Journal, 2022 (Volume 14), No. 1 p.1-29

(2) 報告内容

各論文の内容を踏まえた事務局の理解・類推を、勉強会において下記の通り報告した。

- 選択された論文において言及されている諸外国の無形資産関連税制について、論文から国内における無形資産の維持、形成および利用の促進に一定の効果があると考えられる。
 - 無形資産の形成については、パテントボックス税制は相対的に実効税率の高い国において、無形資産の創出活動を行うことについてインセンティブを与える。特に BEPS 後の世界において、無形資産の形成活動と無形資産の保有の一体性が高まる状況では、FDII のような無形資産関連税制も、無形資産の形成活動の助けになると考えられる。これは当該税制が、無形資産の保持によって生じる税負担を軽減する効果から生じる（上記＜1＞および＜3＞）。

- 無形資産の維持および利用の促進は無形資産を保有することによってなされと考えられる。この無形資産の保有という観点に基づく、無形資産の形成と保有を同じ国で行うケース、異なる国で行うケースが考えられる。パテントボックス税制に関しては、同税制の導入国においてパテントの登録数や経常利益の増大が見られることから、パテント収入の増大を促す効果があると考えられ、無形資産の維持や促進にポジティブな影響があるものと類推できる（上記＜2＞、＜3＞および＜4＞）。FDII についても、理屈としては国外からの無形資産収入（もしくは超過利益）を増大させる効果を期待させるものであると考えられる。（上記＜1＞）。
- パテントボックス税制はもともと無形資産の保有に焦点を当てていたため、形成を行う国による違いは小さいと想定できたが、近年 BEPS 行動計画（行動5）により修正ネクススルールが導入されたため、無形資産の形成と保有が同じ国で行われることを想定する必要性が生じている。これにより、パテントボックス税制による税源浸食効果は抑制されるものと考えられる（上記＜5＞）。

3.3.2. 論点および意見の整理

(1) 日本として形成および利用を促進すべき無形資産に関する意見

- 無形資産の対象や定義は業界別に特色があると考えられる。
- 例えば、製薬業界においては、製薬プロセスおよび地域別に無形資産が形成され、製造業特有の製造技術・ノウハウ等の他、薬物の特許や上市にあたってのマーケティング活動も無形資産の対象となる。電子機器業界においてはハードウェア販売後のソフトウェアも含めたサービス提供をするリカリングモデルという最新のビジネスモデルに係る無形資産、自動車業界においてはハードウェアと一体となったソフトウェアやサービス等の無形資産が重要であると考えられるという意見があった。

(2) 日本において無形資産を形成するために促進すべき投資の種類に関する意見

- 無形資産は人材やノウハウが豊富な土地、ビジネスのニーズを基に市場と近い土地に配置されるケースが多い。そのため、日本においても人材およびノウハウを蓄積させることも課題の一つであると考えられ、経済的競争力投資を促進することは有用と考えられるとの意見があった。
- 昨今の各業界におけるソフトウェアや AI 等を活用したビジネスモデルの変化に対応し、企業の中で重要度の高い無形資産も変化しつつあることから、従来の革新的資産投資だけでなく、情報化資産投資の比準を高めていくことは有用であると考えられるとの意見もあった。

(3) 無形資産を国内で利用するために 国内立地を促進すべき機能に関する意見

- これまで我が国においては、無形資産を国内で保持・利用するために研究開発拠点の設置、および研究開発活動が重要な役割を担ってきた一方で、研究開発活動以外の活動が注目されてこなかった。IP 管理活動の促進も国内での IP の保持・活用に有用であると考えられるとの意見があった。

(4) 諸外国の無形資産関連税制の効果および評価に関する意見

- パテントボックス税制は無形資産の国外流出防止に一定の効果があると考えられ、実際に諸外国における導入や検討が進んでいる状況である。ただ、諸外国で導入されているパテントボックス税制について対象所得の特定作業が複雑であり、恩典を享受した後に課税当局から指摘を受けるリスクもあるように考えられるため、納税者側と課税当局の判定が一致するように設計することが重要と考えられるとの意見があった。

一方、米国の FDII は一定の超過利益部分を要件としている点で比較的シンプルな実務と思われるものの、有害税制の観点から OECD において議論が決着したわけではなく、また WTO においても議論が実施されたわけでないため、国際的に広く受け入れられる共通ルールになるのかという点は今後見定める必要があるとの意見があった。

(5) 国内における無形資産の形成および利用の促進に資する税制上の措置に関する勉強会での意見

- 経済のデジタル化に伴い、無形資産が付加価値の源泉となってきた一方、我が国企業による無形資産形成は諸外国企業と比較して伸び悩んでいると指摘されている。日本企業の生産性向上や競争力確保に向けて、無形資産の形成および利用の促進は重要な課題であり、国際課税の側面においても、我が国における具体的な取組について検討を深めていく必要があるとの意見があった。
- 現状、多くの企業が研究開発税制の恩典を享受しており、研究開発税制の重要性については多くの意見があった。一方で更なる投資を促進するためには、対象範囲を拡充するなどの変化を加えることも検討の余地があると思われるとの意見があった。
- また、研究開発税制だけではなく、研究開発の成果に恩典を与える税制についても併存させることが望ましいとの意見もあった。但し、無形資産関連税制の導入に関しては、既存の税制とのバランスを考えることが重要ではないかという意見があった。更に、諸外国において導入されているパテントボックス税制を見ると、恩典を享受するまでのプロセスが複雑なものも見受けられるため、実務上の負担増加を懸念する意見もあった。
- 但し、実際に諸外国でパテントボックス税制の導入や検討が進んでいることから、日本としても対抗できる制度の整備が必要ではないかとの意見もあった。
- 無形資産関連税制の導入を検討する場合、無形資産投資を増やすことを目的とするのか、無形資産由来と考えられる超過利潤を増やすことを目的とするのか、明確にする必要があるとの意見があった。また、税制の執行の場面等を想定し、税制の対象をどのように定義するかについても検討が必要であるとの意見があった。手続きが煩雑であると、納税者側と課税当局の判定が異なる場合も考えられることから、両者の見解が一致するよう実地的な観点からも検討することが重要であるとの意見があった。ピラー2導入のタイミングでの事務負担増加は企業側にとっては望ましくないことから、上述の点について十分に検討を深めることが望ましいと考えられるとの意見もあった。
- なお、無形資産の対象・定義、および無形資産の形成および利用の状況については業種によって違いがあると考えられる。無形資産関連税制を考えるためには、我が国企業の無形資産における投資や、形成および利用といった諸活動に対して、より詳細かつ包括的な実態の把握が必要との意見があった。あわせて、諸外国の無形資産関連税制に関する実務実態や効果、国際ルールとの整合性等に係る論点等について、更に理解を深めていく必要があるとの意見もあった。

3.3.3. 討議内容

3.3.3.1. 無形資産の定義、現状に関する主な意見

論点	意見
無形資産の対象、定義等	✓ 製薬プロセスは多種多様であり、様々なステージにおいて国内外の関連者・非関連者間で無形資産の取引が頻繁に行われている。国・地域ごとに特許を取得するため、国・地域ごとに無形資産取引の対象となる得る。 ✓ 素材産業であるため、製造活動をベースとした無形資産とならざるを得ない。日本に研究開発拠点を置きつつも、国内外の技術部隊との連携が重要である。 ✓ 従来日系企業はハードウェア売り切りのビジネスモデルを展開していたが、近年周辺機器や販売後のソフトウェアも絡めたサービスを提供するというリカリングビジネスモデルへの移行が求められつつある。 ✓ 日本を中心に研究開発活動を行っているが、海外拠点へ研究開発を委託する場合もある。海外との協働の場合は、案件次第では海外に無形資産の中心が移ることもある。

論点	意見
	✓ ハードウェアの他、製造技術、コネクティッド等のソフトウェア、販売後のサービス、シェアリングも無形資産となり得ると認識している。但し、あくまで自動車が重要な資産であるため、有形・固定資産と一体として重要であると考えている。 ✓ CVC（Corporate Venture Capital）の活動として、海外の研究開発活動の動向の調査や、ベンチャーキャピタルへの投資を行っている。（SDGs 関連のものが多い印象。）
無形資産の形成および利用の状況	✓ 本邦に所在する大手の製薬会社は日本に研究開発拠点を置き海外子会社に研究開発活動を委託する形を取ることで国内で無形資産を保有するケースが多い。 ✓ 例えば治験や製造等製薬プロセスの個別のステージにおいてノウハウ等価値が生じる可能性があるため、特許のみではなく、それぞれの要素への投資・育成も重要である。また、人材ノウハウ豊富な諸外国と比較し、本邦においては人材ノウハウの蓄積も課題の一つである。 ✓ 従来型のテクノロジーに係る研究開発、すなわち革新的資産投資も重要である一方で、ソフトウェアや AI を活用したデータ解析等、情報化資産投資の比重を高めていく必要がある。 ✓ R&D 活動への投資や、R&D 活動を行う環境の整備が重要であるとする。 ✓ ガバナンスの透明化が求められる中、無形資産戦略もステークホルダーに開示されていくことが想定され、その中で技術開発をサポートする体制をどのように作るのか検討が必要である。

3.3.3.2. 無形資産に関する視座、無形資産の形成および利用の促進に資する税制に関する主な意見

論点	意見
総論	✓ 無形資産投資を増やすことを目的しているのか、無形資産由来と考えられる企業の超過利潤を増やすのかで大きく変わってくると思う。無形資産投資に着目すると、技術開発中心となるため、税制措置であれば研究開発税制や賃上げ税制等投資活動に対して重きが置かれるかと思う。無形資産から発生する超過利潤を増やすには、パテントボックスや FDII 制度に流れていくのではないかと。日本は技術開発の段階では色々な新技術を生み出しているのは確かだが、それを実装化してビジネスや利益に繋げていくところで諸外国に負けているのではないかと。そうした無形資産をいかに拡充するかを検討すべきであり、既存の税制とのバランスの確保が重要。 ✓ ブランドやアプリ等、新しい無形資産の活用となると分析の仕方によってはどう優遇したらよいかが変わってくる。BEPS 最終報告書 行動 5 の NEXUS アプローチによって全部カバーできるつもりで言われていると思うが、もう少し業種別に見たらよいのではないかと。行動計画 5 で議論したものをもう一度無形資産全体を見て広く議論する時期に来ていると思う。 ✓ 無形資産形成の場面のみではなく、無形資産の配置も考慮に入れ税制上の措置を検討する必要がある。税制の執行の場面の含め、あらゆる場面を想定し、税制の対象をどのように定義するか考慮すべきである。 ✓ 租税特別措置法の中に無形資産に関する措置法を入れるとすると、これは優遇措置であるため対象範囲を明確化する必要があるが、そうすると企業側の事務負

論点	意見
	担発生や、対象外無形資産に関するバックラッシュが考えられるため、無形資産は措置法とは親和性が低いと思う。 ✓ 外国会社配当とロイヤルティ受取の金額推移について、2009年に外国子会社からの配当金がロイヤルティ受取の金額を上回る結果となっており、これは法人税法本法の税制改正において外国子会社配当の益金不算入が導入されたことも一因となっていると推察する。従って、ロイヤルティについても本法の中で無形資産に関してテリトリアルなシステムを導入することが望ましいと考える。 ✓ パテントボックス税制についての論文を見ていると、国外から引っ張ってくるのに効果がある、ということが読み取れる。他国が導入を検討している中、日本としてどう対抗するか考える必要がある。
パテントボックス税制	✓ イギリス・フランスにおける当該税制の政策目的は IP 開発水準向上、IP 開発・研究開発活動の国内誘致とされているため、本邦の国内研究開発拠点維持の目的と合致している。フランスの例を見ると、情報関連投資についても当該税制は有用であると考ええる。但し、手続きが煩雑であるように見受けられる。 ✓ パテントボックス税制等は複雑であるため、納税者側と課税当局の判定が一致するように設計することが重要である。 ✓ 技術は事業活動の場所に定着しやすいと考えるため、その意味では日本の研究開発税制の恩典を受けた技術が、国外で収益を上げていると見ることもできる。従い、パテントボックスや FDII を導入する必要があると思う。
米国 FDII/GILTI	✓ 無形資産の本質は超過収益力、企業価値を高めるものであるため、客観的に企業価値が上がれば、株価が上がると考えると、無形資産は超過収益力全体を支援するものでなければならない。パテントボックスという限定したものでなく、FDII のような超過収益全体を支援する制度がよいのではないと思う。必ずしも FDII がいいと考えているわけではなく、検討が必要である。 ✓ パテントボックス税制と比較し、FDII の方がシンプルに見える。 ✓ 実務面では、一定の超過利益部分を要件として問うアメリカ型の FDII の方がベターかと思う。 ✓ FDII は有害税制の観点から議論が決着したわけではなく、また WTO で議論されたわけでもないため、国際的に広く受け入れられる共通ルールになるのかという点は見定める必要がある。
既存税制との兼ね合い	✓ 研究開発税制と IP レジームを比較すると、研究開発税制は上流の恩恵である一方で、IP レジームは下流の恩恵であると考ええる。R&D 税制と IP レジームの併存が理想的である。 ✓ パテントボックスは原則的に IP に係る所得を切り出す形で IP にフォーカスしているようだが、無形資産により創出される競争力というのは、個々の無形資産からというよりは、総合的に出てくると考えている。個別の無形資産を対象とした税制よりも、研究開発税制等の無形資産を創出する活動を奨励する仕組みが望ましいと考える。 ✓ R&D 税制が日本の研究開発を支える根幹かと思っており、本制度の充実化が重要と考える。無形資産の管理活動について、日本での注目度は低い。無形資産の管理活動も IP に寄与するという見方を税制の中でも議論していくべきかと思う。 ✓ 研究開発税制という形で研究開発への投資を後押ししてくれるのはありがたいが、刺激を与えるために対象範囲を更に拡充するなどの対応があるとよい。

論点	意見
	✓ 研究開発税制は、安定的な制度であることが望ましい。研究開発税制は中長期の事業拡大や数年先の日本企業の競争力の支援に有用である。 ✓ 当社の研究開発は本社が中心であるため、研究開発税制が大きな役割を担っている。 ✓ 新税制の財源確保のために既存税制の控除枠が減少しないか懸念。無形資産の形成および利用の促進に資する税制について、既存の税制との切り分けのために、国内課税と国際課税は別物であるという理屈付けを検討していくべき。 ✓ 製薬業の特性を考慮すると、多様な要素が税制の対象となることを希望する。 ✓ IT 業界では研究開発税制や DX 税制の恩恵を享受できないケースもあるため、研究開発税制の見直しも有用であると考える。 ✓ 研究開発費のみでなく、賃上げ税制等労務費に特化した税制もありがたい。研究開発税制の中で人件費に特化した控除率の拡大等の優遇措置も考えられると思う。 ✓ 日本ではオープンイノベーション税制というスタートアップ対象の税制があるが、買収に慣れていない日本企業を直接後押しする効果があるのではないかと思うので設立後の期間による制限を撤廃することも一案と考える。
実務上の影響に関する懸念点	✓ 既存の欧州型の IP レジームは、軽減税率の対象になる所得と一般所得の切り分けが実務上のハードルを上げており、また IP レジームを享受した後に税務当局から指摘を受けるリスクも残るように見受けられる。 ✓ 2023 年の BEPS 2.0 へのコンプライアンス課題が最優先となっている目下、実務面の負担を懸念している。 ✓ ピラ-2 対応が追加されるタイミングで実務上の負担が増加するのは避けたい。

4. 企業、有識者へのヒアリング調査

4.1. 実施内容

4.1.1. 実施手続

2022 年 2 月から 3 月までの期間において、オンライン形式により、日本に本社を置く多国籍企業 4 社および有識者 2 名（下記）に対してヒアリングを実施した。

【日本に本社を置く多国籍企業（業種のみ記載）】

・製造業（製薬）、製造業（日用品・消費財）、コンピュータ関連事業（2 社）

【有識者】

・浅妻 章如（立教大学 法学部 法学科 教授）
・渡辺 徹也（早稲田大学 法学学術院 法学部 教授）

主に下記 2 点に関してヒアリングを行った。

- 2021 年 12 月 20 日に OECD から公表されたピラー 2 に関するモデルルールの内容を踏まえて、今後の詳細制度設計や国内法制化に当たっての論点⁵²⁴や、既存の CFC 税制との関係整理・簡素化に関する意見について。
- 諸外国における無形資産に関する税制（英仏等のパテントボックス税制や、米国の FDII）の効果やその評価に関する意見について。

4.1.2. 質問項目

4.1.2.1. 多国籍企業に対する質問事項

質問①：

1. GloBE ルールの導入によって想定される課税上・実務上の影響や、懸念点はどのようなものが想定されるか。今後の詳細設計や、国内法制化に向けてどのような点に留意が必要と考えられるか。
2. 現行の CFC 税制（平成 29 年度改正後）に関して、実務対応上、過度に負担になっている作業や課題と感じられる点はどのようなところか。
3. 既存の CFC 税制との関係整理および簡素化
 - GloBE ルールの導入に関して、わが国企業等への過度な負担とならないよう、既存制度との関係などについて、どのような点に配慮が必要か。既存の CFC 税制について、どのように簡素化等を検討すべきと考えられるか。
 - 経済のデジタル化や海外事業形態の多様化が進む中、既存の CFC 税制について、BEPS の提案やこれまでの改正も踏まえて、GloBE ルールを導入するに当たって見直しを検討していくべき課題としてどのようなことが考えられるか。
4. そのほか、どのような点に留意が必要か。
 - 例えば、UTPR を導入するに当たっての留意点、外国子会社の管理の在り方や必要な税務体制整備、二重課税排除など。

質問②：

1. 自社における「無形資産」とは具体的にどのようなもの、位置付けか。国内における「無形資産」の形成および保持・利用の状況について。

【例】

- ・製薬：特許、化合物を作る研究・治験（開発）・製造販売等の各ステージの権利等。

⁵²⁴ 国内法制化に向けた具体的な論点整理については、今後、より詳細なコメントリーや実施枠組みに係る国際議論を踏まえて、更なる検討が必要である。

- ・ メーカー：基礎研究・商品開発・生産開発等に伴うノウハウ、製造技術等。
 - ・ IT：顧客のビッグデータ、ソフトウェア等。
2. 国内外における無形資産の投資や配置の選択に当たって、税制がどのように影響すると考えられるか。
 3. 諸外国の無形資産関連税制（英・仏のпатентボックス税制、米国の GILTI/FDII 等）は、導入国における無形資産の形成および保持・利用に対してどのような効果があり、どのように評価できるか。

4.1.2.2. 有識者に対する質問事項

質問①：

1. モデルルールにおける企業等の関心の高い以下の項目のうち、日本で制度化を検討するに当たって特に留意すべきと思われる項目は何か。
 - 導入時期
 - 現地に実体ある経済活動を有する事への配慮
 - 企業による手続コストの軽減等
 - 実効税率の計算方法
 - スプリットオーナーシップルール
 - 適格国内ミニマム課税
 - 50%所有 JV グループ
 - UTPR
 - 情報申告
 - 法人税申告
2. 日本で IIR および UTPR の導入を検討していく際に、既存の税制との関係で整理すべきと思われる項目は何か。
3. 特に、IIR（所得合算ルール）の導入を見据えて、既存の CFC 税制の位置づけをどのように考え、両制度の関係をどのように整理すべきか。また、既存の CFC 税制について、IIR の導入を見据えて、どのような観点から見直しを検討していくことが考えられるか。

質問②：

1. 米国トランプ税制改正においては、可動性の高い無形資産関連所得の米国外流出を防止するという趣旨の下、GILTI と FDII をセットで導入し、無形資産関連所得の国内外立地の中立化を実現したと理解しているが、国内における無形資産の形成および利用を促進する観点から、米国の FDII について、どのように評価できるか。
2. 同様に、英、仏等で導入されているпатентボックス税制について、どのように評価できるか。
3. Pillar 2 導入後にпатентボックス税制等の無形資産関連の税制はどのように位置づけられるか。

4.2. ヒアリング結果

4.2.1. GloBE ルールの国内法制化における論点に関する主な意見

論点	意見
導入時期	✓ システム対応をしていかなければならないが、2023 年から制度が開始されるとなるとその 1 年半後の申告に間に合わせる必要がある。インボイス制度の導入が 23 年 10 月にあることを踏まえるとやるべきことが重なってくるため、導入時期について懸念している。 ✓ 結論としてはアメリカ次第ということになる。導入時期について、米国の今の政権は不安定。GILTI と FDII はセットで考えるべきだと思っており、セットだからこそ中立的に考えられる。そういう意味でトランプ政権のときの GILTI、FDII は筋が通っていたと思う。一方で民主党は、FDII は税収を失っているといって攻撃していた。取れる方

論点	意見
	は取るが、取れない方は税収が減るからよくないというのはおかしくてどこでやっても同じ課税をするという方が筋が通っている。バイデン政権は、インフラ法案と切り離してブックインカムに課税する等税制改正を議論していたが、どこまで彼らの思う税制改正ができるかは不安定。GILTI の改正も不透明だが、米国がどうなるかということが世界に影響する。最低税率で合意できたのも、バイデンとイエレンになって話が進んだという見方もできる。米国の政治がとても不安定な状況で、中間選挙でもし共和党が躍進するとか、あるいは2年後にトランプ政権がでてきたら、これまでのOECD の努力がご破算になるかもしれない。 ✓ 適格 IIR も含めて欧州は法制化に向けて動いている。EU、英国、スイスもそうだが、このあたりが早く動いてはいるものの、結論が早く出るかはわからない。
企業による手続コスト	✓ 現状、CFC 税制に必要な情報を連結パッケージのツールを使って税務パッケージという形で集めている。GloBE ルールの導入に伴って必要な情報を連結パッケージを拡張する形で取れるのが懸念点であり、なるべく早い段階で必要な情報を知ることができなければ準備ができない。もともと財務会計上の情報を使って判定していくことであったが、モデルルールを見ると様々な調整が必要になるので、早めに明確化されれば対応しやすい。 ✓ 数字自体を海外からどのように入手するかが問題になる。弊社の連結会計では個別の会社毎ではなく主に欧州などでサブ連結数値を収集している。また、CbCR は各国全てを IFRS に統一しておらず、各国の会計基準や税法に従った数字になっている。それを組み合わせて GloBE ルールの計算に反映させていくことは複雑であり、税務チームだけで対応できるのか懸念を抱いている。なお、各国の税効果の調整については、会計面、税務面の両方を組み合わせた形での対応を想定している。 ✓ 現地国で非課税所得があると複雑になる。展開している全ての国の税制を把握していないと処理が進まない点があるとすると負担が非常に大きい。また、全ての国の税務申告書、法定財務諸表を揃えようとすると、英語圏は大丈夫だが、他言語のものをそろえられたとしてもどう処理したらよいのかが非常に難しい。 ✓ 各海外グループ会社の所在国の税制を詳しく知っている者はいないため、一定のフォーマットに従って入力してもらった結果を深く理解することはできない。親会社側で対応する人的リソースが不足している。 ✓ 検討を始めているが、コメントリーを待っており、詳細な検討はできていない。CbCR は現地の会計基準・財務諸表ベースで集めているが、GloBE ルールは連結会計ベースなので、今のままだと似たような情報を違う形で取ることになるため統一を考えている。コンプライアンス対応が多くなっているので、どれだけ簡単に数字を取ってこられるか検討が必要。会計システムを統一して経理面から統制することを考えているが、親会社で利用しているシステムを海外子会社全てに導入することはできておらず、今後はどこまで同じ会計システムで統一して数字を把握できるようにするかが長期的な課題として重要と認識している。 ✓ 新しく子会社から追加の情報を入手することになり、会計の数字ベースになるので、連結決算上で集めている数字をベースにしたいが、サブ連結や重要性の観点で非連結になっている会社のように連結決算上数字を集めていないものについては税務目的で直接数字を取りに行く必要がある。その会社で経理体制が整っていないケースも多いので、複雑なルールをどこまで現地で理解して正確に情報を取れるか懸念を抱いている。

論点	意見
	✓ 他国で取られるくらいなら自国で取るのは当たり前なので、税収の確保という観点でそれぞれ自分の国の法律作るが、そのままやると二重課税が起こる。二重課税が起こらないための制度を作るとして、コンプライアンスコストがどの程度かかるのか問題。あるいは、二重課税が起こった場合の解決のためのコストがどの程度かかるのかも同じ。ルールを作る側とルールを適用される側の考えは最後は一致しない。日本の企業を前提に考えるのであればコストは非常に大事なことだと思う。 ✓ 企業にとって世界で納める全ての税額がそんなに増えなかったとしてもコンプライアンス負担が増えれば結局苦勞することになる。租税回避をしていない日本の企業は、真面目にルールに従うなら税金が取られないからよいということで片付けられることなのか。CFC 税制は平成 29 年度に変えたばかりで、企業は当該改正に合わせる努力をしてきている。ようやく対応が進んだところで、名前は異なるものの似た制度が導入され、このままいくとそれぞれに対して執行コストがかかるということになる。 ✓ 平成 29 年度で CFC 税制を改正しているのに、これから GloBE ルールを導入すれば執行が厳しくなるかもしれない。立法化する上でそういう視点は必要だと思う。国際的なルールを作る上で、米国は自国の主張をしっかりと国なので、日本も自国で執行できないルールを作るようなことはないと思うが、多大なコンプライアンス負担を企業が果たせなければ最終的にチェックする国税庁も困ることになる。コンプライアンス負担があまりに重いと結局両方が困るので、国内法作るときはその視点が重要。会計に寄り添う考えも国内の法人税法の考え方からは違和感がある。しかしその部分を犠牲にしても執行が追いつかなければ結局は無駄になるので、その意味からは会計ルールに乗るのはむしろよいと考えることもできるのではないかな。
実効税率・GloBE 所得の計算方法	✓ 税率計算について、税効果などの非常に多くの調整項目があるため、それらをどこまで簡素化できるのかは気になっている。 ✓ 日本で（CFC 税制に基づき）合算課税を受けているが、その合算課税が国別の ETR にどこまで配慮されるかについて懸念を抱いている。 ✓ 10 億円未満の売上の会社は除外するといったルールがあれば、企業にとっては実務上効率的になる。 ✓ 決算での税金費用の計算を懸念している。今でもタイトな営業日で締めており、確定申告時に専門家のレビューを受けることで調整不足が判明し、決算の修正をするかどうかで議論になることがある。 ✓ 税効果の調整が難しいという印象。これまで Current tax の情報だけ集めていたところ、税効果の考慮が必要になる。Current tax の担当者は税効果に必ずしも明るいとは限らないので、税効果の調整を加えて現地の担当者に説明して情報集めるためには新たに勉強やコミュニケーションが必要になる点で負担が増える。 ✓ 実効税率の計算方法についても会計のルールを適用すると最初は書いてあり、その理由はコストが削減できるからということで議論されてきた。各国の法人税のルールを適用すると国によって違いすぎるという説明もあった。会計基準が収斂し、今使っているものが使えるのであればコストを削減できる。ただし、税効果方式をそのまま使えるわけではなく修正が必要ということになればコストがかかる。
その他	✓ （GloBE ルールの導入について、）海外の競合他社含めて、税務コスト的にフェアな状態に近づくための制度趣旨と理解しているので当社にとってはいいことだと考えている。社内のリソースや社外に支払うコストがかかるのは確かなのでそういう負担はあるが基本的には当社にとってウェルカム。全世界で同じようなルールが同じ時期に

論点	意見
	導入されるということだが、当社が実際にどういう手当をするかは日本の国内法で決まる。国内の法制化に向けては海外のやり方と日本でのやり方が同じやり方・計算結果になるということを目指していただきたい。全世界、国外のコンパティタと同じ状況が生まれることを望んでいる。全世界で国外の競合他社と同じ状況が生まれることを望んでいる。 ✓ CbCR で仮試算したところ、実効税率が 15%を下回る国がある。 ✓ 会計上の引当について、制度実施前に指針がでると思うが、一年程度前には試算して引当計上する可能性があるため、簡便的に計算する方法が実務上必要。 ✓ 超過利潤に課税している限り、現地の国が課税していなければ、他の国が課税しても困らず、投資行動は歪まないはず。しかし、それをあてにして積極的に課税していくと日本の高い税率のもとで本社がどんどん他国に逃げていくことになるのではないか。 ✓ ピラー 2 は原則として国内法でやるということなので、それぞれの国の政治・議会の状況が反映される。その典型例が米国。GILTI、BEAT があり OECD 合意と共存することが認められている。米国が国内法でどう決めるかに世界が引っ張られる。結局国内法の世界で動いていくのがピラー 2 という前提で議論が必要。 ✓ 途上国を巻き込んでピラー 1、ピラー 2 を動かしていった経緯をみると、執行できない国・地域にルールを強制することはできない。交渉から手を引かれては困るので、手を変え品を変え議論を進めた。インプリメンテーションの段階に入って歪みが出てこないかが心配。UTPR のところを含めて、二重課税がどこかで起こることがないようにしないといけない。起こるなら可能な限り速やかに排除されて救済される仕組みを置かないといけない。スプリットオーナーシップルールも二重課税が起こらないように作っていると思うが本当に起こらないのかは懸念がある。

4.2.2. 既存の CFC 税制との関係・簡素化に関する主な意見

論点	意見
CFC 税制の位置付け・GloBE ルールとの関係	✓ ピラー 2 導入に伴い CFC 税制がなくなるのがベストであるが、セカンドベストはピラー 2 の 15%に対して CFC を同じ計算で 20%にするのがよい。さらにその次としては、CFC 税制のクリアでないところ（例えば実体基準、管理支配基準の判断には総合的な勘案が求められる）を取り除き、ピラー 2 とアプローチは違うが、計算だけで追加税額が決まってくるという制度にできると非常にありがたい。ピラー 2 も CFC 税制も基本的には租税回避をやめさせるという目的のために、租税回避目的の海外の会社の所得を親会社の所得に合算するという手段を採用しているが、ピラー 2 と CFC 税制が同時に並行に走ると、目的も手段も同じ税制なのに異なるアプローチの対応を会社は求められることとなる。しかも CFC 税制はクリアでないところがある。おそらくピラー 2 の計算結果を CFC 税制で調整をいれるということになると思うが、同じ目的の二つの税制に対し別々のアプローチが求められ、更に一つには曖昧なものがあり、最後に二つの税制の調整を取るのには日本の事業者にとって負担が大きい。米国では GILTI 税制がピラー 2 と併存する可能性があるが、GILTI 税制には総合的な勘案といった要素がなく、計算だけでクリアな結果が得られるような制度になっており、その対応への負担は、日本の CFC 税制と比べると大きく違うと思われる。

論点	意見
	✓ CFC 税制の租税回避対策という位置づけを変えていくべきと考える。IIR のように数値的・機械的に合算していく制度と、CFC 税制のように租税回避的なものを捕まえていく制度は理念が違う。どちらがよい税制かは意見が対立するが、機械的な制度を志向すべきと考える。IIR のように、例えば有形資産を世界的に共通の尺度で測って、これだけの設備があるからここまではセーフハーバーにする、ここから先は課税するというように、ある種、機械的な方法でやっていった方がよいのではないかと思う。CFC 税制を少しずつ機械的な方法に寄せていった方が、IIR を租税回避的な方法に寄せるより制度としての安定性が高まる。機械的に運用できる制度への収斂を図っていくのが望ましい。連結売上高の閾値に満たない小さな企業は IIR で捕捉されないため、CFC 税制を無くすわけにはいかないが、同じ方向を目指していると思うので、現在までの CFC 税制のやり方を捨てていく方が見込みが高いと思う。 ✓ CFC 税制はエンティティアプローチだったのが、現在ではインカムアプローチも導入されてきている。企業全体としてはアクティブと判定できるかもしれないが、パッシブな所得までスルーしてはだめだと裁判で判断された事例もあるが、そもそもパッシブ・アクティブの区別はやらない方がよいのではないか。有形の生産要素×何%というやり方は BEPS 行動 3 で採用されなかったが、そちらの方がよいと思う。 ✓ コンプライアンス負担から考えたら（CFC 税制とピラー 2 とを）一緒にしてほしいというのは当然の要望であるが、筋論から言うと違う制度で範囲も違っており、CFC 税制は規模に関係なく適用されるため、違う運用、違う報告をするということになる。しかし、CFC 税制は目的があるので、目的以外に CFC 税制を使うのは避けなければならない。そもそもの CFC 税制の目的に沿った形で運用していくことは考えられる。もう一度見直して、CFC 税制はこういう租税回避を否認するためにあるからということでそれ以外には CFC 税制を適用しないとか、適用除外について、企業が適切に対応していれば税金をかけないといった方法で、CFC 税制自体のありかたを見直す機会に使うことはできるかもしれない。 ✓ 「最低税率課税の適用対象は、7 億 5,000 万ユーロ以上の連結売上高を持つ企業グループが検討されているが、CFC 税制にこのような閾値はない。そのため、最低税率課税は当該閾値を満たさない企業には適用されない可能性がある一方、CFC 税制は適用されるという差異を踏まえて検討する必要がある」という意見は GloBE ルールの適用がある企業だけということになるが、GloBE ルールの適用がある企業への CFC 税制の適用の仕方・目的と、GloBE ルールが適用されない企業に対する CFC 税制が二本立てで存在することはありえず、そこは国内法でどうするかということに尽きる。これを契機に CFC 税制は厳しいから見直すと言えるのか、厳密に実施してどれだけ税収があがるのか、コストベネフィットの関係で小さい企業にどこまで負担を強いるのか。二つの CFC 税制を作るとなると困るので、そういう議論の方向性になるのではないだろうか。
CFC 税制の現状の課題	✓ 30%の判定は負担になっている。米国に子会社が多く、それを一つずつ見ていくのがかなり負担になっているが、判定はするものの合算税額は生じていない。 ✓ ペーパーカンパニーでいうと、（租税負担割合が）20%から 30%の間の子会社の数が多く、その情報を集めるために子会社の担当者に説明するなどコミュニケーションの作業が増える。買収案件も多く、新しい会社が多いので、初年度はかなりの負担になる。また、離職率が高く担当者がよく変わるため、2 年目以降も正しく運用されているか継続的に注意が必要となる。

論点	意見
	✓ 米国で問題になる点として、現地の連結決算・連結納税では単体が重要視されておらず、日本の CFC 税制のために単体の情報を精緻に作ってもらう必要がある。 ✓ 別表が複雑なことである。各社の租税負担割合を計算し、別表に落とし込む必要があるが、システム対応していないため、集計自体に時間が掛かっている。 ✓ 買収した会社に IP が残っているためロイヤルティ収入が生じるが、人がいないため合算課税となる。このようなペーパーカンパニーに関しては、情報収集や外国税額控除のための納税額把握にも時間を要する。 ✓ また、コロナの状況下で取締役会がリモートになったりするため、CFC 税制の経済活動基準のうちの管理支配基準に抵触する恐れがある。総合勘案とはいえ、現地で会議が開催できない状況もある。 ✓ 一番の課題は租税回避かどうか、子会社に実体があるかないかの判断がクリアでないところ。これらの判断は総合的に勘案するところがあり、フローチャートでたどっても明確に結論にたどり着けるものではないため負担に感じる。ある国に進出するときはブループリントだけ描いて進出していくので、当初描いていた姿とは違う姿になっていく。考える姿が変わるたびに CFC 税制検討の話になり、進出の足かせとなったり、リスクをかかえたまま進出することになる。米国 GILTI 税制は税額の計算だけで割り切れる一方で CFC 税制は租税回避かどうか、実体があるかどうかの判断が曖昧で税務当局と見解が分かれやすく、新しいところに進出するときは非常に負担になる。海外に親会社のある同業他社はスピーディに進出している印象で羨ましいと思う。 ✓ 多くの国では日本と同様に会社の解散から清算までに一定期間を要することがあり、海外子会社の清算の際、解散決議をした後は従業員もおらずオフィスもない状態となる。清算完了時に債務免除益が発生する場合、非課税所得に該当して合算課税対象となる可能性がある。解散までは実体のあった会社が最後に清算する際に債務免除益が合算されてしまうとやるとやせないと感じる。 ✓ ソフトウェア事業の本質は、知的財産を開発し、それを他社に提供して対価を得ることであるが、「知的財産権の提供」は事業基準に抵触する事業となっており、ソフトウェア事業そのものが否定されているような印象を受ける。日本では当社が必要とするソフトウェアのエンジニアの数が圧倒的に不足しているため、当社は主に海外でエンジニアを確保しソフトウェアの開発を行っているが、仮に無形資産の権利をそれを開発したエンジニアがいる国に置くと、その国が低税率国であった場合には事業基準に抵触する可能性がある。低税率国やソフトウェアの開発費用に関する優遇税制措置がある国には、優秀なエンジニアが数多くいることが多く、租税回避目的ではなく、優秀なエンジニアを求めてそのような国に開発拠点を置くと、日本の CFC 税制の適用を受けてしまう可能性があることは、他国の同業他社との競争においてディスアドバンテージとなる。またエンジニアはいるが無形資産を置いていない状況を作るとその国において税務リスクとなり得る。一方で、受動的所得の判定時は自ら開発した無形資産や相当な対価を払って取得した無形資産に係るロイヤルティは受動的所得にあたらないとされる。事業基準判定でも同様の概念があると難しい。
CFC 税制の簡素化案	(対象会社) ✓ CFC 税制と IIR で対象会社が異なっており、その判断に迷う。GloBE ルールが入ることで CFC 税制の租税負担割合の 20% が下がっていくのかどうかは気になっている。対象となる会社がもう少し減ると実務的には簡素化に向かうと考える。

論点	意見
	(対象所得) ✓ CFC 税制で経済活動基準をクリアしても受動的所得は課税されてしまうが、例えば供給価格とロイヤルティを組み合わせたビジネスを展開していく際、経済活動基準を満たしているにもかかわらずロイヤルティだけ日本で課税される点は納得感を得られない。 ✓ 大部分の子会社が事業を行っているので最終的に合算対象になる会社は少ない。部分合算で細かく数字を確認するよりは、会社単位の合算課税にならないのでこれ以上は確認しないであるとか、現状は赤字の海外子会社が多いので、全部合算だけど合算対象の所得が無いのでこれ以上は確認が不要といった形で割り切れる方が負担は少ないように思う。 (その他) ✓ 中国ではハイテク企業や小規模企業に対する減税により租税負担割合が 15% 切れることもある。中国では優遇税制が出されて翌月には施行されると聞けるが、急に手当ができないのが現状である。 ✓ 平成 29 年の改正で負担が増えているが、連結パッケージで海外子会社約 100 社から情報を集める仕組みを作って、現地側も最低限必要な情報で対応しているので負担は少ない。日本側も集めた情報を一括でダウンロードして申告書に繋がるように整備しているので大きな負担はない。 ✓ 当社グループにはペーパーカンパニーは少なく、厳密に各社から登記簿、従業員リスト、組織図等のエビデンスを取ることは行っており、質問票の形で定性的に情報を集めており、CFC 税制はそこまで大きな負担にはなっていない。

4.2.3. 諸外国における無形資産に関する税制の効果やその評価について

4.2.3.1. 無形資産の定義、現状に関する主な意見

論点	意見
無形資産の対象、定義等	✓ ソフトウェアのソースコードが最大で最重要な無形資産で、次に会社のトレードマークや製品の商標、最後に既存顧客であると考えている。戦略的マーケティング利用のための顧客ビッグデータという無形資産も今後発生してくることを見込んでいる。ソフトウェア販売方法について、年間使用料として一定額を回収し、顧客に製品群から好きなときに好きなものを同額分使用するという販売方法が今後主流になってきており、顧客情報についても、当社製品でいつ何を使っているかのデータが収集されると次の製品開発に繋がることから、重要な無形資産である。 ✓ 弊社は製薬業であるため、物質特許や化合物を作る研究開発活動、製造販売の権利等が主要な無形資産である。なお、上市におけるマーケティング活動、製造プロセス、製造技術・ノウハウも価値ある無形資産と考える。 ✓ 当社は消費財も取り扱っていることから、ブランド等のマーケティング資産も無形資産もあると認識。商品のよさ、品質のよさ、機能のよさ等の製造技術も無形資産であり、製造技術の方が占める部分が大きいという感覚。 ✓ ビジネスモデルが重要な無形資産である。今後はモバイルのプラットフォームビジネスが成長していく可能性がある。
無形資産の形成および保持・利用の状況	✓ 当社の事業内容として IT 環境の変化に対応することが重要であり、IT 環境の変化は北米、英国、英国以外の欧州、その他の英語圏先進国という順で発生し、日本はその後であるため、北米のエンジニア、マーケティングが一番変化に敏感で変

論点	意見
	化を実感でき、一番最初に新しい環境でのソリューションのアイデアを出すための環境が揃っているため、製品の企画・設計にかかわる人員は北米に配置されている。買収先の無形資産については、以前は日本に移管していたが、2010 年以降は日本に移管した買収無形資産は無く、その多くは買収した国にそのまま配置している。 ✓ 無形資産をどの国に置くのかについてはいろいろなファクターがあるが、当社では誰が無形資産を利用しているのかが最も重要なファクターと考えている。全世界共通の製品を開発するときに全ての国の要望に応えるのでは現実的でなく、特定の国の要望を受け入れることになるが、その場合には売上の大きい国の要望を受けることが多くなる。そのため、製品開発のリスクはその売上の大きい国が請け負うこととなり、当社の場合 EMEA（Europe, the Middle East, Africa）地域ではアイルランドが一番大きな売上を上げているため、アイルランドに EMEA 地域の無形資産の形成に関するリスクを負わせている。アイルランドは日本では典型的な租税回避地と見られがちだが、その有利な税制のおかげでソフトウェア企業に限らず多くの多国籍企業がアイルランドに欧州地域における中核的な事業拠点を置いており、アイルランドには効率的に欧州地域に事業展開するためのナレッジ、経験をもったリソースが営業、マーケティング、サポート、開発、バックオフィス等全般的なファンクションにおいて集まっている。例えば、ポーランドに販売するといったときにも、英語以外にポーランド語が話せる人材が営業やサポートで必要になるが、アイルランドではそのような人材が容易に確保できるため、ヨーロッパ展開が有利になる。 ✓ 基本的に研究開発活動は日本の主導および費用で行っており、研究・開発・製造の無形資産は日本側にある。治験フェーズ等で海外にて買収した会社の無形資産を子会社がそのまま保持するケースもあり、その場合は日本へライセンス供与をしてもらう。なお、他社から導入・導出する開発権がある。 ✓ 日本国内においては、基礎研究、商品開発研究、生産技術に係る部分の開発、そこに係る特許、商標権、意匠権を取り扱っている。無形資産の形成は全て日本で行っており、保持も日本で行っている。マーケティングについては、日本本社でブランド訴求方法を定義し、海外の販売会社で販売するというモデルである。現地での販売活動はルーティンなマーケティング活動であると整理しており、グローバルのブランド管理は日本で行っているため、海外子会社からロイヤルティを徴収している。その他海外子会社からブランド使用料と製造技術を含めたロイヤルティを回収しているケースもある。一部海外にて買収した会社の無形資産等について、海外子会社で無形資産を保有しているケースもあり、その場合は日本に無形資産の所有権を移すといったようなアレンジは特にしていない。過去には日本本社への移管を検討したこともあるが、事業計画の観点から専門性を持って海外子会社が無形資産を保有し、現地で事業活動を行う方が良いという結論に至った。新規買収があった際に無形資産を買い取るか、研究開発やマーケティング機能を経過的に移管するといったことは検討している。 ✓ ソフトウェアの無形資産は外部から買収してきており、買収したソフトウェアは日本へは移転せず買収した海外の会社が引き続き保持する。ブランドについて、日本で無形資産を形成し、海外で使用する際にブランド料を徴収している。

4.2.3.2. 無形資産に関する視座、無形資産の形成および利用の促進に資する税制に関する主な意見

論点	意見
総論	✓ 当社は無形資産の形成および配置について税務上有利な地域を選択するという判断はしない。税務リスクが発生するようであれば回避するという方針である。税務について、リスクは避ける一方でアドバンテージを取れる国を探すということはしていないが、ソフトウェアの研究開発で優遇税制を持っている国があるとすると、その国には当社のような会社が事業を起こしたり切磋琢磨して競争力を上げたりといった事象が起こりやすく、そのような会社を当社が買収することで結果的にその国に当社の無形資産が配置されるという可能性はある。また、優遇税制を目的に同業が開発拠点を大きくしエンジニアの数も増えると、そのような国で優秀なエンジニアを一定数採用できる可能性も高くなる。買収以外でもそのような国に研究開発のセンターを置いて優秀なエンジニアを採用するということもありえるので、間接的には当社にとっても影響があると思われる。税制との因果関係は全く定かではないが、当社のようなソフトウェア企業（法人のITインフラの一部となるようなパッケージソフトウェアを全世界で販売しているような企業）は日本には他に見当たらず、また小さい同業会社がどんどん出てくることもないので、当社が必要なソフトウェアエンジニアは日本では増えない状況になっており、開発行為のほとんどは海外で行っている状態になっている。当社は各国の税率を気にしていないが、もし仮に今後当社を買収する会社が出てきた場合、税率を気にするとすれば、税率の高い日本に無形資産を持たせないのではないかと考えることもある。 ✓ 税制上の負担・メリットのみで無形資産の配置を検討することはない。あくまで税制は一つの要素で、ビジネスのオペレーションに基づいて無形資産の配置を検討する。なお、海外子会社は赤字が出ており税務メリットが活用できていない状況である。 ✓ 税制がトリガーとなって無形資産の配置を変えることはない。重要なのは研究領域に対する適切な人材が得られるかどうかで、研究成果がその地域で歴史的に蓄積されている環境であるとなおよく、また、できるだけマーケットと近いことが理想であり、そういった観点で無形資産のロケーションを考えている。優遇税制によってはその内容と税制の継続有無等にもよるが、基本的に税制を理由に無形資産を移動する可能性は低いと思う。税制があるからといって投資を増やしていくかという発想はない。 ✓ IP やソフトウェアを目的に会社を買収したとして、買収後に優遇税制のあるところにIPを移すというのは、口で言うのは簡単だが実際には相当困難との認識である。そういった対応が可能な会社はR&Dの人材をインド等の人件費が安い国にアウトソースしている印象である。IPだけ移管しても、プロダクトソフトのリーダーがIPの移管先にいないとその後の請求管理や契約管理のオペレーションができない。人材が揃っていない拠点にIPだけもたせても、表面上インカムは発生するがその後の維持管理が困難になる。 ✓ データの裏付けはないが、日本の無形資産投資が少ないのは税制よりも日本の雇用の問題だと思う。日本の雇用環境が従業員の無形資産開発にインセンティブを与えるやり方に向いていないのではないかと、という感触を持っている。日本の雇用環境はまずいところもあるが、一点とても良いところは若者の失業率が低いこと。大卒一括採用が批判されているが、失業率を下げていて、若者の治安を改善させていることは間違いない。雇用環境の問題だとは思いますが、そこを変えた方が良いかどうかは答えを出しかねている。

論点	意見
	✓ イギリスは OECD が BEPS の議論を行っている中、パテントボックス税制を自国の制度に取り込んだ。OECD は世界で一致団結して租税回避防止を目指していた一方で、実情としては各国の DST やインドの平衡税の様に、一致団結しない国があった。一方で日本は OECD の方針に一定程度忠実で、パテントボックス税制導入にも否定的かつ実施しないというスタンスであったように思う。 ✓ 無形資産投資促進のための税制については、日本として無形資産投資に関してどのようなポリシーを持つかによると考える。現状無形資産より有形資産投資が盛んである中、無形資産投資を増やすのか、どのようなポリシーを持つかとの兼ね合いかと思う。 ✓ 法律を制定すれば適用しなければならないが企業にとっては最終的に税務申告をして課税処分を受けるのか、処分について二重課税を排除する制度はあるのか、訴訟で勝てるのか、という点が大事になるので、条文を策定する際にそこまで考慮されるべきである。
パテントボックス税制	✓ 現状諸外国におけるパテントボックス制度の活用については、日本の CFC 税制関連での租税負担割合を考慮し、子会社側で勝手に判断しないよう指示している。 ✓ 優遇税制だけを以て無形資産を移転させることはないが、既にその国にある無形資産については国外流出を食い止める効果はあると思う。 ✓ パテントボックスを導入していない国でも、知的財産投資について投資時に全額控除を認める等の経済的効果のある優遇を与える税制を採用していると理解している。実効税率をみると無形資産投資はゼロまたはマイナスが多いと思う。その上でパテントボックスを導入することで、実効税率をマイナスに食い込ませて自国に呼び込むということだが、どのように評価できるかというそれは悪しき租税競争と考える。今までは所得の源泉を議論するときに生産活動したところに所得源泉があるという考えが主流で、顧客がいるところに所得源泉があるとする考えは傍流だった。それは理屈や演繹的に決まることではなく、国家間で生産重視か需要重視かで決める話だと理解している。源泉地国として課税権を保守するのかということと真逆のカードを切ることにしてもやりたければやればよい。それに対しておたくが課税しないならうちが課税するというのも許されてしかるべき、という結論となると考える。 ✓ インカムに対して軽減税率を使えるのでよいが、現地で R&D を行っている部分だけが軽減税率を受けられるなど、エンジニアが世界に散らばっている中でどこまで優遇を受けられるか不透明な点がある。 ✓ 今後の本邦におけるパテントボックス税制の導入については、税制がない状態で考えた際に日本には無形資産を生み出す力があるのか、税制を導入したところで効果があるのか懸念している。
米国 FDII/GILTI	✓ トランプ政権の GILTI と FDII はセットであるからこそ中立的に考えることが出来、当時民主党は否定的であったが、無形資産の開発や保有をどこで実施しても同様に課税するという点ではある程度筋の通った税制であったと思う。今後バイデン政権により GILTI と FDII は改正される可能性があるが、税制改正の可否や時期は不透明では。 ✓ 端的にアメリカで無形資産を作るための投資にディスインセンティブが生じる税制と理解している。中立というよりはアメリカにとって望ましくない税制だと思っているが、それをやるくらい課税当局はアメリカから無形資産開発に関する労働者や投資が逃げていくことはないという自信を持っているのだと理解している。トランプ税制が目

論点	意見
	指したのは、アメリカで無形資産開発したという所与の前提で、それをどこで稼ぐか、どこに法人に所得を帰属するのかという仕組みを考えるとときに中立を図ったと理解している。税コスト低減のために低税率国で利用したとみせかけることを防ぐ、と理解している。結局はアメリカで開発したかどうかがかぎになるので、アメリカ企業が本気で技術者を外国に移住させてそこで研究開発活動させると課税できないということにはなるが、実際やろうとしても不可能。そういう意味で中立的ではなく、アメリカから研究者が国外へ流出する恐れがあるという点で、研究開発活動に対するディスインセンティブは生じうる仕組みと理解している。
既存税制との兼ね合い	✓ 優遇税制目的で無形資産を置く国を決めることはないが、優遇税制の影響で、魅力的な無形資産やエンジニアが増える国が出てきた場合、当社もその国に進出したりその国の企業を買収したりする可能性があり、結果的に当社にとっても影響が出る可能性はある。 ✓ 当社は研究開発活動をほぼ日本で行っているため、日本側の税制メリットが期待される。研究開発活動の出口の段階でのインセンティブを手当ていただければ無形資産投資の活性化につながる一方で、入口の研究開発税制が縮減されては本末転倒かと思う。 ✓ ピラー2 導入後にパテントボックス税制等の結果指向ではない incentive 付与指向の無形資産関連の税制も許容されてしかるべき、と考えている。できた結果に対しては積極的に課税すべきだと考えており、翻って損失がでたら損失控除もしっかり認める、ということもセットと考える。結果がでたら課税して、損失は控除する。しかし実際には損失がでても合併したら引き継げないといった問題がでてくる。パテントボックスはそこを課税しないという方向を目指しているが、私がネガティブなのは、結果に対して課税するのが本来の税制のやりかた。日本に問題があるとなるとマイナスをうまく使えないことだと思っている。FDII/GILTI について、アメリカだから採用できた税制であり日本で採用したら中国や台湾に研究者が流出するのではないかという懸念がある。 ✓ 当社の場合、今はテクノロジーに巨額の投資をし、研究開発を行っている。巨額の投資をしていることから当面利益を見越せず、法人税の納税がないので R&D の税額控除は受けることができない。サポートいただけるなら、控除できなかった部分を国から還付されるリファンダブルクレジットのモデルを導入していただけると助かる。

お問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

Tel 03-6213-3800（代）
email tax.cs@tohatsu.co.jp
会社概要 www.deloitte.com/jp/tax
税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ 法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等 を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称 して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した 別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作 為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへの サービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法 人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クア ラ Lumpur、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、 Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を 高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある 成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）を ご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成する メンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務ま たは事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表 明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバー ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本 資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバー ファームおよびそれらの関係法 人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



(別紙 1)

第 1 回勉強会講演資料

日本の対外直接投資：近年の動向と今後の課題

慶應義塾大学・経済産業研究所（RIETI）

清田耕造

2021 年 12 月 23 日

① はじめに

② 現状

③ 対外直接投資からみた日本経済の今後の課題

④ 参考文献

⑤ 補論

直接投資をする側のメリット

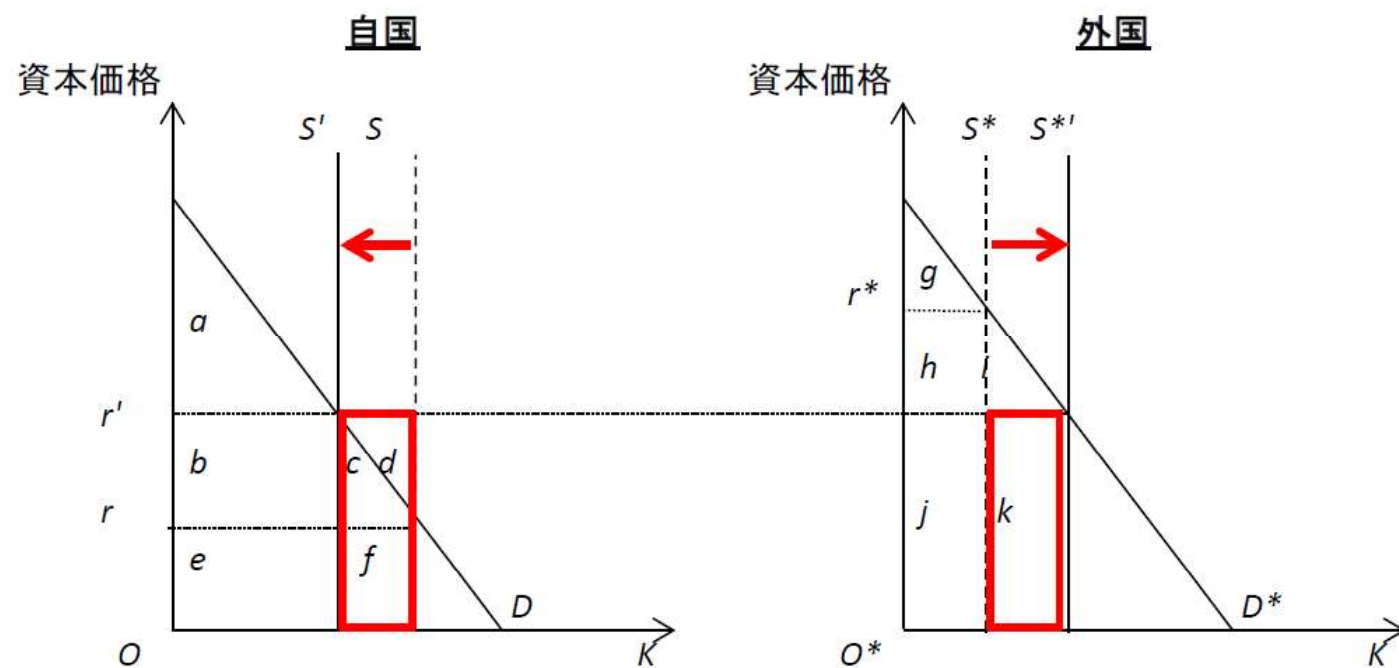
- 直接投資には次の二つのメリットがあると考えられている
 - ① GDP（国内総生産）の増加
 - ② 経済厚生の上昇

直接投資をする側のメリット

- 直接投資により，GDP の増加が期待される
 - メカニズム：新しいノウハウや技術の取得を通じた生産性の向上，収益の拡大（ただし，国内に還流する必要がある）
 - Kimura and Kiyota (2006): 日本企業の直接投資と生産性の関係を企業レベルで分析し，直接投資を行った後に生産性が向上する傾向を確認

- 直接投資により，経済厚生の上昇が期待される
- シンプルな経済モデルにもとづけば，日本企業の直接投資が進むとしても，海外で得た利益が日本に還流すれば，投資先国だけでなく日本の経済厚生にもプラスという帰結が得られる

図 直接投資の効果



参考：石川・棕・菊地（2013）.

⇒ 直接投資を通じて得た利益の国内への還流が重要な意味を持つことになる

本日の内容

① 現状

- 日本企業の対外（海外）直接投資の動向
- 投資収益と国内還流の動向

② 対外直接投資からみた日本経済の今後の課題

はじめに
○○○○○

現状
●○○○○○○○○○○○

対外直接投資からみた日本経済の今後の課題
○○○○○○○○○○○

参考文献
○○○

補論
○○○○

① はじめに

② 現状

③ 対外直接投資からみた日本経済の今後の課題

④ 参考文献

⑤ 補論

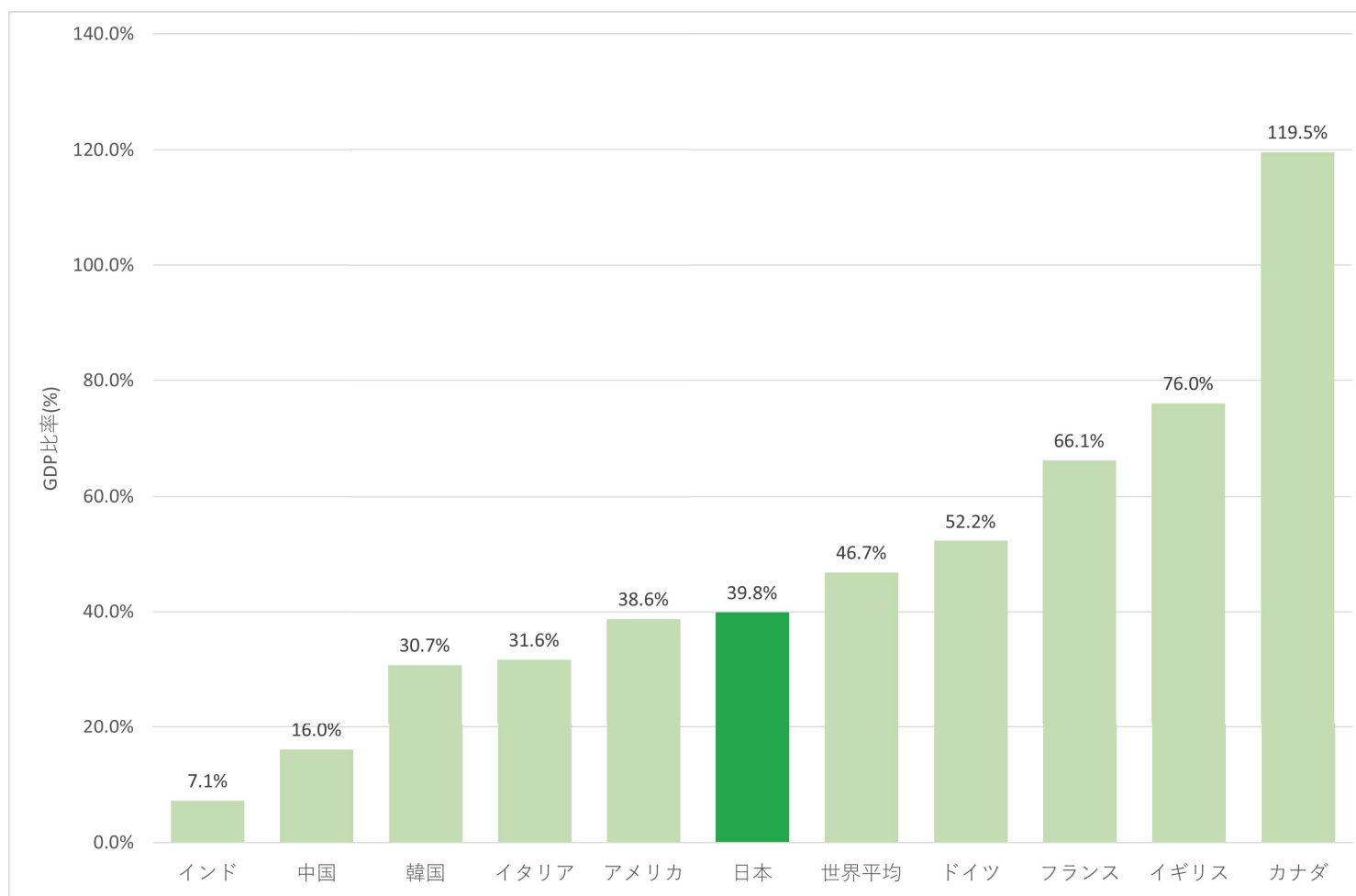
対外直接投資の現状#1 対外直接投資残高の推移



出所: 財務省 (2021) 『本邦対外資産負債残高』, 内閣府 (2021) 『国民経済計算』

- 日本の対外直接投資は継続して拡大している

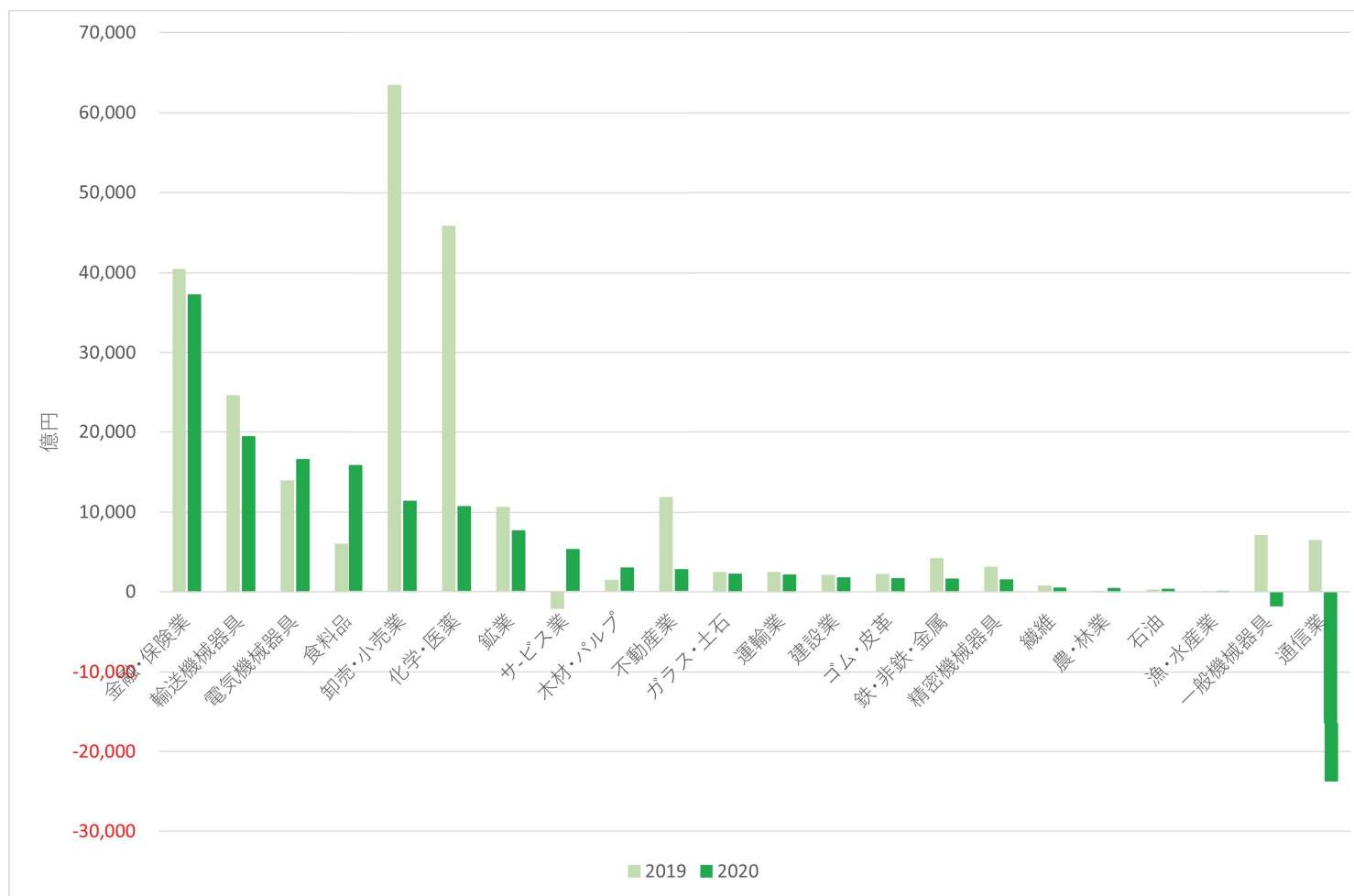
対外直接投資の現状#2 対外直接投資残高・GDP 比率の国際比較



出所: UNCTAD (2021) UNCTAD Stat

● 経済規模を考慮すると、アメリカと同程度

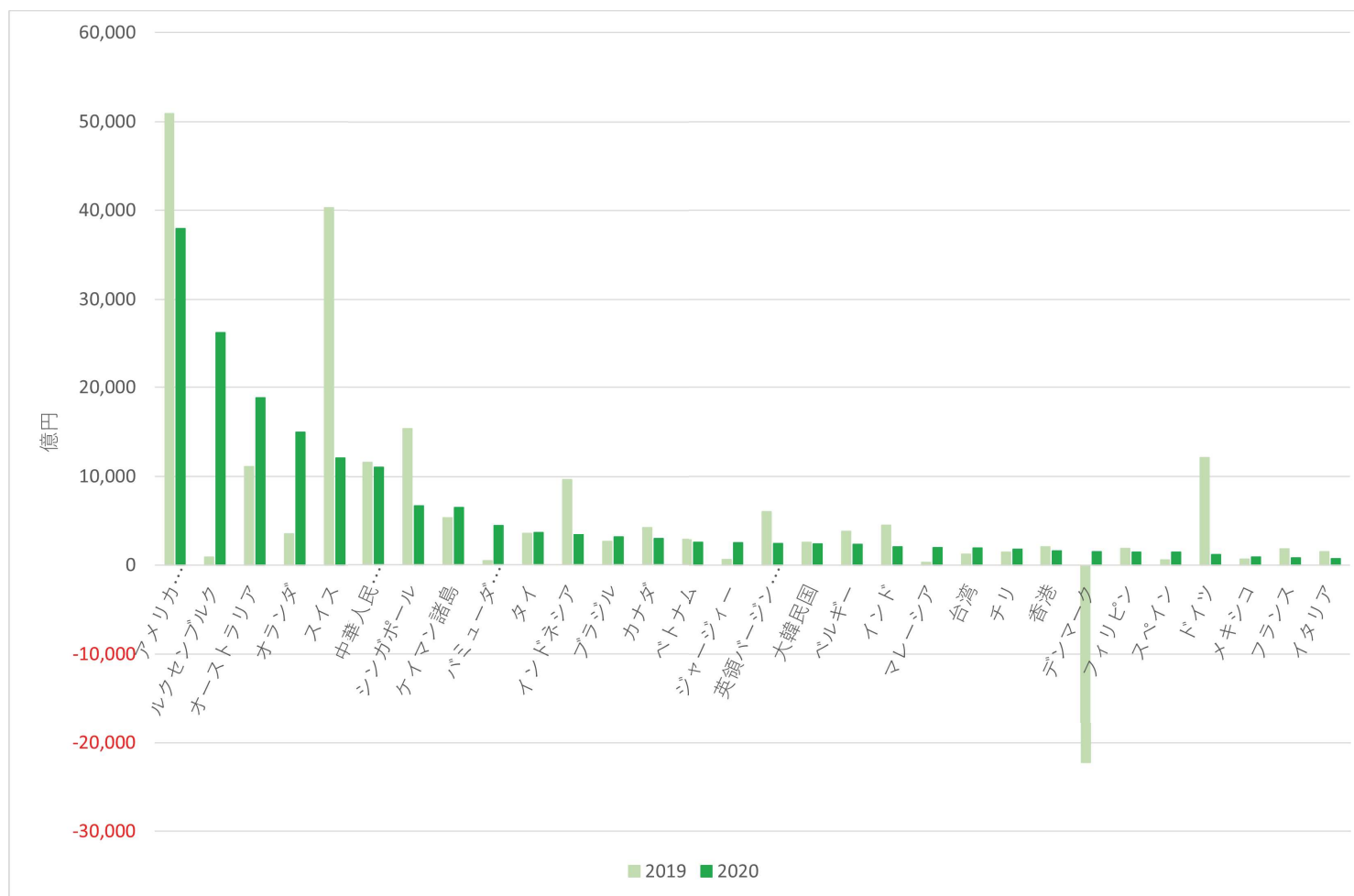
対外直接投資の現状#3 対外直接投資，業種別フロー



出所: 財務省 (2021)「対外・対内直接投資の推移」

- 対外直接投資は金融・保険，輸送用機械器具，電気機械器具，食料品，卸・小売，化学・医薬・鉱業といった産業が中心

対外直接投資の現状#4 対外直接投資，国別フロー



出所: 財務省 (2021)「対外・対内直接投資の推移」

- 主な投資先国はアメリカ，ヨーロッパ（の低税率国），オーストラリア，中国

対外直接投資の現状#5 対外直接投資，M&A の割合



注：M&A の割合はネットの M&A 投資額/(ネットの M&A 投資額+グリーンフィールド投資額)

出所：UNCTAD (2021) World Investment Report, Annex Tables

- 日本の M&A の割合は 2000 年代初頭は小さかったが近年は世界・先進国と同水準

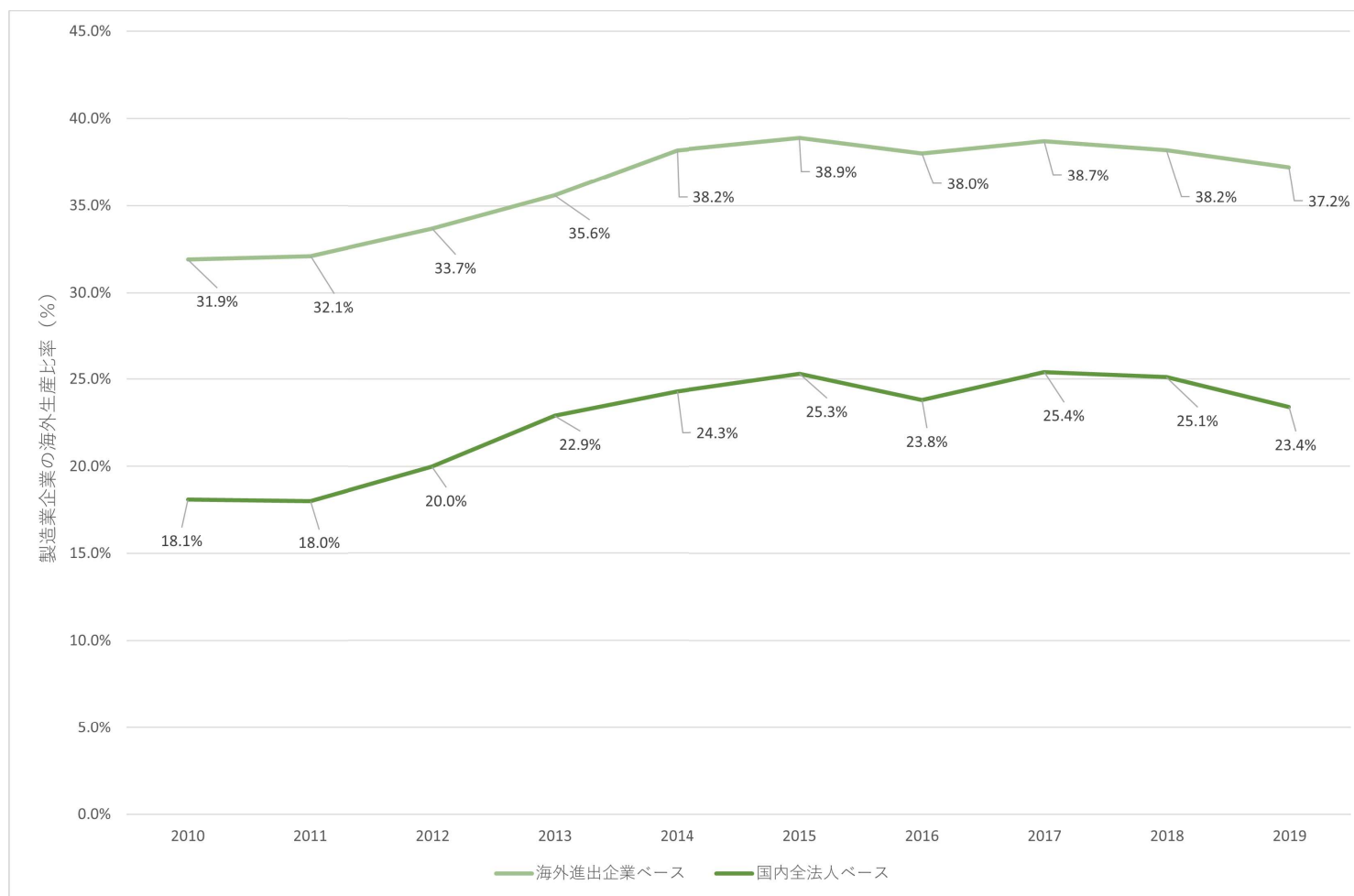
対外直接投資の現状#6 現地法人の売上・経常利益



出所: 経済産業省 (2021) 『海外事業活動基本調査報告書』

- ここ 10 年で海外現地法人の売上高は拡大しているが、経常利益はそれほど大きく変化していない

対外直接投資の現状#7 製造業企業の海外生産比率

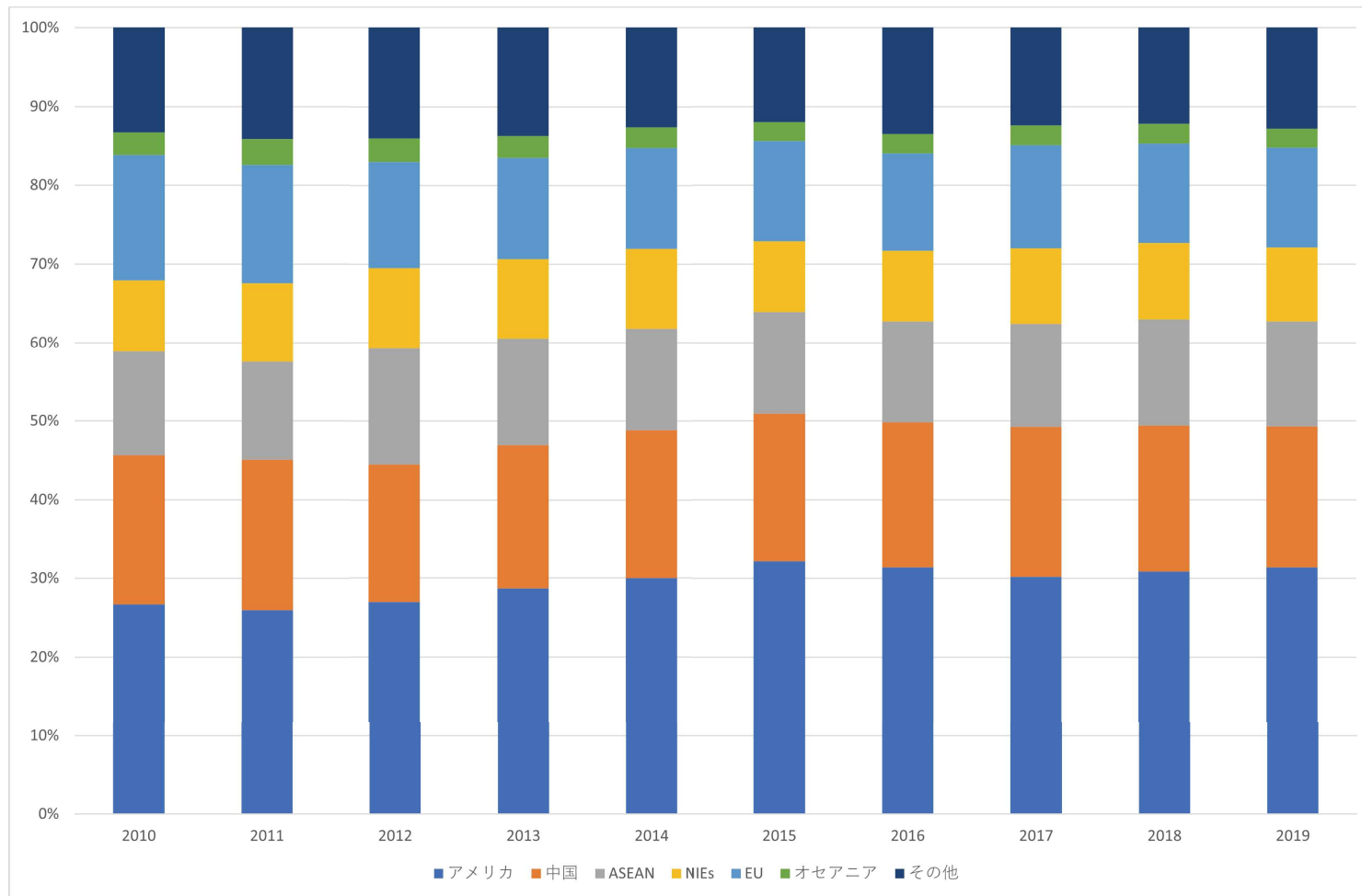


注: 海外生産比率は現地法人の売上高/(現地法人の売上高+国内法人の売上高)

出所: 経済産業省(2021)『海外事業活動基本調査報告書』

- 海外生産比率は2010年代半ばまで拡大し、それ以降はほぼ横ばい

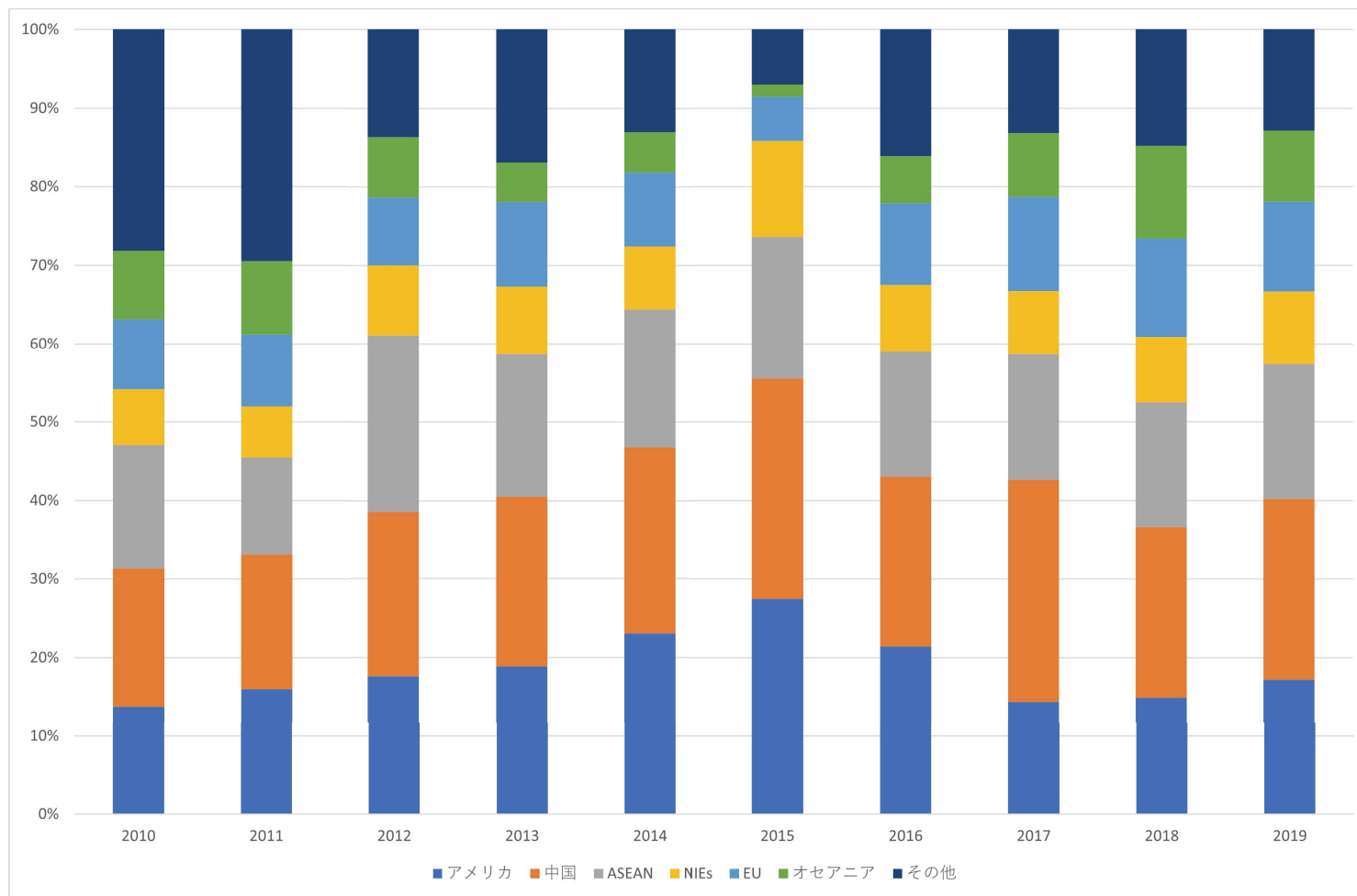
対外直接投資の現状#8 現地法人の売上，国別



出所：経済産業省（2021）『海外事業活動基本調査報告書』

- 現地法人の売上の大きなシェアを占めるのはアメリカと中国，そして ASEAN と NIEs

対外直接投資の現状#9 現地法人の経常利益，国別



出所：経済産業省（2021）『海外事業活動基本調査報告書』

- 経常利益の比率で見ると，アメリカはやや小さくなり，中国，アセアン，オセアニアが大きくなる

対外直接投資の現状#10 現地法人の内部留保と配当



出所: 経済産業省 (2009-2021) 『海外事業活動基本調査報告書』

- 内部留保残高はほぼ継続的に増加
- 日本の出資者向け支払も同様に増加しており、その多くは配当、あるいはロイヤルティ

① はじめに

② 現状

③ 対外直接投資からみた日本経済の今後の課題

④ 参考文献

⑤ 補論

学術研究の紹介

- ① 直接投資により空洞化は進んでいるか？
- ② 国際課税制度変更が配当に及ぼした影響は？

対外直接投資により空洞化は進んでいるか？

- 国内の製造業の付加価値額（名目）や雇用者数は 1990 年初頭以降、減少傾向にある
- しかし、これまでの学術的な研究では、企業の海外進出と製造業の雇用の縮小の間に明確な関係を見いだせていない
 - Yamashita and Fukao (2010): 企業の海外従業者数と国内従業者数の関係を分析し、両者に統計的に有意な関係が見られないことを確認
 - Ito and Tanaka (2014): 企業の海外進出と取引先の雇用の関係を分析し、海外進出企業と取引のある企業は雇用の削減率が**低い**ことを確認
 - Kiyota and Maruyama (2017): 国内から海外への生産活動の移転は高スキル労働者への需要拡大につながるが、中～低スキル労働者への需要には影響しないことを確認

対外直接投資により空洞化は進んでいるか？

- なぜ，雇用へのマイナスの影響が確認できないのか？
- 海外進出に伴い，企業内で，製造部門から他部門への雇用の再配置が進んでいる可能性がある
 - Ando and Kimura (2015): 海外子会社を増やしている企業が本社部門を拡大していることを確認
- ただし，Kodama and Inui (2015) は海外子会社を増やしていない企業は国内雇用が減少していることを確認

対外直接投資により空洞化は進んでいるか？

- 製造業の雇用の低下の要因は？
- 国内の労働者と代替しているのは，海外の労働者ではなく，国内の資本であることを確認
 - Kambayashi and Kiyota (2015): 日本の親会社と海外子会社の情報を接続して分析し，資本価格の低下（機械やコンピューター価格の低下）を通じた機械化の進展の影響が大きいことを確認

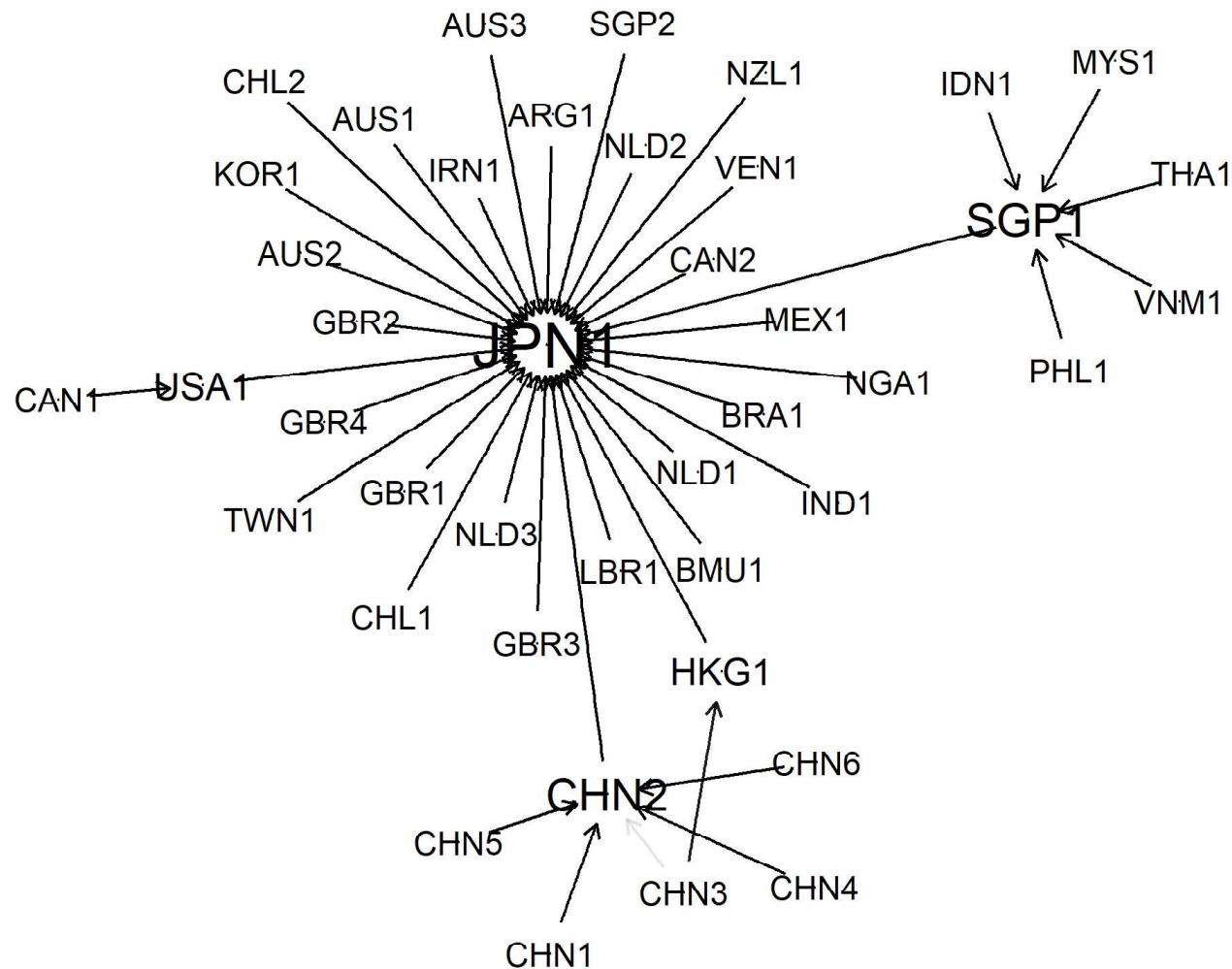
対外直接投資により空洞化は進んでいるか？

- 懸念される点：日本の製造業の生産性の低下
 - Kneller, McGowan, Inui, and Matsuura (2012): 直接投資に伴い、生産性の高い工場が閉鎖されており、それが日本の製造業全体の生産性を引き下げる一因になっていると指摘
 - ⇒ 企業の海外進出により閉鎖する工場の生産性は国内にとどまる企業の工場の生産性よりも高いため、結果として、日本の製造業全体の生産性の平均値が低下
 - ⇒ 直接投資により日本国内の生産基盤が喪失する可能性を示唆

国際課税制度変更が配当に及ぼした影響は？

- 2009 年の外国子会社配当益金不算入制度の影響
 - 田近・布袋・柴田（2014）： 本社の設備投資，借入金返済，株主への配当に係る資金需要の高い親会社が 2009 年に海外子会社からの受取配当を増加
 - Hasegawa and Kiyota (2017): 制度変更の影響は子会社間で均一ではなく，主に内部留保残高の高い子会社が配当送金を拡大
 - ただし，すべての子会社が日本の本社に配当を直接送金できるわけではないかもしれない

海外子会社のネットワーク：総合商社



- 孫会社の場合、配当はまずそれぞれの親会社を経由する必要がある？

対外直接投資から見た日本経済の今後の課題

- 企業の海外進出と国内経済の好循環を継続するためには？
 - 平均的に見れば、企業の海外進出は国内の生産性にプラスの影響
 - これまでの研究では、雇用へのマイナスの影響も確認されていない
 - ただし、「直接投資が雇用にマイナスの影響を及ぼしていないということが、我慢に我慢を重ねた企業努力によるものだとするれば、限界を超えると雇用へのマイナスの影響が顕在化する可能性も否定できない」（清田，2015）
 - また、企業の海外進出に伴う生産性の高い事業所の撤退は気になる問題
- 海外で得た利益を国内に還流させるためには？
 - 還流した利益が最終的にどこに向かっているのかは現時点では不明：賃金？投資？株主？（海外の？）
 - 日本国内の投資拡大・賃金増に向かうためには？

① はじめに

② 現状

③ 対外直接投資からみた日本経済の今後の課題

④ 参考文献

⑤ 補論

参考文献

- 石川城太・棕寛・菊地徹（2013）『国際経済学をつかむ，第2版』，有斐閣.
- 清田耕造（2015）『拡大する直接投資と日本企業』，NTT 出版.
- 田近栄治・布袋正樹・柴田啓子（2014）「税制と海外子会社の利益送金—本社資金需要からみた「2009 年度改正」の分析—」，『経済分析』，188: 68–92.
- Ando, Mitsuyo and Fukunari Kimura (2015) “Globalization and Domestic Operations: Applying the JC/JD Method to Japanese Manufacturing Firms,” Asian Economic Papers, 14: 1–35.
- Hasegawa, Makoto and Kozo Kiyota (2017) “The Effect of Moving to a Territorial Tax System on Profit Repatriation: Evidence from Japan,” Journal of Public Economics, 153: 92–110.
- Ito, Keiko and Ayumu Tanaka (2014) “The Impact of Multinationals’ Overseas Expansion on Employment at Suppliers at Home: New Evidence from Firm-level Transaction Relationship Data for Japan,” RIETI Discussion Paper Series, 14E-011.
- Kimura, Fukunari and Kozo Kiyota (2006) “Exports, FDI, and Productivity: Dynamic Evidence from Japanese Firms,” Review of World Economics, 142: 695–719.
- Kiyota, Kozo and Sawako Maruyama (2017) “ICT, Offshoring, and the Demand for Part-time Workers: The Case of Japanese Manufacturing,” Journal of Asian Economics, 48: 75–86.
- Kambayashi, Ryo and Kozo Kiyota (2015) “Disemployment Caused by Foreign Direct Investment? Multinationals and Japanese Employment,” Review of World Economics, 151: 433–460.

参考文献

- Kneller, Richard, Danny McGowan, Tomohiko Inui, and Toshiyuki Matsuura (2012) “Globalisation, Multinationals and Productivity in Japan’s Lost Decade,” *Journal of the Japanese and International Economies*, 26: 110–128.
- Kodama, Naomi and Tomohiko Inui (2015) “The Impact of Globalization on Establishment-Level Employment Dynamics in Japan,” *Asian Economic Papers*, 14: 41–65.
- Yamashita, Nobuaki and Kyoji Fukao (2010) “Expansion Abroad and Jobs at Home: Evidence from Japanese Enterprises,” *Japan and the World Economy*, 22: 88–97.

はじめに
○○○○○

現状
○○○○○○○○○○○○○

対外直接投資からみた日本経済の今後の課題
○○○○○○○○○○○

参考文献
○○○

補論
●○○○

① はじめに

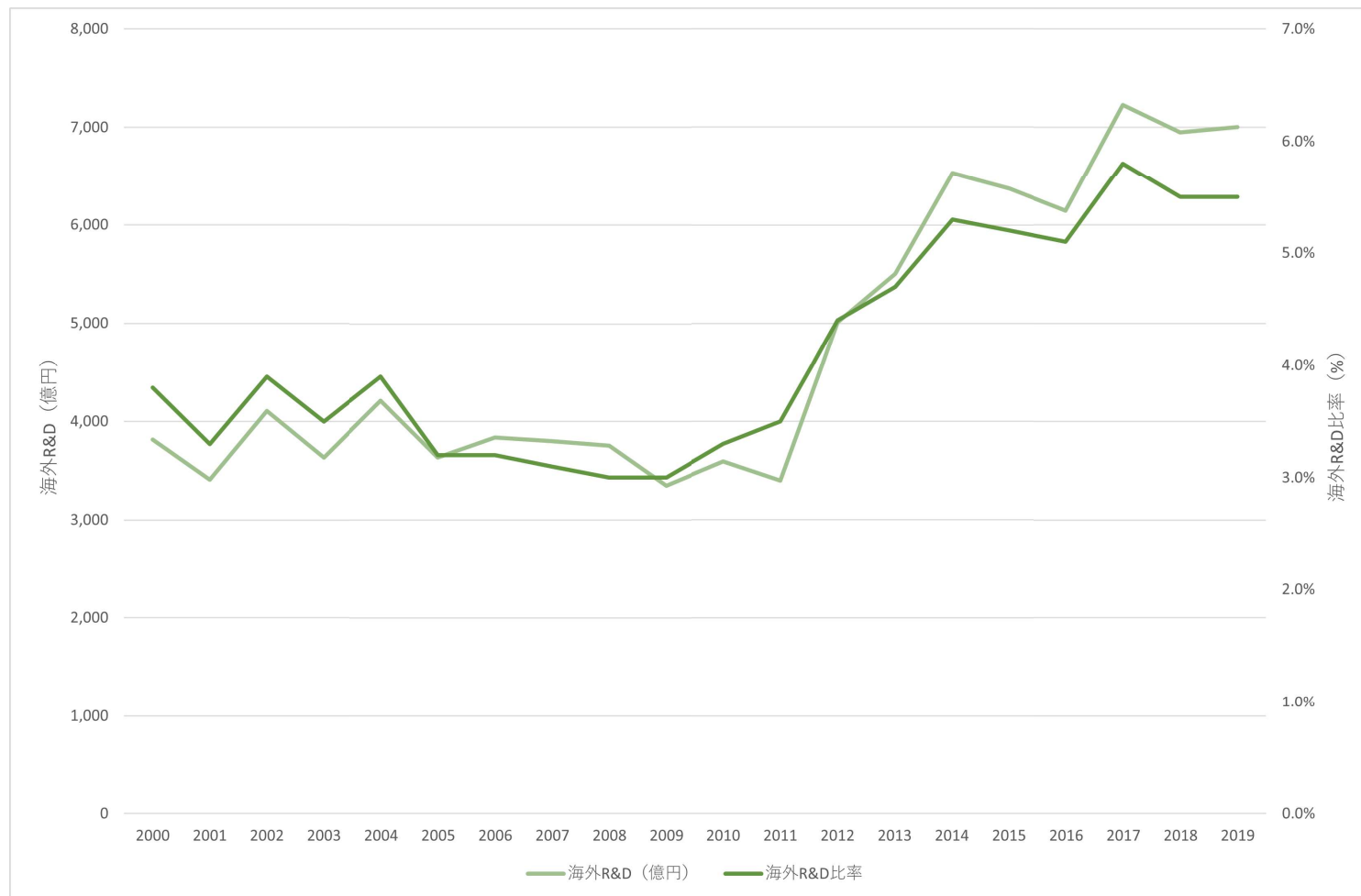
② 現状

③ 対外直接投資からみた日本経済の今後の課題

④ 参考文献

⑤ 補論

対外直接投資の現状#11 製造業企業の海外 R&D 比率



注: 海外 R&D 比率は現地法人研究開発費/(現地法人研究開発費+国内研究開発費)

出所: 経済産業省 (2005-2021) 『海外事業活動基本調査報告書』

- 海外 R&D 比率は、2010 年代半ばまで拡大し、それ以降はほぼ横ばい

海外子会社の R&D に関する研究

- Iwasa and Odagiri (2004): 海外での R&D が日本国内での特許取得と相関を持つことを確認
- Todo (2006): 海外子会社の R&D 活動の活発化は親会社の生産性の向上に寄与
- Branstetter (2006): 日本企業がアメリカに R&D の子会社を設立することで、アメリカ企業から日本企業への知識のスピルオーバーが拡大することを確認
 - 知識のスピルオーバーは特許の引用件数で測られている
- Belderbos, Fukao, and Iwasa (2009): 海外での研究活動は技術的な機会 (technological opportunity) に依存

補論の参考文献

- Belderbos, René, Kyoji Fukao, and Tomoko Iwasa (2009) “Foreign and Domestic R&D Investment,” *Economics of Innovation and New Technology*, 18: 369–380.
- Branstetter, Lee (2006) “Is Foreign Direct Investment A Channel of Knowledge Spillovers? Evidence from Japan’s FDI in the United States,” *Journal of International Economics*, 68: 325–344.
- Iwasa, Tomoko and Hiroyuki Odagiri (2004) “Overseas R&D, Knowledge Sourcing, and Patenting: An Empirical Study of Japanese R&D Investment in the US,” *Research Policy*, 33: 807–828.
- Todo, Yasuyuki (2006) “Knowledge Spillovers from Foreign Direct Investment in R&D: Evidence from Japanese Firm-level Data,” *Journal of Asian Economics*, 17: 996–1013.

(別紙 2)

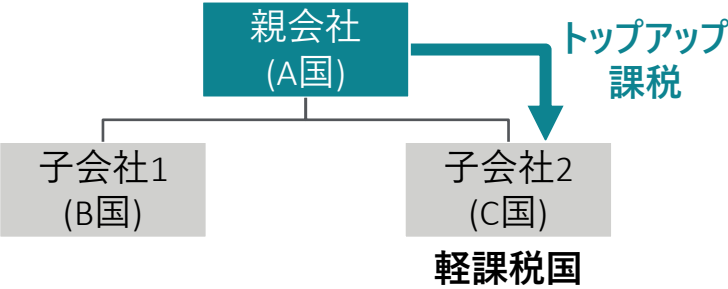
事務局資料

1. ピラー2の概要

第2の柱の全体像

GloBEルールとSTTR

	Global Anti-Base Erosion（GloBE）ルール （IIR & UTPR）	租税条約の特典否認ルール （STTR: Subject to tax rule）
内容	■ 所得合算ルール（IIR: Income inclusion rule） ➢ 子会社の所在地国の実効税率（ETR）が最低税率を下回る場合に、その子会社の所得を親会社の所在地国で最低税率まで上乘せ（トップアップ）課税 ■ 軽課税支払ルール（UTPR: Undertaxed payments rule） ➢ 親会社の所在地国でIIRが適用されない場合のバックストップとして、UTPR導入国でトップアップ課税	■ 関連者への利子・使用料等の支払に対し、受取側の国で適用される表面税率が最低税率を下回る場合に、最低税率までトップアップ課税
最低税率	15%	9%
導入方法	各国の国内法に導入	2国間租税条約に導入



2. OECDモデルルールの概要

モデルルールの主要規定

GloBEモデルルール

1

適用範囲（1.1 - 1.5条）

- 連結売上高に基づき適用対象かどうかを判定
- 適用範囲に含まれる構成会社を特定

2

GloBE所得（3.1 - 3.5条）

- 連結財務諸表の作成に用いられた各構成会社の会計上の当期利益がベース
- 税金費用及び一定の永久差異を調整

3

調整対象税額（4.1 - 4.6条）

- 会計上の当期税金費用がベース
- 一時差異・損失に対する繰延税金費用等を調整

4

実効税率（ETR）とトップアップ税額（5.1 - 5.6条）

- 各構成会社のGloBE所得と対象税額を国別に合算してETRを計算
- ETRが15%を下回る国について、トップアップ税額を計算
- その国の各構成会社にトップアップ税額を配分

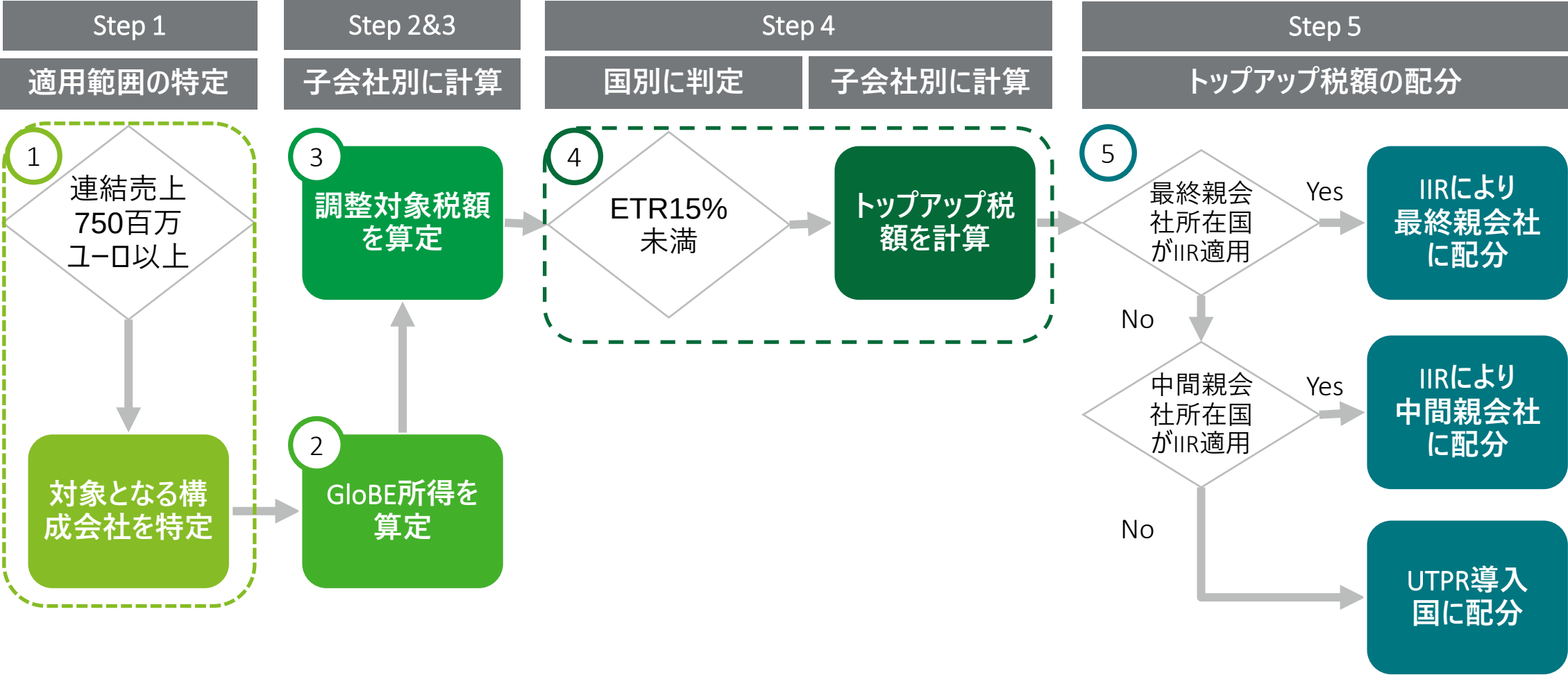
5

IIRとUTPR（2.1 - 2.6条）

- 各構成会社のトップアップ税額をIIRにより親会社に配分
- IIRで配分しきれなかったトップアップ税額をUTPR導入国に配分

適用フロー

GloBEモデルルール



適用範囲 (Scope)

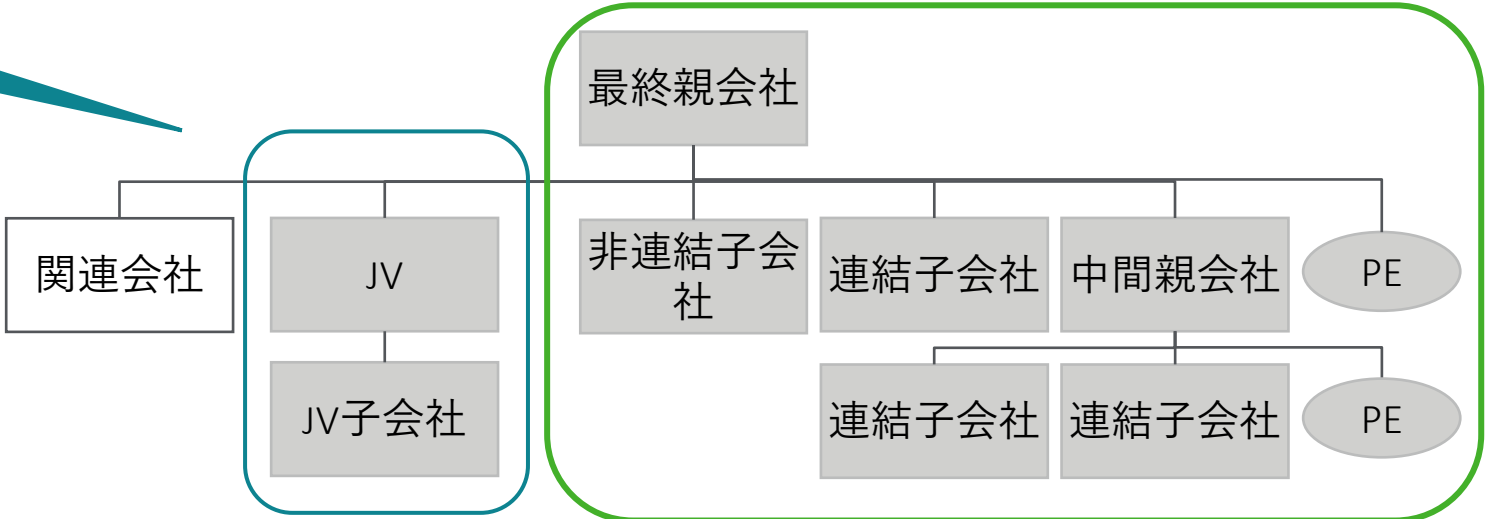
GloBEモデルルール

CbCRと原則同じ

対象企業グループ (1.1条、1.2条)	- 前年度の連結売上高が750百万ユーロ以上*1の多国籍企業グループ (MNE Group) *1: 直前4連結会計年度のうち少なくとも2連結会計年度で750百万ユーロ以上 (1.1.1条)
構成会社 (Constituent Entity) (1.2条、1.3条)	- 連結財務諸表上の連結子会社 - 重要性を理由として連結の範囲から除外した子会社 - 構成会社のPE (Permanent Establishment)
適用除外会社 (Excluded Entities) (1.5条)	政府系企業、国際機関、NPO法人、年金基金、投資ファンド (最終親会社であるもの)、不動産投資ビークル (最終親会社であるもの) 等

JVグループ (JV Group) (6.4.1条)

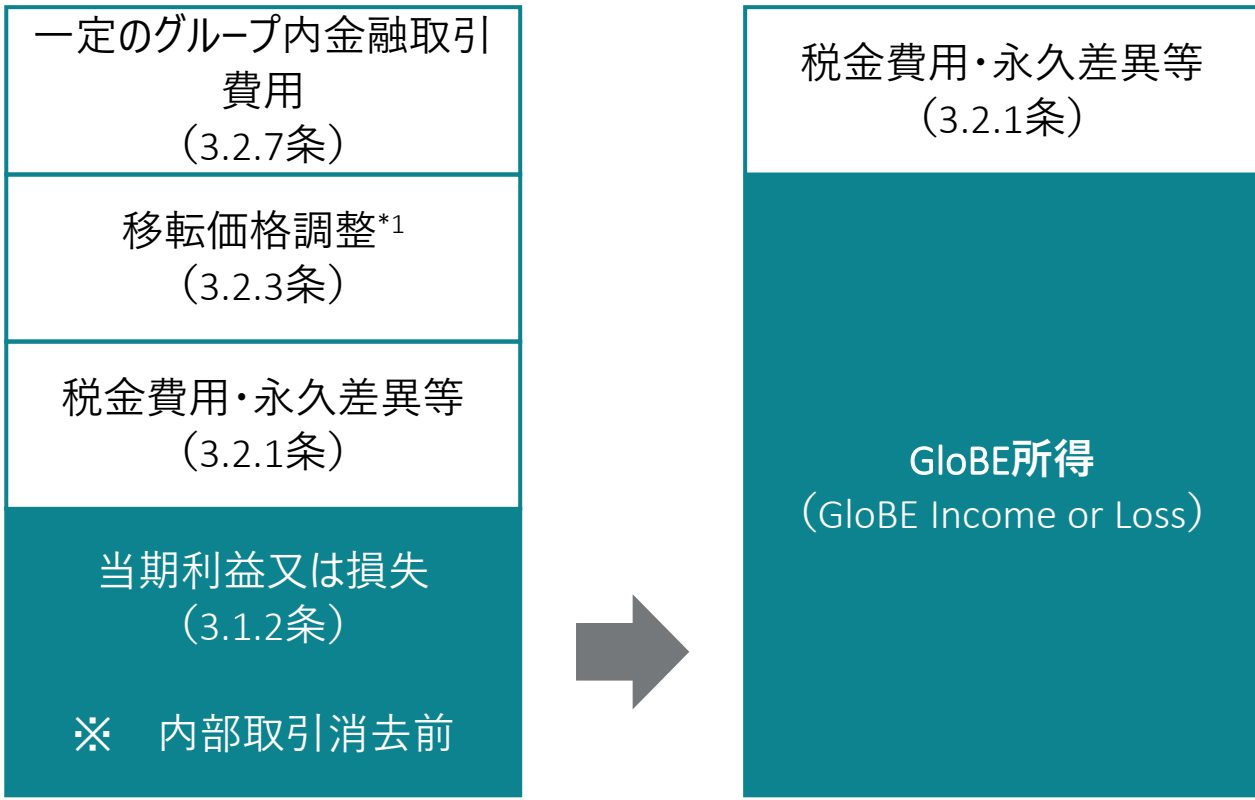
- 特別ルールとして、50%以上所有し、持分法が適用されるJVグループに対してGloBEルールが適用される
- ※ そのJVグループを独立したMNEグループと仮定して計算する



GloBE所得（GloBE Income or Loss）

GloBEモデルルール

GloBE所得は、最終親会社の連結財務諸表の作成に使用される各構成会社の会計上の当期利益又は損失（Financial Accounting Net Income or Loss）に、一定の調整を加えて計算する（3.1.1条）。

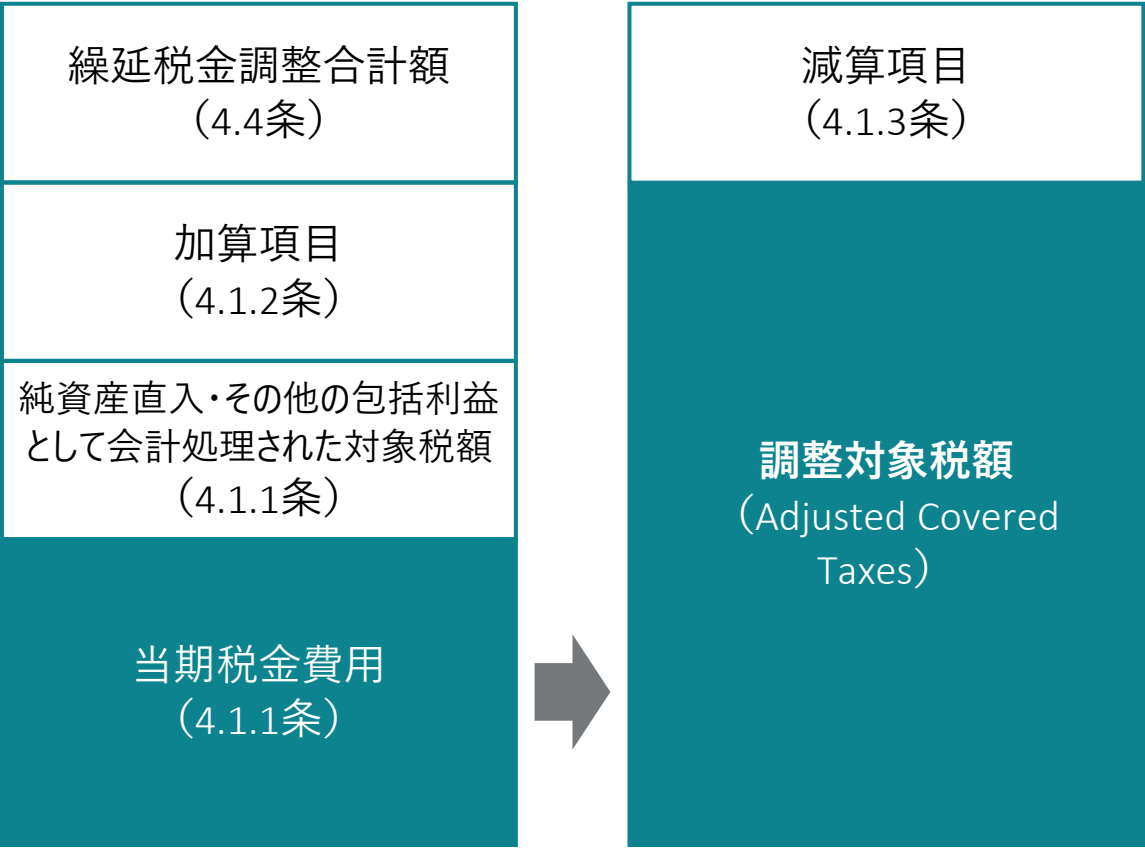


*1：異なる国の構成会社間の取引について、各社の財務諸表において同じ取引価格で計上されていない場合又は独立企業原則に準拠していない場合には、調整が必要となる。

調整対象税額（Adjusted Covered Taxes）

GloBEモデルルール

調整対象税額は、当期利益に含まれる当期税金費用（対象税額に係るものに限り）に、一定の調整を加えて計算する（4.1.1条）。



加算項目（4.1.2条）

- A) 税引前利益の計算に含まれる対象税額
- B) 「GloBE損失繰延税金資産」の当期使用額（4.5.3条）
- C) 不確実な税務ポジションに係る当期納付額
- D) 当期税金費用の減額として会計処理された適格還付税額控除*1

減算項目（4.1.3条）

- A) GloBE所得の計算から除外された所得に係る当期税金費用
- B) 当期税金費用の減額として会計処理されなかった非適格還付税額控除
- C) 当期税金費用の減額として会計処理されなかった対象税額に係る還付又は税額控除（適格還付税額控除を除く）
- D) 不確実な税務ポジションに係る当期税金費用
- E) 連結会計年度終了日以後3年以内に支払が見込まれない当期税金費用

*1：適格還付税額控除（Qualified Refundable Tax Credit）とは、還付可能な税額控除であって、現地法令上の適用要件を満たしたときから4年以内に現金又は現金同等物による支払が予定されているものをいう。適格還付税額控除は所得として取り扱う（3.2.4条）。

対象税額（Covered Taxes）の定義

GloBEモデルルール

対象税額に含まれるもの（4.2.1条）

- a. その構成会社の所得又は利益に対して課される税金で、その構成会社の財務諸表に計上されたもの
- b. 適格配当ベース課税制度^{*1}に基づき課される税金
- c. 法人税に代替して課される税額
- d. 利益剰余金及び資本に対して課される税額

対象税額に含まれないもの（4.2.2条）

- a. 適格IIR^{*2}に基づき親会社によって計上されたトップアップ税額
- b. 構成会社によって計上された適格国内ミニマム税額^{*3}
- c. 適格UTPR^{*4}に基づき構成会社によって行われた税務調整に起因する税額
- d. 一定のインピュテーション方式に基づき支払われた税額（Disqualified Refundable Imputation Tax）
- e. 保険契約者への分配金に対して課された税金で保険会社が支払うもの

^{*1}： 適格配当ベース課税制度（Eligible Distribution Tax System）とは、株主への分配時点で15%以上の法人税が課されるものをいう（2021年7月1日以前に施行されたものに限る）。

^{*2}： 適格IIR（Qualified IIR）とは、その国の法令に導入された規定が、GloBEルールの2.1条から2.3条その他の関連規定と同等であると認められるものであり、かつ、GloBEルール（コメンタリーを含む）と同等の方法により施行されるものをいう。

^{*3}： 適格国内ミニマム税額（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）とは、その国の法令により課されるミニマム税額で、(a)GloBEルールと同等の方法により構成会社の国内超過利益が決定され、(b)その国内超過利益に対して15%まで国内トップアップ税額が計算され、(c)GloBEルール（コメンタリーを含む）と同等の方法により施行されるものをいう。

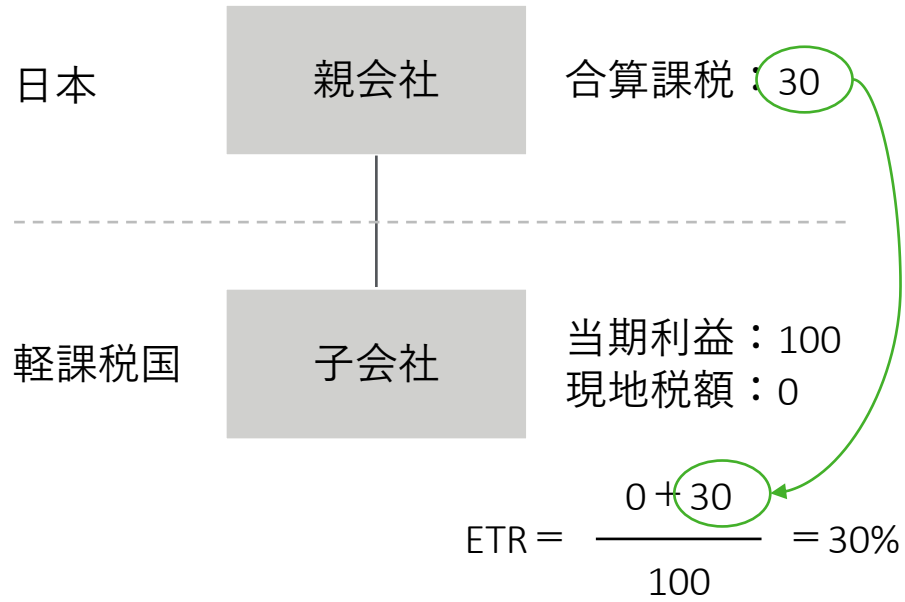
^{*4}： 適格UTPR（Qualified UTPR）とは、その国の法令に導入された規定が、GloBEルールの2.4条から2.6条その他の関連規定と同等であると認められるものであり、かつ、GloBEルール（コメンタリーを含む）と同等の方法により施行されるものをいう。

構成会社間での対象税額の配分

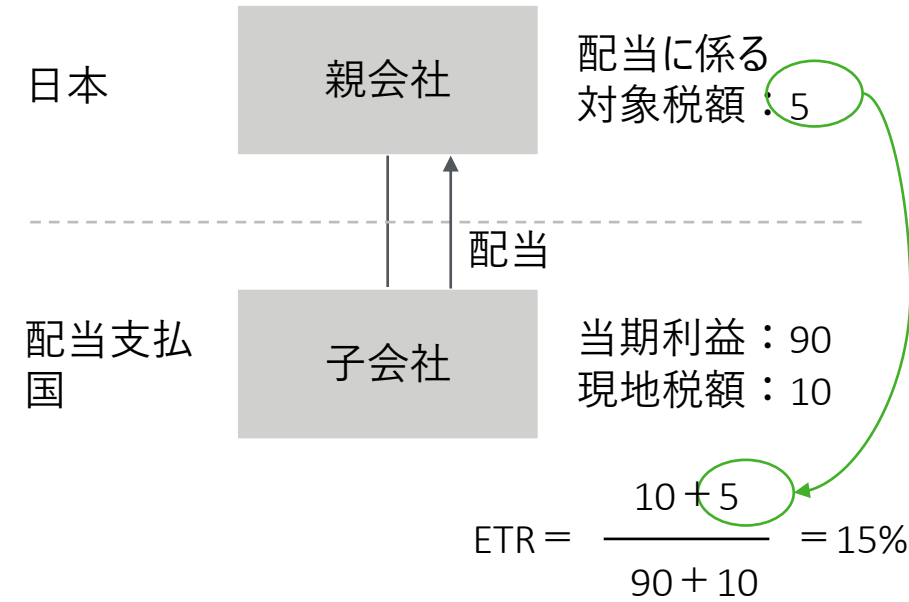
GloBEモデルルール

恒久的施設・税務上の透明事業体（Tax Transparent Entity）・ハイブリッド事業体（Hybrid Entity）に係る対象税額、CFC課税額、配当源泉税等については、構成会社間で配分される（4.3条）

（例1）CFC課税（4.3.2条(c)）



（例2）配当源泉税（4.3.2条(e)）

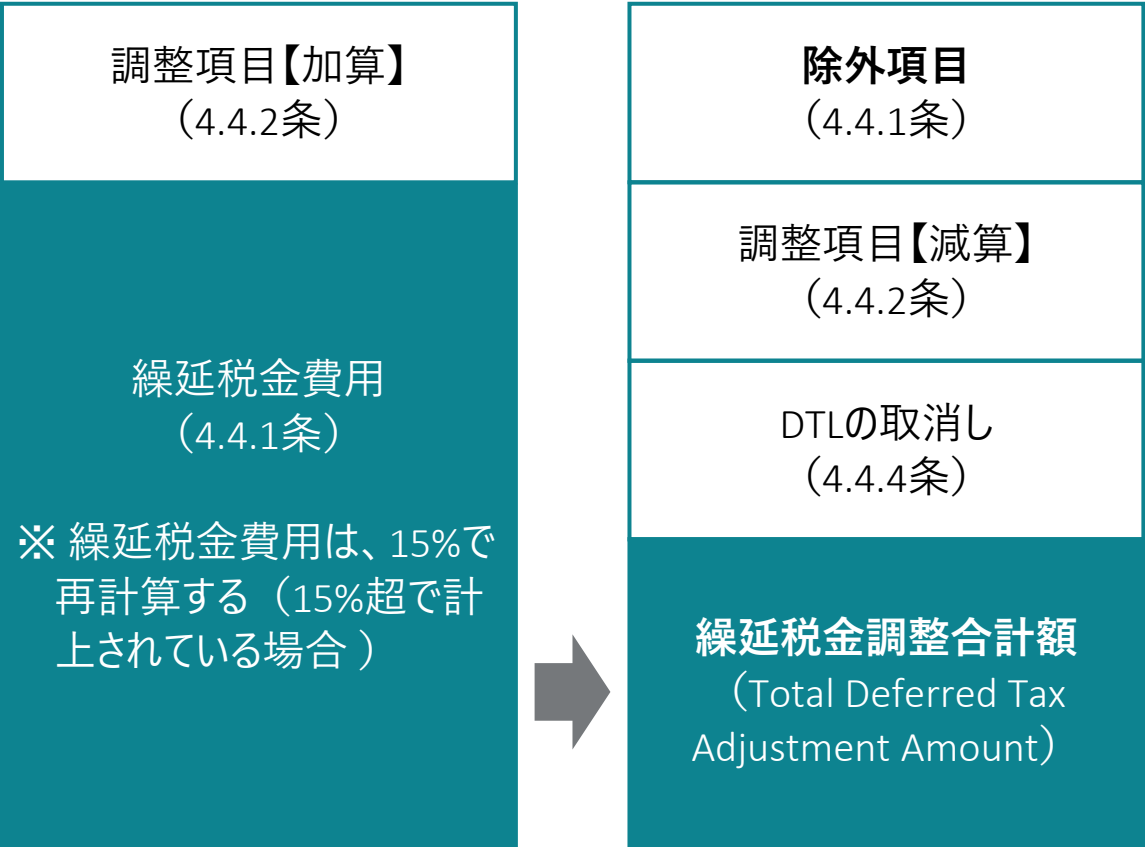


※ 上記例は対象税額配分のイメージを示すため、簡便的に親会社の合算税額を子会社のETR分子に含めているが、合算課税の配分には一定の制限が規定されている点、留意されたい。配当、利子、使用料等の受動的所得（Passive Income）に係るCFC課税額の配分については、その受動的所得にトップアップ税率（配分前）を乗じて計算した額が限度とされる（4.3.3条）。

繰延税金調整合計額（Total Deferred Tax Adjustment Amount）

GloBEモデルルール

各構成会社の繰延税金調整合計額は、会計上の繰延税金費用を出発点として計算される。



除外項目

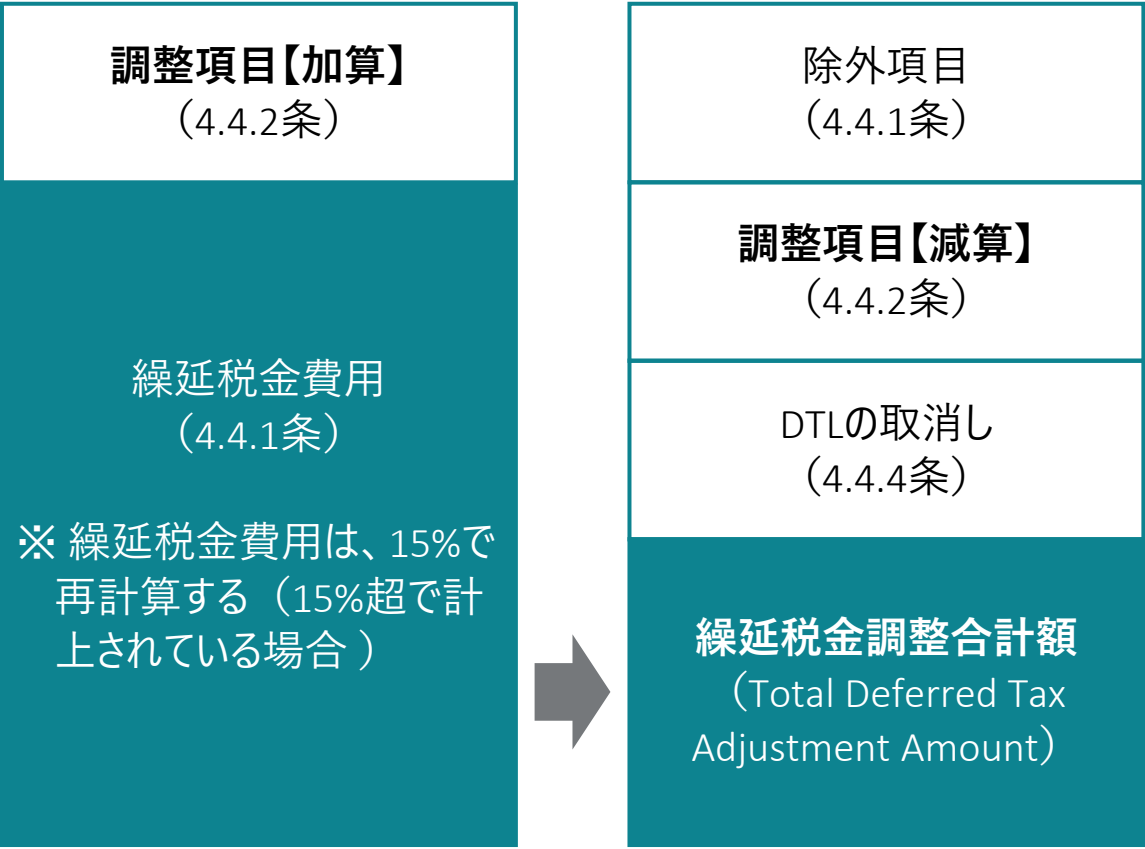
- A) GloBE所得の計算から除外された所得に係る繰延税金費用
- B) Disallowed Accrual^{*1}及びUnclaimed Accrual^{*2}に係る繰延税金費用
- C) 繰延税金資産（DTA）の回収可能性の評価や会計上の認識に係る調整の影響
- D) 国内税率変更に伴う再測定によって生じた繰延税金費用
- E) 税額控除の発生・使用に係る繰延税金費用

*1： Disallowed Accrual とは、(a)「不確実な税務ポジション」に関連して計上された繰延税金費用の変動額及び(b)その構成会社からの配当に関連して計上された繰延税金費用の変動額をいう（4.4.6条）。

*2： Unclaimed Accrualとは、5年以内に解消が見込まれない繰延税金負債（DTL）の計上であって、かつ、申告構成会社が当該連結会計年度の繰延税金調整合計額に含めないことを単年選択により選択したものをいう。（4.4.7条）。

繰延税金調整合計額 (Total Deferred Tax Adjustment Amount)

GloBEモデルルール



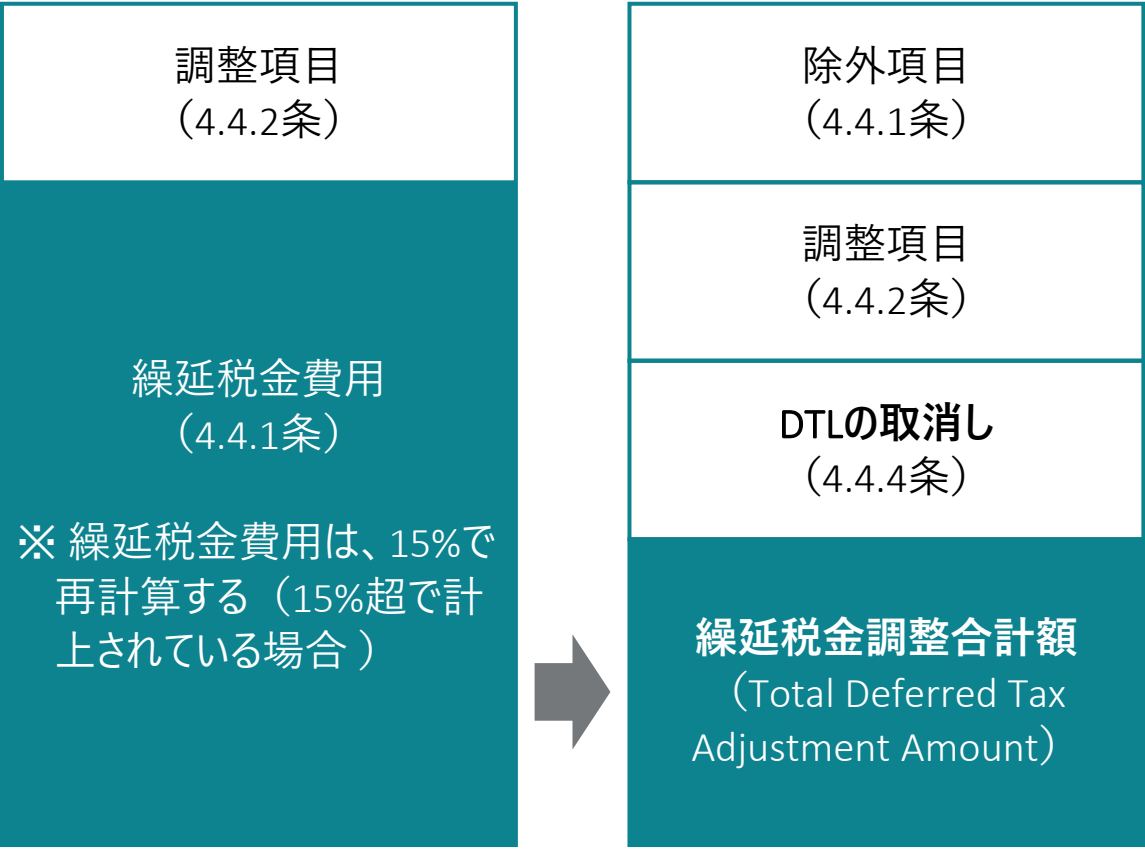
調整項目

- A) 【加算】 Disallowed Accrual又はUnclaimed Accrualに係る当期納付額
- B) 【加算】 取消しルールによって過年度に取り消されたDTL (Recaptured Deferred Tax Liability) に係る当期納付額
- C) 【減算】 当期発生欠損金に係るDTAの認識による繰延税金費用の減少額（会計上DTAが認識されていない場合）

※ 15%未満の税率で計上されたDTAがGloBE損失に起因するものであると納税者が証明できる場合には、その計上された連結会計年度において15%で再計算することができる（4.4.3条）。

繰延税金調整合計額（Total Deferred Tax Adjustment Amount）

GloBEモデルルール



DTLの取消しルール（Recapture rule）

- 繰延税金調整合計額の計算に含められたDTL（一定のものを除く）が、5年以内に解消しない場合、そのDTLを5年間遡って取り消し、5年前の連結会計年度に係るETR及びトップアップ税額を5.4.1条に従って再計算する必要がある（4.4.4条）。

GloBE損失に係る選択（GloBE Loss Election）

GloBEモデルルール

繰延税金調整合計額（4.4条）の適用に代えて、申告構成会社の選択により、国ごとにGloBE損失に係る選択を行うことができる。GloBE損失に係る選択を行った場合、GloBE純損失^{*1}が生じた各連結会計年度において「GloBE損失繰延税金資産」が認識される（4.5.1条）。

GloBE損失繰延税金資産
(GloBE Loss Deferred Tax Asset)
(4.5.1条)



GloBE純損失 × 15%

■ GloBE損失繰延税金資産は、翌期以降GloBE純所得が生じた連結会計年度において使用することができる。

➤ GloBE損失繰延税金資産の当期使用額は、調整対象税額に加算される（4.1.2条）。

使用限度額	その連結会計年度のGloBE純所得に15%を乗じた金額（4.5.3条）
繰越期限	期限についての記載なし（4.5.2条）
申請時期	最初のGloBE情報申告書と同時に提出する必要がある（4.5.5条）

^{*1}：GloBE純損失（Net GloBE Loss）とは、以下の計算式により計算されたゼロ又はマイナスの金額をいう。

GloBE所得の国別合計－GloBE損失の国別合計

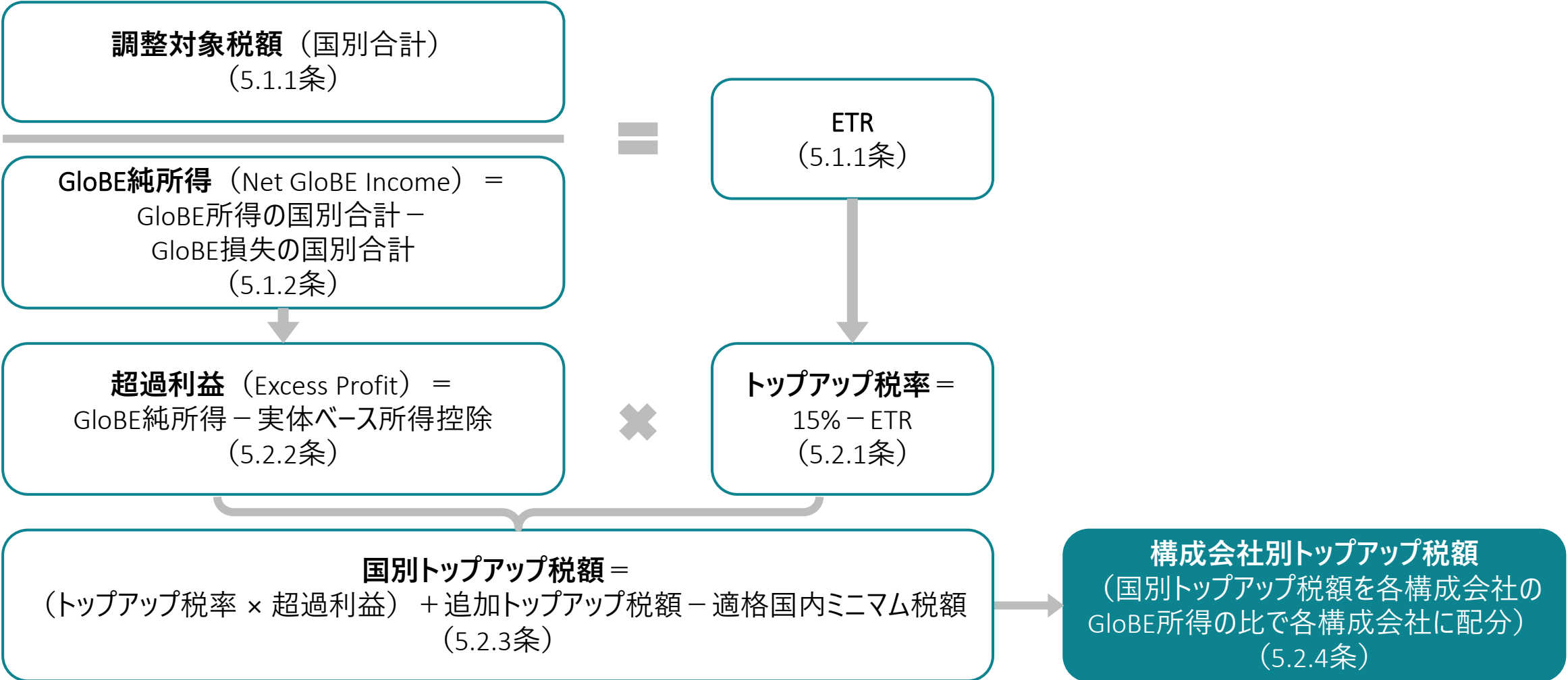
繰延税金に係る経過措置（Tax Attributes Upon Transition）

GloBEモデルルール

- 適用初年度（Transition Year）においては、その国のすべての構成会社の財務諸表に計上されたすべてのDTA/DTLを考慮する（15%超で計上されている場合には、15%で再計算する）。DTAの回収可能性の評価や会計上の認識に係る調整の影響は無視される（9.1.1条）。
- GloBE所得の計算から除外される項目について生じたDTAは、それが2021年11月30日より後に行われた取引から生じたものである場合、上記の計算から除外する（9.1.2条）。
- 2021年11月30日より後、適用初年度の開始前に行われた構成会社間の資産の移転については、取得資産（在庫を除く）は簿価で引き継ぐこととされ、当該資産に係るDTA/DTLも、その簿価ベースで計算される（9.1.3条）。

実効税率（ETR）とトップアップ税額（Top-up Tax）

GloBEモデルルール



出所：pillar-two-GloBE-rules-fact-sheetsを参考に作成

実体ベース所得控除（Substance based Income Exclusion）

GloBEモデルルール

定式的な適用除外として、給与・償却費に一定割合を乗じて計算したカーブアウト額を課税ベースから控除することができる。税源浸食のおそれの低い事業活動から生じる利益を除外することを意図している。カーブアウト額は以下の要素によって構成される。



人件費
カーブアウト

- その国で活動を行う適格従業者^{*1}の適格人件費（Eligible Payroll Costs）（給与、健康保険、年金拠出金、雇用税、社会保険料の会社負担額を含む）の5%相当額（5.3.3条）



有形資産
カーブアウト

- その国内に所在する以下の適格有形資産（Eligible Tangible Assets）の帳簿価額^{*2}の5%相当額（5.3.4条）
 - a. 有形固定資産（PPE）
 - b. 天然資源
 - c. 有形資産に係る使用権資産
 - d. 土地使用権、採掘権等
- ※ 販売目的、リース目的及び投資目的で保有する資産を除く

経過措置（9.2条）

- カーブアウト額の控除割合は、当初は有形資産の簿価の8%及び人件費の10%、その後、移行期間（10年）にわたって段階的に（前半5年間は毎年0.2%ずつ、後半5年間は有形資産の簿価の0.4%ずつ及び人件費の0.8%ずつ）引き下げる。

^{*1}： 適格従業者（Eligible Employees）とは、構成会社の従業者（パートを含む）及びMNEグループの指揮監督の下でその構成会社の通常業務に従事する独立請負業者をいう。

^{*2}： 有形資産の帳簿価額（Net Book Values）は、Reporting Fiscal Yearにおける最終親会社の連結財務諸表上の期首と期末の簿価（減価償却累計額等を控除、資産計上された人件費を加算した金額）の平均値をいう（5.3.5条）。

追加トップアップ税額（Additional Current Top-up Tax）

GloBEモデルルール

以下の規定により、過年度のETR及びトップアップ税額の再計算が行われた場合、再計算によって生じた増差税額は、追加トップアップ税額として当期の国別トップアップ税額（5.2.3条）に加算する（5.4.1条）。

- 不動産譲渡益の繰戻し（3.2.6条）
- DTLの取消しルール（4.4.4条）
- 過年度の対象税額に係る未払税金の減額修正（4.6.1条）
- 連結会計年度終了日以後3年以内に支払われなかった当期税金費用に係る未納税額（1百万ユーロ超のものに限る）の修正（4.6.4条）
- 適格配当ベース課税制度の適用を受ける構成会社に係る調整対象税額のみなし計算（7.3条）

デミニマス除外（De minimis exclusion）

GloBEモデルルール

申告構成会社の選択により、以下の要件をいずれも満たす国については、その連結会計年度におけるトップアップ税額をゼロとみなすことができる（5.5条）。

01

平均GloBE売上高^{*1}：10百万ユーロ未満

02

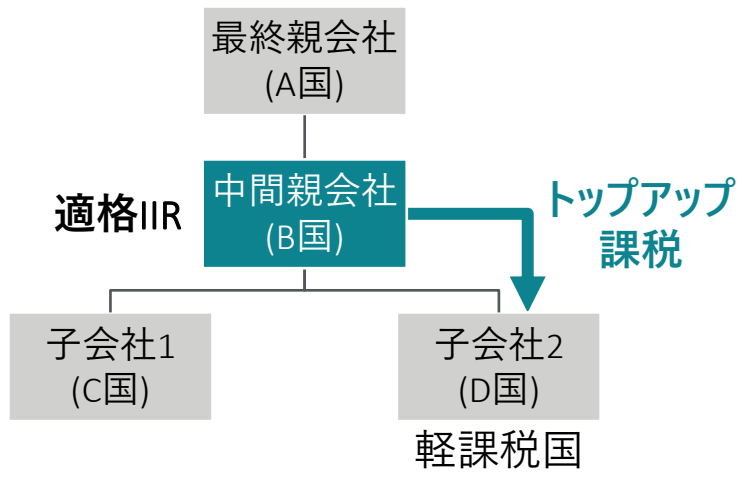
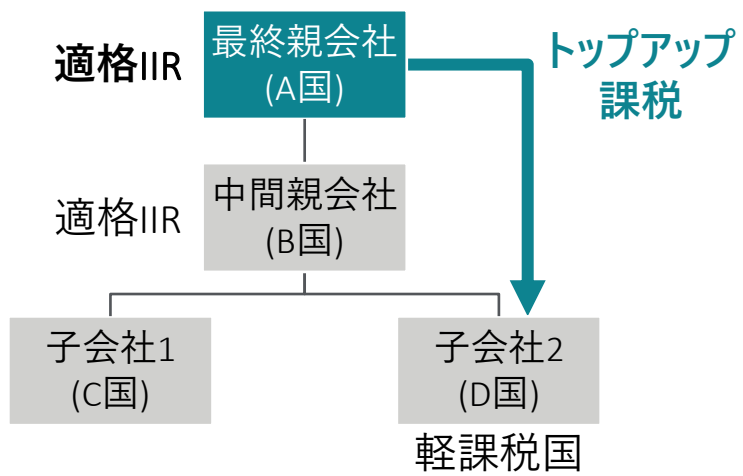
平均GloBE所得：1百万ユーロ未満

- 選択は、単年選択（Annual Election）による（5.5.1条）。
- 平均GloBE売上高及び平均GloBE所得は、その国における当期及び前2期の平均値をいう。前2期のうちに売上又は損失を計上した構成会社が存在しない連結会計年度がある場合には、その連結会計年度については平均GloBE売上高及び平均GloBE所得の算定から除く（5.5.2条）。
- 無国籍構成会社（Stateless Constituent Entity）及び投資会社（Investment Entity）にはこの選択が適用されず、これらの構成会社に係る売上及びGloBE所得は、平均GloBE売上高及び平均GloBE所得の計算から除かれる（5.5.4条）。

^{*1}： GloBE売上高（GloBE Revenue）とは、その国に所在するすべての構成会社の当該連結会計年度に係る売上高の合計であり、第3章に従って計算された調整を考慮したものをいう（5.5.3条(a））。

IIR – トップダウンアプローチ

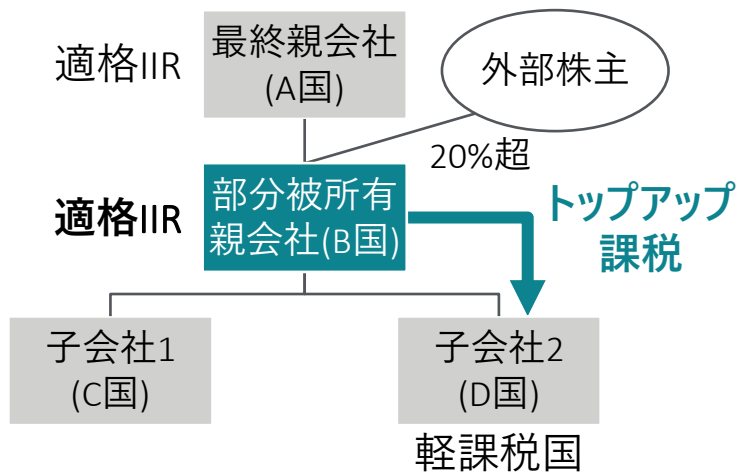
GloBEモデルルール



- 原則として、MNEグループの最終親会社（Ultimate Parent Entity）がIIRの適用により軽課税構成会社に係るトップアップ税額の配分額（Allocable Share）に相当する税額を納付する（2.1.1条）。
 - 最終親会社が適格IIRの適用義務を負わない場合には、中間親会社（Intermediate Parent Entity）がIIRの適用により軽課税構成会社に係るトップアップ税額の配分額に相当する税額を納付する（2.1.2条、2.1.3条）。
- ※ 親会社は、自国の軽課税構成会社に対してIIRを適用する義務を負わない（2.1.6条）。

IIR – スプリットオーナーシップルール

GloBEモデルルール



- 中間親会社に20%超の外部株主が存在する場合には、その中間親会社（「部分被所有親会社（Partially-Owned Parent Entity）」という。）が、IIRの適用により軽課税構成会社に係るトップアップ税額の配分額に相当する税額を納付する（2.1.4条）。
- IIRが適用される中間親会社又は部分被所有親会社を通じて、間接的に軽課税構成会社の持分を所有する親会社は、適格IIRの適用により中間親会社又は部分被所有親会社に課されたトップアップ税額のうち、その親会社の配分額に相当する税額を、その親会社に対する配分額から減額する（2.3.1、2.3.2条）。

IIR – トップアップ税額の配分

GloBEモデルルール

トップアップ税額の配分額
(Allocable Share)
(2.2.1条)



構成会社別トップアップ税額 × 親会社の算入率

算入率
(Inclusion Ratio)
(2.2.2条)



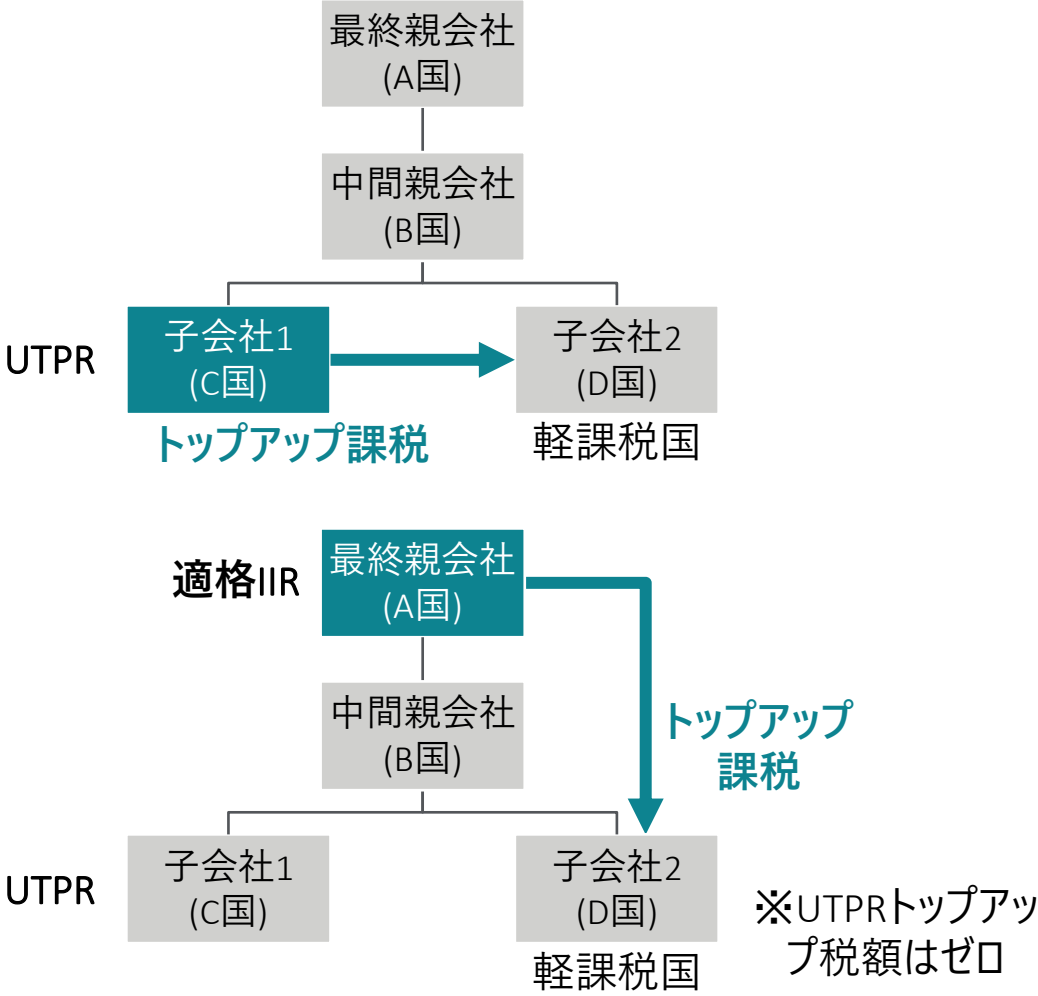
$$\frac{\text{軽課税構成会社のGloBE所得} - \text{他の株主に帰属するGloBE所得}}{\text{軽課税構成会社のGloBE所得}}$$

他の株主 (other owners) に
帰属するGloBE所得
(2.2.3条)

最終親会社の連結財務諸表に適用されている会計基準（IFRS及びこれと同等の会計基準）により、当該他の株主に帰属することとなる当期利益に相当する額をいう（当期利益がGloBE所得と同額である等の仮定を置いた場合）。

UTPR – トップアップ税額（UTPR Top-up Tax Amount）

GloBEモデルルール



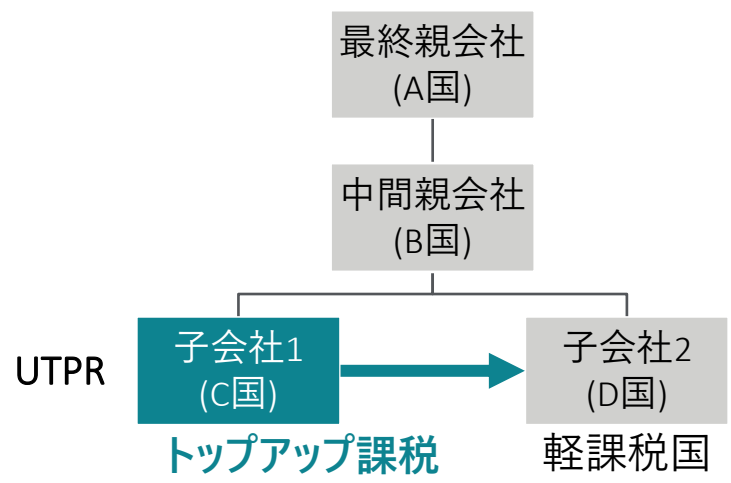
- UTPRトップアップ税額合計額（Total UTPR Top-up Tax Amount）は、MNEグループ全体の軽課税構成会社に係るトップアップ税額の総額から、適格IIRの適用により親会社に配分された額を控除した金額となる（2.5.1、2.5.3条）。
- 軽課税構成会社に対する最終親会社の持分のすべてが、適格IIRの適用義務を負う親会社によって直接又は間接に所有されている場合には、その軽課税構成会社に係るUTPRトップアップ税額はゼロに減額される（2.5.2条）。

経過措置（9.3条）

- 国際的事業活動の初期段階にあるMNEグループについては、施行から5年間、UTPRの適用が免除される。
 - 国外にある有形資産が50百万ユーロかつ構成会社の所在地国が6カ国を超えないMNEグループは、国際的事業活動の初期段階にあるとみなされる（9.3.2条）。

UTPR – 課税方法

GloBEモデルルール



- UTPR導入国に配分されたUTPRトップアップ税額について、その国に所在する構成会社は、その配分されたUTPRトップアップ税額に相当する納税額を創出するまで、損金算入の否認又はそれと同等の調整としてその国の法令で定められた方法により、税務調整を行う必要がある（2.4.1条）。
- 上記の税務調整額がその配分されたUTPRトップアップ税額に満たない場合、その満たない部分の金額を翌期以降に繰り越して、翌期以降でさらに税務調整を行うこととなる（2.4.2条）。

UTPR – トップアップ税額の配分

GloBEモデルルール

UTPR導入国に配分されるUTPRトップアップ税額は、UTPRトップアップ税額合計額にその国のUTPR割合を乗じて計算する（2.6.1条）。

UTPRトップアップ税額の配分額
(2.6.1条)



UTPRトップアップ税額合計額 × その国のUTPR割合

UTPR割合
(UTPR Percentage)
(2.6.1条)



50% × $\frac{\text{その国のすべての構成会社の従業者数}^{*1}\text{の合計}}{\text{適格UTPRを導入する国に所在するすべての構成会社の従業者数}^{*1}\text{の合計}}$

+ 50% × $\frac{\text{その国のすべての構成会社の有形資産の簿価}^{*2}\text{の合計}}{\text{適格UTPRを導入する国に所在するすべての構成会社の有形資産の簿価}^{*2}\text{の合計}}$

※ 過年度に配分されたトップアップ税額がすべて課税されていない場合、当期のUTPR割合はゼロとみなされる（2.6.3条）。

*1： 従業者数（Number of Employees）は、その国の税務上の居住者である従業者数（FTEベース）をいう。構成会社の通常業務に従事する独立請負業者を含む。

*2： 有形資産の簿価（Net Book Values）は、財務諸表上の期首と期末の簿価（減価償却累計額、減損損失累計額を控除した残額）の平均値をいう。

申告義務（Filing obligation）

GloBEモデルルール

MNEグループは、GloBE実施枠組みに従い提供される標準様式に基づく「GloBE情報申告書」等を提出する必要がある。

提出義務者	原則：各構成会社（又は指定現地会社^{*1}）が自国の課税当局に提出する（8.1.1条）。 特例：各構成会社による提出に代えて、最終親会社又は指定申告会社^{*2}が提出することが可能（最終親会社又は指定申告会社の居住地国との間に適格当局間合意^{*3}がある場合に限る）（8.1.2条） ※ 特例を適用する場合、各構成会社（又は指定現地会社）は、自国の課税当局に対して、GloBE情報申告書の提出者の属性及び居住地国に関する情報を通知しなければならない（8.1.3条）
記載事項	a. Tax ID番号、居住地及びGloBEルールの適用状況を含む各構成会社の情報 b. MNEグループの資本構成、グループ間の支配持分に関する情報 c. 各国のETR、各構成会社のトップアップ税額、JVグループのトップアップ税額及びトップアップ税額の配分額を計算するために必要な情報 d. GloBEルールに基づいて行われた選択に関する記録 e. GloBEルールの執行に必要となり、かつ、GloBE実施枠組みの一部として合意された事項に関するその他の情報
提出期限	Reporting Fiscal Yearの終了日の翌日から15か月以内（8.1.6条） 経過措置 適用初年度においては、18か月以内（9.4.1条）

*1：指定現地会社（Designated Local Entity）とは、同一国の他の構成会社の指名により、GloBE情報申告書又は通知を提出する構成会社をいう。

*2：指定申告会社（Designated Filing Entity）とは、MNEグループの指名により、MNEグループに代わってGloBE情報申告書を提出する構成会社をいう。

*3：適格当局間合意（Qualifying Competent Authority Agreement）とは、権限ある当局間の合意で、年次のGloBE情報申告書についての自動的情報交換規定を含むものをいう。

GloBEセーフハーバー（GloBE Safe Harbour）

GloBEモデルルール

- GloBEセーフハーバーは、国ごとに選択して適用することとされており、ある国に所在する各構成会社が、GloBE実施枠組み（GloBE Implementation Framework）に基づくGloBEセーフハーバーの適用要件を満たす場合、申告構成会社の選択により、その連結会計年度におけるその国のトップアップ税額をゼロとみなすことができる（8.2.1条）。
- 具体的な適用要件は、BEPS包摂的枠組み（Inclusive Framework）がGloBE実施枠組みを策定するための作業の一部として定義することとなる合意された共通プロセスによって設定されることが予定されている。
- ブループリントでは、以下のオプションが検討されていた。このうち少額利益の除外については、モデルルールにおいて「デミニマス除外」（De minimis exclusion）として規定されている。

CbCRに基づくセーフハーバー	➤ 国別報告書（CbCR）の情報を利用した実効税率セーフハーバー（ETR safe-harbour）の設定
少額利益（De minimis profit）の除外	➤ グループ全体の税引前利益に占める割合が一定水準（例示として2.5%）に満たない国を実効税率の計算対象から除外
基準年度の設定	➤ ある国の基準年度における実効税率が一定水準を超えている場合に、翌3-5年間（grace period）におけるその国の実効税率の計算を不要とする
税務執行ガイダンス	➤ 実効税率の算定から除外できる低リスク国（low-risk jurisdictions）をガイダンスで指定

選択項目の一覧(1/2)

選択時期	項目	概要
1年選択	未認識負債 (Unclaimed Accrual) (4.4.7条)	申告構成会社の選択により、5年以内に解消が見込まれない繰延税金負債の計上額を当該連結会計年度の繰延税金調整合計額に含めないことを選択できる。
	不動産譲渡益の繰戻し (3.2.6条)	不動産譲渡利益合計額 (Aggregate Asset Gain) を、同一国内の不動産 (Local Tangible Asset) から譲渡損失が生じた過去の期間へ繰り戻して相殺することができる。すなわち、選択年度における不動産譲渡利益合計額は、遡及期間 (Look-back Period) のうち最も古い欠損年度 (Loss Year) に繰り戻され、当該国に所在する構成会社の不動産譲渡損失 (Net Asset Loss) と相殺される。
	申告後調整 (4.6.1条)	過年度におけるその構成会社の調整対象税額に含まれていた対象税額が減額された場合には、その過年度に係る実効税率およびトップアップ税額を再計算する必要がある。申告構成会社は、対象税額の軽微な減額 (100万ユーロ未満) については調整が行われた連結会計年度に係る対象税額の調整として取り扱うことができる。
	実体ベース所得控除 (5.3.1条)	申告構成会社の選択により、実体ベース所得控除の適用をしないことを選択できる。
	デミニマス除外 (5.5.1条)	申告構成会社の選択により、平均GloBE売上高 (Average GloBE Revenue) が1,000万ユーロ未満であり、かつ、平均GloBE所得 (Average GloBE Income or Loss) が100万ユーロ未満である国に所在する構成会社のトップアップ税額をゼロとみなすことができる。
	配当ベース課税制度 (7.3.1条)	申告構成会社の選択により、適格配当ベース課税制度 (Eligible Distribution Tax System) の適用を受ける構成会社は、みなし配当税 (Deemed Distribution Tax) を調整対象税額に加算することができる。
	セーフハーバー (8.2.1条)	申告構成会社の選択により、ある国 (セーフハーバー該当国) に所在する構成会社がGloBEセーフハーバー (GloBE Safe Harbour) について適格とされる場合には、その国のトップアップ税額はその連結会計年度においてゼロとみなされる。GloBEセーフハーバーに係る要件は、GloBE実施枠組みにおいて定められることになる。

選択項目の一覧(2/2)

選択時期	項目	概要
5年選択	適用除外会社（1.5.3条）	申告構成会社はOECDモデルルール1.5.2条に該当する会社等を適用除外会社としないことを選択できる。
	株式報酬費用（3.2.2条）	株式型報酬について、会計上の費用を現地税務上の損金算入額に置換えることができる。
	公正価値測定・減損（3.2.5条）	公正価値測定または減損の対象となる資産および負債の損益を実現主義に基づき算定することができる。
	同一国内の内部取引の消去（3.2.8条）	同一国内の連結納税グループに含まれる構成会社間の内部取引から生じた収益、費用、利益および損失を消去するための連結修正仕訳を考慮することができる。
	投資企業の透明事業体選択（7.5条）	申告構成会社の選択により、一定の場合には、投資企業または保険投資企業（Insurance Investment Entity）である構成会社を税務上の透明事業体として取り扱うことができる。
	課税配分方法（7.6条）	申告構成会社の選択により、投資企業でない構成会社所有者は、投資企業である構成会社の所有持分について、課税配分方法（Taxable Distribution Method）を適用することができる（その投資企業からの分配が最低税率以上の税率でその構成会社所有者の段階で課税されることが合理的に見込まれる場合に限る）。
選択対象国を含むGloBE情報申告書を最初に提出した時	GloBE損失選択（4.5.1条）	ある国の連結会計年度に係るGloBE純損失について、申告構成会社はその国における繰延税金調整合計額の詳細な計算を行う代わりに、簡易的なGloBE損失繰延税金資産（GloBE Loss Deferred Tax Asset）を設定することを選択することができる。
明確な記載無し	資産・負債の移転（6.3.4条）	申告構成会社の選択により、多国籍企業グループの構成会社であって、その所在地国の税務上で資産負債の簿価を公正価値に調整する必要がある（または調整することが認められる）ものは、GloBEルールの適用上、当該資産負債に係る損益を認識し、簿価を調整することができる。

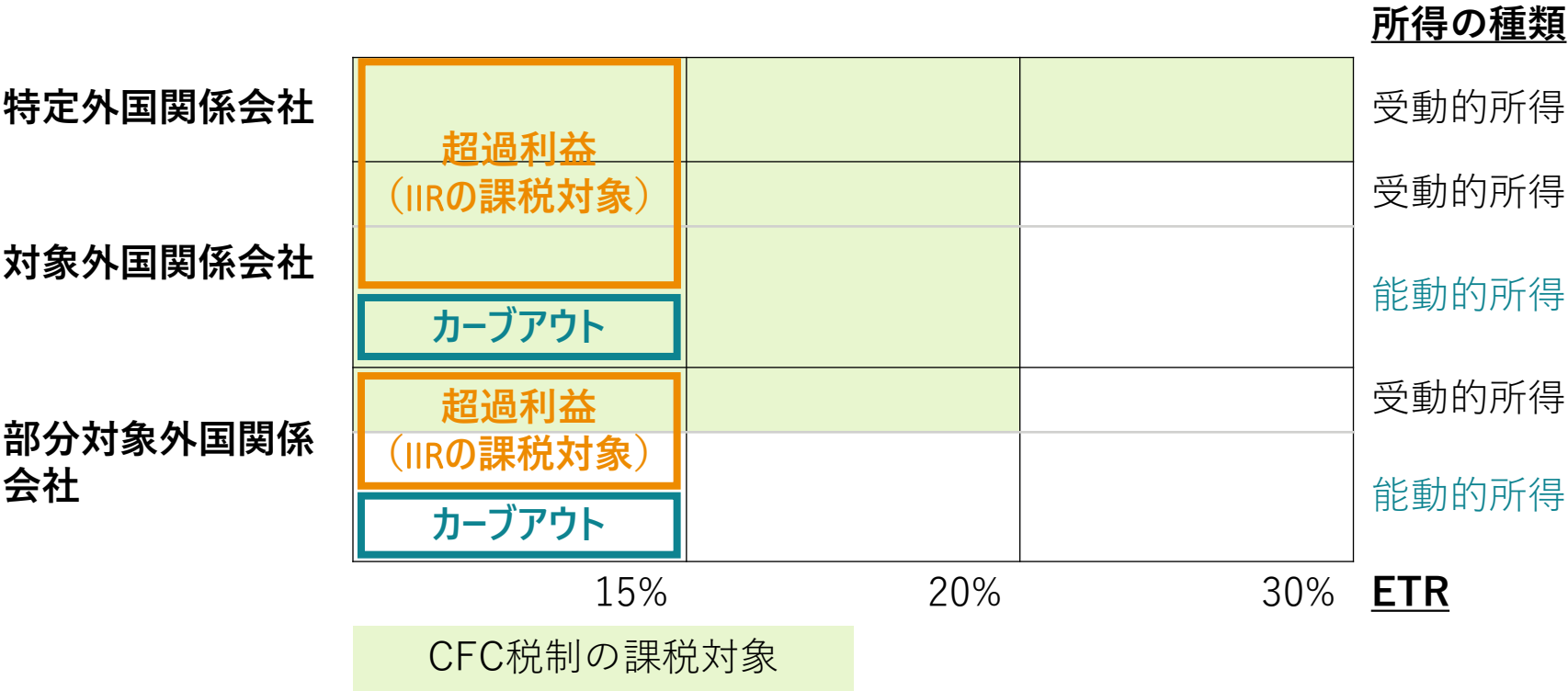
3. CFC税制とIIR等の比較

（参考） IIRとCFC税制・米国税制（Subpart F, GILTI）との比較

	CFC税制（日本）	IIR（OECD提案）	Subpart F（米国）	GILTI（米国）
適用税率	日本の税率（約30%）	最低税率（15%）	米国の税率（21%）	米国の税率（10.5%） 【直近改正案】15.015%へ引き上げ
納税義務者	保有割合10%以上の日本株主	多国籍企業グループの最終親会社	保有割合10%以上の米国株主	保有割合10%以上の米国株主
課税対象法人	居住者・内国法人等により50%超保有される外国法人	多国籍企業グループの構成会社等	①10%以上保有する米国株主により、②過半持分が保有される外国法人	①10%以上保有する米国株主により、②過半持分が保有される外国法人
課税対象所得	日本または現地の税法により計算	会計上の税引前利益を基に計算	所在地国外の米国外関連者を行う取引や保険所得等一定の所得	米国税法により計算
適用単位	会社単位または所得単位	国単位	所得単位（※）	全世界ベース 【直近改正案】国単位へ変更
適用除外				
・租税負担基準	租税負担割合20%以上（ペーパーカンパニー等の場合30%以上）の外国関係会社を除外	最低税率以上の国を除外	実効税率18.9%を超えるCFCの保険所得、外国基地会社所得を除外	実効税率18.9%を超えるCFCの所得を除外
・実質基準	経済活動基準	なし	外国支配会社の米国内の事業活動に実質的に関連する所得(ECI)は、外国支配会社自身の米国内源泉所得として米国で課税されるためSubpart F所得から除外 （その他デミニマス除外規定や取引内容による除外規定等複数存在）	外国支配会社の米国内の事業活動に実質的に関連する所得(ECI)は、外国支配会社自身の米国内源泉所得として米国で課税されるためGILTI所得から除外
・カーブアウト	異常所得のみ 「（総資産+人件費+減価償却累計額）×50%」を課税対象所得から控除	有形資産簿価・給与の5%を課税対象所得から控除（移行期間の10年は拡大）	なし	「適格事業資産投資額×10%」を課税対象所得から控除 【直近改正案】5%控除へ引き下げ
・CFC、Subpart Fの取り扱い		課税対象法人の所在地国に係る実効税率の分子にその合算課税額が加算される（一定の制限あり）		Subpart F所得を除いてGILTI所得が計算される

（※）Subpart F所得には、保険所得、外国基地会社所得（①外国同族持株会社所得（配当、利子、使用料等の資産性所得）、②外国基地会社販売所得、③外国基地会社役務所得）等が含まれる。

(参考) CFC税制とIIRの対象所得 (イメージ)



（参考）CFC税制とIIRの受動的所得の範囲

□ 受動的所得の範囲

CFC		IIR
所得種類	除外するもの（概要）	Passive Incomeの定義（モデルルール10.1.1）
(1) 剰余金の配当等	持分割合25%以上*等の要件を満たす配当等（損金算入配当等を除く） *) 一定の化石燃料事業を行う外国法人から受ける配当等は10%に軽減	Globe所得に含まれる次の所得（構成会社の所有者が、CFC税制に基づき又はハイブリッド事業体に係る持分の結果として、課税対象とされる場合に限る）。 (a) 配当（配当に準ずるものを含む） (b) 利子（利子に準ずるものを含む） (c) 賃貸料 (d) ロイヤルティ (e) 年金 (f) (a) から (e) までに規定する所得を生ずる資産に係る利益
(2) 受取利子	業務の通常の過程で生じる預貯金利子等	
(3) 有価証券の貸付けの対価	N/A	
(4) 有価証券の譲渡損益	譲渡直前において持分割合25%以上である法人の株式等に係る譲渡損益	
(5) デリバティブ取引に係る損益	ヘッジ目的で行われるデリバティブ取引損益等	
(6) 外国為替差損益	事業（外国為替相場の変動に伴って生ずる利益を得ることを目的とする投機的取引を行う事業を除く）に係る業務の通常の過程で生じる外国為替差損益	
(7) その他の金融所得	(1) から(6) までに掲げる金額及びヘッジ目的で行われる取引に係る損益	
(8) 固定資産の貸付けの対価	主として本店所在地国において使用に供される固定資産及び本店所在地国にある不動産等の貸付けによる対価等	
(9) 無形資産等の使用料	外国関係会社が自己開発した無形資産等に係る使用料等	
(10) 無形資産等の譲渡損益	外国関係会社が自己開発した無形資産等に係る譲渡対価等	
(11) 異常所得	N/A	

(参考) CFC税制とIIRの適用範囲

- IIRの適用対象となる構成会社は、原則として会計上の連結の範囲と同じである（ただし非連結子会社や50%以上のJVを含む）。
- CFC税制においては、外国関係会社（内国法人等の持株割合が50%超）の株式を10%以上保有している内国法人が納税義務者となり、両制度の適用範囲には乖離がある。

	内国法人の 持株割合	他の株主の 所在地国	CFC税制	IIR
子会社	50%超	日本	対象	対象
		外国		
JV (持分法適用)	50%以上	日本	対象	対象
		外国	適用対象外	
関連会社 (持分法適用)	20%~50%	日本	対象	適用対象外
		外国	適用対象外	
非支配持分	10%~20%未満	日本	対象	適用対象外
		外国	適用対象外	

(参考) CFC税制とIIRの決算・申告プロセス

■ 両制度の決算・申告に関する一般的な判定、計算、申告の各プロセスは以下のように想定される（青字：両制度で共通の必要情報）。

フロー	CFC税制		IIR	
	プロセス	必要情報	プロセス（想定）	必要情報（想定）
判定	1 外国関係会社の把握 2 租税負担割合の判定 3 ペーパーカンパニー等の判定 4 経済活動基準の判定	- 出資関係図、グループ会社リスト等 - 単体決算書、税務申告書又は税額計算資料 - 優遇税制等の適用状況を個社別に確認 - 非課税所得の内容・金額を個社別に確認 3, 4 の各基準を満たしているかどうかを個社別に確認	1 構成会社の把握 2 GloBE所得の計算 3 対象税額の計算 4 繰延税金調整合計額の計算 5 構成会社間での対象税額の配分 6 ETRの判定 7 デミニマス除外国の判定	- 出資関係図、グループ会社リスト等 - 各社の国外PEの有無を個社別に把握 - CbCR - 会社別精算表、連結パッケージ - 単体決算書、税務申告書又は税額計算資料 - 税効果計算シート - 永久差異等の調整項目に係る内容・金額を個社別に確認 - CFC課税額を個社別に確認（中間親会社等の現地CFC税制、GILTI等を含む） - 構成会社間の配当に係る源泉税を個社別に確認

(参考) CFC税制とIIRの決算・申告プロセス

フロー	CFC税制		IIR	
	プロセス	必要情報	プロセス（想定）	必要情報（想定）
計算	5 課税対象金額の計算	単体決算書、税務申告書又は税額計算資料	8 実体ベース所得控除の計算	固定資産台帳、給与データ
	6 受動的所得の計算	受動的所得の有無・金額を個社別に確認	9 トップアップ税額の計算	GloBE所得・対象税額・カーブアウト額を国別に集計
	7 配当益金不算入の計算	子会社・孫会社の合算所得からの配当を個社別に確認	10 トップアップ税額の配分	中間親会社の外部株主の持株割合、適格IIR適用状況、課税額を把握
	8 外国税額控除の計算	合算所得に対して課された外国法人税の額を個別に把握		
申告	9 別表の作成	添付書類（個別財務諸表、確定申告書、納税証明書等）	11 GloBE情報申告書の作成	[別表・添付書類は未定]
			12 別表の作成	

※IIRにおいては、各国の状況に応じた選択項目の決定や国別実効税率の判定、IIRに基づく各種調整後の繰延税金資産・負債に係る国別残高の管理など、最終親会社によるグローバル税務管理体制の構築がより重要になってくると思われる。

(参考) 申告・提出期限の比較 (親会社と子会社の決算期がずれるケース)

GloBE情報申告書、国別報告事項 (CbCR) 及び法人税申告書 (CFC税制関連)

(例) 最終親会社 (内国法人) が3月決算、構成会社 (外国関係会社) が12月決算、最終親会社の法人税申告期限1月延長、IIR が2023年4月以後開始事業年度から適用される場合

		適用初年度		2025.6.30	
		←		→	
		2024.6.30		2025.3.31	
				2025.9.30	
最終親会社（3月決算）	2024年3月期				
• 法人税申告		提出期限	事業年度終了の日の翌日から3か月以内（1月延長の場合）	※ トップアップ税額の申告・納付期限は未定	
• CbCR			提出期限	最終親会計年度の終了の日の翌日から1年以内	
• CFC税制（構成会社の2023年12月期に係る合算所得*1）		提出期限	最終親会社の2024年3月期に合算		
• GloBE情報申告書				提出期限	連結会計年度の終了日の翌日から15か月以内（適用初年度は18か月以内）
構成会社（12月決算）	2023年12月期				

*1: 外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から2か月を経過する日を含む内国法人の各事業年度において益金算入される。

（参考） 申告・提出期限の比較（親会社と子会社の決算期が同じケース）

GloBE情報申告書、国別報告事項（CbCR）及び法人税申告書（CFC税制関連）

（例）最終親会社（内国法人）及び構成会社（外国関係会社）が3月決算、最終親会社の法人税申告期限1月延長、IIRが2023年4月以後開始事業年度から適用される場合

	適用初年度	2024.6.30	2025.3.31	2025.6.30	2025.9.30	
最終親会社（3月決算）	2024年3月期					
法人税申告		提出期限	事業年度終了の日の翌日から3か月以内（1月延長の場合）			※トップアップ税額の申告・納付期限は未定
CbCR			提出期限	最終親会計年度の終了の日の翌日から1年以内		
CFC税制（構成会社の2024年3月期に係る合算所得*1）				提出期限	最終親会社の2025年3月期に合算	
GloBE情報申告書					提出期限	連結会計年度の終了日の翌日から15か月以内（適用初年度は18か月以内）
構成会社（3月決算）	2024年3月期					

*1：外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から2か月を経過する日を含む内国法人の各事業年度において益金算入される。

(参考) 申告・提出期限に係る具体例

(例) 最終親会社（内国法人）が3月決算、子会社（外国関係会社）が12月決算又は3月決算、最終親会社の法人税申告期限1月延長の場合

前提

*1: 連結会計年度の終了日の翌日から15か月以内（適用初年度は18か月以内）

*2: 外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から2か月を経過する日を含む内国法人の各事業年度において益金算入

*3: 親会社の財務諸表に含まれるCFC税額を、子会社のETRにプッシュダウン（モデルルール4.3.2(c)）。ただし、子会社のどの事業年度のETRに反映されるかは明確ではない。

	最終親会社		子会社（25/12期）に係るCFC税額		子会社（26/3期）に係るCFC税額	
	事業年度	決算・申告業務	(想定ケースA)	(想定ケースB)	(想定ケースA)	(想定ケースB)
26/3末						
26/4-5月	26/3期	決算発表	① 親会社の26/3期の財務諸表で未払計上		(26/3期に利益は取り込まれている)	
26/6末	26/3期	法人税申告	② 親会社の26/3期で合算*2			
26/6末	25/3期	GloBE情報申告*1	③B 子会社のETRに反映*3			
27/3末						
27/4-5月	27/3期	決算発表	④ 親会社の27/3期の財務諸表で未払計上			
27/6末	27/3期	法人税申告	⑤ 親会社の27/3期で合算*2			
27/6末	26/3期	GloBE情報申告*1	③A 子会社のETRに反映*3		⑥B 子会社のETRに反映*3	
28/3末						
28/4-5月	28/3期	決算発表				
28/6末	28/3期	法人税申告				
28/6末	27/3期	GloBE情報申告*1			⑥A 子会社のETRに反映*3	

想定事項

- 親会社が3月決算の場合、GloBE情報申告の提出期限は原則として15ヶ月後の翌年6月末となる。子会社（25/12期）のCFC所得は親会社の26/3期の法人税申告で合算（②）されるため、25/3期のGloBE情報申告と同時期の申告となり、子会社（26/3期）のCFC所得は親会社の27/3期の法人税申告で合算（⑤）されるため、26/3期のGloBE情報申告と同時期の申告となる。いずれも、GloBE情報申告とCFC合算申告が同時期に重なる。
- 子会社のCFC所得に係る法人税は、合算された親会社事業年度に係る財務諸表で未払計上される（①、④）。そのため、CFC税額は、CFC税額について繰延税金負債が認識される場合を除き、合算された親会社事業年度に係るGloBE情報申告のタイミング（③A、⑥A）で子会社のETRに反映するケースが想定される（想定ケースA）。しかし、子会社のETRに反映するタイミングはモデルルール上では明確でないため、直近の親会社の財務諸表に含められたCFC税額を用いて反映する（③B、⑥B）こととされる可能性も考えられる（想定ケースB）。仮に想定ケースBとなった場合には、子会社（25/12期）について、CFC合算の時期と重なる。

4. 米国税制改正案の比較

（参考）米国税制改正案の比較（1/3）

米国外軽課税無形資産所得（GILTI）

	GILTI現行法	グリーンブック (2021年5月28日)	上院案 (2021年8月25日)	下院案 (2021年9月13日)	直近案 (2021年11月19日下院 通過)
適用税率	実効税率10.5% (法人税率21%×(1-所得控 除50%))	実効税率 21% (法人税率28%×(1-所得 控除25%))	税率自体の記載はないが、引 き上げられる方向	実効税率 16.5625% (法人税率26.5%×所得控 除37.5%)	実効税率15.015% (法人税率21%×(1-所得控 除28.5%))
適用単位	全世界ベース	国別	国別	国別	国別
外国税額控 除制限割合	20%制限	未定	0-20%の間で検討中	5%制限	5%制限
租税負担基 準による適 用除外	実効税率18.9%を超えるCFC等 を除外	高税率適用除外規定は廃止	高税率適用除外規定あり	記載無し	記載無し
カーブアウト (QBAI控除)	「適格事業資産投資額 (QBAI) ×10%」を課税対象 所得から控除	10%控除は廃止	10%控除は廃止	5%控除	5%控除
IIRとの関係	記載無し	米国外最終親会社にIIRが適 用される場合は外国税額控除 にIIR税額を加味	米国外最終親会社にIIRが適 用される場合はGILTIに優先し てIIRの適用が認められる	記載無し	記載無し

（出所）グリーンブック：米国財務省、“General Explanations of the Administration’s Fiscal Year 2022 Revenue Proposals”

上院案：米国上院財政委員会、“Modifications Of Rules Relating To The Taxation Of Global Income”

下院案：米国下院歳入委員会、“Subtitle I – Responsibly Funding Our Priorities Section-by-Section”

直近案：米国下院予算委員会、“Build Back Better Act”

(参考) 米国税制改正案の比較 (2/3)

税源浸食・濫用防止税 (BEAT)

	BEAT現行法	グリーンブック (2021年5月28日時点)	上院案 (2021年8月25日)	下院案 (2021年9月13日)	直近案 (2021年11月19日下院 通過)
目的	国外関連者に対して一定の支払を行っている場合、追加の税負担を課税	BEATを廃止し、新たにSHIELD (Stopping Harmful Inversions and Ending Low-Tax Developments) の導入	現行法に同じ	現行法に同じ	現行法に同じ
適用税率	10% 2026年1月1日以降開始事業年度は12.5%	N/A	通常10%だが、第二税率区分を追加し、一部高い税率が課される ただし、外国税額控除以外の税額控除が適用可	2022年1月1日から2023年12月31日までに開始する課税年度については10%、2024年1月1日から2025年12月31日までに開始する課税年度については12.5%、2026年1月1日以降は15% ただし、外国税額控除を含む全ての税額控除が適用可	2022年1月1日から2022年12月31日までに開始する課税年度については10%、2023年1月1日から2023年12月31日までに開始する課税年度については12.5%、2024年1月1日から2024年12月31日までに開始する課税年度は15%、2025年1月1日以降は18% ただし、外国税額控除を含む全ての税額控除が適用可
課税対象金額	修正課税所得に10%を乗じた額が通常税額を超過する部分	低税率国に所在する同一の財務報告グループに属する米国外事業体への支払の損金算入を否認	通常課税所得に10%を乗じた額と税源浸食所得にTBD%を乗じた額の合計額が通常税額を超過する部分	算定の基となる税源浸食支払や繰越欠損金の範囲に一部更新等があるものの、課税対象金額の計算は現行法に同じ	算定の基となる税源浸食支払や繰越欠損金の範囲に一部更新等があるものの、課税対象金額の計算は現行法に同じ
SHIELDとの併存	記載無し	BEATを廃止	BEATにSHIELDのエッセンスを取り入れるように検討中	記載無し	記載無し

（参考）米国税制改正案の比較（3/3）

外国派生無形資産所得（FDII）

	FDII現行法	グリーンブック (2021年5月28日時点)	上院案 (2021年8月25日)	下院案 (2021年9月13日)	直近案 (2021年11月19日下院 通過)
目的	外国派生無形資産所得 (Foreign Derived Intangible Income)として、米国内法人が 所有する無形資産から海外で 獲得したとみなされる所得につ いて控除を行う	廃止し、米国内における研究 開発を促進させるような案を検 討	外国派生イノベーション所得 (Foreign Derived Innovation Income)に置き換えられ、米国 内における研究開発費等を基 に控除を行う	現行法に同じ	現行法に同じ
適用税率	実効税率13.125%（法人税 率21%×（1-所得控除 37.5%））	記載無し	未定	法人税率26.5%への引き上げ 及び所得控除の引き下げ （37.5%→21.875%）により実 効税率 <u>20.7%</u> へ引き上げ	実効税率15.792%（法人税 率21%×（1-所得控除 24.8%））
課税対象 所得	米国内法人の合計所得のうち、 サブパートF所得等を控除し、み なし有形資産所得（適格事 業資産×10%）を控除した金 額	記載無し	適格研究開発費の一定割合 と適格研修費の一定割合の合 計額と左記金額のうち、いずれ か小さい金額	現行法に同じ	受動的所得等（配当、利息、 能動的事業活動以外で稼得 する使用料、賃料等）は課税 対象所得に含まれない

（出所）前頁同

5. EU指令案とOECDモデルルールとの比較

(参考) EU指令案とOECDモデルルールとの比較 (1/3)

項目	EU指令案	OECDモデルルール
適用範囲	■ 多国籍企業グループだけでなく、大規模国内グループ（すべての事業体が同一のEU加盟国に所在する連結売上750百万ユーロ以上のグループ）に対してもIIRが適用される。（49条） ■ ただし、大規模国内グループがIIR適用対象となってから最初の5年間については課税が免除される。（50条）	■ 多国籍企業グループに対してGloBEルールが適用される。（1.1.1条）
適用対象	■ EU加盟国にある最終親会社が軽課税構成会社である場合、同じ国に所在する軽課税構成会社に対してもIIRを適用する。（5条(2)）	■ 親会社は、親会社と同じ国に所在しない軽課税構成会社に対してIIRを適用する。（2.1.6条）
国内トップアップ税額	■ EU加盟国はその加盟国にある構成会社に対して適格国内トップアップ税額（Qualified Domestic Top-up Tax）の適用を選択できる。これにより、最終親会社の所在地国でトップアップ税額を全て徴収するのではなく、軽課税構成会社の所在する加盟国でトップアップ税額を徴収することができる。（10条） ■ これは、EU加盟国が自国の軽課税構成会社に係るトップアップ税額を徴収することにより、税収の確保を可能にすることを意図している。（P16） ■ 国内トップアップ税額の適用を選択したEU加盟国は、EU指令を導入するための国内法令を採択後、その適用を選択した事実を4カ月以内に欧州委員会へ通知しなければならない（P29）	■ 適格国内ミニマム税額（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）の定義（10章）についての記載はあるが、選択適用についての記載は無い。

(参考) EU指令案とOECDモデルルールとの比較 (2/3)

項目	EU指令案	OECDモデルルール
繰延税金に係る経過措置	■ 適格所得の計算から除外される項目について生じたDTAは、それが2021年12月15日より後に行われた取引から生じたものである場合、適用初年度における繰延税金の計算から除外する。(45条(4)) ■ 2021年12月15日より後、適用初年度の開始前に行われた構成会社間の資産の移転については、取得資産は簿価で引き継ぐこととされる。(45条(5))	■ GloBE所得の計算から除外される項目について生じたDTAは、それが2021年11月30日より後に行われた取引から生じたものである場合、適用初年度における繰延税金の計算から除外する。(9.1.2条) ■ 2021年11月30日より後、適用初年度の開始前に行われた構成会社間の資産の移転については、取得資産(在庫を除く)は簿価で引き継ぐこととされ、当該資産に係るDTA/DTLも、その簿価ベースで計算される。(9.1.3条)

(参考) EU指令案とOECDモデルルールとの比較 (3/3)

項目	EU指令案	OECDモデルルール
情報申告	■ 情報申告の申告期限から6月以内に督促状の送付があっても情報申告を提出しなかった場合等は、構成会社の売上に対して5%の罰則金が課される。(44条(2))	■ 情報申告に係る罰則等に関する規定は各国の国内法が適用される。(8.1.8条)
適格IIRと認められるための基準	以下要件を満たすEU域外の国の法令に導入されたIIR規定につき、第2章に定められた適格IIRと同等とみなす。(51条(1)) ■ MNEグループの親会社が軽課税構成会社に係るトップアップ税額の配分額を計算・納税するための規則が施行されていること。 ■ 最低実効税率が少なくとも15%に設定されること。 ■ ETRが国別に計算されること。 ■ IIRの適用によりEU加盟国で支払われたトップアップ税額に対する免除 (relief) があること。	■ 適格IIR (Qualified IIR) とは、その国の法令に導入された規定が、GloBEルールの2.1条から2.3条その他の関連規定と同等であると認められるものであり、かつ、GloBEルール (コメンタリーを含む) と同等の方法により施行されるものをいう。(10章定義)

EU指令案の今後の想定タイムライン

- 加盟国による全会一致の合意が必要とされる (全27の加盟国は既にOECD包括的枠組みの手法に合意する旨を表明) 。
- 加盟国の財務大臣は、経済財政問題審議会 (ECOFIN) でEU指令案を検討し、欧州議会から正式な意見を受けた上で、2022年前半にはEU指令案を正式に採択する計画としている。
- その後、2022年12月31日までに各国内税法をEU指令案に則って改正し、IIRは2023年1月1日から、UTPRは2024年1月1日から施行予定としている。

6. 英国協議文書の概要（一部）

(参考) 英国協議文書の概要 (一部抜粋) (1/2)

項目	概要
国内ミニマム税	■ 国内ミニマム税の導入は、財源確保と簡素化の2つの観点から合理性を有するとされている。 財源確保 国内ミニマム税が無い場合、英国で生じた軽課税利益が国外において課税される可能性が高いことから、国内ミニマム税を導入すれば、英国で事業を行う企業の税負担を増やすことなく、英国の財源を確保できる (12.7) 簡素化 国内ミニマム税の導入により、企業のコンプライアンスや管理上の負担が軽減される。英国に本社を置く多国籍企業で、英国で生じた利益がUTPRの対象となるような場合、複数の国・地域において納税義務を負うことになるため、税務紛争のリスクが増大し、また複数の税務当局による税務調査に対応しなければならない可能性がある (12.8, 12.9)
GloBE税額の納税・申告	■ GloBEルール of 申告・納税について、以下の通り検討されている。 申告 GloBE情報申告書に記載が求められる情報量の見極めは必要であるものの、IIR又はUTPRに基づく納税額に関する情報を既存の法人税申告書に記載して申告する方法と、GloBE情報申告書に直接記載して申告する方法のいずれが望ましいかなどの見解が求められている (9.10-9.12) 納税 四半期ごとの法人税の予定納税制度において求められる年間納税額の予測は難しいと考えられることから、事業年度末の後に年間ベースで納付される方が適切であるとの認識の下、IIR又はUTPRに基づく納期限を法人税の通常の納期限 (事業年度末から9か月) に合わせることを提案している (9.14, 9.15)。但し、このような運用は、IIRが法人税申告の枠組外の支払いとして整理される場合にのみ可能と付言されている (9.17)。

(参考) 英国協議文書の概要 (一部抜粋) (2/2)

項目	概要
UTPRの課税方法	■ UTPRの課税方法について、以下の2つのアプローチが検討されている。 損金算入否認 英国へ配分されたトップアップ税額を英国の法人税率で割り戻すことにより、課税額は英国に配分されたトップアップ税額と英国の構成会社による支払額のうち小さい方に制限される。この方法による否認の対象となる支払の種類を限定することを考えていない。したがって、損金算入の否認は、関連者による軽課税国への支払に限られず、また、損金算入が否認された費用と軽課税所得の性質との関連性は問われない。英国に構成会社が複数ある場合、英国に配分されたトップアップ税額をどの構成会社において損金否認するかを決定する必要があるが、最も収益性の高い構成会社から順に税務調整を行う方法が考えられている (7.49 – 7.55) 新たな課税 英国に配分されたトップアップ税額に基づいて英国の構成会社へ新たな課税を行う。この場合も、英国の構成会社が行った支払を基にOECDモデルルールが要求するものと同等の調整により課税が行われる。英国政府は、この方法により事務がより簡素なものとなると考えており、損金算入否認の方法により直面する問題^{*1}を避けることも可能となると考えている (7.57-7.59)

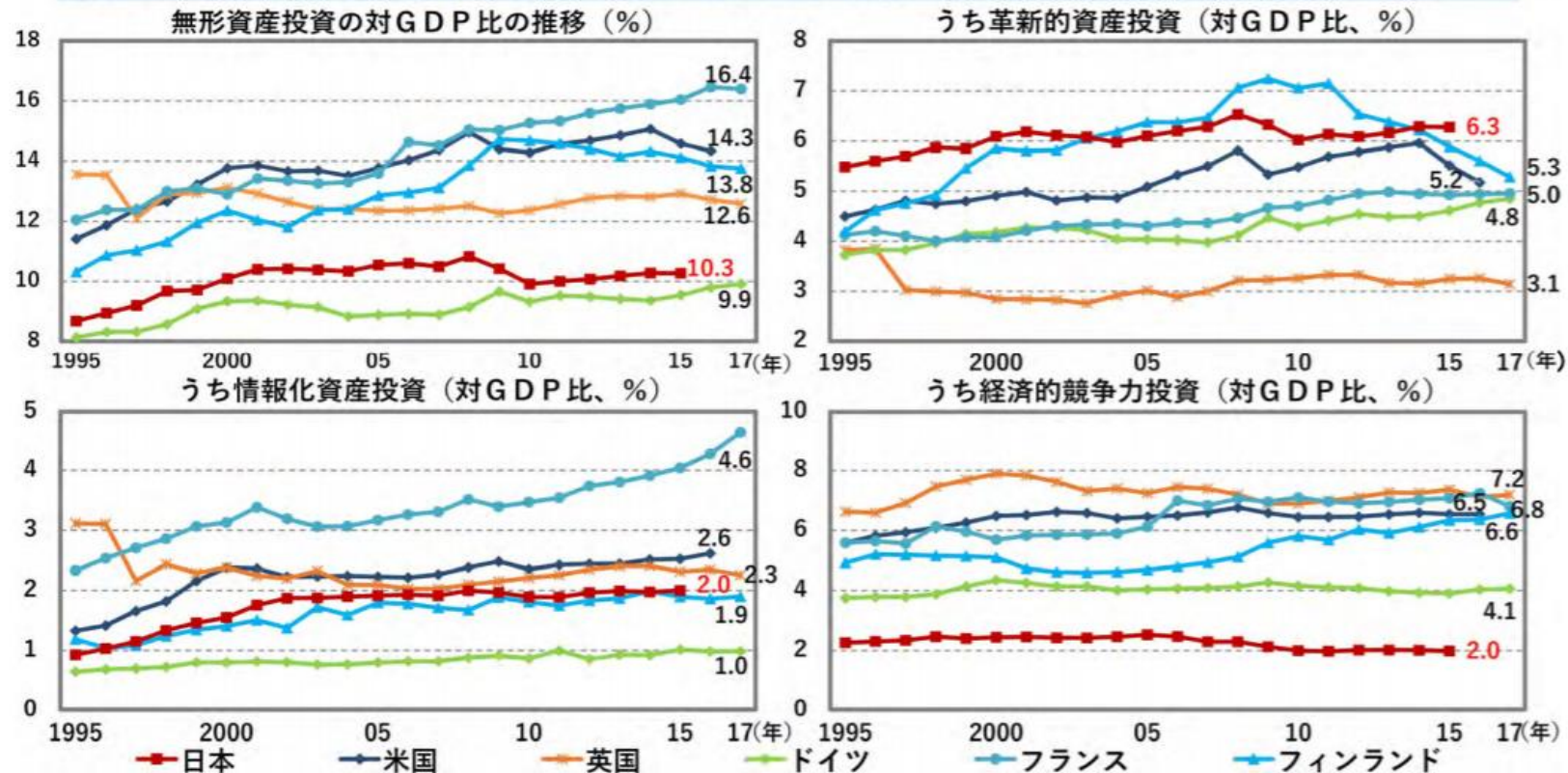
*1: 損金算入否認の方法に拠る場合、最も収益性の高い構成会社をどのように識別するのかという問題や、適用順序をどうするかという問題 (例: 所得により異なる税率が適用されている場合や、既に他の規定により損金算入制限が課されている場合、グループに損失が生じている場合) が生じることが想定されている (7.59)。

7. 日本における無形資産をめぐる現状

無形資産投資の推移

■ 我が国の無形資産投資は伸び悩んでおり、諸外国と比較して、革新的資産投資を除いて低水準で推移している。

無形資産投資とは、知識・技術や人的資本などの「見えない資産」への投資。革新的資産投資（研究開発投資等）、情報化資産投資（ソフトウェア投資等）、経済的競争力投資（人材投資、経営組織改革投資等）に大別される。



出所：第6回 税制調査会（2021年11月19日） 財務省資料P12抜粋

(参考) 無形資産の分類

■ Corrado, Hulten and Sichel (2005) では、無形資産を下記の3つに分類。

分類	具体的な内容	計上方法
情報化資産	ソフトウェア	● 受注及びパッケージソフトウェア⇒国民経済計算のソフトウェア投資額 ● 自家開発ソフトウェア⇒ソフトウェア開発にかかる人件費
	データベース	
革新的資産	科学・工学分野における研究開発	● 科学・工学分野における研究開発費⇒科学技術研究調査報告(総務省)の計数
	資源探索権	● 資源探索に係る投資額⇒国民経済計算の無形資産投資額からソフトウェア投資額を控除した値
	著作権	● 著作権・ライセンスの取得にかかる費用⇒出版・印刷業と、その他の映像・音声・文字情報制作業から、それ以外の部門への中間投入の金額を計上
	ライセンス等	
	他の商品開発・デザイン・機械設計	● デザイン等にかかる外注費用⇒「特定サービス実態調査」の売上に関するデータと、JIPデータベースの「その他の対事業所サービス」に対する、他のサービス部門からの中間投入に関するデータを使って推計 ● デザイン等に係る自社開発支出額：デザイン業のみ推計(人件費を計上)
経済的競争力	ブランド資産	● 広告・宣伝費⇒広告業の中間投入
	企業特殊的人的資本(従業員等の人的資本)	● 職場外研修費用⇒「就労条件総合調査」を用いて産業ごとの総労働費用に占める職場外研修費用の割合を推計。当該割合に対して0.37(企業特殊技能比率の推計値)を乗じるとともに、総賃金額を掛けあわせて算定
	組織改編(企業が効率的に機能するための組織)	● 組織改編のために用いた費用⇒経営者報酬の9%であると仮定し、算定。

(出所) RIETI(2016)JIPデータファイル2015産業別無形資産の推計方法, Miyagawa and Hisa(2013) "Estimates of intangible investment by industry and productivity growth in Japan", 宮川努編(2016)"インタンジブルズ・エコノミー"をもとにMURC作成

出所：平成31年度産業経済研究委託事業（第四次産業革命の進展等の経済社会構造の変化と税制に関する調査）報告書（2020年3月23日）P.116より。

有形・無形資産投資の推移

- 無形資産が競争力の源泉として益々重要になっているにもかかわらず、日本企業は依然として有形資産投資を重視する傾向。
- 有形資産投資と無形資産投資を比較すると、無形資産投資により企業価値を高めている米国においては、無形資産投資が有形資産投資を逆転しているのに対し、日本では、現在でも有形資産投資が大きい状況。

日米の有形資産投資・無形資産投資（対GDP比）



資料：日本経済研究センター（2019a）を参考に、INTAN-Invest、SPINTAN、JIP データベース 2015、Penn World Table 9.1、Refinitiv

出所：「日米の有形資産投資・無形資産投資（対GDP比）」の図については、経済産業省「通商白書2020」より抜粋。

企業価値に占める無形資産の割合（米国、日本）

- 企業価値に占める無形資産価値の割合について見ても、米国企業は、企業価値に占める無形資産価値の割合が過半を超え、企業価値を支えているのに対し、日本企業はいまだ有形資産価値の占める割合が大きい。

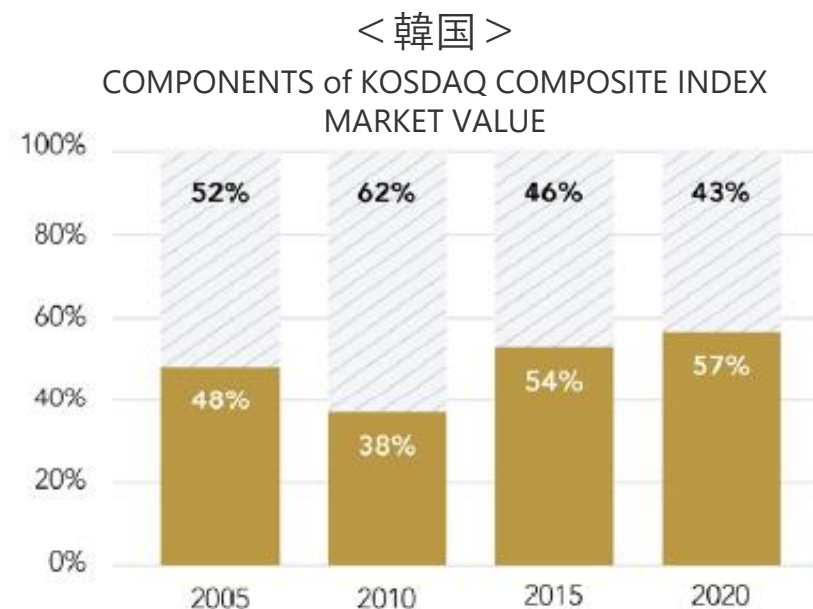
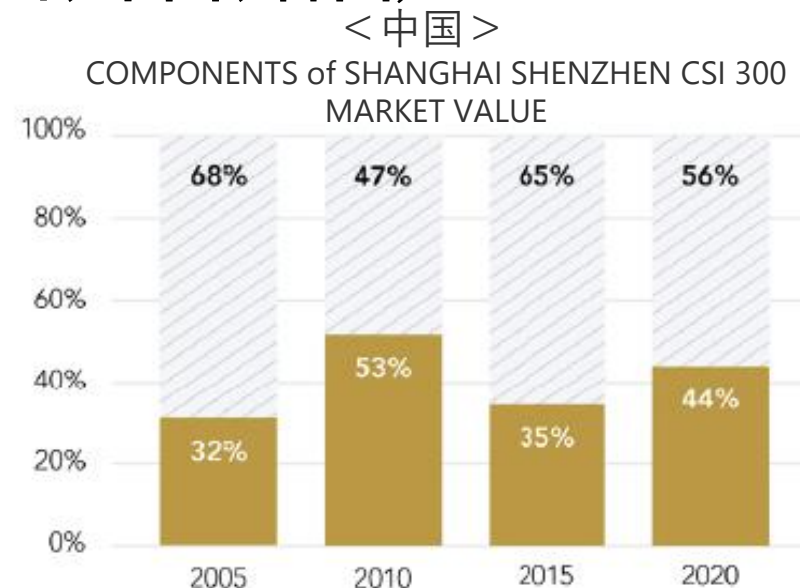
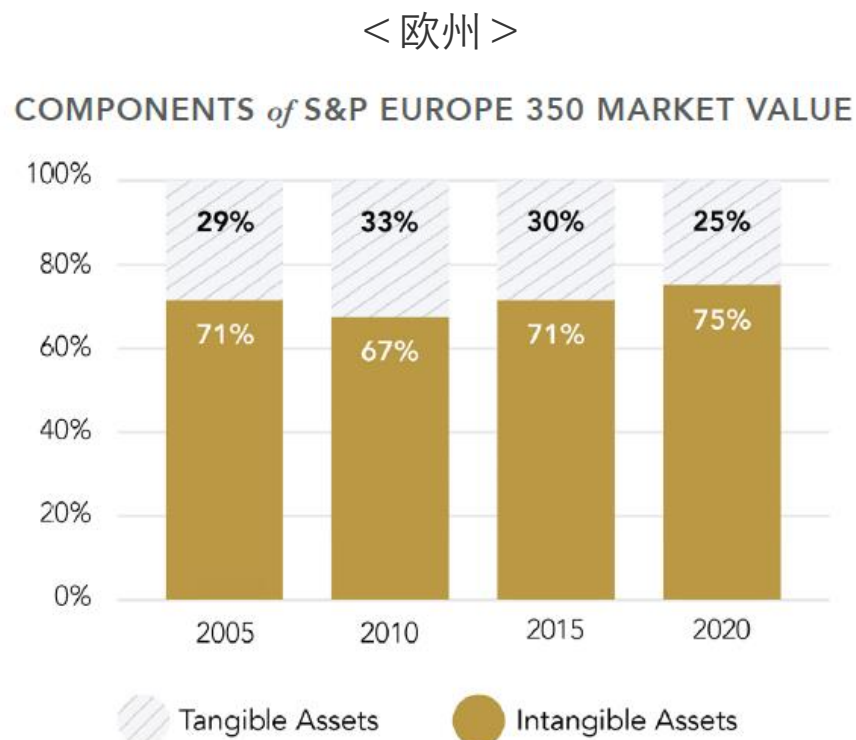
企業価値に占める無形資産割合の日米比較



(※) Intangible Asset Market Value (IAMV) is calculated by subtracting net tangible asset value from market capitalization.

出所：WWW.OCEANTOMO.COM/INTANGIBLE-ASSET-MARKET-VALUE-STUDY

（参考） 企業価値に占める無形資産の割合（欧州、中国、韓国）

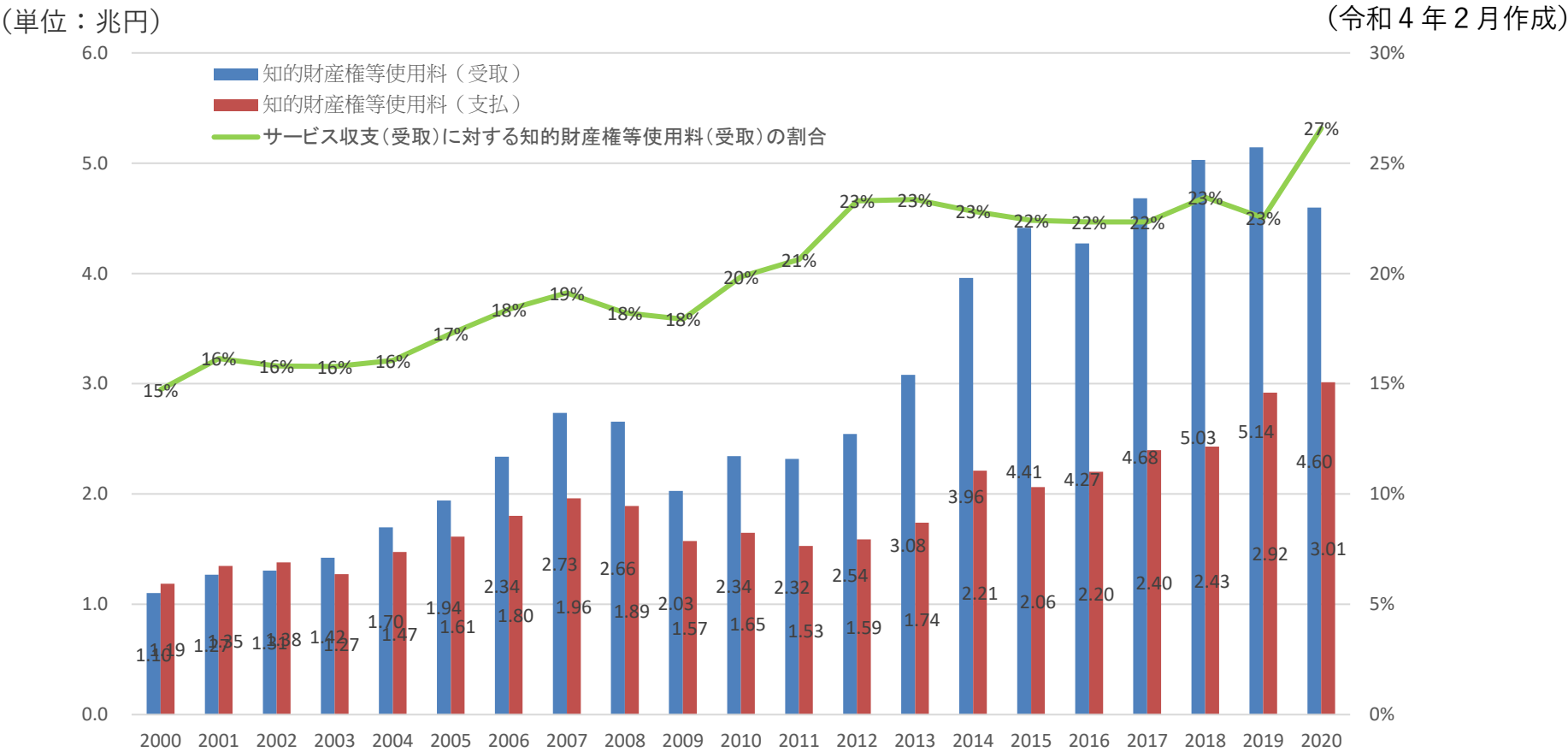


（※） Intangible Asset Market Value (IAMV) is calculated by subtracting net tangible asset value from market capitalization.

出所： WWW.OCEANTOMO.COM/INTANGIBLE-ASSET-MARKET-VALUE-STUDY

知的財産権等使用料の推移

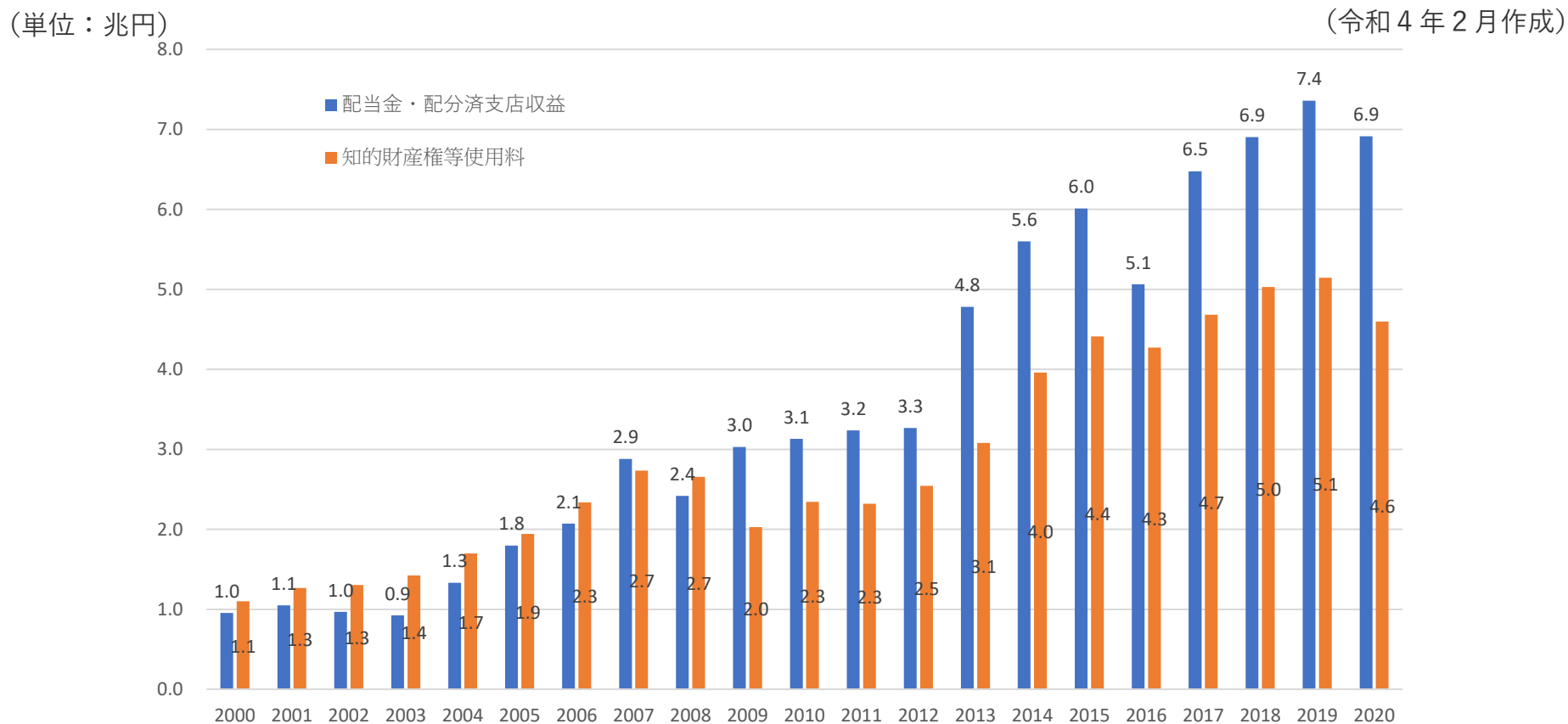
- 知的財産権等使用料に係る受取額は、2010年代に増加。
- サービス収支全体の受取額に占める割合は23％前後で推移している。



出所：日銀「国際収支統計」から作成。なお、過去のデータであっても、毎年の年次改訂の結果、変更があり得る点に留意。

(参考) 海外子会社等からの配当金等と知的財産権等使用料の規模感の比較

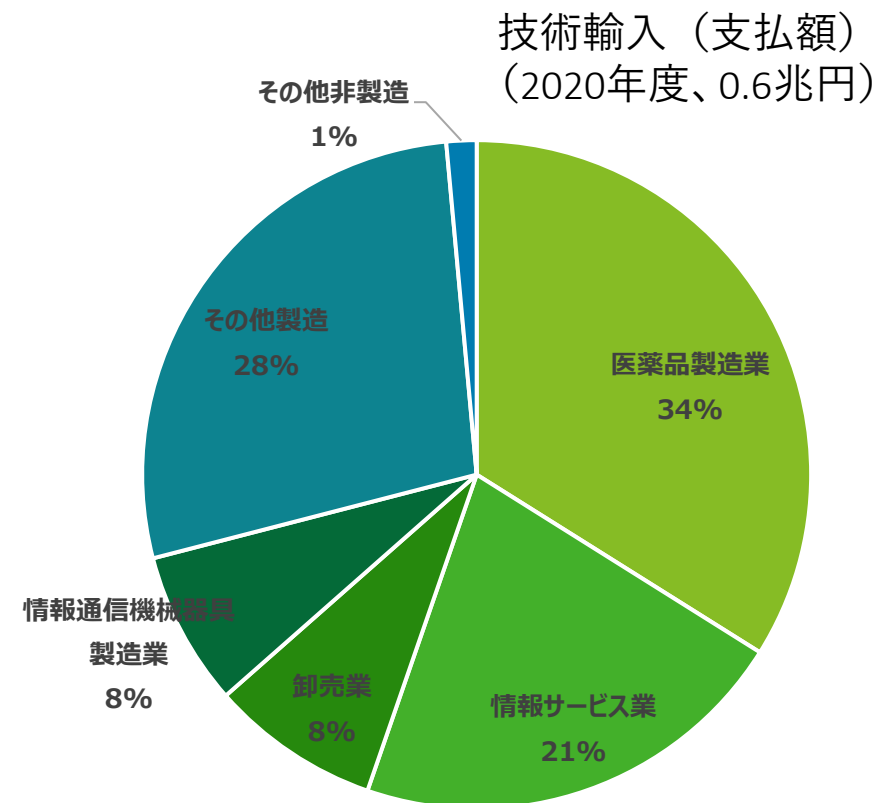
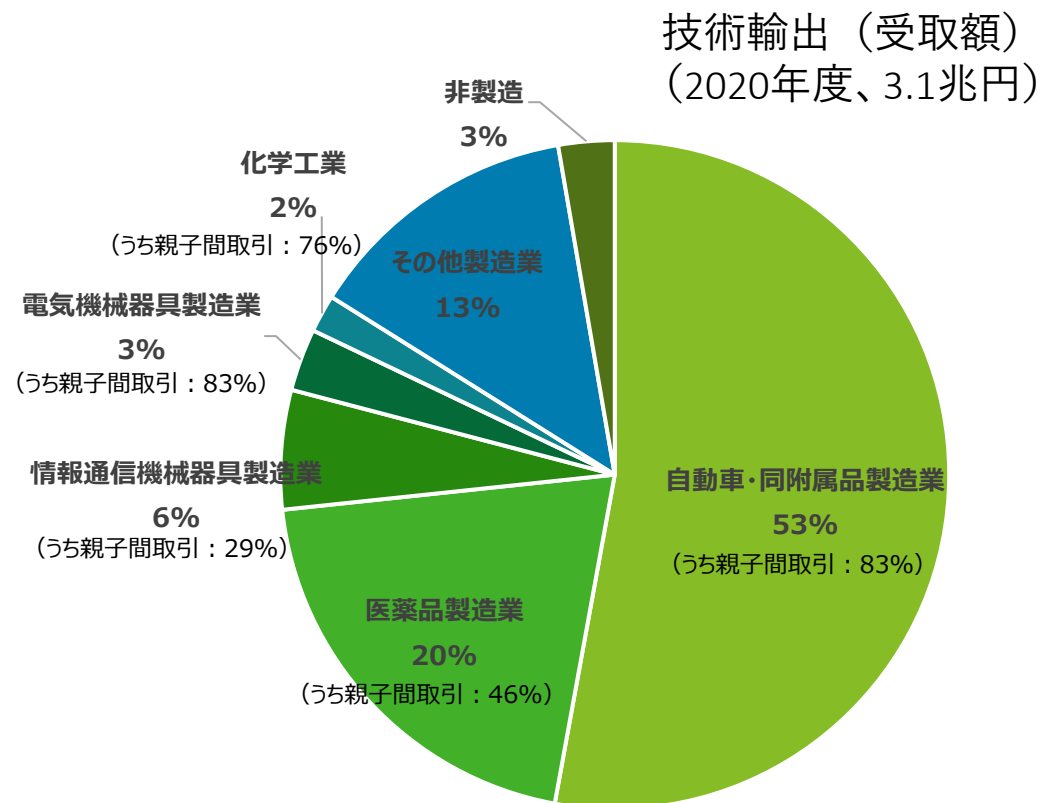
- 海外子会社等からの配当金等が約7兆円に対して、知的財産権等使用料は4.6兆円であり、受取規模からしても海外からの重要な収入源である。



出所：日銀「国際収支統計」から作成。なお、過去のデータであっても、毎年の年次改訂の結果、変更があり得る点に留意。

技術輸出・輸入における産業別割合

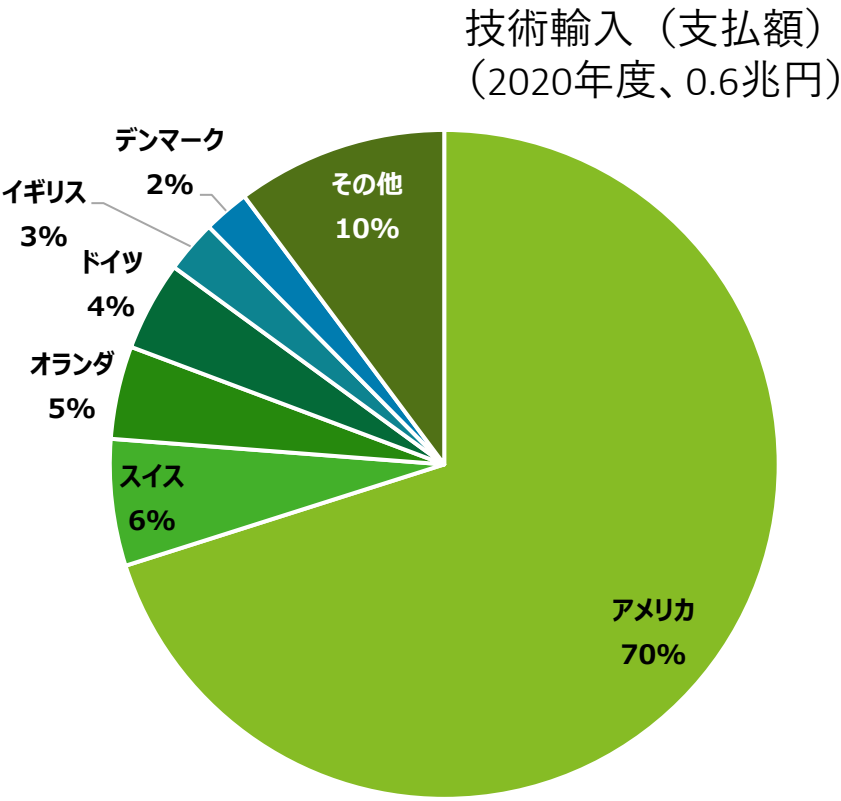
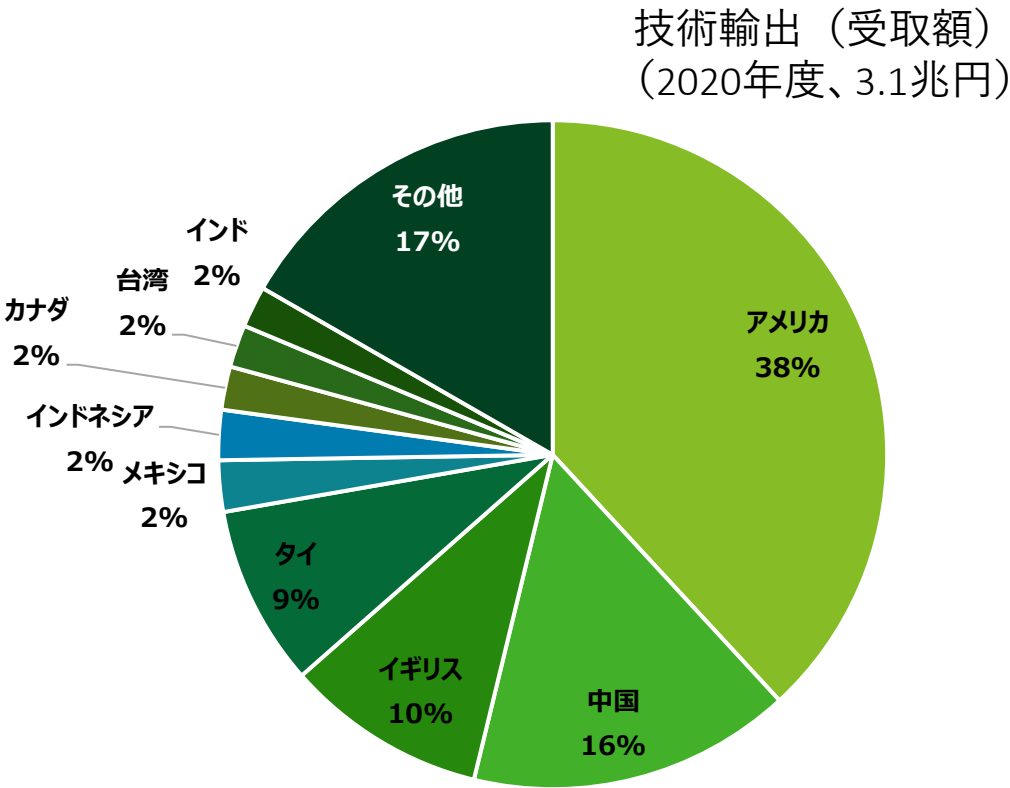
- 技術輸出（外国への特許、ノウハウ等の技術提供）に係る受取額（3.1兆円）においては、自動車製造業（53％）、医薬品製造業（20％）が高い割合を占める。
- 技術輸入に係る支払額（0.6兆円）においては、医薬品製造業（34％）、情報サービス業（21％）が高い割合を占める。



出所：総務省「2021年（令和3年）科学技術研究調査」を基に作成。

技術輸出・輸入における国・地域別割合

- 技術輸出に係る受取額（3.1兆円）においては、アメリカ（38％）、中国（16％）、イギリス（10％）、タイ（9％）が高い割合を占める。
- 技術輸入に係る支払額（0.6兆円）においては、アメリカ（70％）が高い割合を占め、スイス（6％）、オランダ（5％）、ドイツ（4％）、イギリス（3％）といったヨーロッパ諸国が比較的高い。

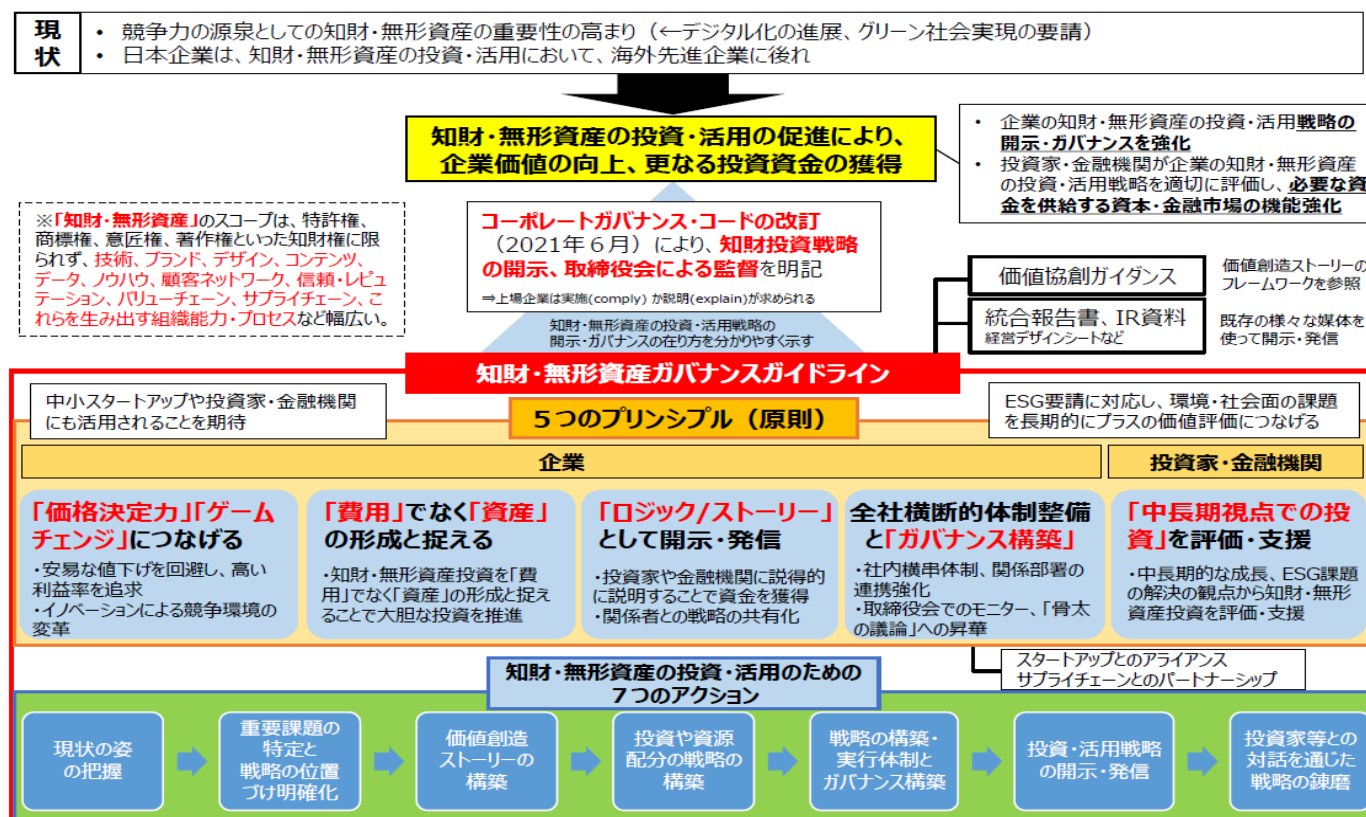
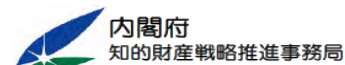


出所：総務省「2021年（令和3年）科学技術研究調査」を基に作成。

(参考) 知財・無形資産に関する動向

- 企業による知財・無形資産の投資・活用を促すため、ガイドラインの検討作業が進められている。

「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の全体像



出所：内閣府知的財産戦略推進事務局「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（略称：知財・無形資産ガバナンスガイドライン）Ver.1.0（概要）」（2022年1月）から抜粋。

8. 英国・フランス・米国の無形資産関連税制の概要

(参考) 各国無形資産関連税制比較 (1)

	英国	フランス	米国(FDII)
政策目的	英国内でのIP開発水準向上・商業利用推進、英国発の革新的な製品・サービスの製造販売、IP開発に関連する高付加価値な雇用の拡大等	IP開発・研究開発活動の国内誘致の支援を通じた技術的イノベーションの創出	米国を拠点とする多国籍納税者がIPを米国内に移転するインセンティブの提供
対象企業	下記要件を全て充足する法人 1. 適格IPを所有（又は独占的ライセンス） 2. 一定の開発要件 ^{*1} を充足 3. 一定の所有要件 ^{*2} を充足	フランス国内で法人税又は所得税の納税義務を負う法人のうち、同国内で研究開発活動を行いIP所得を稼得している法人	米国内法人
対象IP	適格IP：英国の知的財産局（IPO）、欧州特許局（EPO）及びUKと類似の要件を満たすEEA諸国で登録された特許（又はその独占的ライセンス）	特許権、ソフトウェア著作権等	N/A
優遇税率	10%（通常の法人税率は19%（2023年4月以降は25%））	10%（通常の法人税率は25%）	13.125%（＝通常の法人税率21%×（1-所得控除37.5%）） 【直近改正案】15.792%（＝通常の法人税率21%×（1-所得控除24.8%））

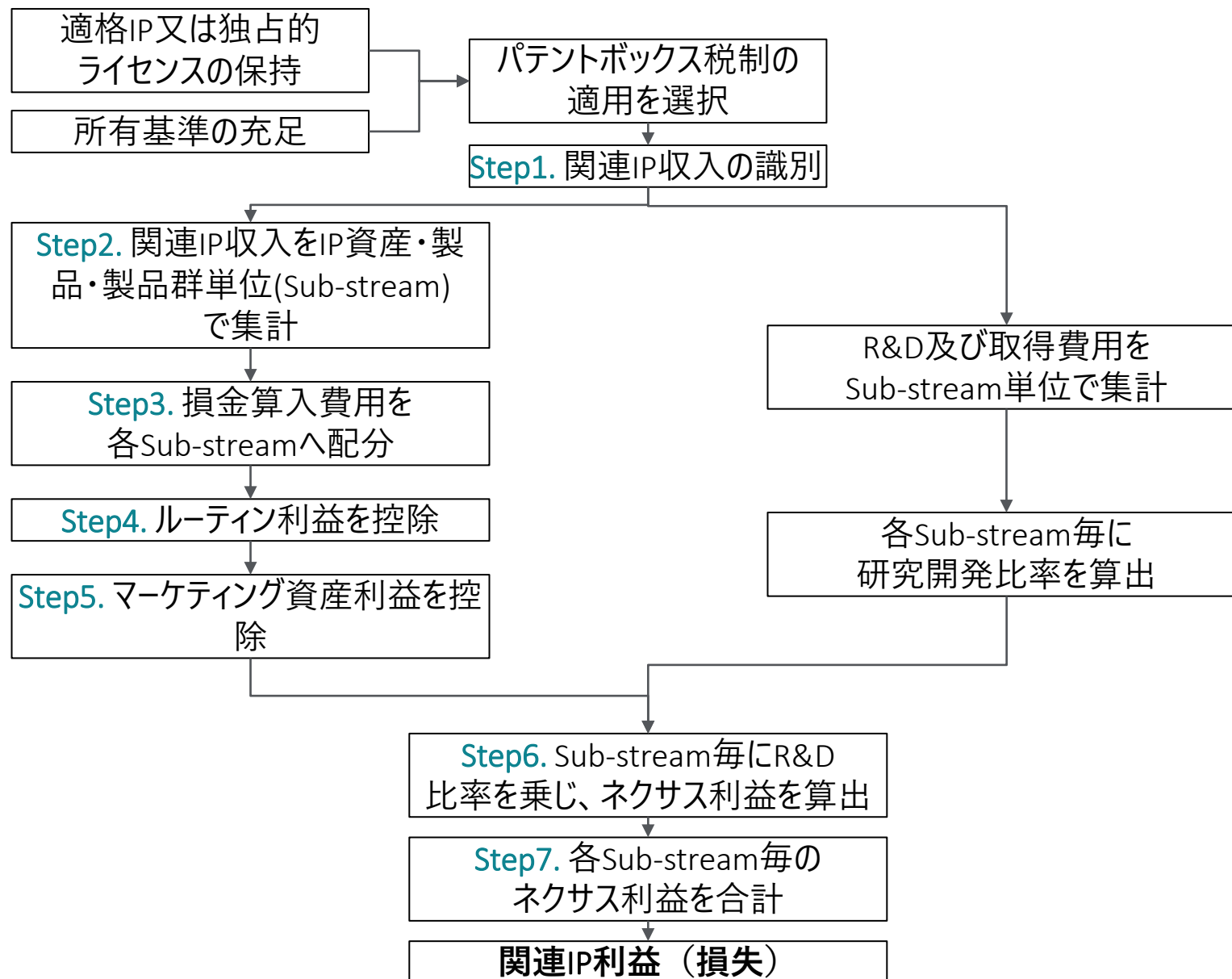
*1: IPに係る適格開発（IPの発明等に当該法人が著しい貢献を果たす開発活動）を実施していること。

*2: 企業グループに属する法人の場合、適格開発を実施していること又はIPの管理活動（開発計画の作成や意思決定の実施等）を相当程度実施していること。

(参考) 各国無形資産関連税制比較 (2)

	英国	フランス	米国(FDII)
対象所得	関連IP利益 × 研究開発比率 <u>関連IP収入 (Relevant IP income) :</u> - 適格IPに係る製品売上 - 使用料収入 - 特許権の譲渡益等 ※所得源泉地は国内・海外問わない ➤ 関連IP収入から関連IP利益 (Relevant IP profit) を算出する 計算ステップは次頁参照 <u>R&D比率 (R&D fraction) :</u> $1.3 \times (D+S1)/(D+S1+S2+A)$ D : 自己開発に係る支出額 (人件費等) S1 : 非関連者への外注費 S2 : 関連者への外注費 A : 特許取得費用	関連IP利益 × 研究開発比率 <u>関連IP収入 :</u> - 使用料収入 - 特許権の譲渡益等 ※所得源泉地は国内・海外問わない <u>R&D比率 :</u> $1.3 \times QE / OE$ QE : 適格支出額 (関連者への外注費・特許取得費用を除く) OE : 総支出額 (関連者への外注費・特許取得費用を含む)	(米国内法人の合計所得 (サブパートF所得等を除く) - 適格事業資産 × 10%) × 外国派生割合

(参考) 英国のпатентボックス税制について (1)



(参考) 英国のпатентボックス税制について (2)

計算例	2020/12/31	2021/12/31	2022/12/31
a. 自己開発に係る支出額 (D) :	4,000	2,000	1,000
b. 非関係者への外注費 (S1) :	1,000	0	0
c. 関係者への外注費 (S2) :	0	6,000	6,800
d. 特許取得費用 (A) :	0	0	0
e. 当期R&D費用:	5,000	8,000	7,800
f. 累計R&D費用:	5,000	13,000	20,800
g. R&D比率($1.3 \times (a+b)/(a+b+c+d)$) * :	1.0	0.7	0.5
h. IP利益:	10,000	10,000	10,000
i. 関係IP利益($g \times h$):	10,000	7,000	5,000
j. 控除額($i \times (\text{法人税率}^{**} - 10\%) / \text{法人税率}$):	4,737	3,316	2,368
k. 納税額の減額 ($j \times \text{法人税率}$):	900	630	450

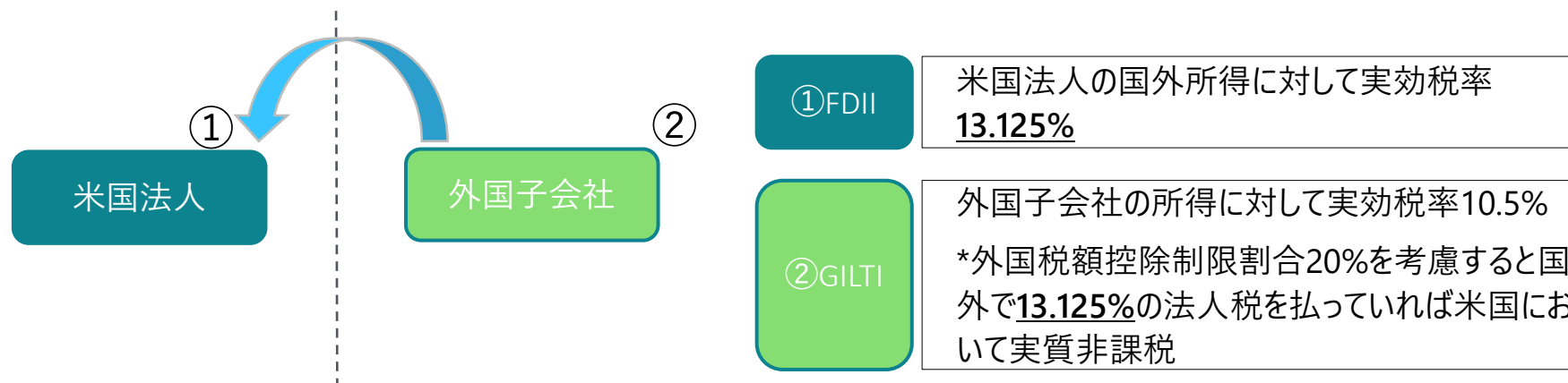
* R&D比率計算は、a～dのそれぞれの累計額を用いる（1.0が限度）。

** 法人税率は19%とする。

(参考) 米国のGILTI／FDII税制について

- 2017年税制改革により制定されたGILTI/FDII両制度をセットで導入することにより、米国外の事業を
 - ✓ 米国から行った場合（FDII）
 - ✓ 外国から行った場合（GILTI）
 の税負担を均一化

	GILTI	FDII
政策目的	IP等の収益事業の米国外への流出を防止	米国を拠点とする多国籍納税者がIPを米国内に移転するインセンティブの提供
概要	外国子会社（CFC）の所得に対して一定税率で米国親会社で合算課税	米国法人の国外派生所得に対して一定の所得控除
実効税率	実効税率10.5%*(法人税率21%×(1-所得控除50%)) *外国税額控除制限割合20%を考慮すると国外で <u>13.125%</u> の法人税を払っていれば米国において実質非課税	実効税率 <u>13.125%</u> (法人税率21%×(1-所得控除37.5%))



(参考) FDII税制について

- 米国法人の外国派生無形資産所得 (FDII) について、37.5%の所得控除が認められる。
(法人税率21%においては実効税率13.125%)

$$\text{FDII} = (\text{DEI} - \text{DTIR}) \times \frac{\text{FDDEI}}{\text{DEI}}$$

$$\text{FDII} \times 37.5\% = \text{所得控除額}$$

DEI
控除可能所得

- ✓ 内国法人の合計所得から以下を引いた額
 - サブパートF所得、GILTI合算所得、金融サービス所得、外国支配会社からの配当所得、国内石油及びガス採掘所得、外国支店所得

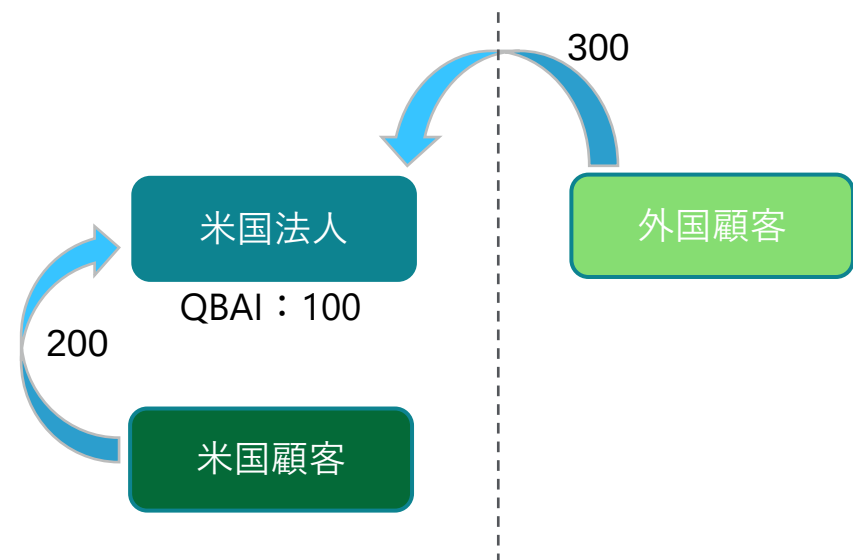
DTIR
みなし有形資
産所得

- ✓ 適格事業資産(QBAI)の10% (適格事業資産とは、特定有形資産(特定有形資産とは、通常は不動産以外の固定資産)のうち、法人の事業目的で使用されており、減価償却の対象になっているもので、その税務簿価を四半期末ごとに平均した金額)

FDDEI
外国派生控除
可能所得

- ✓ 控除可能所得のうち以下に該当する所得が含まれる
 - 米国外の者に販売され、米国外使用資産から生じる所得
 - 米国外の者又は資産に対して提供されるサービスから生じる所得

(参考) FDII具体例



FDIIの計算

a. DEI(控除可能所得) :	300+200=500
b. DTIR(みなし有形資産所得) :	100×10%=10
c. FDDEI(外国派生控除可能所得) :	300
d. FDII((a-b)×(c/a)) :	294
e. 所得控除額(d×37.5%) :	110.25
f. 課税所得(d-e) :	183.75
g. FDII税額(f×21%) :	38.59
h. 実効税率(g/d) :	13.125%

9. 既存研究の概要及び本勉強会との関連事項

既存研究に基づくパテントボックス税制の効果（サマリー）（1）

※論文の内容を踏まえ、事務局（デロイトトーマツ税理士法人）が類推した内容を含む

	無形資産の 形成	無形資産の 保持・利用
HM Revenue & Customs, “Patent Box Evaluation”, Literature Review	■ 多くの国で税率を下げることで設備投資を増加させることを示す研究もあることから、 <u>無形資産の形成に資するとも解釈できる。</u>	■ パテントボックスが特定地域に知的財産を登録することを奨励できる研究も見いだせることから、 <u>無形資産の保持・利用に資するとも解釈できる。</u>
“IP Box Regimes and Multinational Enterprises: Does Nexus Pay Off?”	■ パテントボックス制度による税負担の観点からの分析のため、 <u>分析の対象ではない。</u>	■ 修正ネクサスアプローチが導入されることで、既存の <u>パテントボックスの効果は一部失われる。</u>

既存研究に基づくパテントボックス税制の効果（サマリー）（2）

※論文の内容を踏まえ、事務局（デロイト・トーマツ税理士法人）が類推した内容を含む

	無形資産の 形成	無形資産の 保持・利用
Is it just Luring Reported Profit? The Case of European Patent Boxes	■ パテントボックス制度が研究開発活動の誘因になるかについては、分析結果の一部においてクロスボーダーの利益移転ではなく、国内における生産性改善に伴う利益増大効果が見られたため、 <u>無形資産の形成に資する可能性があると考えられる。</u>	■ 本論文からわかることは、パテントボックス導入国において、多国籍企業が計上する利益を増大させる効果があり、形成された無形資産をパテントの形で保持しないとパテント関連収入は増大しないため、 <u>形成された無形資産を国内に保持する一定の効果はあると類推される。</u>
Corporate Taxes, Patent Shifting, and Anti- avoidance Rules: Empirical Evidence	■ 低税率国における特許保有はR&Dのインプットとアウトプットの地理的な別離と相関しており、利益を特許保有地に移せることで、高品質のインフラや高熟練労働者が所在するという税以外の便益によって、逆に <u>実態ある経済活動（R&D活動）を高税率国に留める可能性を示唆している。</u>	■ 特許所得税率を低く設定するような無形資産関連税制は、形成された無形資産を国内に保持するという観点から、 <u>一定の有用性があると言える可能性がある。</u> ■ ただし、一概に特許所得に対する税率を低くしなければ、 <u>形成された無形資産を国内に保持出来ないとは言えない。</u>

既存研究に基づく米国GILTI・FDII税制の効果（サマリー）

※論文の内容を踏まえ、事務局（デロイトトーマツ税理士法人）が類推した内容を含む

	無形資産の 形成	無形資産の 保持・利用
The Impact of GILTI and FDII on the Investment Location Choice of U.S. Multinationals	GILTIは米国企業が米国外に投資を行うにあたって米国外における投資のコストを上昇させ、国内における投資の価値を相対的に高めるという効果をもち、FDIIは米国企業が米国内において新たな投資をするインセンティブとして十分なインセンティブを提供することから、 <u>米国内での投資活動を高めるという点で有用な面がある。</u>	本論文は形成された無形資産を米国内に保持するという観点からの分析は行っていない。しかしながら、BEPS後の世界においては、米国内において投資を行って開発した投資成果を米国外に移転するためには多くのコストがかかることも含め、 <u>米国内に形成された無形資産を保持する合理性はあるものと類推できる。</u>

(参考) パテントボックス税制の効果に係る研究のまとめ

英国政府 (HM Revenue & Customs) による文献 (2020年)

- 現在のパテントボックス税制の研究は、大きく①知的財産配置戦略または特許出願地の選択行動、②パテントボックス税制がイノベーション活動の誘因に有効か、の2つの分野に焦点を当てていると考えられる。
- ほとんどの論文は知的財産配置戦略または特許出願地の選択行動について、マクロデータを使用して検証している。
 - 税率とパテントボックス税制が企業の知的財産をどこに配置するか決定に影響することを見出した。さらに、一部の研究では国内での研究開発活動にも少なからず影響を及ぼすことも確認した。－ Griffith, et al. (2011)、Alstadsæter, et al. (2018)、Gaessler, et al. (2018)
 - 税率を1%上げると特許出願の割合が3.5%減少することを確認しており、ゆえに理論的にはパテントボックス税制により税率を下げることで特許出願割合を上げることが出来ると言える。－ Karkinsky & Riedel (2012)
 - さらに、知的財産に関連した製品の開発、生産、及び/または販売が知的財産自体と同じ場所で行われる場合には、知的財産の所在地は間接的に投資の増加を反映している可能性がある。これは、自国で開発された知的財産関連の投資を確実に英国で実現するという英国のパテントボックス税制の目的と合致する。既存研究は、無形資産または知的財産の登録の測定にある程度限定されているが、その多くは、パテントボックスが特定地域に知的財産を登録することを奨励できることを示している。
- 第2の分野として、パテントボックス税制がイノベーション活動の誘因に有効かどうかを検討している。
 - パテントボックス税制の存在が、特許出願数をやや増加させる効果（統計的に有意）を示している。－ Gaessler, et al. (2018)
 - パテントボックス税制がイノベーション及び研究開発活動の誘因に有効かどうかについて、効果がないと考える論文は多い。研究開発費用ベースの税制優遇措置とは異なり、パテントボックス税制はすでに特許を取得している製品の利益に対する減税効果で、経済的利益を生まないためである。－ Alstadsæter, et al. (2018)
 - 英国のパテントボックス税制の目的は、企業が既存の特許を保持・商業化するための更なるインセンティブを提供し、関連する投資・雇用を生み出すことであると明示されている(HM Revenue and Customs, 2013)。英国には既に研究開発に焦点を当てたインセンティブがあり、イノベーション活動を誘因することを目的としており、パテントボックス税制は当該イノベーションの成果が英国で商業化されることを目的としていると言える。－ Shanahan (2011)。
 - 投資成果に対するパテントボックス税制の影響研究は過去に公表されていないが、投資に対する税率の影響については、前述のように税率を下げることで特許出願や無形資産を増加させることを示す研究もある。同様に多くの国で税率を下げることで設備投資を増加させることを示す研究もある。パテントボックス税制を利用する企業の実効税率を低くすれば、有形資産と無形資産の両面で投資が促進されるはずである。－ Hall & Jorgensen, 1967、Vergara, 2010、Chatelain & Tiomo, 2001)。

(参考) EUにおけるパテントボックス税制の効果に係る研究概要

Jessica M. Müller, Christoph Spengel and Daniela Steinbrennerによる文献 (2022年)

- イノベーションの主要な成果の1つとしての無形資産は膨大な所得を生み出す一方、無形資産は所在地を柔軟に選択できるような性質があることから、2021年までにEU加盟国の13か国及び英国でパテントボックス税制が導入されている。非EU加盟国（カナダ、イスラエル、セルビア、スイス、トルコ等）でも同様の動きが見られる。一方で、無形資産の柔軟な可動性により、税源浸食と利益移転のリスクが伴う。パテントボックス税制の分野で有害なタックスプランニングを制限するため、OECDは修正ネクススアプローチ (以下、「ネクスス」) を確立した。
- 本論文では、国内の研究開発活動を促進するという目的と、意図的な利益移転を制限するという観点から、ネクススとその国内での実施が有効かどうかを定性的に評価する。ネクスス導入前後のEUのパテントボックス税制の変化について定性/定量的概観を提供するものである。
- 主な結果として、ネクススが導入されたことで積極的なタックスプランニングに用いられてきたパテントボックス税制の主要な特徴は理論的上使用できなくなり、税源浸食を防止することが示された。ただし、エンベディット・ロイヤルティ（製品価格に潜在的に含まれる無形資産対価）を適切な費用として定義することや損失の取扱いについては一定の選択の余地があり、実効的な税負担に影響することが示された。
- 分析の結果、ネクスス導入後でも実効税率の大幅な減少が可能であるにも関わらず、多国籍企業の有害なタックスプランニングによる税負担の過度な軽減を効果的に防止することが分かる。各国の従来の税制と比較して、ネクスス導入後のパテントボックス税制における実効税率が減少することによって、これが示される。パテントボックス税制の税負担への影響は、主に免税所得によるものである。
- 感度分析により、税負担の観点からのパテントボックス税制による誘致魅力度ランキングは、ネクスス比率（研究開発費全体に占めるパテントボックス税制の適用上、適格とされる研究開発費の割合）によって大きく影響されることを示した。ランキングは、インセンティブの程度、適格費用の割合、通常の法人所得課税の程度によって決定される。さらに、計算にはNID（資本によって資金調達される研究開発集約的投資に適合するような既存の租税手段）、及びインプット型研究開発税制との組合せを考慮する。その結果、当該インセンティブと組合せることで、16か国中10か国で実効税率の減少が見られた。特に、研究開発税額控除と組合せた場合、自己開発特許に対する多国籍企業の全体的な税負担を低減するのに適していた。このように、他の税制優遇措置を組合せられることで、パテントボックス税制の効果は減少する。

出所：Jessica M. Müller, Christoph Spengel and Daniela Steinbrenner, World Tax Journal, 2022 (Volume 14), No. 1 p.1-29, “IP Box Regimes and Multinational Enterprises: Does Nexus Pay Off?”, 1. Introduction; 6. Conclusion

本勉強会において取り上げる論文のリスト

番号	論文タイトル	著者	発表年	雑誌名、巻数、所在 ページ	ページ
1	The Impact of GILTI and FDII on the Investment Location Choice of U.S. Multinationals	Kartikeya Singh (PwC) Aparna Mathur (American Enterprise Institute)	2019年	Columbia Journal of Tax Law Vol. 10:2 2019 p.200-224	31
2	Is it just Luring Reported Profit? The Case of European Patent Boxes	Marko Koethenbuerger, Federica Liberini and Michael Stimmelmayer (スイス連邦工科大学)	2018年	CESifo Working Papers No. 7061, Category 1: Public Finance p.1-45	35
3	Corporate Taxes, Patent Shifting, and Anti-avoidance Rules: Empirical Evidence	Martina Baumann (ドイツ労働市場・職業研究所 (IAB)) Tobias Boehm (ヴェストファーレン・ヴィルヘルム大学) Bodo Knoll (ルール大学ボーフム) Nadine Riedel (ヴェストファーレン・ヴィルヘルム大学)	2020年	Public Finance Review 2020, Vol. 48(4) p.467-504	39

The Impact of GILTI and FDII on the Investment Location Choice of U.S. Multinationals

米国多国籍企業の投資先選択に与えるGILTI及びFDIIの影響（1）

論文の主題

- 主題：
 - 米国のTCJAによって導入された、国際課税に関する税制であるGILTIとFDIIが米国多国籍企業の投資先の選択に与える影響を分析した。
 - 具体的には、これらの税制が国際間で移動可能な経済的レント、及び関連する経済活動を米国の課税ベース内にとどめることができるのかについて、分析を行った。
- 分析手法：IRR（内部収益率）とNPV（現在価値）の観点から同じ税引前の投資プロファイルに関して、それらが米国で行われた場合と米国外で行われた場合について分析した。

結論



- 比較的簡潔な投資案件の数値例を用いた分析の結果によれば、無形資産に関する（スケールとリターンの観点から）米国多国籍企業は米国内で新たな投資をすることによってより良い結果を望むことができる。
- FDIIは米国多国籍企業が米国内において新たな投資のための十分なインセンティブを提供し、GILTIは米国多国籍企業税金費用の増大を通じて米国外で新たな投資を行う負担を増大させる。
- BEPS後の世界においてはタックスプランニングのコストが増大することを踏まえると、たとえ米国外における投資に対するインセンティブが存在したとしても、FDIIとGILTIによる効果が希薄化される可能性は低い。
- 州税やBEATの影響は考慮していないが、これは分析の結果に影響しないと考えられる。一方で、TCJAにおける繰越欠損の使用制限の強化は米国における投資の利益を損なう方向に働く。

The Impact of GILTI and FDII on the Investment Location Choice of U.S. Multinationals

米国多国籍企業の投資先選択に与えるGILTI及びFDIIの影響（2）

分析に関する基礎的なデータ

①	②	③
---	---	---

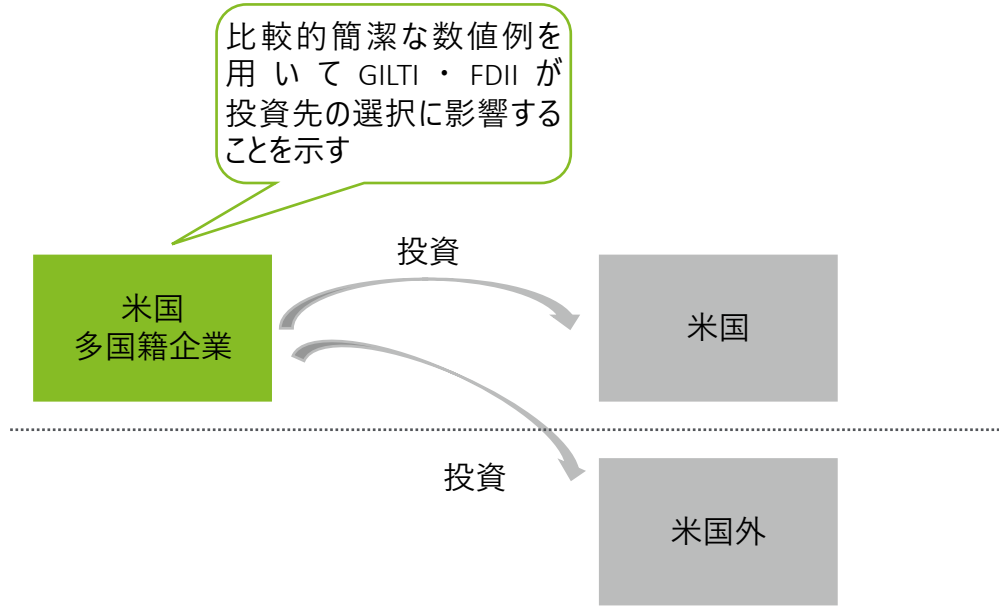
分析の基本的性格	内容
分析対象制度	米国TCJA税制におけるGILTI及びFDII
分析対象	GILTI及びFDIIを導入したことによる、米国内及び米国外における投資リターン率（の比較）
分析対象企業	N/A（代表的企業）
分析対象年度	TCJAが導入された2017年12月以降の状況が該当する
データソース	シミュレーションのため、データベースの使用無し。一定の前提を置いた簡潔な投資モデルに基づき計算。

The Impact of GILTI and FDII on the Investment Location Choice of U.S. Multinationals

米国多国籍企業の投資先選択に与えるGILTI及びFDIIの影響（3）

①	②	③
---	---	---

分析方法（手法・データ）



- 本論文においては、GILTI及びFDIIが導入されたことの効果について、一定の前提を置いた投資キャッシュフローをベースとした投資案件を仮定して、米国内で投資する場合と、米国外で投資する場合の案件の割引現在価値（NPV）の比較を数値例を用いて行い、特に無形資産に関して米国内で投資することの優位性を示している。
- FDIIとGILTIの計算ルールを踏まえると、米国内に投資する場合は限界税率が13.125%を下回ることはない一方で、米国外に投資する場合の限界税率は13.125%から場合によっては10.5%に達しうる。このことから、原理上は米国外投資の誘因は残るが、米国外に投資することの税以外のコストも踏まえると、実質的にはこの誘因は大きくならない。

The Impact of GILTI and FDII on the Investment Location Choice of U.S. Multinationals

米国多国籍企業の投資先選択に与えるGILTI及びFDIIの影響（４）

- ①
- ②
- ③

本勉強会との関連事項

※論文の内容を踏まえ、事務局（デロイトトーマツ税理士法人）が類推した内容を含む

本勉強会における検討ポイント	論文から読み取ることができる関連事項
■ 諸外国における無形資産関連税制が、形成された無形資産を国内に保持するという観点から、有用な税制であるか	■ 本論文は形成された無形資産を米国内に保持するという観点からの分析は行っていない。しかしながら、BEPS後の世界においては、米国内において投資を行って開発した投資成果を米国外に移転するためには多くのコストがかかることも含め、 <u>米国内に形成された無形資産を保持する合理性はあるものと類推できる。</u>
■ 諸外国における無形資産関連税制が、研究開発拠点を国内に保持するという観点から、有用な税制であるか	■ GILTIは米国企業が米国外に投資を行うにあたって米国外における投資のコストを上昇させ、国内における投資の価値を相対的に高めるという効果をもち、FDIIは米国企業が米国内において新たな投資をするインセンティブとして十分なインセンティブを提供することから、 <u>米国内での投資活動を高めるという点で有用な面がある。</u>

Is it just Luring Reported Profit? The Case of European Patent Boxes

報告される利益を呼び寄せるだけなのか？ヨーロッパのパテントボックスの事例から（１）

論文の主題

■ 主題

- パテントボックス税制により多国籍企業がパテント収入をロイヤルティを介して増大させるかを定量的な手法を用いて、検証を行う。

結論



- パテントボックス税制の導入後において、パテントを持っている企業の内、多国籍企業グループに属する企業は、多国籍企業グループに属さない企業と比較して、税引前利益は増大しており、この差は統計的に有意な差である。また多国籍企業の親会社所在国との税率差が大きいほど、効果がある。
- 上記の分析結果は定式化の差によらず見ることができる。特に税引前利益の増大はパテントボックス税制導入後の2年目以降に明確に見ることができる。
- 税引前利益とEBITの増大に対する効果については、EBITに対する効果の方が大きい。税引前利益とEBITの差が支払利子費用であることを考えると、パテント収入が増大する一方で、利払いも増大しており、パテントボックス税制の効果として生じた利益の増大を一部相殺しているとみられる。
- 上記のパテントボックス税制の導入による利益増大効果は、グロスで15％程度であるが、支払利子の増大などの効果を相殺したネットの効果は5％前後であるとみられる。
- OECDとG20によるパテントボックスの使用の制限について、この分析ではその影響は考慮されていない（実施が2021年になるため）。

Is it just Luring Reported Profit? The Case of European Patent Boxes

報告される利益を呼び寄せるだけなのか？ヨーロッパのパテントボックスの事例から（2）

- ①
- ②
- ③

分析に関する基礎的なデータ

分析の基本的性格	内容
分析対象制度	パテントボックス制度
分析対象	パテントボックス制度存置国における企業の税引前利益、及びEBIT（Earnings Before Interest and Taxes）の増減
分析対象企業	欧州6か国（ベルギー、スペイン、ルクセンブルグ、フランス、オランダ、及びハンガリー；2007年から2012年に制度を導入、修正した国）における企業のうち、パテントボックス税制の導入の時点で何らかのパテントを保有していることがわかっている企業
分析対象年度	企業データのカバー年度は1996年から2012年
データソース	BvD社のORBISが使用されている。主として企業の所有関係のデータ、財務データ、パテント保有データが使用されている。

Is it just Luring Reported Profit? The Case of European Patent Boxes

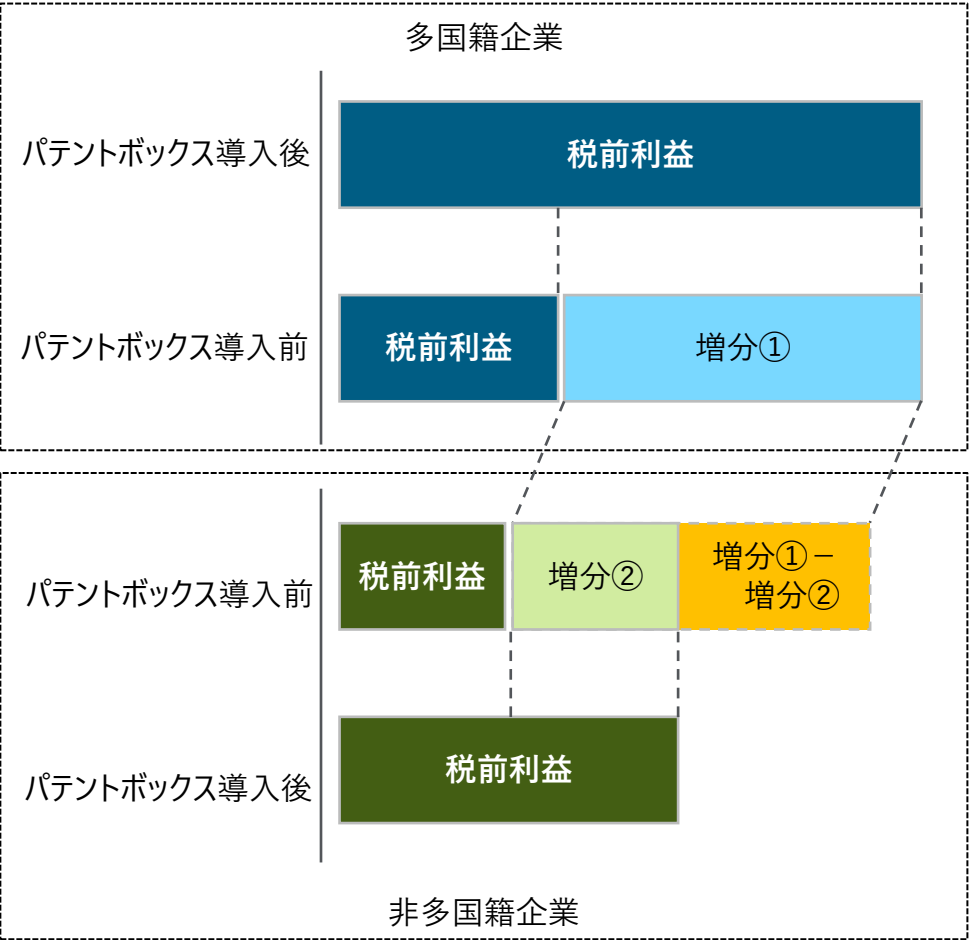
報告される利益を呼び寄せるだけなのか？ヨーロッパのパテントボックスの事例から（3）

①

②

③

分析の基本的なコンセプト



- 本論文においては、Difference in Difference（「DD」）と呼ばれる手法を用い、パテントボックス導入前後において、パテントボックス制度の潜在的な対象企業が制度存置国において税前利益を増大させたかについてを検証している。
- DDを適用するために、制度導入前後でパテントを保有する企業について、多国籍企業グループに属するか、属しないかに分類し、この2つのグループを比較することによって、税前利益の変化がパテントボックス制度の導入によるものかを検証している。
- 左の模式図においてオレンジ色の増分①と増分②の差額がパテントボックス制度による利益増大効果として認識される。

Is it just Luring Reported Profit? The Case of European Patent Boxes

報告される利益を呼び寄せるだけなのか？ヨーロッパのパテントボックスの事例から（4）

- ①
- ②
- ③

本勉強会との関連事項

※論文の内容を踏まえ、事務局（デロイトトーマツ税理士法人）が類推した内容を含む

本勉強会における検討ポイント	論文から読み取ることができる関連事項
■ 諸外国における無形資産関連税制が、形成された無形資産を国内に保持するという観点から、有用な税制であるか	■ 本論文からわかることは、パテントボックス導入国において、多国籍企業が計上する利益を増大させる効果があるということである。形成された無形資産をパテントの形で保持しないとパテント関連収入は増大しないため、 <u>形成された無形資産を国内に保持する一定の効果はあると類推される。</u>
■ 諸外国における無形資産関連税制が、研究開発拠点を国内に保持するという観点から、有用な税制であるか	■ パテントボックス制度を活用するために、研究開発活動の誘因になるか、パテントを制度存置国に移転するかどうかについては、 <u>分析の対象になっていない。</u>

Corporate Taxes, Patent Shifting, and Anti-avoidance Rules: Empirical Evidence

法人税、パテントシフト、反租税回避ルール：実証的証拠（1）

論文の主題

■ 主題：

- 本ペーパーではR&D活動などの創造的な活動のアウトプットに関する戦略的な保有地選択による、国際的な法人税の回避行動について実証的に評価する。

結論



- データからみると、**低税率国における特許保有は多くはない**。多国籍企業では、特許所有国と技術創造国が19.1%のケースで地理的に分離されており、これらの事例の多くでは、所有権はグループの親会社 (9.7%) に割り当てられている。
- 特許価値が大きい高収益特許の場合、発明国の特許所得税率が10%上昇すると、サンプル平均で軽課税国における特許所有権の所在傾向が24.5%上昇する。**特許所有権を軽課税国に移転し、技術創造国から地理的に分離する傾向は、高価値特許であるほど上昇する**。定量的には、1標準偏差の特許品質の増加は、サンプル平均でタックスハイブンへの移転傾向を12.1%増加する。
- CFC税制は、租税に起因する特許所有権の低税率国への移転を減少させる。定量的には、CFC税制が廃止された場合、低税率国における特許保有率は4.0%上昇する。
- 移転価格税制が、低税率国における特許所有の傾向に対する統計的に有意な影響は見受けられない。

Corporate Taxes, Patent Shifting, and Anti-avoidance Rules: Empirical Evidence

法人税、パテントシフト、反租税回避ルール：実証的証拠（2）

- ①
- ②
- ③

分析に関する基礎的なデータ

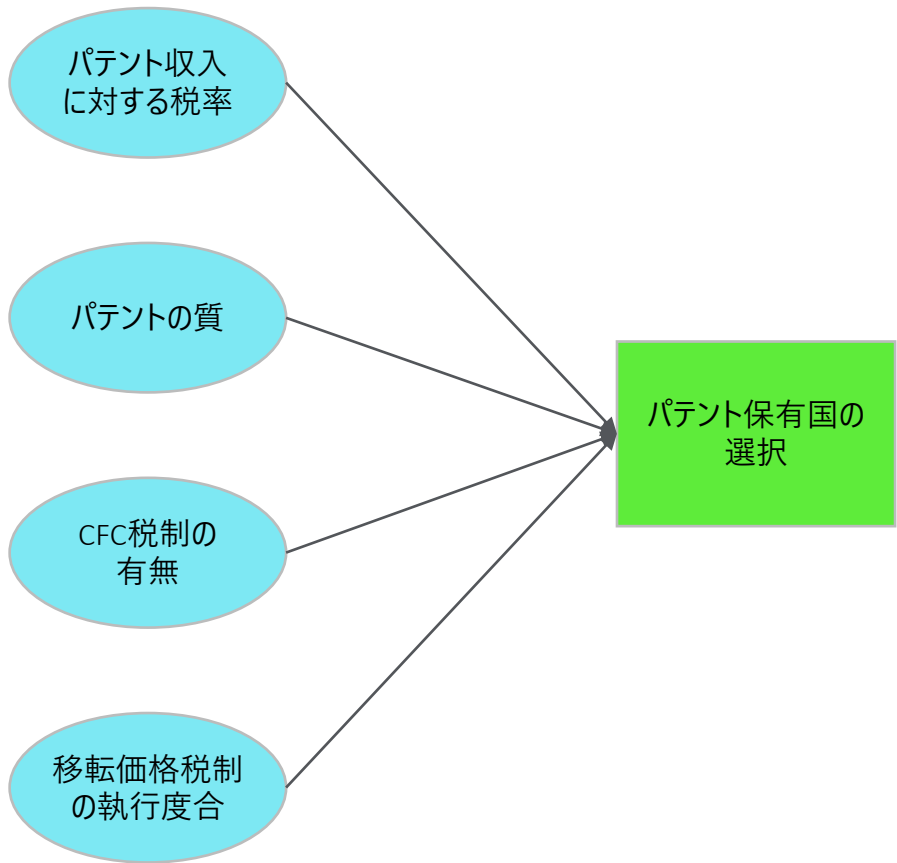
分析の基本的性格	内容
分析対象制度	パテントボックス税制、CFC税制、移転価格税制
分析対象	多国籍企業の軽課税国における特許保有傾向、研究開発国とパテント保有国の分離
分析対象企業	EPO（European Patent Office）に特許を出願している企業（所在地国は必ずしも欧州域内とは限らないが、欧州中心）
分析対象年度	企業データのカバー年度は1990年から2006年
データソース	EPOが管理する特許データ、BvD社が管理するAMADEUSデータベース

Corporate Taxes, Patent Shifting, and Anti-avoidance Rules: Empirical Evidence

法人税、パテントシフト、反租税回避ルール：実証的証拠（3）

①	②	③
---	---	---

分析の基本的なコンセプト



- 本論文においては、プロビットモデルもしくはロジットモデルと呼ばれる手法を用い、パテントを保有させる会社がある国の選択が、様々な税制度の影響を受けてなされるものかを分析している。
- 本論文において、パテント保有に影響を与える税制度・税要因としては、パテントボックス制度の有無とパテント収入に対する税率、CFC税制の有無、移転価格税制の執行の厳格さ、を取り上げている。またパテントの潜在的な価値が高いほど、税誘因の選択がなされる可能性が高めるかを検証するために、パテントの質を定量化した分析も行っている。

Corporate Taxes, Patent Shifting, and Anti-avoidance Rules: Empirical Evidence

法人税、パテントシフト、反租税回避ルール：実証的証拠（4）



本勉強会との関連事項

※論文の内容を踏まえ、事務局（デロイトトーマツ税理士法人）が類推した内容を含む

本勉強会における検討ポイント	論文から読み取ることができる関連事項
■ 諸外国における無形資産関連税制が、形成された無形資産を国内に保持するという観点から、有用な税制であるか	■ 一定数の特許について、特許所得税率が低いという税動機によって特許所有国が選択され、技術創造国と特許所有国が地理的に分離されているため、特許所得税率を低く設定するような無形資産関連税制は、<u>形成された無形資産を国内に保持するという観点から、一定の有用性があると言える可能性がある。</u> ■ ただし、多国籍企業では、全ての特許所有国と技術創造国の地理的分離が税動機によるものではなく、地理的分離があるケースでも高税率国で特許所有をしているケースがあり、その多くはグループの親会社の所在国に特許所有権が割り当てられている事例である。<u>一概に特許所得に対する税率を低くしなければ、形成された無形資産を国内に保持出来ないとは言えない。</u>
■ 諸外国における無形資産関連税制が、研究開発拠点を国内に保持するという観点から、有用な税制であるか	■ 低税率国における特許保有はR&Dのインプットとアウトプットの地理的な別離と相関しており、利益を特許保有地に移せることで、高品質のインフラや高熟練労働者が所在するという税以外の便益によって、 <u>逆に実態ある経済活動（R&D活動）を高税率国に留める可能性を示唆している。</u>

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万5千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約345,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



IS 669126 / ISO 27001

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

二次利用未承諾リスト

報告書の題名:令和3年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業(諸外国等における経済の電子化に関する課税の動向等を踏まえた我が国の国際課税等の在り方に係る調査研究事業) 調査報告書

委託事業名:令和3年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業(諸外国等における経済の電子化に関する課税の動向等を踏まえた我が国の国際課税等の在り方に係る調査研究事業)

受注事業者名:デロイト トーマツ 税理士法人

頁	図表番号	タイトル
報告書別紙 P57	-	企業価値に占める無形資産割合の日米比較
報告書別紙 P58	-	(参考) 企業価値に占める無形資産の割合(欧州、中国、韓国)